明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十一年六月十日

○第百四十五回国会 衆議院会議録 第三十六号（一）

平成十一年六月十日（木曜日）

議事日程 第二十七号
平成十一年六月十日
午後一時開議
第一　自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案（建設委員長提出）
第三　核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件
第四　民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十一号）の締結について承認を求めるの件
第五　航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
第六　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第七　内閣法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外六名提出）
第八　首相府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）
第九　内閣府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）
第十　内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十一　内閣府設置法案（内閣提出）
第十二　国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十三　総務省設置法案（内閣提出）
第十四　郵政事業庁設置法案（内閣提出）
第十五　法務省設置法案（内閣提出）
第十六　外務省設置法案（内閣提出）
第十七　財務省設置法案（内閣提出）
第十八　文部科学省設置法案（内閣提出）
第十九　厚生労働省設置法案（内閣提出）
第二十　農林水産省設置法案（内閣提出）
第二十一　経済産業省設置法案（内閣提出）
第二十二　国土交通省設置法案（内閣提出）
第二十三　環境省設置法案（内閣提出）
第二十四　中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）
第二十五　独立行政法人通則法案（内閣提出）
第二十六　独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
日程第一　自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案（建設委員長提出）
日程第三　核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件
日程第四　民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十一号）の締結について承認を求めるの件
日程第五　航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第六　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第七　内閣法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外六名提出）
日程第八　首相府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）
日程第九　内閣府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）
日程第十　内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第十一　内閣府設置法案（内閣提出）
日程第十二　国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第十三　総務省設置法案（内閣提出）
日程第十四　郵政事業庁設置法案（内閣提出）
日程第十五　法務省設置法案（内閣提出）
日程第十六　外務省設置法案（内閣提出）
日程第十七　財務省設置法案（内閣提出）
日程第十八　文部科学省設置法案（内閣提出）
日程第十九　厚生労働省設置法案（内閣提出）
日程第二十　農林水産省設置法案（内閣提出）
日程第二十一　経済産業省設置法案（内閣提出）
日程第二十二　国土交通省設置法案（内閣提出）
日程第二十三　環境省設置法案（内閣提出）
日程第二十四　中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）
日程第二十五　独立行政法人通則法案（内閣提出）
日程第二十六　独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

午後一時三分開議

○**議長（伊藤宗一郎君）**　これより会議を開きます。

日程第一　自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（伊藤宗一郎君）**　日程第一、自衛隊法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長二見伸明君。

自衛隊法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔二見伸明君登壇〕

○**二見伸明君**　ただいま議題となりました自衛隊法等の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて、高齢社会に対応するため、新たな再任用制度を導入し、及び懲戒制度の一層の適正化を図るため、懲戒制度を整備するほか、公務の公正性の一層の確保等を図るため、再就職手続を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、新たな再任用制度の導入であります。

これは、一般職の国家公務員の例に準じて、定年退職者等を自衛隊員に再任用し得る新たな制度を設け、あわせて、再任用された自衛隊員の給与等に関する規定を整備することであります。

第二に、懲戒制度の整備であります。

これは、一般職国家公務員等となるため退職出向し、復帰した自衛隊員が、退職出向する前に懲戒事由に該当する行為を行っていた場合には、当該行為を理由として懲戒処分をすることができることとすることであります。

なお、新たな再任用制度により再任用された自衛隊員についても同様であります。

第三に、再就職手続の整備であります。

これは、離職後二年間につくことについて防衛庁長官の承認を受けることが必要とされる営利を目的とする会社等の地位を、離職前五年間に在職していた防衛庁本庁または防衛施設庁と密接な関係にあるものとし、及び防衛庁長官が行った承認の処分に関し、国会に対し報告しなければならないこと等とすることであります。

本案は、去る六月二日本委員会に付託され、翌三日野呂田防衛庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（伊藤宗一郎君）**　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（伊藤宗一郎君）**　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○**議長（伊藤宗一郎君）**　日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（伊藤宗一郎君）**　御異議なしと認めます。

日程第二　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案（建設委員長提出）

○**議長（伊藤宗一郎君）**　日程第二、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。建設委員長平田米男君。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案

〔本号㈡に掲載〕

〔平田米男君登壇〕

○**平田米男君**　ただいま議題となりました民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、内閣総理大臣は、特定事業の実施に関する基本方針を定めなければならないこと、

第二に、公共施設等の管理者である大臣、地方公共団体の長等は、特定事業の実施方針を定め、特定事業を選定し、選定事業を実施する民間事業者を選定すること、

第三に、特定事業の実施を促進するために財政上、金融上の支援策を講ずるとともに、規制緩和の推進等を図ること、

第四に、特定事業の促進及び総合調整を図るため、学識経験者から成る民間資金等活用事業推進委員会を総理府に設置すること

等を定めております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及びその内容であります。

本案は、去る四日の建設委員会において、起草案について実質的質疑としての発言があり、内閣の意見を聴取した後、賛成多数をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、効率的かつ効果的な社会資本整備を進める上で留意する点を内容とする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤宗一郎君）　起立多数。よって、本案は可決いたしました。

日程第三　核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四　民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十一号）の締結について承認を求めるの件

日程第五　航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長（伊藤宗一郎君）　日程第三、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件、日程第四、民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十一号）の締結について承認を求めるの件、日程第五、航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅君。

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十一号）の締結について承認を求めるの件及び同報告書

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔中馬弘毅君登壇〕

○中馬弘毅君　ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国際原子力機関との保障措置協定追加議定書について申し上げます。

我が国は、昭和五十一年、核兵器の不拡散に関する条約を批准し、翌年、国際原子力機関との間で保障措置協定を締結いたしました。その後、イラク及び北朝鮮の核兵器開発疑惑を契機として、国際原子力機関は、保障措置制度の強化のための方策について検討を始め、平成九年五月に理事会でモデル追加議定書が採択されました。これを受け、我が国は、追加議定書に関し、平成十年三月より同機関との間で協議を行い、同年十二月四日ウィーンにおいて本議定書の署名が行われました。

本議定書は、国際原子力機関の保障措置制度の実効性を強化し、及びその効率を改善するものであり、その主な内容は、

保障措置協定の規定はこの議定書の規定と両立する限度において、この議定書について準用すること、

日本国政府は、核物質を伴わない核燃料サイクル関連の研究開発活動に関する情報等を含む報告を機関に行うこと、

日本国政府は、機関に対し、原子力サイト内の場所、廃止措置のとられた施設等への補完的なアクセスを認めること

等であります。

次に、民間職業仲介事業所条約について申し上げます。

国際労働機関は、有料職業紹介事業から生ずる弊害を除去するため、営利目的の有料職業紹介所の漸進的廃止または規制について定めた第九十六号条約を昭和二十四年に採択いたしましたが、その後、労働市場を取り巻く環境の変化により、民間職業仲介事業所の労働市場における役割は、大幅に増大いたしました。このような状況の変化を受けて、第九十六号条約の改正の必要性が検討された結果、平成九年六月に開催された国際労働機関の第八十五回総会において、本条約が採択されました。

本条約は、民間職業仲介事業所の運営を認め、及びそのサービスを利用する労働者を保護するために必要な枠組みについて定めたものであり、その主な内容は、

加盟国は、許可または認可の制度により、民間職業仲介事業所の運営を規律する条件を決定すること、

民間職業仲介事業所による労働者の個人情報の処理は、当該情報を保護する方法で、労働者の資格等、直接に関連する情報に限って行われるものとすること

等であります。

最後に、イスラエルとの航空協定について申し上げます。

従来より、イスラエル側から我が国に対し定期航空路開設の希望が表明されておりましたが、本年二月に行われた交渉で合意に達しましたので、四月二十三日東京において本協定の署名が行われました。

本協定の内容は、我が国がこれまで締結した航空協定とほぼ同様のものであり、我が国とイスラエルとの間の定期航空業務を開設するため、業務の開始及び運営についての手続及び条件、相手国の空港及び施設の使用料についての最恵国待遇及び内国民待遇の許与等について規定するとともに、付表において指定航空企業が運営する路線を定めております。

以上三件は、去る六月三日外務委員会に付託され、四日高村外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行い、これを終了し、まず、国際原子力機関との保障措置協定追加議定書について討論を行った後、採決を行いました結果、多数をもって承認すべきものと議決いたしました。次に、民間職業仲介事業所条約及びイスラエルとの航空協定について採決を行いました結果、それぞれ全会一致をもって承認すべきものと議決した次

第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（伊藤宗一郎君）**　これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（伊藤宗一郎君）**　起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第四及び第五の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（伊藤宗一郎君）**　御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第六　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○**議長（伊藤宗一郎君）**　日程第六、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長北橋健治君。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔北橋健治君登壇〕

○**北橋健治君**　ただいま議題となりました鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における鳥獣の生息状況及び狩猟の実態にかんがみ、著しく増加し、または減少した鳥獣について、長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るとともに、狩猟者の減少防止に資するため、特定の鳥獣の保護管理に関する計画制度の創設及び狩猟免許制度の改善等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十一日同院において修正議決され、本院に送付されたものでありますが、その修正内容は、この法律の施行後三年を目途とする本法制度についての検討条項が加えられたことであります。

本案は、六月三日本委員会に付託され、同月四日に真鍋環境庁長官から提案理由及び参議院における修正部分について説明を聴取した後、去る八日に質疑を行い、野生鳥獣の生息状況の実態把握及び生息地の復元、育成、整備と国有林等の有効利用の必要性、狩猟による個体数調整の是非、地方公共団体における特定鳥獣保護管理計画の実施体制の整備と策定指針の必要性、鳥獣保護行政の専門家等の人材の確保及び育成の必要性、農林業被害の実態把握とその防止及び救済策、銃による狩猟における鉛弾規制や死骸処理対策の必要性、狩猟と切り離した野生生物保護法制の必要性等の問題点に関し論議が交わされましたが、その詳細につきましては、会議録を御参照いただきたいと思います。

かくて、同日質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、委員会審査での論議を踏まえ、野生鳥獣生息地の育成、整備や農林業被害の防除対策の充実を初め、特定鳥獣保護管理計画の策定、実施のための指針の内容、野生鳥獣保護の法制度等についての早急な検討等に関して、政府に対して適切な措置を講ずることを求める内容の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（伊藤宗一郎君）**　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（伊藤宗一郎君）**　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七　内閣法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外六名提出）

日程第八　首相府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）

日程第九　内閣府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）

日程第十　内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十一　内閣府設置法案（内閣提出）

日程第十二　国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十三　総務省設置法案（内閣提出）

日程第十四　郵政事業庁設置法案（内閣提出）

日程第十五　法務省設置法案（内閣提出）

日程第十六　外務省設置法案（内閣提出）

日程第十七　財務省設置法案（内閣提出）

日程第十八　文部科学省設置法案（内閣提出）

日程第十九　厚生労働省設置法案（内閣提出）

日程第二十　農林水産省設置法案（内閣提出）

日程第二十一　経済産業省設置法案（内閣提出）

日程第二十二　国土交通省設置法案（内閣提出）

日程第二十三　環境省設置法案（内閣提出）

日程第二十四　中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

日程第二十五　独立行政法人通則法案（内閣提出）

日程第二十六　独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

○**議長（伊藤宗一郎君）**　日程第七、鹿野道彦君外六名提出、内閣法の一部を改正する法律案、日程第八、首相府設置法案、日程第九、内閣府設置法案、日程第十、内閣提出、内閣法の一部を改正する法律案、日程第十一、内閣府設置法案、日程第十二、国家行政組織法の一部を改正する法律案、

日程第十三、総務省設置法案、日程第十四、郵政事業庁設置法案、日程第十五、法務省設置法案、日程第十六、外務省設置法案、日程第十七、財務省設置法案、日程第十八、文部科学省設置法案、日程第十九、厚生労働省設置法案、日程第二十、農林水産省設置法案、日程第二十一、経済産業省設置法案、日程第二十二、国土交通省設置法案、日程第二十三、環境省設置法案、日程第二十四、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、日程第二十五、独立行政法人通則法案、日程第二十六、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、右二十案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。行政改革に関する特別委員長高鳥修君。

内閣法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外六名提出）及び同報告書

内閣府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）及び同報告書

首相府設置法案及び同報告書

内閣府設置法案（内閣提出）及び同報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案及び同報告書

総務省設置法案及び同報告書

郵政事業庁設置法案及び同報告書

法務省設置法案及び同報告書

外務省設置法案及び同報告書

財務省設置法案及び同報告書

文部科学省設置法案及び同報告書

厚生労働省設置法案及び同報告書

農林水産省設置法案及び同報告書

経済産業省設置法案及び同報告書

国土交通省設置法案及び同報告書

環境省設置法案及び同報告書

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

独立行政法人通則法案及び同報告書

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔高鳥修君登壇〕

○**高鳥修君**　ただいま議題となりました各法律案につきまして、行政改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の中央省庁等改革関連十七法律案について申し上げます。

各案は、さきに成立した中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行い、中央省庁等改革を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

初めに、内閣法の一部を改正する法律案については、

第一に、内閣が国民主権の理念にのっとりその職権を行うべき旨を明らかにするとともに、内閣機能の強化を図るため、内閣総理大臣の内閣の重要政策に関する基本的な方針の発議権を明確化すること、

第二に、国務大臣の数は十四人以内とし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることができること、

第三に、内閣官房の所掌事務に内閣の重要政策に関する基本的な方針の企画及び立案が含まれることを明らかにする等所要の規定を置くこととしております。

次に、内閣府設置法案については、

第一に、内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることとし、その任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどること、

第二に、内閣府に特命担当大臣を置くことができることとし、特命担当大臣の関係行政機関の長に対する資料提出請求権、勧告権、内閣総理大臣に対する意見具申権等について所要の規定を整備すること、

第三に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、経済財政諮問会議等の重要政策に関する会議を置くこととしております。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案については、法の適用対象を内閣の統括のもとに行政事務をつかさどる行政機関として、内閣府は適用対象外とし、国家行政組織を任務を基軸に構成し、行政機関の政策について評価及び調整を図ることとするとともに、副大臣及び政務官の設置、官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職で局長に準ずるものの創設等の所要の措置を講ずるものとしております。

次に、総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案の各法律案については、各省庁の任務及びそれを達成するために必要な所掌事務並びに各省庁に置かれる職、機関及び外局について所要の規定を置くこととしております。

次に、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案については、現行府省庁の設置法を廃止するとともに、副大臣及び政務官の設置及び審議会等の整理に伴い関係法律について必要となる改正を加え、また、国家公安委員会、防衛庁、金融庁等の各府省の外局に関する法律について、設置される府省名、任務、所掌事務等に関し必要となる改正を行うなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、独立行政法人通則法案については、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定めようとするもので、

第一に、独立行政法人の業務の運営について、主務大臣は中期目標を定め、独立行政法人は、これを達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受け、遅滞なくそれを公表しなければならないものとすること、

第二に、独立行政法人は、各事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績について、主務省に置かれる独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないものとすること、

第三に、独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとし、財務諸表等の作成、

会計監査人の監査、利益及び損失の処理、借入金、財源措置、財産の処分の制限等財務及び会計に関して所要の規定を置くこととしております。

最後に、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案については、独立行政法人通則法の施行に伴い、国家公務員法その他の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めることとしております。

これらの中央省庁等改革関連法律案の施行期日は、内閣法の一部を改正する法律案にあっては別に法律で定める日とし、その他にあっては、一部の事項を除き、内閣法の一部を改正する法律案の施行の日としております。

次に、鹿野道彦君外六名提出の三法律案について申し上げます。

内閣法の一部を改正する法律案は、内閣が国民主権の理念にのっとり、首長たる内閣総理大臣の統括のもとにその職権を行うべき旨を明らかにするとともに、内閣総理大臣がその指導性を十分発揮し得るよう、内閣総理大臣の閣議の運営に関する基本的な方針の決定権の明確化、閣議における案件の発議権の内閣総理大臣への一元化、内閣官房の廃止等所要の改正を行おうとするものであります。

次に、首相府設置法案は、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐するため、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案、情報の収集及び分析並びに内閣総理大臣の広報に関する事務をつかさどる首相府を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織に関する事項を定めようとするものであります。

最後に、内閣府設置法案は、内閣の事務を助けるとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律で、内閣府に属させられた行政事務を遂行するため、内閣府を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織に関する事項を定めようとするものであります。

三法律案は、去る六月七日本院に提出され、翌八日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、昨九日提出者より提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成少数をもって否決すべきものと決した次第であります。

中央省庁等改革関連十七法律案は、四月二十八日本院に提出され、五月十八日の本会議において趣旨説明を聴取した後、質疑を行い、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌十九日太田総務庁長官から提案理由の説明を聴取した後、二十五日から六月九日まで政府等に対する質疑を行ってまいりました。この間、五月二十八日には参考人からの意見聴取、六月七日には公聴会の開催、翌八日にはいわゆる地方公聴会を開催するなど、慎重に審議を重ね、昨九日質疑を終了し、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、各案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○**議長（伊藤宗一郎君）**　二十案につき討論の通告があります。順次これを許します。平野博文君。

〔平野博文君登壇〕

○**平野博文君**　民主党の平野博文でございます。

私は、民主党を代表して、ただいま議題となりました政府提案の中央省庁等改革関連法案に対し反対、民主党提案の首相府設置法、内閣法改正案、内閣府設置法に対し賛成の立場から討論をいたします。（拍手）

まず、政府案について。私たち民主党が政府案に反対する理由は単純明快であります。政府は、今回の行政改革を通して、簡素、効率、透明な行政を実現すると国民に約束してきたにもかかわらず、実際に政府が提出した法案は、この公約から余りにもかけ離れている内容であります。およそ行政改革と称することはできないことが、国会審議を通じて明らかになったからであります。

今回政府が進める省庁再編等の問題について、民主党は昨年の基本法の段階から指摘をしてまいりました。しかし政府は、我々のみならず、他の野党や国民の批判の声を謙虚に受けとめることなく、問題点をそのままにした法案を今国会に提出してきました。

その上政府は、みずからがこの国の形を定める重要法案と言いながら、我々の指摘する問題点に明確な答弁をしない上に、この膨大な法案を十分に審議する時間もとらないままに、ただひたすら成立のみを急ぐという姿勢に出てきたのであります。この国の形を審議し、方向性を見出していくことはまさに国権の最高機関たる国会の仕事であり、この国会の本来の機能を否定しようとする現在の政府の姿勢は、国会軽視、ひいては国民軽視以外の何物でもないと考えております。

行政府の責任者であると同時に、国会に議席を有する総理並びに国務大臣が、みずから国会の存在を否定するような愚かな行動に出ることこそが、まさに各所管省庁の既得権益の代弁者となっているあかしと判断せざるを得ません。

政府案の問題点は、本会議及び委員会審議を通じて再三指摘をしてまいりました。しかし、その根本原因は以下述べる点にあると我々は考えています。

すなわち、本来改革の対象である行政に改革自体を依存するという、まないたの上のコイに包丁を持たせた結果が、設置目的が全くあいまいな総務省であり、民主的なコントロールが不可能な国土交通省であります。このような官僚依存型の行政改革にあって、内閣機能の強化などは何をか言わんやであります。

さらに、行政改革の核心とも言える大蔵省改革の、そのまた核心である財政と金融の分離について、小渕総理は我々民主党との合意を破り、結果提出された政府案は、改革という名に全く値しないものになっています。政党間の合意を平気で踏みにじるという小渕総理の政治姿勢は、それだけでも内閣不信任に相当いたします。（拍手）

また、財政と金融の完全分離及び金融行政の一元化という命題を不完全な決着に終わらせることは、我が国の金融システムにとって大きな禍根を残すことは火を見るより明らかであります。財政と金融の規律があいまいなまま、またぞろ公的資金の投入を繰り返すということになれば、ただでさえ危機的な状況にある我が国財政は完全に破綻への道を歩むことになるでしょう。

このように、まないたの上のコイに包丁を持たせた行政改革は、単に真の行政改革の進展を阻むだけでなく、きっと将来の世代に大きな負担を強いることになると私は危惧をいたしておるところであります。

小渕総理が昨年政権を引き継いで以来、この行革について唯一リーダーシップを発揮したのが、公務員の二五％削減と行政コストの三〇％削減であります。しかし、この公約もまた、見せかけの公約と言われても仕方のないものであります。

公務員の削減については、昨年の基本法にある一〇％削減と実質的には何ら変わることなく、独立行政法人化される機関の職員を削減の内数とすることによって、見かけ上の削減割合をふやしただけのものであります。また、行政コストの削減については、その内容が抽象的で、これでは検証のしようがありません。このように公約を掲げること自体、国民を欺くに等しい行為であると言わざるを得ません。

次に、内閣機能強化について、民主党案及び政府案を比較することによって、彼我の優劣を明らかにしたいと思います。

私は、議院内閣制とは、内閣を通じて政治がリーダーシップを発揮する制度であり、政治がリーダーシップを十分に発揮して行政コントロールができる内閣制度を構築することが、長期的な不況や環境問題、少子高齢化社会などの国内外の重要な政策課題に機動的に対応できる唯一の手段であると考えています。

今求められていることは、政治のリーダーシップと責任によって国のあり方を決め、実行するシステムなのであります。このシステムによって、初めて国民は、政治が責任を負うことの大切さを認識することができ、二十一世紀に向けた構造改革を大胆に推し進めることが可能となるのであります。

そのような政治的リーダーシップを確立するために、内閣機能を強化することが必要であります。そのためには、まず、唯一国会から指名され、内閣の権限の源である内閣総理大臣の権限を強化し、政治的リーダーシップを発揮させるための補佐機構を整備するとともに、内閣総理大臣が採用した政策に対して責任をとれる状態にしなければなりません。

ところが、政府の中央省庁等改革関連法案では、内閣総理大臣の指導性の明確化は、従来から当然の権利とされている、閣議における内閣総理大臣の発議権を明確にしたにすぎず、官僚支配の温床となっている諸制度はそのままとなっております。政治のリーダーシップを発揮しようがありません。さらに、内閣の補佐機構である内閣府についても、予算、人事や組織体制を統括していないなど、政治的リーダーシップにより各省庁をコントロールする仕組みとしては極めて不十分と言わざるを得ません。

一方、民主党案では、内閣法改正案において、内閣総理大臣の権限を、明治憲法から続く官僚の呪縛から解き放ち、内閣総理大臣に対して、強い権限と責任ある政治を実行させるために、統括権を付与し、閣議の運営に対する基本的な方針の決定権を与えるなど、総理大臣が政治的リーダーシップを発揮できるようにしております。

また、首相府設置法案では、内閣総理大臣を強力にサポートするための機構の整備を行い、国政についての重要事項の決定、内閣総理大臣の提案する基本方針の補佐、報道、情報収集等を行うために、百名から二百名程度のスタッフを有する首相府を設置することにより、総理のリーダーシップに対する強力な補佐体制を構築しております。

さらに、内閣府設置法案では、行政全体の総合調整を行うための機構の整備を行っています。内閣総理大臣と首相府を強力に補佐し、政治主導の予算編成と行政改革等を実行するための組織としております。

このように、民主党案こそが、行政改革にふさわしい政治のリーダーシップを確立した法律案であり、民主主義社会における議院内閣制の正しい姿を示していると断言できるのであります。（拍手）

行政改革はまさに政治の仕事であるにもかかわらず、現在の政府・与党では真の行政改革を実現することが不可能であることが、国会審議を通じて明らかになったと考えています。

我々民主党は、今回提出した内閣機能強化関連三法案を初め、現在用意しております幾多の行政改革関連法案を今後成立させることによって、二十一世紀にふさわしい行政制度をつくり上げることを国民の皆さんに約束いたしますとともに、議題となっております政府提出、中央省庁等改革関連十七法案すべてに反対、民主党提出の首相府設置法その他二法案に対して賛成の意を表明して、私の討論を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　杉山憲夫君。

〔杉山憲夫君登壇〕

○杉山憲夫君　私は、自由民主党、自由党を代表して、内閣提出の内閣法の一部を改正する法律案外十六件の中央省庁等改革関連法律案に賛成、民主党提出の内閣法の一部を改正する法律案外二件の法律案に反対の討論を行います。（拍手）

二十一世紀が目前に迫っている今日、社会経済の全般的な活力の低下や、急速な国際化、少子高齢化の進展といったさまざまな課題が山積する中、これらを克服し、二十一世紀にふさわしい、魅力ある国づくりを進めることは喫緊の課題であり、戦後我が国を支えてきた経済社会システム全体の再構築こそが求められているわけであります。

とりわけ中央省庁については、明治以来、抜本的な変革なしにそのシステムが維持されてきたことから、制度疲労が目立ってきており、重要な国家機能を有効かつ適切に遂行するにふさわしい、簡素にして効率的かつ透明な政府の実現に向けて、真摯に取り組むことが必要となっております。中央省庁のあり方は、我が国の社会経済システム全体に与える影響も極めて多いことから、今回、政治主導による本改革をなし遂げることが、ぜひとも必要であります。

それでは、具体的に中央省庁等改革関連法律案に賛成する理由を、法案審議の経過で明らかとされた点を含めて申し上げます。

第一に、総理や内閣のリーダーシップの強化が図られている点であります。

具体的には、閣議における内閣総理大臣の発議権を明記するとともに、新たに内閣府、特命担当大臣を設置し、内閣総理大臣を直接補佐する体制を整備することなどにより、内閣総理大臣のリーダーシップのもと、機動的かつ迅速な意思決定が行われる仕組みとなっております。さらに、各府

省においても、副大臣、政務官を設置して、各大臣のリーダーシップを補佐する体制の整備も図られており、これらによる政治の主導性が一層強化されていることは、高く評価されるものと考えております。

第二に、各省が総合性及び包括性を持った行政機能を担うよう、任務を基軸とした一府十二省体制への再編成を行うことにより、高い視点と広い視野からの政策立案機能を発揮できるようにしております。

また、このこととあわせ、新たな府省の間で互いに政策を協議する政策調整の制度を設けることにより、いわゆる縦割り行政の弊害を排し、国民のニーズに的確に対応できる体制となっていることが明らかとされております。また、これにあわせて、従来、各省の広範な裁量権限の根拠となっているのではないかとの疑念のあった各省設置法の権限規定を廃止することとしている点は、評価できるものと考えております。

第三に、行政のスリム化に関しては、各府省の内部部局の官房、局の数を九十六以内とすることを定めるとともに、八十九事務事業について独立行政法人化とするなど、各般にわたってきめ細やかな方針が明らかにされたことであります。

特に、定員削減については、与党の合意を受けて、政府は、二五％の純減を目指した定員削減を実現するため、最大限努力することとしているところであります。さらに、審議会の整理合理化に関しても、現在二百十一ある審議会を九十に整理し、政策の決定が内閣総理大臣と国務大臣の責任であるものであることが、より明確となっていることも評価できる点であります。

第四に、公正で透明な政府の実現が図られている点であります。

独立行政法人制度の創設は、業務運営の自主性、自律性を高めることとなるとともに、外部機関が定期的に事後評価することにより、業務の一層の透明化が図られることとなります。また、各府省に政策評価システムを確立するとともに、その結果について公表を行うことにより、政策が国民のニーズに合っているかどうかが常に問われることになり、その結果、各府省の政策の企画立案能力の向上にもつながるものと期待されます。

これに対し、民主党の内閣法の一部を改正する法律案外二件の法律案については、内閣機能強化という基本的なねらいこそ政府案と同じでありますが、憲法が行政の最高機関として位置づけた内閣を、内閣総理大臣の統括のもとに置き、内閣総理大臣が、内閣としての意思にかかわりなく、単独で行政各部の指揮監督を行うことができることとしている点など、憲法の趣旨に照らし問題であります。

また、具体的な組織について見ると、内閣官房を廃止し、新たに設置される内閣総理大臣を直接補佐する首相府と、合議体たる内閣の補佐と現行の総理府の事務をあわせて行う内閣府との役割分担が不明確であるなど、問題が多く、反対せざるを得ません。

中央省庁等改革は、昨年六月に基本法が成立し、その後、小渕内閣のもとで具体化の作業が進められてきたわけでありますが、今回の関連法律案の成立により、新体制への移行が予定どおり二〇〇一年一月に開始され、二十一世紀に対応した政策課題に専念できることが、より確実なものとなるわけであります。

現在の我が国経済社会の先行き不透明感を払拭するためにも、政府が本改革の実現に向けて着実に取り組んでいかれることを期待いたしまして、政府提出の中央省庁等改革関連法律案に対する私の討論を終わります。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　松本善明君。

（松本善明君登壇）

○松本善明君　私は、日本共産党を代表して、中央省庁再編関連十七法案に対する反対討論を行います。（拍手）

まず、この法案の審議の問題であります。

国の全行政機関の再編にかかわる重要かつ広範なこの法案を、日本のすべての法律の約三分の一、四百七十五本の法律改定を一つにした地方分権一括法案とあわせて審議し、しかも、わずか十二日間の審議で採決するということは、国会審議の形骸化以外の何物でもありません。戦争法、盗聴法案の強行に続くこの事態は、国権の最高機関である国会の権威をみずから失墜させるだけではなく、国民主権に対する重大な背反であります。私は、最初にこのことを厳しく糾弾するものであります。（拍手）

法案に対する反対理由の第一は、これらの法案が、国民の福祉や医療、教育など、国民生活部門を徹底的に切り捨てるものだからであります。

言うまでもなく、憲法第二十五条は、国民の生存権をうたい、社会福祉、社会保障などを国の義務として規定しております。二十六条は国民の教育を受ける権利を、二十七条は勤労の権利を明記し、それぞれ国の責任も明示しているのであります。この法案は、国が国民に対して負っている国民生活擁護の責任を放棄しようとしているものであります。

その役割の中心をなすものが、新しく導入する独立行政法人であります。これは、国の事務事業を行政から切り離して法人に行わせようとするものでありますが、制度のねらいは、審議の中で総理大臣や総務庁長官が答弁をしましたように、一定期間後に法人組織の改編や廃止をすることにあります。つまり独立行政法人は、民営化か廃止かの第一歩であります。これが国の責務の放棄であることは明白であります。

しかも、その対象は、国立病院・療養所、国立研究機関、国立美術館、博物館など、国民と密接に関係する分野ばかりであります。その数も八十九施設機関、対象となる職員は七万三千人であります。

独立行政法人の運営は、目標と管理、企業会計原則の導入など、徹底した企業的効率が追求される仕組みになっております。ところが、その対象となる国立病院・療養所では、重度心身障害者、高齢者、結核、難病など、民間施設では困難な医療を受け持っているのであります。独立行政法人化によって採算優先の運営がされ、本来国が果たすべきこれらの不採算医療が切り捨てられていく危険が、ますます高まってまいります。

国立試験研究機関は、国の機関として高い公共性、中立性、長期的かつ広域的な視点から、科学技術の向上に大きな貢献をしております。独立行政法人による、三年から五年という短期的評価、また効率化と採算優先のもとでは、こうした研究は成り立ちません。

このことは、有馬文部大臣が、行革会議の委員当時、国立大学の独立行政法人化への反論書の中でも、自発性、長期性、多様性を本質とする大学の研究にはなじまない、安定的研究費、人件費の確保の保障がない、国立以上に独立行政法人に対し国の財政支援がなされるとは到底考えられないと言って反対をしましたが、これは国立研究機関でも全く同じであります。

国家公務員の十年間、二五％削減は、公的部門が負うべき行政需要を無視し、国民生活に不可欠の行政サービスを大幅に切り捨てることにつながる無謀なものであります。

総務庁長官も認めておりますが、我が国の公務員は先進国の中で人口比で最も少ないのであります。しかも、削減目標は、橋本内閣当時が一〇％、小渕首相の総裁選出馬で二〇％、自自合意で二五％へと、わずか一年足らずで次々と引き上げられ、総務庁長官も、当惑していると答弁をしたくらいであります。二五％削減には、何の根拠もないのであります。また、削減対象から二十六万の自衛隊を外すなど、軍事優先の人減らし計画でもあります。

反対理由の第二は、国民生活部門を切り捨てる一方で、ゼネコン、大企業などに尊ら奉仕する部門を肥大化させていることであります。

公共事業の約八割を集中させる巨大公共事業官庁の国土交通省を出現させました。この国土交通省が、対米公約の六百三十兆円を公共事業に使う基本計画のもとに、完全に破綻をした苫小牧東部開発や、むつ小川原開発を進めるとともに、さらに伊勢湾口、東京湾口など巨大な海峡大橋を全国に六つもかけるなど、超大型プロジェクト中心の五全総を推進する中枢となります。

日本の公共事業費は、アメリカの四倍、イギリスの八倍、ドイツの三倍、フランスの二倍であります。その上、小渕内閣は、財界向けのばらまき財政で、先進国最悪の財政危機、国と地方自治体の借金が六百兆円という未曾有の事態をつくり出しました。小渕内閣には、行革を語る資格は全くありません。この分野にこそ徹底的なメスを入れることこそが、国民の求めている行財政改革であります。（拍手）

反対理由の第三は、内閣機能の強化についてであります。

問題は、なぜ内閣機能の強化かであります。この間の論戦でもその意図が明らかになっておりますが、本法案の首相権限、内閣機能強化が、アメリカの戦争に協力する体制づくりを進め、財界中心の経済政策を一層進めるためのものであるということであります。

いわゆる戦争法、ガイドライン関係法は、周辺の範囲も、事態についての判断も、自治体、民間の協力内容も、一切政府に白紙委任するものであり、戦争参加の国家体制づくりであることは、その審議の中で明白になりました。自民党政府が進める首相権限、内閣機能強化は、こうした戦争参加の国家体制づくりと一体であります。

また、経団連など財界は、この省庁再編を積極的に推進しておりますけれども、内閣機能の強化の一つの中心である経済財政諮問会議は、財界向けの経済政策を、首相の権限強化とあわせて強権的に進めることなるものであります。

最後に、国民が求めている行政改革は、浪費とむだをなくし、腐敗構造にメスを入れて、行政を国民本位に切りかえることであります。

そのためには、何よりも、国と地方で公共事業に五十兆円に対し、社会保障にはわずか二十兆円という、世界に類例のない逆立ちした税金の使い方を転換させる行財政改革が、まず必要であります。また、財界中心に動く行政から、国民中心に動く行政に転換するために、政官財の癒着構造にメスを入れることが必要であります。自民党政府の行政改革は、この緊急課題にまともに取り組んでおりません。私は、行政改革の方向を、国民本位に根本的に転換することを強く要求するものであります。

なお、民主党案については、見解を異にするので賛成できないことを述べて、反対討論を終わるものであります。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　石垣一夫君。

〔石垣一夫君登壇〕

○石垣一夫君　私は、公明党・改革クラブを代表して、まず初めに、ただいま議題となりました内閣提出の中央省庁等改革関連法律案について、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

我が国は、長年にわたってこの国のあり方が求められてまいりました。今、この中央省庁等改革関連法律案は、地方分権一括法案とともに、この国の国家像を根本から変えようとする内容であります。

それは、単に国家行政機能をスリム化するという構造改革ばかりでなく、二十一世紀に向けて国民の意識構造をも変え得る、新しい価値観に基づく民主主義の実現にふさわしい国家社会規範の大改革を目指すものであります。その意味で、行政改革に後ろ向きの姿勢では、私たち国民の積年にわたる宿願を達成することはできません。

さて、今回の法案審議は、昨年の中央省庁等改革基本法案審議の中で、当時の平和・改革が主張し、附帯決議として採択された、裁量行政の排除、行革顧問会議の設置、そして行政評価手法の導入が、本法案に盛り込まれた上での審議のスタートとなりました。

本院の行政改革特別委員会においては、中央省庁等改革関連法律案の審議を、参考人質疑及び公聴会を含めて、本日まで十三日間にわたって論議を深めてまいりました。それら審議の中で、私たち公明党・改革クラブの中央省庁再編に対する基本的考えを示しつつ、我が会派の委員がそれぞれ政府側にただし、その論議の結果として、多くの重要な改善点が見られました。

以下、それらの諸点について、具体的に申し述べたいと思います。

まず第一に、内閣官房と内閣府の関係について、内閣府の総合調整は各省の上に立った総合調整とし、内閣官房の総合調整は内閣としての最高かつ最終の調整として位置づけた運用を図るべき点、及び内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表することについて明確になりました。

第二に、経済財政諮問会議の位置づけについて、内閣の合議機関として置かれる経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるために、財務省は、予算の査定や原案決定等予算編成の各過程において、経済

財政諮問会議に報告し、意見を求めるとともに、当会議の意見を尊重する点が明確になりました。

第三に、各省設置法案の所掌事務規定について、所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる事務の明確な範囲を定めたものであり、権限規定とは異なるものであることが、総理大臣の答弁で明確になりました。

第四に、環境政策について、内外の環境を守り、二十一世紀に引き継ぐことは重要な政策課題であるとの認識のもとに、国有林について、森林保全の観点から、公益的機能を重視した管理経営の実施に当たって、環境省との一層の連携を図ることが明言された点であります。

第五に、今回、中央省庁等の改革に伴い、行政評価という新しい視点が導入され、全政府的に厳正で客観的な政策評価を行うためのシステムの構築を進めていく中で、中央省庁再編後、速やかな法制定の実現に向けて検討をすることが明確になったことであります。

第六に、国家公務員の定員削減については、各府省の定員の少なくとも十年、一〇％の計画的削減を進めるとともに、独立行政法人化による一層の定員削減を強力に進め、増員の徹底した抑制を図ること等により、定員二五％純減を目指した最大限の努力が明確になりました。

また、省庁再編に伴う人事については、分掌官の任命は必要最小限度とし、分掌官のもとに入る職員については固定的に配置しないこと、さらには、省庁再編に伴う人事については適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないことが明確になったことであります。

第七に、独立行政法人について、その中期目標の期間の終了時において主務大臣が行うとされている、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他、その組織及び業務の全般にわたる検討については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃、民営化は、この基準を踏まえて決定することが明確になった点であります。

また、独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて身分変更について適切に対処することが明確になった点であります。

第八に、特殊法人の業績評価について、特殊法人を専門に評価するための体制を総務省行政評価局に置き、業績評価を実施するに際して、統一的視点のもとに、中期計画に基づき重点的に取り上げ、さらに独立行政法人化の可否を含めての検討を並行して進めることとした点であります。

第九に、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、公正取引委員会の体制強化を図るため、審査体制等の充実強化を図るとともに、内閣府の外局への移管等の検討を含め、公正取引委員会の公正中立な機能強化を図ることとした点であります。

第十に、内閣府に移管される経済研究所を、内閣府のシンクタンクとして、内閣府の所掌する経済財政政策その他の各省の事務に広範に関係する総合的研究の充実による、政策研究機関としての機能強化を図ることとした点であります。

第十一に、人権の二十一世紀へ向けて、人権教育、啓発等に関する施策の推進を、政府、内閣全体として取り組むべき課題と明記した点であります。

次に、民主党提出の内閣機能強化関連三法案について申し述べます。

民主党案については、傾聴に値する意見は多いものの、我が会派の要求事項について、当委員会での総理大臣及び所管大臣の答弁、並びに附帯決議等で十分受け入れられたものと認識しておりますので、あえてこの法律案の必要性はないと判断し、反対いたします。

最後に、附帯決議につきましては、社民党から提案された項目をも含め十五項目が、自民党、公明党・改革クラブ、自由党、社民党・市民連合で採択されたことを御報告申し上げます。

以上、内閣提出の中央省庁等改革関連法律案について賛成、及び民主党提出の内閣機能強化関連三法案について反対の理由を述べ、公明党・改革クラブを代表しての討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（伊藤宗一郎君）　これより採決に入ります。

まず、日程第七ないし第九の鹿野道彦君外六名提出の三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも否決であります。この際、三案の原案について採決いたします。

三案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤宗一郎君）　起立少数。よって、三案とも否決されました。

次に、日程第十ないし第二十六の内閣提出の十七案を一括して採決いたします。

十七案の委員長の報告はいずれも可決であります。十七案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤宗一郎君）　起立多数。よって、十七案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　本日は、これにて散会いたします。

午後二時十六分散会

出席国務大臣

外務大臣臨時代理　国務大臣　野中　広務君
国務大臣　太田　誠一君
国務大臣　関谷　勝嗣君
国務大臣　野呂田芳成君
国務大臣　真鍋　賢二君

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

森林開発公団法の一部を改正する法律

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律

海上運送法の一部を改正する法律

航空法の一部を改正する法律

日本政策投資銀行法

一、昨九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、昨九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

都市基盤整備公団法

（報告書及び文書受領）

一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく平成十年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況の報告書

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく平成十一年度において実施すべき交通安全施策に関する計画の報告書

一、去る四日、内閣を経由して日本銀行総裁速水優君から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。

一、去る八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

観光基本法第五条第一項の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告

観光基本法第五条第二項の規定に基づく平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書

（要求書受領）

一、去る二日、内閣から、土地鑑定委員会委員に安藝哲郎君、黒川弘君、佐藤實君、清水幹雄君、瀬古美喜君、高山朋子君及び平井宜雄君を任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る三日、内閣から、中央更生保護審査会委員長に増井清彦君を、同委員に櫻井文夫君を任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る三日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に村田幸子君を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る三日、内閣から、労働保険審査会委員に松本康子君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

（議決通知）

一、去る二日、本院は、土地鑑定委員会委員に安藝哲郎君、黒川弘君、佐藤實君、清水幹雄君、瀬古美喜君、高山朋子君及び平井宜雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三日、本院は、中央更生保護審査会委員長に増井清彦君を、同委員に櫻井文夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に村田幸子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三日、本院は、労働保険審査会委員に松本康子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

建設委員

辞任		補欠	
田中　和徳君		小杉　隆君	
安全保障委員			
辞任		補欠	
嘉数　知賢君		熊谷　市雄君	
阪上　善秀君		桧田　仁君	
杉山　憲夫君		宮腰　光寛君	
山崎　拓君		岸本　光造君	
伊藤　英成君		鍵田　節哉君	
桑原　豊君		辻　一彦君	
岸本　光造君		山崎　拓君	
熊谷　市雄君		嘉数　知賢君	
桧田　仁君		阪上　善秀君	
宮腰　光寛君		杉山　憲夫君	

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任		補欠	
武藤　嘉文君		田中　和徳君	
鰐淵　俊之君		一川　保夫君	
笹木　竜三君		中田　宏君	
田中　和徳君		武藤　嘉文君	
一川　保夫君		鰐淵　俊之君	
中田　宏君		笹木　竜三君	

地方行政委員

辞任		補欠	
西村　章三君		小池百合子君	
小池百合子君		西村　章三君	

外務委員

辞任		補欠	
河野　太郎君		松本　純君	
細田　博之君		中野　正志君	
山中　燁子君		旭道山和泰君	
松本　善明君		中路　雅弘君	
松本　純君		桜井　郁三君	
桜井　郁三君		河野　太郎君	
中野　正志君		細田　博之君	
旭道山和泰君		山中　燁子君	
中路　雅弘君		松本　善明君	

建設委員

辞任		補欠	
田中　慶秋君		石井　紘基君	
畑　英次郎君		松崎　公昭君	
石井　紘基君		田中　慶秋君	
松崎　公昭君		畑　英次郎君	

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任		補欠	
越智　伊平君		大石　秀政君	
亀井　静香君		能勢　和子君	
武藤　嘉文君		田中　和徳君	
鹿野　道彦君		石毛　鍈子君	
北村　哲男君		松本　惟子君	
石田幸四郎君		山中　燁子君	
鍔淵　俊之君		松浪健四郎君	
深田　肇君		辻元　清美君	
大石　秀政君		越智　伊平君	
田中　和徳君		武藤　嘉文君	
能勢　和子君		亀井　静香君	
石毛　鍈子君		鹿野　道彦君	
松本　惟子君		北村　哲男君	
山中　燁子君		石田幸四郎君	
松浪健四郎君		鍔淵　俊之君	
辻元　清美君		深田　肇君	

地方行政委員

辞任		補欠	
中野　正志君		吉川　貴盛君	
水野　賢一君		奥谷　通君	
宮島　大典君		宮腰　光寛君	
奥谷　通君		水野　賢一君	
宮腰　光寛君		宮島　大典君	
吉川　貴盛君		中野　正志君	

厚生委員

辞任		補欠	
田村　憲久君		桜田　義孝君	
桜田　義孝君		田村　憲久君	

商工委員

辞任		補欠	
岡部　英男君		菅　義偉君	
二階　俊博君		岩浅　嘉仁君	
菅　義偉君		岡部　英男君	
岩浅　嘉仁君		二階　俊博君	

環境委員

辞任		補欠	
大野　松茂君		吉川　貴盛君	
山中　貞則君		岸本　光造君	
中村　鋭一君		佐々木洋平君	
土井たか子君		中川　智子君	
佐々木洋平君		安倍　基雄君	
吉川　貴盛君		大野　松茂君	
中川　智子君		土井たか子君	
岸本　光造君		山中　貞則君	
安倍　基雄君		中村　鋭一君	

一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任		補欠	
木部　佳昭君		大石　秀政君	
大石　秀政君		木部　佳昭君	

建設委員

辞任		補欠	
目片　信君		奥山　茂彦君	

田中　慶秋君		大畠　章宏君	
平野　博文君		岩國　哲人君	
長内　順一君		大口　善徳君	
大畠　章宏君		鍵田　節哉君	
大口　善徳君		福島　豊君	
奥山　茂彦君		目片　信君	
岩國　哲人君		平野　博文君	
鍵田　節哉君		田中　慶秋君	
福島　豊君		長内　順一君	

決算行政監視委員

辞任		補欠	
村山　富市君		保坂　展人君	
保坂　展人君		村山　富市君	

議院運営委員

辞任		補欠	
西川太一郎君		西野　陽君	
東中　光雄君		辻　第一君	
西野　陽君		西川太一郎君	
辻　第一君		東中　光雄君	

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任		補欠	
岩下　栄一君		奥山　茂彦君	
衛藤　晟一君		吉田六左エ門君	
大野　松茂君		渡辺　博道君	
砂田　圭佑君		飯島　忠義君	
戸井田　徹君		大村　秀章君	
中野　正志君		菅　義偉君	
松本　和那君		目片　信君	

岩國　哲人君		吉田　治君	
中桐　伸五君		藤村　修君	
平野　博文君		上原　康助君	
大畠　章宏君		末松　義規君	
山本　譲司君		石垣　一夫君	
近江巳記夫君		山中　燁子君	
並木　正芳君		西野　陽君	
春名　真章君		中西　績介君	
畠山健治郎君		桜田　義孝君	
目片　信君		吉田　治君	
鍵田　節哉君		近江巳記夫君	
富田　茂之君		一川　保夫君	
西野　陽君		飯島　忠義君	
砂田　圭佑君		戸井田　徹君	
岩下　栄一君		松本　和那君	
衛藤　晟一君		吉田六左エ門君	
大野　松茂君		渡辺　博道君	
藤田　幸久君		富田　茂之君	
岩國　哲人君		山本　譲司君	
末松　義規君		中桐　伸五君	
山中　燁子君		石垣　一夫君	
並木　正芳君		西川太一郎君	
春名　真章君		畠山健治郎君	

一、去る四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任　　補欠

金田　英行君　　吉田六左エ門君
谷　洋一君　　萩山　教嚴君
松本　和那君　　渡辺　博道君
岩國　哲人君　　桑原　豊君
中川　正春君　　辻　一彦君
中桐　伸五君　　大畠　章宏君
山元　勉君　　玉置　一弥君
佐藤　茂樹君　　大口　善徳君
三沢　淳君　　松浪健四郎君
平賀　高成君　　石井　郁子君
畠山健治郎君　　保坂　展人君
吉田六左エ門君　　飯島　忠義君
渡辺　博道君　　桜田　義孝君
玉置　一弥君　　末松　義規君
松浪健四郎君　　佐々木洋平君
佐々木洋平君　　米津　等史君
飯島　忠義君　　金田　英行君
桜田　義孝君　　松本　和那君
大畠　章宏君　　中桐　伸五君
桑原　豊君　　岩國　哲人君
辻　一彦君　　中川　正春君
大口　善徳君　　佐藤　茂樹君
米津　等史君　　三沢　淳君
石井　郁子君　　平賀　高成君
保坂　展人君　　畠山健治郎君

一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任　　補欠

金田　英行君　　大石　秀政君
倉成　正和君　　木村　勉君
実川　幸夫君　　渡辺　博道君
中川　正春君　　石毛　鍈子君
畠山健治郎君　　田中　和徳君
木村　勉君　　大石　秀政君
大石　秀政君　　金田　英行君
田中　和徳君　　倉成　正和君
渡辺　博道君　　実川　幸夫君
石毛　鍈子君　　中川　正春君

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任　　補欠

濱田　健一君　　畠山健治郎君

一、昨九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任　　補欠

小野寺五典君　　岡部　英男君
大野　松茂君　　飯島　忠義君
熊谷　市雄君　　吉川　貴盛君
松本　和那君　　滝　実君
岩國　哲人君　　島　聡君
中桐　伸五君　　上田　清司君
藤田　幸久君　　桑原　豊君
春名　真章君　　中島　武敏君
畠山健治郎君　　知久馬二三子君
岡部　英男君　　小野寺五典君
吉川　貴盛君　　熊谷　市雄君
上田　清司君　　中桐　伸五君
桑原　豊君　　藤田　幸久君
島　聡君　　岩國　哲人君
知久馬二三子君　　畠山健治郎君
飯島　忠義君　　大野　松茂君
滝　実君　　松本　和那君
中島　武敏君　　春名　真章君

（議案提出）

一、去る四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案（建設委員長提出）

一、去る七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

内閣法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外六名提出）

首相府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）

内閣府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）

一、昨九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案（中野寛成君外五名提出）

（議案受領）

一、去る四日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

一、昨九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

地方公務員法等の一部を改正する法律案

国立公文書館法案（参議院提出、参法第一五号）

男女共同参画社会基本法案（内閣提出第五二号）

（参議院送付）

以上二件　内閣委員会　付託

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件（条約第一号）

民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十一号）の締結について承認を求めるの件（条約第九号）

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一五号）

以上三件　外務委員会　付託

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第六九号）

農林水産委員会　付託

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案（内閣提出第九五号）

商工委員会　付託

住宅の品質確保の促進等に関する法律案（内閣提出第六三号）（参議院送付）

建設委員会　付託

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五三号）（参議院送付）

環境委員会　付託

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

内閣法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外六名提出、衆法第二一号）

（議案付託）

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

首相府設置法案（鹿野道彦君外六名提出、衆法第二三号）
内閣府設置法案（鹿野道彦君外六名提出、衆法第二四号）

以上三件　行政改革に関する特別委員会　付託

一、昨九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一四号）（参議院送付）　文教委員会　付託
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案（内閣提出第三九号）（参議院送付）

商工委員会　付託

（議案送付）

一、去る三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
食料・農業・農村基本法案
軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件
一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案（建設委員長提出）
一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
内閣法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外六名提出）
首相府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）
内閣府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）
一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案（中野寛成君外五名提出）

（議案通知書受領）

一、去る四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
森林開発公団法の一部を改正する法律案
農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案
海上運送法の一部を改正する法律案
航空法の一部を改正する法律案
日本政策投資銀行法案
一、昨九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件
一、昨九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
都市基盤整備公団法案

（議案撤回申し出）

一、去る三日、議員から次の議案を撤回する旨の申し出があった。
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案（小杉隆君外三名提出、第百四十二回国会衆法第二七号）

（議案撤回）

一、去る四日、次の議案は委員会において撤回を許可した。
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案（小杉隆君外三名提出、第百四十二回国会衆法第二七号）

（議案撤回通知）

一、次の議案は去る四日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案（小杉隆君外三名提出、第百四十二回国会衆法第二七号）

（予備的調査報告書写し受領）

一、昨九日、内閣委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。
公益法人の運営実態に関する予備的調査（仙谷由人君外四十名提出、平成十一年衆予調第一号）についての報告書

（答弁書受領）

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員坂上富男君提出新潟県議会議員選挙長岡、古志郡選挙区における不在者投票の投函漏れ問題に関する質問に対する答弁書

平成十一年四月二十八日提出
質問第二九号

新潟県議会議員選挙長岡、古志郡選挙区における不在者投票の投函漏れ問題に関する質問主意書

提出者　坂上　富男

新潟県議会議員選挙長岡、古志郡選挙区における不在者投票の投函漏れ問題に関する質問主意書

平成十一年四月十一日執行　新潟県議会議員一般選挙における選挙結果は次のとおりであった。

当　星野いさお　二万八九九二票
当　松川キヌヨ　一万七〇四四票
当　おさべ　登　一万六〇六九票
当　太田おさむ　一万七〇二票
次　さとう信行　一万六六三票
　　近藤　正行　六二五六票

しかし、右開票作業に当たり不在者投票八五票が投票箱に投函されておらないことが判明した。

右選挙における議員定数は四名、立候補者数は六名、投票数は最下位当選人　一万七〇二票、最高位落選人　一万六六三票であった。その差は三九票であり投函漏れは八五票である。

（昭和四五年行ツ第五六号　同四六年四月一五日　最高裁第一小法廷判決、破棄自判原審仙台高等裁判所）によれば、投函漏れ三一票、最下位当選人　一九七票、最高位落選人　一九一票でその差は六票の事案について右判例は、選挙そのものが全部無効であると判示しているのである。

よって本件事案については、これが異議申立がなされれば、選挙そのものが無効となり再選挙しなければならないと思料するが、これが関係者は異議申立により、選挙無効となり再選挙となると、選挙区の有権者に迷惑をかけることを慮り敢えて異議申立はしなかったのである。しかし今後の問題として十分参考になり得ることであるので次の事項について質問する。

一　投函漏れの実態について。
二　質問者指摘の、最高裁判例要旨についてその内容を詳細に答えられたい。
三　本件右事実に基づく選挙についても右判例によれば、選挙無効となるものと考えられるが如何か。
右質問する。

内閣衆質一四五第二九号
平成十一年六月四日
内閣総理大臣　小渕　恵三
衆議院議長　伊藤宗一郎殿

衆議院議員坂上富男君提出新潟県議会議員選挙長岡、古志郡選挙区における不在者投票の投函漏れ問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員坂上富男君提出新潟県議会議員選挙長岡、古志郡選挙区における不在者投票の投函漏れ問題に関する質問に対する答弁書

一について

本年四月十一日に執行された新潟県議会議員一般選挙の長岡市古志郡選挙区において、長岡市の指定投票区における不在者投票に係る開封作業の過程で、未開封の不在者投票用封筒八十五通が、開封済みの不在者投票用封筒と混同されたため、当該八十五通については、開封されず、封筒内の不在者投票用紙が投票箱に投函されないまま投票箱の閉鎖が行われたものと承知している。

二について

御指摘の最高裁判所判決は、昭和四十三年二月十七日執行の青森県田子町議会議員一般選挙において、合計百二十四票の不在者投票があったことから、同町選挙管理委員会においては各投票区の投票管理者にこれを送致すべく二台の自動車に運搬せしめたが、途中一台が運転の不手際から雪の中に乗り入れて時間を空費したため、第五、第六投票所に送致されるべき不在者投票合計三十一票がそれぞれの投票所の閉鎖時刻までに送致されなかった事案に係るものである。

同判決は、「選挙争訟における選挙無効の原因とは、選挙の規定に関する違反があつて、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞れがあることをいい、選挙の規定の違反とは、選挙の管理執行の手続に関する規定の違反をいうものであるが、不在者投票の管理に関する違法が右選挙の規定の違反として選挙無効の原因となりうることは、当裁判所の判例とするところである（中略）。そして、このことは、右規定違反により、投票中に帰属不明の無効投票が混入した場合であるか、あるいは有効たるべき投票が得票計算から排除された場合であるかによつて、別異に解すべきものではなく、また、その当落の決定に及ぼす影響が限定されるか否かによつて左右されるべきものではない。本件三一票の不在者投票を投票所の閉鎖時刻までに投票管理者に送致せず、不法にその効力を失わしめたことは、右にいう選挙の規定の違反として選挙無効の原因となりうるものと解すべきところ、本件選挙における最下位当選者と最高位落選者との得票差が六票であることは、原判決の確定するところであるから、右違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞れがあることは明らかであり、本件選挙は、無効とすべきものである。」と判示している。

三について

選挙が無効となるかどうかは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五章に規定する争訟の手続に従って決定されるべきものであり、御指摘の選挙の効力については、異議の申出がなされなかったことにより確定したものであるので、政府としては、これについて判例に照らして選挙無効となるかどうかを論ずることは差し控えたい。

（質問書提出）

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「薬価差」等に関する質問主意書（金田誠一君提出）

（答弁通知書受領）

一、去る四日、内閣から、衆議院議員辻一彦君提出北陸新幹線若狭ルート堅持に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十一年七月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年二月二十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十一年六月十日

○第百四十五回国会 衆議院会議録 第三十六号（二）

（本号㈠参照）

自衛隊法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十一年三月十六日

内閣総理大臣　小渕　恵三

自衛隊法等の一部を改正する法律

（自衛隊法の一部改正）

第一条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十七条」を「第百十七条の二」に改める。

第四十四条の二第一項中「及び次条」を「、次条及び第四十四条の五」に改める。

第四十四条の四の見出しを「（自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用）」に改め、同条第一項を次のように改める。

任命権者は、次に掲げる者（次条において「定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

一　第四十四条の二第一項の規定により退職した者

二　前条の規定により勤務した後退職した者

三　定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

四　第四十五条第一項の規定により退職した者

五　第四十五条第三項の規定により勤務した後退職した者

六　第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

七　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定により退職した者であって第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

第四十四条の四第三項中「に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない」を「が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない」に改める。

第四十四条の四の次に次の一条を加える。

第四十四条の五　任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものを占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。）に採用することができる。

2　前項の規定により採用された隊員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

3　短時間勤務の官職については、定年退職者等のうち第四十四条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第四十五条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（自衛官への定年退職者等の再任用）

第四十五条の二　任命権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他長官の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に引き続いて採用することができる。

2　前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

3　前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以前でなければならない。

4　長官は、第一項の規定により採用された自衛官がその任期が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあっては一年以内の期間を限り、その他の場合にあっては六月以内の期間を限り、任期を延長することができる。

第四十六条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第三号中「基く」を「基づく」に改め、同条に次の一項を加える。

2　隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものに使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く隊員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く隊員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となった日までの引き続く隊員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

第六十二条第二項中「隊員は、その離職後」を「隊員（第三十六条第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこれに準ずる者として総理府令で定めるものを除く。）は、離職後」に、「離職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについてはならない」を「その離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない」に改め、同条第三項中「隊員が総理府令」を「隊員が、総理府令」に改め、「長官」の下に「又はその委任を受けた者」を加え、同条に次の一項を加える。

5　内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年において長官が行った第三項の承認の処分（第一項の規定に係るものを除く。）に関し、

各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁における官職、承認に係る営利を目的とする会社その他の団体の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

第八章中第百十七条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第百十七条の二　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第百十八条第一項第二号中「又は第二項」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第六十二条第二項の規定に違反して営利を目的とする会社その他の団体の地位に就いた者

（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第二条　防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「並びに第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員」を「、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下「再任用職員」という。）」に改め、同条第二項中「次項」の下に「及び第八条第三項」を加える。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条　参事官等である再任用職員の俸給月額は、別表第一の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2　事務官等である再任用職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3　自衛官である再任用職員の俸給月額は、別表第二の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する階級に応じた額とする。

第九条　自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として総理府令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

第十条第一項中「なつたとき」の下に「又は職員が離職し、自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつたとき」を加え、同条第三項中「場合」の下に「（自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつた場合を除く。）」を加える。

第二十二条の二に次の一項を加える。

5　第十二条及び第十四条（初任給調整手当、同条第二項及び第三項において準用する一般職給与法第十一条の四から第十一条の七までの規定による調整手当、住居手当、単身赴任手当及び特地勤務手当に係る部分に限る。）の規定は、自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。

第二十七条の二中「自衛官としての」を「自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七条の四第一項において同じ。）としての」に改め、「在職期間」の下に「（第二十七条の八第一項及び第三項において単に「在職期間」という。）」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　参事官等俸給表（第四条－第六条、第八条関係）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	指定職 号俸	指定職 俸給月額
再任用職員以外の職員	1	円 245,500	円 334,300	円 373,700	円 417,500	円 472,300	1	円 593,000
	2	254,600	345,600	387,300	431,300	488,400	2	658,000
	3	265,300	357,000	400,900	445,100	504,600	3	729,000
	4	275,400	368,700	414,100	459,000	520,800	4	810,000
	5	288,400	380,500	427,300	473,000	536,800	5	873,000
	6	298,500	392,100	440,400	486,600	552,600	6	937,000
	7	310,200	403,200	453,500	500,000	568,300	7	1,025,000
	8	320,600	414,000	466,800	512,700	584,000	8	1,106,000
	9	331,400	424,800	479,600	525,200	599,700	9	1,185,000
	10	342,400	435,500	492,100	537,400	615,400	10	1,269,000
	11	353,400	446,200	503,100	548,200	627,900	11	1,346,000
	12	364,600	456,800	513,900	558,100	636,100		
	13	375,700	467,000	522,700	566,400	643,800		
	14	386,700	478,100	530,200	574,200	650,600		
	15	397,300	482,900	537,500	579,300	655,900		
	16	407,800	489,500	542,600				
	17	418,100	494,000	547,600				
	18	428,100	498,400	552,600				
	19	437,700	502,800					
	20	445,800	507,200					
	21	452,200	511,600					
	22	457,900						
	23	462,800						
	24	467,200						
	25	471,500						
再任用職員		347,700	375,700	415,200	454,400	514,400		—

備考　この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二　自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

職員区分	階級 / 号俸	陸将 海将 空将	陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐			2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
		俸給月額	俸給月額（一）	俸給月額（一）	俸給月額（二）	俸給月額（三）	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		俸給月額（二）																		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
任職以の員再用員外職	1	593,000	593,000	499,900	458,500	440,900	387,500	352,100	327,800	281,600	251,900	242,400	233,200	227,400	227,200	－	193,700	177,800	－	163,000	155,600
	2	658,000	658,000	516,500	472,300	454,400	399,900	363,500	338,600	291,900	260,900	246,600	242,500	236,700	236,500	218,100	206,400	185,700	177,800	170,400	
	3	729,000	729,000	533,100	486,100	467,900	413,500	376,000	349,400	303,600	270,100	250,900	250,700	244,900	244,700	227,200	217,400	193,700	185,700	174,800	
	4	810,000	810,000	549,400	499,900	481,400	427,100	387,500	360,600	313,900	279,400	259,300	259,100	253,300	253,000	236,500	225,900	203,200	190,200		
	5	873,000	873,000	565,500	515,100	494,500	440,500	399,400	371,900	324,200	289,200	267,800	267,600	261,800	261,500	244,700	234,200	213,400	194,600		
	6	937,000	937,000	581,600	530,300	507,200	453,900	411,100	383,200	334,600	299,000	276,400	276,200	270,400	270,100	253,000	242,300	221,700			
	7	1,025,000	1,025,000	597,400	545,500	519,300	467,300	422,800	394,500	344,900	308,800	285,600	285,300	279,500	279,200	261,500	250,400	229,000			
	8	1,106,000		612,500	560,600	530,100	480,700	434,500	406,000	355,100	319,000	294,600	294,300	288,500	288,200	270,100	258,400	236,100			
	9	1,185,000		627,500	575,700	540,900	493,600	446,000	417,300	365,300	328,700	303,600	303,300	297,500	297,100	279,200	266,400	241,000			
	10	1,269,000		639,400	589,700	551,700	505,600	457,400	428,400	375,500	338,300	312,600	312,300	306,400	306,000	288,200	274,400				
	11	1,346,000		648,200	603,000	562,500	516,400	468,600	439,400	385,400	347,900	321,600	321,000	315,100	314,700	297,000	283,000				
	12			657,000	615,700	572,800	526,600	479,800	450,100	395,000	357,500	330,500	329,800	323,900	323,500	305,700	291,600				
	13			665,800	625,100	581,500	536,200	491,000	460,600	404,400	367,100	339,400	338,600	332,700	332,300	314,400	300,000				
	14			674,600	631,300	589,600	543,200	501,800	471,500	413,600	376,700	348,200	347,400	341,500	341,100	323,000	308,300				
	15				637,500	594,900	550,200	512,000	482,200	422,800	386,200	357,300	356,400	350,400	350,000	331,400	315,400				
	16				643,700	600,100	555,700	521,600	488,700	431,800	395,200	366,500	365,500	359,500	358,900	339,800	322,500				
	17					605,300	561,100	528,600	495,100	440,700	403,900	375,400	374,400	368,400	367,800	348,000	329,200				
	18					610,500	566,200	535,600	500,100	449,300	412,600	384,100	382,800	376,800	376,200	356,000	334,900				
	19					615,700	571,300	541,100	505,100	457,000	421,300	392,600	391,200	385,200	384,600	363,700	339,600				
	20						576,400	546,500	510,100	463,400	430,000	401,100	399,600	393,600	393,000	371,000					
	21						581,500	551,600	515,100	469,100	438,400	409,600	408,000	401,900	401,300	378,300					
	22						586,500	556,700	520,100	473,800	446,400	417,900	416,200	410,100	409,500	385,600					
	23						591,500	561,800	525,100	478,500	453,700	426,000	424,300	418,200	417,500	392,900					
	24							566,900	530,100	483,200	459,700	434,000	432,300	426,100	425,300	400,100					
	25							571,900	535,100	487,900	464,700	441,600	439,900	433,700	432,800	407,000					
	26							576,900	540,100	492,600	469,500	447,900	446,200	439,900	439,000	413,100					
	27								545,100	497,300	474,200	453,500	451,800	445,500	444,200	418,400					
	28									502,000	478,900	458,700	457,000	450,700	449,100	423,100					
	29									506,700	483,800	463,600	461,900	455,800	453,800						
	30									511,400	488,300	468,300	466,600	460,300	458,500						
	31										493,000	473,000	471,300	465,000	463,200						
	32										497,700	477,700	476,000	469,700							
	33										502,400	482,400	480,700	474,400							
	34											487,100	485,400	479,100							
	35											491,800	490,100								
任職再用員		－	－	539,900	501,000	480,700	434,900	404,800	379,100	336,300	312,200	302,600	302,200	295,300	291,200	280,900	258,000	－	－	－	－

備考（一）　統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の（二）欄に定める額の俸給を支給するものとする。

（二）　この表の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考（一）の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

（三）　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第三条　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第一条中」の下に「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項」と、」を加える。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第四条　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「受けた者」と」の下に、「国家公務員法第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊法第四十四条の五第一項」と」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条の規定　公布の日

二　第一条中自衛隊法第四十六条の改正規定（同条第二項後段に係る部分を除く。）及び附則第五条第一項の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第一条中自衛隊法目次の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第八章中第百十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第百十八条の改正規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（実施のための準備）

第二条　第一条の規定による改正後の自衛隊法（附則第四条から第六条までの規定において「新自衛隊法」という。）第四十四条の四、第四十四条の五及び第四十五条の二の規定の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、長官は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

（旧法再任用隊員に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である隊員（次項において「旧法再任用隊員」という。）に係る任用（任期の更新を除く。）及び退職手当については、なお従前の例による。

2　旧法再任用隊員に対する第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第五条第一項、第八条第一項及び第二項、第十条第一項及び第三項、第二十二条の二第五項、別表第一並びに別表第二の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第七条の規定の適用については、旧法再任用隊員は、自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用された隊員でないものとみなす。

（任期の末日に関する特例）

第四条　次の表の上欄に掲げる期間における新自衛隊法第四十四条の四第三項（新自衛隊法第四十四条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第四十五条の二第三項の規定の適用については、新自衛隊法第四十四条の四第三項及び第四十五条の二第三項中「六十五年」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

（懲戒処分に関する経過措置）

第五条　新自衛隊法第四十六条第二項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一条第二号の政令で定める日以後である隊員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある隊員については、当該先の退職の前の隊員としての在職期間は、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2　新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定は、同項後段の第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となった日が施行日以後である隊員について適用する。この場合において、附則第一条第二号の政令で定める日前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある隊員については、同日前のこれらの退職の前の隊員としての在職期間は、同項後段の第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となった日までの引き続く隊員としての在職期間には含まれないものとする。

（承認の処分の国会に対する報告に関する経過措置）

第六条　新自衛隊法第六十二条第五項の規定は、第一条中自衛隊法第六十二条の改正の規定の施行の日以後に防衛庁長官が行った新自衛隊法第六十二条第三項の承認の処分（新自衛隊法第六十二条第一項の規定に係るものを除く。）について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七条　第一条中自衛隊法第六十二条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理　由

一般職の国家公務員の例に準じて、高齢社会に対応するため、隊員の定年退職者等の再任用制度について、六十五歳までの在職を可能とし、及び自衛官以外の隊員について短時間勤務の制度を設け、あわせて再任用された隊員の給与等に関する規定を整備し、並びに懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した隊員が再び隊員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとするほか、公務の公正性の一層の確保等を図るため、離職後二年間に就くことについて防衛庁長官の承認を受けることが必要とされる営利を目的とする会社等の地位を離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものとし、及び防衛庁長官が行った承認の処分に関し、国会に対し報告しなければならないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて、高齢社会に対応するため、新たな再任用制度を導入し、及び懲戒制度の一層の適正化を図るため、懲戒制度を整備するほか、公務の公正性の一層の確保等を図るため、再就職手続を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　新たな再任用制度の導入

一般職の国家公務員の例に準じて、定年退職者等を自衛隊員に再任用し得る新たな制度を設け、あわせて再任用された自衛隊員の給与等に関する規定を整備すること。

2　懲戒制度の整備

自衛隊員が一般職国家公務員等となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として自衛隊員として採用された場合、当該退職までの引き続く自衛隊員としての在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとすること。新たな再任用制度により再任用された自衛隊員についても同様とすること。

3　再就職手続の整備

離職後二年間に就くことについて防衛庁長官の承認を受けることが必要とされる営利を目的とする会社等の地位を離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものとし、及び防衛庁長官が行った承認の処分に関し、国会に対し報告しなければならないこと等とすること。

4　施行期日

この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。ただし、実施のための準備に係る規定は公布の日から、懲戒制度の整備に係る退職出向に関する部分の規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、再就職手続の整備に係る規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて、高齢社会に対応するため等の措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月三日

安全保障委員長　二見　伸明

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

自衛隊法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、適切な審査を経た上で自衛官の再就職を促進することが我が国防衛力の健全な人的基盤の確保に資する等との基本的認識に立ち、次の事項について、検討の上善処すべきである。

一　自衛官への再任用制度については、当該再任用の実施状況を踏まえ、自衛隊の精強性に支障が生じない範囲で充実に努めること。

二　再就職の承認についての具体的基準を定めるに当たっては、公務の公正性確保に遺漏なきを期すとともに、若年での定年退職を余儀なくされる自衛官の再就職の必要性、任務の特性等を十分に踏まえること。

三　調達実施本部等による一連の不祥事を踏まえ、退職自衛隊員の民間企業等への再就職の審査に当たっては、公務の公正性を確保し、国民から疑惑をもたれることのないよう厳格な審査を実施すること。

四　退職自衛官が誇りをもってその専門的知識・能力・経験等を社会全体で活用できるよう、国、地方公共団体等における退職自衛官の任用を一層進めるとともに、退職自衛官の民間部門における雇用の意義に関する啓蒙活動に努める等自衛官の再就職支援のための施策の一層の充実を図ること。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十一年六月四日

提出者

建設委員長　平田　米男

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

一　道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設

二　庁舎、宿舎等の公用施設

三　公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

四　情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設

五　前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2　この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3　この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一　公共施設等の管理者である大臣又は特定事業を所管する大臣

二　公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長

三　公共施設等の整備等を行う特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。）

4　この法律において「選定事業」とは、第六条の規定により選定された特定事業をいう。

5　この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

（基本理念）

第三条　公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。

2　特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとすることにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工

夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

（基本方針）

第四条　内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の促進のために必要な事項に係るもの）を定めるものとする。

一　民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

二　民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

三　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

四　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

五　その他特定事業の実施に関する基本的な事項

3　基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。

一　特定事業の選定については、公共性を確保しつつ事業に要する費用の縮減等資金の効率的使用を図るとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。

二　民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。

三　財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとすること。

4　内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければならない。

5　内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長に送付しなければならない。

6　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（実施方針）

第五条　公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

2　実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一　特定事業の選定に関する事項

二　民間事業者の募集及び選定に関する事項

三　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

四　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

五　第十条第一項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

七　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

八　その他特定事業の実施に関し必要な事項

3　公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

（特定事業の選定）

第六条　公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）

第七条　公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2　前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる。

（客観的な評価）

第八条　公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

（地方公共団体の議会の議決）

第九条　地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（選定事業の実施）

第十条　選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した事業計画若しくは協定又は選定事業者（当該施設の管理者である場合を含む。）が策定した事業計画に従って実施されるものとする。

2　選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、前項の事業計画又は協定において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

（国の債務負担）

第十一条　国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降三十箇年度以内とする。

（国有財産の無償使用等）

第十二条　国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項に規定する国有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

2　地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

（無利子貸付け）

第十三条　国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

2　国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

（資金の確保等及び地方債についての配慮）

第十四条　国又は地方公共団体は、選定事業の実施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあっせん又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

（土地の取得等についての配慮）

第十五条　選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することができるよう、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

（支援等）

第十六条　第十二条から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実

施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

2　前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

（規制緩和）

第十七条　国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

（協力）

第十八条　国、地方公共団体及び民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

（啓発活動等及び技術的援助等）

第十九条　国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

2　国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮をするとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

（担保不動産の活用等）

第二十条　選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であって当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2　前項の規定の適用がある場合における商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第二百九十条第一項第四号及び第二百九十三条ノ五第三項第三号中「第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ二」とあるのは、「第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三並ニ民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第一項」とする。

（民間資金等活用事業推進委員会）

第二十一条　総理府に、民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3　民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。

4　委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

5　内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとった措置について、委員会に報告しなければならない。

6　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委員会の組織）

第二十二条　委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

2　専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3　委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

4　前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第二十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行の日から五年以内に、この法律に基づく特定事業の実施状況（民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条　政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、特定事業を実施する民間事業者の選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正）

第四条　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、「緑化施設、」を削り、同項に次の一号を加える。

四　緑化施設

第十七条第一号中「並びに同項第二号及び第三号に掲げる施設」を削る。

（日本開発銀行法の一部改正）

第五条　日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項及び第二十二項を次のように改める。

21　日本開発銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　号）第二条第五項の選定事業者に対し、第十八条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

22　国は、前項の規定により日本開発銀行が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、日本開発銀行に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

（北海道東北開発公庫法の一部改正）

第六条　北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十二項を次のように改める。

11　公庫は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　号）第二条第五項の選定事業者に対し、第十九条の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の融通を行うときは、無利子で貸し付けることができる。

12　国は、前項の規定により公庫が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第七条　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の五の次に次の一条を加える。

第五条の六　公庫は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　　号）第二条第五項の選定事業者に対し、第十九条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

2　国は、前項の規定により公庫が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第八条　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第一号」の下に「又は第二項第二号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項第一号若しくは第四号」を「、第二項第一号若しくは第四号又は第三項第一号から第四号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「が第一項各号」の下に「、第二項各号」を、「場合には」の下に「、第四条第二項中「前項第二号」とあるのは「前項第二号及び附則第十四条第三項第一号」と」を加え、「その他の業務」とあるのは「、附則第十四条第二項各号に掲げる業務に係る経理と、その他の業務」を「第四条第一項第二号に掲げる業務に係る経理と」とあるのは「第四条第一項第二号及び附則第十四条第三項第一号に掲げる業務に係る経理と、同条第二項各号に掲げる業務に係る経理と」と、第九条中「第四条第一項第二号」とあるのは「第四条第一項第二号及び附則第十四条第三項第一号」に、「及び附則第十四条第二項各号」を「並びに附則第十四条第二項各号及び第三項第一号」に、「及び第二項各号」を「、第二項各号及び第三項各号」に、「並びに第二項第一号、第三号及び第四号」を「、第二項第一号、第三号及び第四号並びに第三項第一号から第四号まで」に、「附則第十四条第四項」を「附則第十四条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　機構は、第四条第一項各号に掲げる業務、第十四条の八第一項の業務並びに第一項各号及び前項各号に掲げる業務のほか、建設大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　　号）第二条第四項の選定事業のうち次号から第四号までに規定するものを施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てるための長期かつ低利又は無利子の資金の融通を行うこと。

二　第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業で道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設その他の公共の用に供する施設の整備に関するもののうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

三　土地区画整理法による土地区画整理事業（都市計画事業として施行されるものに限る。）又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業（都市計画事業として施行されるものに限る。）として行われる前号に規定する公共の用に供する施設で都市計画において定められたものの整備に関する事業のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

四　都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域以外の区域において行われる第二号に規定する公共の用に供する施設の整備に関する事業（第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業を除く。）で都市機能の維持及び増進に寄与するもののうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附則第十五条の見出し中「又は第二項第一号若しくは第四号」を「、第二項第一号若しくは第四号又は第三項第一号から第四号まで」に改め、同条第一項及び第二項中「及び第五項」を「、第四項及び第六項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第四項及び第六項並びに前二項の規定によるもののほか、前条第三項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべきものの全部又は一部及び同項第二号から第四号までに掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべきものを無利子で貸し付けることができる。

附則第十六条第四項中「附則第五項」を「附則第六項」に改める。

附則第十七条第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

（港湾整備緊急措置法の一部改正）

第九条　港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　　号）第十三条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

（港湾整備特別会計法の一部改正）

第十条　港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

九　港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第五号に規定するものに係る貸付け

第四条第一項に次の一号を加える。

七　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　号）第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

第四条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金

第七条第一項中「及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」を「、民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第十一条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項を附則第九項とし、附則第七項中「附則第四項」を「附則第五項」に、「、第三項及び第五項」を「から第四項まで及び第六項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4　国は、民間都市機構に対し、民間都市開発法附則第十四条第三項第一号に掲げる業務に要する資金の全部又は一部及び同項第二号から第四号までに掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

（都市開発資金融通特別会計法の一部改正）

第十二条　都市開発資金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五項」を「第六項」に改め、附則に次の一項を加える。

6　都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

（治山治水緊急措置法の一部改正）

第十三条　治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの」を「、水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　号）第十三条の規定による無利子の貸付けに係るもの」に改める。

（治水特別会計法の一部改正）

第十四条　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

五　法第二条第二項各号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　号）第十三条の規定による無利子の貸付け

第四条第一項に次の一号を加える。

六　法第二条第二項各号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金の償還金

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　法第二条第二項各号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金

第七条第一項中「並びに同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金」を「、同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金並びに第四条第二項第五号に規定する貸付金」に改める。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第十五条　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項」を「、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　号）第十三条」に改める。

附則第十八項中「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項」とあるのは「、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」を「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　号）第十三条」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項若しくは附則第十五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　号）第十三条」に改める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の二十五の次に二号を加える改正規定のうち同項第一号の二十七中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

（日本政策投資銀行法の一部改正）

第十七条　日本政策投資銀行法（平成十一年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第六十五条」を「第六十六条」に改める。

附則第十六条に次の二項を加える。

4　日本政策投資銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第　号）第二条第五項の選定事業者に対し、第二十条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

5　国は、前項の規定により日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

附則第四十八条中「（昭和六十二年法律第六十二号）」を削る。

附則第六十五条を附則第六十六条とし、附則第五十五条から第六十四条までを一条ずつ繰り下げ、附則第五十四条の次に次の一条を加える。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

第五十五条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「日本開発銀行、北海道東北開発公庫」を「日本政策投資銀行」に改める。

理　由

効率的かつ効果的に社会資本を整備するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置を講ずること等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約千億円の見込みである。

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十一年二月十九日

内閣総理大臣　小渕　恵三

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

政府は、核兵器の不拡散体制の強化に関する国際協力に寄与するため、平成十年十二月四日にウィーンで、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書に署名した。よって、この追加議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書

日本国政府及び国際原子力機関（以下「機関」という。）は、千九百七十七年十二月二日に効力を生じた核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）を締結しており、

機関の保障措置制度の実効性を強化し及びその効率を改善することにより核不拡散を更に促進することが国際社会の希望であることを認識し、

機関は、保障措置の実施に当たり、日本国の経済的及び技術的発展又は平和的な原子力活動の分野における国際協力を妨げないようにする必要性、健康、安全性、防護その他の安全の確保に関する有効な規定及び個人の権利を尊重する必要性並びに機関が知るに至った商業上、技術上及び産業上の秘密その他の秘密情報を保護するためすべての措置をとる必要性を考慮に入れなくてはならないことを想起し、

この議定書に規定する活動の頻度及び程度を、機関の保障措置の実効性を強化し及びその効率を改善するために必要な最小限にとどめるものとして、

よって、ここに、日本国政府及び機関は、次のとおり協定した。

この議定書と保障措置協定との関係

第一条

保障措置協定の規定は、この議定書の規定に関連し及び両立する限度において、この議定書について準用する。保障措置協定の規定とこの議定書の規定とが抵触する場合には、この議定書の規定を適用する。

情報の提供

第二条

a　日本国政府は、次の情報を含む報告を機関に行う。

(i)　核物質を伴わない核燃料サイクル関連の研究開発活動であって、場所のいかんを問わず行われ、かつ、日本国政府により資金が供与され、特に認められ若しくは管理され又は日本国政府のために行われるものの概要及び当該研究開発活動が行われる場所を示す情報

(ii)　施設及び施設外の場所における保障措置関連の操業活動に関する情報であって、実効性の強化又は効率の改善において有用であることが期待されるものとして機関が特定し、かつ、日本国政府が同意する情報

(iii)　各サイトの個々の建物の概要（建物の使用方法についての記述及び、建物の概要が当該記述のみからでは明らかとならない場合には、当該建物内にある物についての記述を含む。）。この概要には、当該サイトの地図を含む。

(iv)　附属書Ⅰに掲げる活動が行われる各場所における操業の規模に関する記述

(v)　ウランの鉱山及び製錬プラント並びにトリウムの製錬プラントについて、これらの場所、操業状況及び推定年間生産能力を示す情報並びに日本国全体について、これらの鉱山及び製錬プラントの現在の年間総生産量を示す情報。日本国政府は、機関が要請するときは、個々の鉱山又は製錬プラントごとの現在の年間生産量を示す情報を提供する。これらの情報の提供に当たっては、核物質の詳細な計量は要しない。

(vi)　原料物質（燃料加工又は同位体の濃縮に適する組成及び純度を有する原料物質を除く。）に関する次の情報。ただし、非原子力活動に使用するための原料物質がその最終用途として当該活動に使用される形状である場合又はそのような形状となった場合には、当該原料物質に関する情報を提供する必要はないことが了解される。

(a)　十メートル・トンを超える量のウラン又は二十メートル・トンを超える量のトリウムが存在する日本国内の各場所について、これらの原料物質の量、化学的組成及び現在の又は予定される使用状況（原子力活動のための使用であるか非原子力活動のための使用であるかを問わない。）に関する情報。ただし、他の場所に一メートル・トンを超える量のこれらの原料物質が存在する場合には、日本国全体のそれらの総量がウランについては十メートル・トン又はトリウムについては二十メートル・トンを超えるときに限って、当該総量に関する情報を提供するものとする。これらの情報の提供に当たっては、核物質の詳細な計量は要しない。

(b)　原料物質が次の量を超えて、かつ、明らかに非原子力目的で日本国から輸出される場合、当該原料物質の量、化学的組成及び仕向地

(1)　ウランについては、十メートル・トン（日本国から一の国に対しウランを二回以上にわたって輸出する場合に、個々の輸出量が十メートル・トン未満の量であっても、年間の輸出総量が十メートル・トンを超える場合を含む。）

(2)　トリウムについては、二十メートル・トン（日本国から一の国に対しトリウムを二回以上にわたって輸出する場合に、個々の輸出量が二十メートル・トン未満の量であっても、年間の輸出総量が二十メートル・トンを超える場合を含む。）

(c)　原料物質が次の量を超えて、かつ、明らかに非原子力目的で日本国に輸入される場合、当該原料物質の量、化学的組成、現在

の所在箇所及び現在の又は予定される使用状況

(1)　ウランについては、十メートル・トン（日本国にウランを二回以上にわたって輸入する場合に、個々の輸入量が十メートル・トン未満の量であっても、年間の輸入総量が十メートル・トンを超える場合を含む。）

(2)　トリウムについては、二十メートル・トン（日本国にトリウムを二回以上にわたって輸入する場合に、個々の輸入量が二十メートル・トン未満の量であっても、年間の輸入総量が二十メートル・トンを超える場合を含む。）

(vii)　(a)　保障措置協定第三十七条に従って保障措置の適用が免除された核物質の量、使用状況及び所在箇所に関する情報

(d)　保障措置協定第三十六条(b)に従って保障措置の適用が免除された核物質のうち、その最終用途として非原子力活動に使用される形状に達しておらず、かつ、保障措置協定第三十七条に定める量を超える量のものについて、個々の所在箇所ごとの当該核物質の量（推定される量によることもできる。）及び使用状況に関する情報。この情報の提供に当たっては、核物質の詳細な計量は要しない。

(viii)　保障措置協定第十一条に従って保障措置の適用が終了したプルトニウム、高濃縮ウラン若しくはウラン二三三を含む中レベル放射性廃棄物若しくは高レベル放射性廃棄物の所在箇所又はこれらの廃棄物に対して新たに行う処理に関する情報。この(vii)の適用上、「新たに行う処理」には、廃棄物を重ねて容器に収納し又は元素の分離を伴わずに更に調整する処理であって、貯蔵又は処分のために行われるものを含まない。

(ix)　設備及び核物質ではない資材であって、附属書Ⅱに特定の設備及び資材として掲げるものに関する次の情報

(a)　日本国から輸出される設備又は資材の特定、量、受領国において予定される使用場所及び輸出の日又はその予定日

(b)　機関が特に要請するときは、設備又は資材の日本国への輸出に関し他の国が機関に提供した情報についての日本国政府による輸入国としての確認

(x)　核燃料サイクルの開発に関連する今後十年間の全般的な計画（核燃料サイクル関連の研究開発活動の計画を含む。）であって、日本国の適当な当局によって承認されたもの

b　日本国政府は、次の情報を機関に提供するためにあらゆる合理的な努力を払う。

(i)　核物質を伴わない核燃料サイクル関連の研究開発活動であって、場所のいかんを問わず日本国内で行われ、かつ、濃縮、核燃料の再処理又はプルトニウム、高濃縮ウラン若しくはウラン二三三を含む中レベル放射性廃棄物若しくは高レベル放射性廃棄物の処理に特に関連するもの（日本国政府により資金が供与され、特に認められ若しくは管理され又は日本国政府のために行われるものを除く。）の概要及び当該研究開発活動が行われる場所を示す情報。この(i)の適用上、中レベル放射性廃棄物又は高レベル放射性廃棄物の「処理」には、廃棄物を重ねて容器に収納し又は元素の分離を伴わずに調整する処理であって、貯蔵又は処分のために行われるものを含まない。

(ii)　サイトの活動に機能的に関連し得る場所として機関が特定するサイト外の場所における活動の概要及び当該活動を行う個人又は団体を特定する事項。この情報の提供は、機関から特に要請があることを条件として、かつ、機関と協議の上、適時に行う。

c　日本国政府は、機関が要請するときは、保障措置の目的に関連する範囲内で、この条に従って提供する情報について更に詳細な又は明確な説明を行う。

第三条

a　日本国政府は、前条aの(i)、(iii)、(iv)、(v)、(vi)(a)、(vii)及び(x)並びに前条b(i)の情報を、この議定書の効力発生から百八十日以内に機関に提供する。

b　日本国政府は、毎年、直前の暦年についてaに規定する情報を更新し、五月十五日までに機関に提供する。日本国政府は、前回までに提供した情報に変更がない場合にはその旨を明示する。

c　日本国政府は、毎年、直前の暦年について前条aの(vi)(b)及び(vi)(c)に規定する情報を五月十五日までに機関に提供する。

d　日本国政府は、各四半期について前条a(ix)(a)に規定する情報を、当該各四半期の終了から六十日以内に機関に提供する。

e　日本国政府は、前条a(viii)に規定する「新たに行う処理」についての情報を当該「新たに行う処理」の実施の百八十日前までに機関に提供する。また、毎年、直前の暦年について前条a(viii)に規定する所在箇所に生じた変更に関する情報を五月十五日までに機関に提供する。

f　日本国政府及び機関は、前条a(ii)に規定する情報を提供する時期及び頻度に関し合意する。

g　日本国政府は、前条a(ix)(b)の規定に基づく情報を、機関からの要請があった時から六十日以内に機関に提供する。

補完的なアクセス

第四条

次の規定は、次条に基づく補完的なアクセスの実施に関して適用する。

a　機関は、第二条に規定する情報の検認を機械的又は系統的に行おうとしてはならない。ただし、機関は、次のアクセスを実施することができるものとする。

(i)　次条aの(i)又は(ii)に規定する場所へのアクセスであって、申告されていない核物質が存在せず又はそのような原子力活動が行われていないことを確認するために選択的に行われるもの

(ii)　次条b又はcに規定する場所へのアクセスであって、第二条に従って提供される情報の正確性及び完全性に関する疑義を解消し又は当該情報の整合性に関する問題を解決するために行われるもの

(iii)　次条a(iii)に規定する場所へのアクセスであって、施設又は核物質がかつて通常使用されていた施設外の場所についてとられた廃止措置の状況に関して日本国政府が行った申告に関し、機関が保障措置の目的で確認を行うために必要な限度において行うもの

b　(i)　機関は、(ii)に規定する場合を除くほか、アクセスの実施に先立ち少なくとも二十四時間前までに日本国政府に対し事前の通告を行う。

(ii)　機関は、サイト内の場所について、当該サイト内で行う設計情報の検認のための訪問、特定査察又は通常査察との関連においてアクセスを必要とする場合には、日本国政府に対し特に要請を行うことを条件として、遅くとも二時間前までの事前の通告によって当該アクセスを実施することができる。ただし、例外的な状況においては、二時間以内の事前の通告によることもできる。

c　事前の通告は、書面によるものとし、アクセスを求める理由及びそのアクセスにおいて行われる活動を特定する。

d　機関は、情報に関する疑義又は情報の整合性に関する問題が生じた場合には、当該疑義又は問題について説明し及び解決を促進するための機会を日本国政府に与える。そのような機会は、アクセスを求める目的の達成がアクセスの遅延により阻害されるおそれがあると機関が認める場合を除くほか、アクセスの要請に先立っ

て与えられるものとする。機関は、いかなる場合であっても、そのような機会が現に日本国政府に与えられるまでの間、関連する疑義又は問題に関しいかなる結論も導き出してはならない。

e　アクセスは、日本国政府が同意する場合を除くほか、通常の労働時間内においてのみ実施する。

f　日本国政府は、機関の査察員の職務の遂行を遅滞させず、かつ、妨げないことを条件として、機関の査察員によるアクセスの実施の間を通じて日本国政府の代表を同行させる権利を有する。

第五条

日本国政府は、機関に対し次の場所へのアクセスを認める。

a (i)　サイト内の場所

(ii)　第二条aの(v)から(viii)までに従って日本国政府が申告した場所

(iii)　廃止措置のとられた施設又は廃止措置のとられた施設外の場所であって核物質がかつて通常使用されていた場所

b　第二条aの(i)、(iv)若しくは(ix)(b)又は第二条bに従って日本国政府が申告した場所（a(i)に規定する場所を除く。）。ただし、日本国政府は、そのアクセスを実際に確保することが不可能な場合には、他の方法により遅滞なく機関の要求を満たすためにあらゆる合理的な努力を払う。

c　特定の場所における環境試料の採取を行うために機関が指定する場所（a及びbに規定する場所を除く。）。ただし、日本国政府は、そのアクセスを実際に確保することが不可能な場合には、近接する場所において又は他の方法により遅滞なく機関の要求を満たすためにあらゆる合理的な努力を払う。

第六条

機関は、前条の適用上、次の活動を行うことができる。

a　前条aの(i)又は(viii)の規定に従って実施するアクセスについては、観察、環境試料の採取、放射線の検出及び測定用の装置の利用、補助取決めに定める封印の実施その他の同定装置及び開封表示装置の利用並びに技術的に可能であることが証明されている他の客観的な措置であって機関の理事会（以下「理事会」という。）が同意し、かつ、日本国政府と機関との間の協議が行われるものの適用

b　前条a(ii)の規定に従って実施するアクセスについては、観察、核物質の員数勘定、非破壊測定及び採取、放射線の検出及び測定用の装置の利用、核物質の量、原産地及び処理に関する記録の検討、環境試料の採取並びに技術的に可能であることが証明されている他の客観的な措置であって理事会が同意し、かつ、日本国政府と機関との間の協議が行われるものの適用

c　前条bの規定に従って実施するアクセスについては、観察、環境試料の採取、放射線の検出及び測定用の装置の利用、保障措置に関連する生産及び積送の記録の検討並びに技術的に可能であることが証明されている他の客観的な措置であって理事会が同意し、かつ、日本国政府と機関との間の協議が行われるものの適用

d　前条cの規定に従って実施するアクセスについては、環境試料の採取並びに、前条cに従って機関が指定する場所における当該採取によっても情報に関する疑義の解消又は情報の整合性に関する問題の解決が得られない場合には、当該場所における観察、放射線の検出及び測定用の装置の利用並びに他の客観的な措置であって日本国政府及び機関が合意するものの適用

第七条

a　日本国政府及び機関は、日本国政府が要請する場合には、核不拡散上機微な情報の普及を防止し、安全上若しくは防護上の要件を満たし又は財産的価値を有する情報若しくは商業上機微な情報を保護するため、この議定書の下で実施する管理されたアクセスについての取決めを作成する。この取決めは、機関が、関連の場所において申告されていない核物質が存在せず又はそのような原子力活動が行われていないことについての確証を得る上で必要な活動（第二条に規定する情報の正確性及び完全性に関する疑義を解消し又は情報の整合性に関する問題を解決する上で必要な活動を含む。）を行うことを妨げるものであってはならない。

b　日本国政府は、第二条に規定する情報を提供する時に、管理されたアクセスによる可能性のあるサイト内その他の場所を機関に通報することができる。

c　日本国政府は、必要な補助取決めの効力発生までの間においても、aの規定に沿って、管理されたアクセスを援用することができる。

第八条

この議定書のいかなる規定も、日本国政府が第五条及び次条に規定する場所以外の場所に対するアクセスの実施又は特定の場所における検認活動の実施を機関に要請することを妨げるものではない。機関は、そのような要請に応じて行動するために、遅滞なく、あらゆる合理的な努力を払う。

第九条

日本国政府は、広域的な環境試料の採取のために機関が指定する場所へのアクセスを認める。ただし、日本国政府は、このアクセスを実際に確保することが不可能な場合には、他の場所において機関の要求を満たすためにあらゆる合理的な努力を払う。機関は、広域的な環境試料の採取の実施及び必要な手続上の措置を理事会が承認し、かつ、日本国政府及び機関が協議を行うまでの間においては、このアクセスを求めることができない。

第十条

機関は、次のことについて日本国政府に通報する。

a　この議定書に基づいて行った活動（情報に関する疑義又は情報の整合性に関する問題としての機関が日本国政府の注意を喚起したものに係る活動を含む。）。この通報は、当該活動の実施から六十日以内に行う。

b　情報に関する疑義又は情報の整合性に関する問題として機関が日本国政府の注意を喚起したものに係る活動の結果。この通報は、できる限り速やかに、ただし、いかなる場合にも機関による当該結果の確定から三十日以内に行う。

c　この議定書に基づいて行った活動から導き出した結論。この通報は、毎年行う。

機関の査察員の指名

第十一条

a (i)　機関の事務局長（以下「事務局長」という。）は、理事会が機関のいずれかの職員を保障措置の査察員として承認した場合には、当該承認について日本国政府に通告を行う。当該通告に係る職員は、その者を日本国に派遣する査察員とすることについて拒否する旨を日本国政府が当該通告の受領から三箇月以内に事務局長に通報しない限り、日本国に派遣する査察員として指名されたものとみなす。

(ii)　事務局長は、日本国政府からの要請に応じて又は自己の発意により行った日本国に派遣する査察員の指名の撤回を直ちに日本国政府に通報する。

b　aに規定する通告は、日本国政府に対する機関の通告の書留郵便による送付の日の後七日で日本国政府により受領されたものとみなす。

査証

第十二条

日本国政府は、機関からの要請において特定される査察員に対し、査証を必要とする場合には、当該査察員が職務を遂行する目的で日本国の領域内に入国し及び滞在することができるように、適当な数次の出入国査証又は通過査証を要請の受領から一箇月以内に与える。査証は、少なくとも一年間は有効なものとし、日本国に派遣される査察

員である期間を通じて有効となるよう必要に応じて更新される。

補助取決め

第十三条

a　日本国政府及び機関は、いずれか一方がこの議定書に定める措置の具体的な適用に関し補助取決めにおいて規定する必要がある旨を提起した場合には、この議定書の効力発生から九十日以内にその補助取決めについて合意する。また、この議定書の効力発生の後に補助取決めの必要性が提起された場合には、当該必要性が提起された日から九十日以内に合意する。

b　機関は、必要な補助取決めの効力が生じていない間であっても、この議定書に定める措置を適用する権利を有する。

通信システム

第十四条

a　日本国政府は、日本国内の機関の査察員と機関の本部又は地域事務所との間で機関が公の目的のために行う自由な通信を認め、かつ、これを保護する。この自由な通信には、封じ込め、監視又は測定用の機関の装置を通じて得られる情報の送信（それらの装置から自動的に行われる送信を含む。）を含む。機関は、日本国政府と協議の上、国際的かつ一般的に利用されている直接通信の制度であって日本国内において一般に利用されていないもの（衛星通信その他の形態の電気通信を含む。）を使用する権利を有する。日本国政府又は機関が要請する場合には、この a に規定する封じ込め、監視又は測定用の機関の装置を通じて得られる情報の送信（それらの装置から自動的に行われる送信を含む。）の実施に関する詳細を補助取決めに規定する。

b　a に規定する通信及び情報の送信に当たっては、財産的価値を有する情報、商業上機微な情報又は日本国政府が特に機微であるとみなす設計情報を保護する必要性に十分な考慮を払う。

秘密情報の保護

第十五条

a　機関は、自己の知るに至った商業上、技術上及び産業上の秘密その他の秘密情報（この議定書の実施を通じて知るに至った秘密情報を含む。）を開示から効果的に保護することを確保するために厳重な制度を維持する。

b　a に規定する制度には、特に、次の事項に関する規定の作成を含む。

(i)　秘密情報の取扱いに関する一般原則及び関連の措置

(ii)　秘密情報の保護に関連する職員の雇用の条件

(iii)　秘密の扱いに関する違反又は当該違反の疑いがある場合の手続

c　理事会は、a に規定する制度を承認し及び定期的に検討する。

附属書

第十六条

a　附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。附属書のみについて行う改正に係る場合を除き、この議定書の適用上、「この議定書」とは、この議定書及び附属書をいう。

b　附属書Ⅰに掲げる活動の一覧表並びに附属書Ⅱに掲げる設備及び資材の一覧表は、理事会が設置する専門家作業部会（機関のすべての加盟国が参加することができるものとする。）による助言に基づいて理事会が改正することができる。その改正は、理事会による採択の後四箇月で効力を生ずる。

効力発生

第十七条

a　この議定書は、機関が、日本国政府から、効力発生のための日本国の法律上及び憲法上の要件を満たした旨の書面による通告を受領する日に効力を生ずる。

b　事務局長は、この議定書の効力発生を機関のすべての加盟国に速やかに通報する。

定義

第十八条

この議定書の適用上、

a　「核燃料サイクル関連の研究開発活動」とは、次の工程又はシステムの開発に特に関連する活動をいう。ただし、理論的又は基礎科学的研究関連の活動を含まず、また、放射性同位元素の工業利用に関する研究開発並びに医学上、水文学上及び農業上の応用、健康及び環境に対する影響並びに保守の改善に関する研究開発関連の活動も含まない。

核物質の転換
核物質の濃縮
核燃料加工
原子炉
臨界実験施設
核燃料の再処理
プルトニウム、高濃縮ウラン又はウラン二三三を含む中レベル放射性廃棄物又は高レベル放射性廃棄物の処理（廃棄物を重ねて容器に収納し又は元素の分離を伴わずに調整する処理であって、貯蔵又は処分のために行われるものを含まない。）

b　「サイト」とは、施設（閉鎖された施設を含む。）に関する設計情報及び施設外の場所（閉鎖された施設外の場所のうち核物質がかつて通常使用されていた場所であり、かつ、ホットセルを有するか又は転換、濃縮、燃料加工若しくは再処理がかつて行われていた場所を含む。）に関する情報において、日本国政府がその境界を定めた区域をいう。また、「サイト」には、そのような施設又は場所と共に配置され、かつ、当該施設又は場所のために不可欠な機能を果たしているすべての構築物（核物質を含まない照射された物質を処理するためのホットセル、廃棄物の取扱い、貯蔵及び処分のための構築物並びに第二条 a (iv) に従って日本国政府が申告した活動に関連する建物を含む。）を含むものとする。

c　「廃止措置のとられた施設」又は「廃止措置のとられた施設外の場所」とは、施設又は施設外の場所の利用において不可欠な構造及び設備が既に撤去され又は使用し得ない状態となっているため、現に核物質の貯蔵のために使用されておらず、かつ、核物質の取扱い、処理又は利用のために使用することのできない構築物又は場所をいう。

d　「閉鎖された施設」又は「閉鎖された施設外の場所」とは、既に操業が停止され、かつ、核物質が撤去されているが、廃止措置がとられていない構築物又は場所をいう。

e　「高濃縮ウラン」とは、同位元素ウラン二三五を二十パーセント以上含有しているウランをいう。

f　「特定の場所における環境試料の採取」とは、機関が指定する場所又はその近傍における空気、水、植物、土壌、付着物等の環境試料の採取であって、当該場所において申告されていない核物質が存在せず又はそのような原子力活動が行われていないことについて機関による結論を導き出す目的で行われるものをいう。

g　「広域的な環境試料の採取」とは、機関の指定する複数の場所における空気、水、植物、土壌、付着物等の環境試料の採取であって、広域にわたって申告されていない核物質が存在せず又はそのような原子力活動が行われていないことについて機関による結論を導き出す目的で行われるものをいう。

h　「核物質」とは、国際原子力機関憲章第二十条に定義する原料物質及び特殊核分裂性物質をいう。ただし、この原料物質には、鉱石及び鉱石の残さいは含まない。理事会が、この議定書の効力発生の後、同条の規定に基づき、原料物質又は特殊核分裂性物質とされる物質を追加する決定を行う場合には、その決

定は、日本国政府が同意した後においてのみ、この議定書の適用上効力を有する。

i　「施設」とは、次のものをいう。

(i)　原子炉、臨界実験施設、転換プラント、加工プラント、再処理プラント、同位体分離プラント又は独立の貯蔵施設

(ii)　一実効キログラムを超える量の核物質が通常使用される場所

j　「施設外の場所」とは、一実効キログラム以下の量の核物質が通常使用される構築物又は場所であって施設に当たらないものをいう。

千九百九十八年十二月四日にウィーンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。ただし、解釈に相違がある場合には英語の本文による。

日本国政府のために
池田右二
国際原子力機関のために
モハメド・エルバラダイ

附属書Ⅰ　第二条a(iv)の活動の一覧表

(i)　遠心分離機の回転胴の製造又はガス遠心分離機の組立て

「遠心分離機の回転胴」とは、附属書Ⅱ5.1.1(b)に規定する薄壁の円筒をいう。

「ガス遠心分離機」とは、附属書Ⅱ5.1の注釈に規定する遠心分離機をいう。

(ii)　拡散隔膜の製造

「拡散隔膜」とは、附属書Ⅱ5.3.1(a)に規定する薄い多孔質のフィルターをいう。

(iii)　レーザーを利用したシステムの製造又は組立て

「レーザーを利用したシステム」とは、附属書Ⅱ5.7に規定する品目を含むシステムをいう。

(iv)　電磁式同位体分離装置の製造又は組立て

「電磁式同位体分離装置」とは、附属書Ⅱ5.9.1(a)に規定するイオン源を含む附属書Ⅱ5.9.1に規定する品目をいう。

(v)　コラム又は抽出設備の製造又は組立て

「コラム又は抽出設備」とは、附属書Ⅱの5.6.1、5.6.2、5.6.3、5.6.5、5.6.6、5.6.7、5.6.8及び5.6.9に規定する品目をいう。

(vi)　空気動力学を用いた分離用ノズル又は渦巻管の製造

「空気動力学を用いた分離用ノズル又は渦巻管」とは、附属書Ⅱの5.5.1及び5.5.2に規定する分離用ノズル又は渦巻管をいう。

(vii)　ウラン・プラズマ発生システムの製造又は組立て

「ウラン・プラズマ発生システム」とは、附属書Ⅱ5.8.3に規定するウラン・プラズマ発生システムをいう。

(viii)　ジルコニウム管の製造

「ジルコニウム管」とは、附属書Ⅱ5.11.6に規定する管をいう。

(ix)　重水又は重水素の生産又は精製

「重水又は重水素」とは、重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一対五千を超える他の重水素化合物をいう。

(x)　原子炉級黒鉛の生産

「原子炉級黒鉛」とは、ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛をいう。

(xi)　照射済燃料用フラスコの製造

「照射済燃料用フラスコ」とは、照射済燃料の輸送又は貯蔵用の容器であって、化学的影響、熱及び放射線を遮へいし、かつ、取扱い、輸送及び貯蔵の間に生ずる崩壊熱を拡散させるものをいう。

(xii)　原子炉制御棒の製造

「原子炉制御棒」とは、附属書Ⅱ5.11.4に規定する棒をいう。

(xiii)　臨界上安全なタンク及び槽の製造

「臨界上安全なタンク及び槽」とは、附属書Ⅱの5.3.2及び5.3.4に規定する品目をいう。

(xiv)　照射済燃料要素切断機の製造

「照射済燃料要素切断機」とは、附属書Ⅱ5.3.1に規定する設備をいう。

(xv)　ホットセルの建設

「ホットセル」とは、密度が三・二グラム毎立方センチメートル以上で厚さが〇・五メートル以上のコンクリートに相当する遮へい構造を有する一の又は連接する隔室であって、少なくとも六立方メートルの容積を有し、かつ、遠隔操作装置を装備したものをいう。

附属書Ⅱ　設備及び核物質ではない資材であって、第二条a(ix)の規定に従ってその輸出入についての報告を行う必要がある特定の設備及び資材の一覧表

1　原子炉及びその設備

1.1　組立ての完了した原子炉

制御された自己維持的核分裂反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)

注釈

「原子炉」には、基本的に、原子炉容器の内装物、原子炉容器に直接設置する附属品、炉心内における出力の水準を制御する設備及び、通常の作動に際して、炉心の一次冷却材を収容し、これと直接接触し又はこれを制御する部品を含む。

「原子炉」とは、年間百グラムを著しく超える量のプルトニウムを生成するように改造することが合理的に可能であるような原子炉を除外するものではない。高い出力水準での持続的運転のために設計した原子炉は、そのプルトニウム生成量のいかんを問わず、「ゼロ出力炉」とはされない。

1.2　原子炉圧力容器

1.1に規定する原子炉の炉心を収納するために特に設計し又は製作し、かつ、一次冷却材の運転圧力に耐えることのできる金属容器の完成品又は主要な工作部品

注釈

原子炉圧力容器の上ぶたは、1.2に規定する主要な工作部品とする。

炉心その他の内装物のための支持柱及び支持板、制御棒案内管、熱遮へい体、調節板、炉心格子板、拡散板等の原子炉内装物は、通常、原子炉供給者によって供給される。一定の場合には、圧力容器自体が、その構造上内装物を支持するように工作されることがある。原子炉内装物は、原子炉の運転の安全性及び信頼性を確保する上で極めて重要であり、したがって、原子炉供給者が保証を与え及び責任を引き受ける上でも極めて重要であるので、これらの品目が原子炉自体に係る基本取決めとは別の取決めによって供給されることは、通常の慣行ではない。固有の機能を有し、特に設計し及び製作し、かつ、重要な、大型の及び高価な原子炉内装物の別途の供給を関心の対象としないとするものではないが、そのような別途の供給が実際に行われる可能性は、前記の事情に照らし、小さいと認められる。

1.3　原子炉燃料交換機

1.1に規定する原子炉について、その運転時における燃料の挿入若しくは取出しのために

又はその停止時であって、燃料の目視若しくは燃料への接近が通常不可能な場合等における複雑な燃料交換作業に必要な高度の位置決め若しくは芯出しのために特に設計し又は製作した操作用設備

1.4　原子炉制御棒

1.1に規定する原子炉における反応度の制御のために特に設計し又は製作した棒

注釈

「原子炉制御棒」には、中性子を吸収する要素を含むほか、その支持体又は懸架体が別途供給される場合には、当該支持体又は懸架体を含む。

1.5　原子炉圧力管

1.1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五・一メガパスカル（七百四十ポンド毎平方インチ）を超える運転圧力下において収容するために特に設計し又は製作した管

1.6　ジルコニウム管

ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの集合体であって、1.1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一対五百未満のもの。ただし、いずれかの十二箇月の期間における供給量が五百キログラムを超える場合に限る。

1.7　一次冷却材ポンプ

1.1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し又は製作したポンプ

注釈

「特に設計し又は製作したポンプ」には、一次冷却材の漏出を防止するための精巧な又は多重の密封システム、密閉強制ポンプ及び慣性質量システムを利用するポンプを含むことがある。この定義には、NC―一又はこれと同等の基準により認証されたポンプを含む。

2　核物質ではない原子炉用資材

2.1　重水素及び重水

1.1に規定する原子炉において使用する重水素、重水（酸化重水素）及び重水素原子と水素原子との比が一対五千を超える他の重水素化合物。ただし、いずれかの十二箇月の期間において、一の仕向国に対し重水素原子の量につき二百キログラムを超えるような供給を行う場合に限る。

2.2　原子炉級黒鉛

ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であって、1.1に規定する原子炉において使用するもの。ただし、いずれかの十二箇月の期間において、一の仕向国に対し3×10^{2}キログラム（三十メートル・トン）を超える量の供給を行う場合に限る。

注釈

原子炉級黒鉛の輸出が原子炉における使用のため行われるものであるかどうかについては、報告を行うに当たって日本国政府が判断する。

3　照射済燃料要素の再処理のために特に設計し又は製作した設備

注釈

照射済核燃料の再処理は、高放射性の核分裂生成物及び超ウラン元素からプルトニウム及びウランを分離する。この分離は、技術的に異なる各種の処理方法により達成可能であるが、ピューレックス法によることが、長期にわたって最も一般的である。ピューレックス法には、照射済核燃料を硝酸に溶解し、その後に有機希釈剤と燐酸トリブチルとの混合物を用いた溶媒抽出によりウラン、プルトニウム及び核分裂生成物を相互に分離することを含む。

ピューレックス法を利用する再処理施設は、相互に同様の処理機能（照射済燃料要素の切断、燃料の溶解、溶媒抽出及び処理溶液の貯蔵を含む。）を有し、また、硝酸ウランの熱脱硝、硝酸プルトニウムの酸化物又は金属への転換及び核分裂生成物を含む廃液を長期の貯蔵又は処分に適した形状にするための処理の機能を有することもある。ただし、これらの機能を果たす設備の具体的な種類及び配列は、種々の理由（再処理される照射済核燃料の種類及び量、回収された物質についての今後の取扱い並びに安全性及び保守に係る各施設の設計上の方針を含む。）により、施設間で相互に異なることがある。

「照射済燃料要素の再処理プラント」には、通常の作動に際して、照射済燃料並びに核物質及び核分裂生成物の処理における主要な流れと直接接触し、かつ、これらを直接制御する設備及び部品を含む。

再処理工程（プルトニウムの転換及び金属プルトニウムの生産のための完結的システムを含む。）の存在は、幾何学的配置等臨界上の安全確保措置、遮へい等放射線被ばく防止措置及び封じ込め等防毒措置の適用の有無によって判明することがある。

「照射済燃料要素の再処理のために特に設計し又は製作した設備」に該当するとみなされる設備には、次の設備を含む。

3.1　照射済燃料要素切断機

注釈

この設備は、照射済核物質を露出させて溶解するために燃料の被覆を破るものである。レーザー等先端技術を用いる設備もあるが、特に設計した金属切断機が最も一般的である。

3に規定する再処理プラントにおいて使用するために、かつ、照射済みの核燃料集合体、核燃料束又は核燃料棒の切断又はせん断を目的として特に設計し又は製作した遠隔操作設備

3.2　溶解タンク

注釈

溶解タンクは、通常、切断された使用済燃料を収容するものである。照射済核物質は、この臨界上安全なタンクにおいて硝酸により溶解し、また、残存する被覆廃材は、再処理工程から排除されることとなる。

小直径、環状又は平板状のタンク等3に規定する再処理プラントにおいて使用するために、かつ、照射済核燃料の溶解を目的として特に設計し又は製作した臨界上安全なタンクであって、高温高腐食性溶液に対する耐性を有し、かつ、遠隔制御による充てん及び保守が可能であるもの

3.3　溶媒抽出装置及び溶媒抽出設備

注釈

溶媒抽出装置は、溶解タンクからの照射済燃料溶液並びにウラン、プルトニウム及び核分裂生成物を分離する有機溶液の双方を収容する。溶媒抽出設備は、通常、保守なしで長期間運転可能であること又は容易に交換可能であること、運転及び制御が単純であること、処理条件の変化に柔軟に対応可能であること等運転上厳格な条件を満たすように設計する。

充てん塔、パルスコラム、ミキサセトラ、遠心接触機等照射済燃料の再処理プラントにおいて使用するために特に設計し又は製作した溶媒抽出装置。溶媒抽出装置は、硝酸の腐食効果に対する耐性を有する必要があり、かつ、通常、低炭素ステンレス鋼、チタン、ジルコニウムその他の高品質の材料を用いて極

めて高い基準（特別な溶接法及び検査並びに品質保証及び品質管理の適用を求めるような基準を含む。）により製作する。

3.4　化学的保管・貯蔵槽

注釈

溶媒抽出の過程から、三の主要な処理溶液の流れが生ずる。保管・貯蔵槽は、これらの流れのすべてを更に処理する上でそれぞれ次のとおり使用される。

(a)　純粋な硝酸ウラン溶液は、蒸発により濃縮され、ウラン酸化物に転換される脱硝工程に移送される。このウラン酸化物は、核燃料サイクルにおいて再利用される。

(b)　高放射性の核分裂生成物溶液は、通常、蒸発により濃縮され、濃縮液として貯蔵される。この濃縮液は、蒸発により減容され、貯蔵又は処分に適した形状に転換されることがある。

(c)　純粋な硝酸プルトニウム溶液は、濃縮され、次の工程に移送されるまでの間貯蔵される。特に、プルトニウム溶液用の保管・貯蔵槽は、溶液の濃度及び形状の変化から臨界上の問題が生ずることを避けるように設計する。

照射済燃料の再処理プラントにおいて使用するために特に設計し又は製作した保管・貯蔵槽。保管・貯蔵槽は、硝酸の腐食効果に対する耐性を有する必要があり、かつ、通常、低炭素ステンレス鋼、チタン、ジルコニウムその他の高品質の材料を用いて製作する。保管・貯蔵槽は、遠隔制御による操作及び保守が可能であるように設計することがあり、また、臨界を制御するため次の特性を有することがある。

(1)　最低二パーセントのほう素当量を有する外壁又は内部構造

(2)　円筒形の槽については、内径が最大百七十五ミリメートル（七インチ）

(3)　平板状又は環状の槽については、隔壁間の幅が最大七十五ミリメートル（三インチ）

3.5　硝酸プルトニウムのプルトニウム酸化物への転換システム

注釈

大部分の再処理施設においては、最終工程として硝酸プルトニウム溶液の二酸化プルトニウムへの転換が行われる。この工程における主要な機能としては、処理される溶液の貯蔵及び調整、沈殿及び固体と液体との分離、か焼、プルトニウム酸化物の取扱い、換気、廃棄物の管理並びに工程の制御がある。

硝酸プルトニウムをプルトニウム酸化物に転換するために、かつ、臨界上の安全、放射線の影響の防止及び最大限の防毒について特段の対応が確保されるように特に設計し又は製作した完結的システム

3.6　プルトニウム酸化物からの金属プルトニウム生産システム

注釈

再処理施設と関連し得るこの工程には、高腐食性のふっ化水素を通常用いて二酸化プルトニウムをふっ化し、ふっ化プルトニウムを生成することを含む。ふっ化プルトニウムは、その後高純度の金属カルシウムを用いて還元され、金属プルトニウムとふっ化カルシウムのくずとになる。この工程における主要な機能としては、貴金属を加工し又は貴金属により内張りした設備等を用いるふっ化、セラミック製るつぼ等を用いる金属への還元、くずの回収、金属プルトニウムの取扱い、換気、廃棄物の管理及び工程の制御がある。

金属プルトニウムを生産するために、かつ、臨界上の安全、放射線の影響の防止及び最大限の防毒について特段の対応が確保されるように特に設計し又は製作した完結的システム

4　燃料要素の加工プラント

「燃料要素の加工プラント」には、次の設備を含む。

(a)　通常の作動に際して、加工工程にある核物質と直接接触し若しくは直接処理し又は加工工程を制御する設備

(b)　被覆管内に核物質を密封する設備

5　ウラン同位元素の分離プラント及びウラン同位元素の分離のために特に設計し又は製作した設備であって分析機器以外のもの

「ウラン同位元素の分離のために特に設計し又は製作した設備であって分析機器以外のもの」に該当するとみなされる設備には、次の設備を含む。

5.1　ガス遠心分離機及び特に設計し又は製作したその部分品

注釈

ガス遠心分離機は、通常、直径が七十五ミリメートル（三インチ）から四百ミリメートル（十六インチ）までの薄壁の円筒であって、真空内におかれ、かつ、約三百メートル毎秒以上の周速で垂直軸を中心に回転するものから成る。高速度の回転を可能とするため、回転部分品の材料は、密度比で高い強度を有する必要があり、また、回転部分品及びその部品は、回転の揺れを最小にするために極めて小さい公差により製造する必要がある。ウラン濃縮用ガス遠心分離機は、他の遠心分離機と異なり、回転する円盤状の調節板並びに六ふっ化ウランガスの供給及び抽出のための固定された、かつ、最低三の独立した流路（そのうち二の流路が回転部分の軸から周に通じる抜出管に接続する。）を構成する配管を回転部分の内部に有することを特徴とする。また、ウラン濃縮用ガス遠心分離機内の真空部分には、回転せず、かつ、特に設計されるが、特殊ではない材料を用いて容易に製造可能な多くの重要な部品がある。遠心分離施設は、これらの部品を大量に必要とするため、その供給量から、これらの部品の最終用途について重要な示唆が得られることがある。

5.1.1　回転部分品

(a)　回転部分の完成品

注釈に掲げる密度比で高い強度を有する一又は二以上の材料を用いて製造した薄壁の円筒又はそのような円筒を相互に接続したもの。円筒を相互に接続する場合には、5.1.1(c)に規定する伸縮継手又はリングによる。回転部分は、その最終的な形態において、5.1.1の(d)及び(e)に規定する内部の調節板及び端栓を取り付けることとなる。一部のみを組み立てた回転部分を完成品として引き渡すこともある。

(b)　回転胴

外壁の厚さが十二ミリメートル（〇・五インチ）以下で直径が七十五ミリメートル（三インチ）から四百ミリメートル（十六インチ）までの特に設計し又は製作した薄壁の円筒であって、注釈に掲げる密度比で高い強度を有する一又は二以上の材料を用いて製造したもの

(c)　リング又は伸縮継手

回転胴を部分的に支持し又は複数の回転胴を接続するために特に設計し又は製作した部品。伸縮継手とは、外壁の厚さが三ミリメートル（〇・一二インチ）以下で直径が七十五ミリメートル（三インチ）から四百ミリメートル（十六インチ）までの短い伸縮可能な円筒であって、注釈に掲げる密度比で高い強度を有する一の材料を用いて製造したものである。

(d)　調節板

分離用の空間から抜出用の空間を隔離

するため及び、一定の場合には、回転胴内の分離用の空間における六ふっ化ウランガスの循環を促進するために遠心分離機の回転胴の内側に取り付けるように特に設計し又は製作した直径が七十五ミリメートル(三インチ)から四百ミリメートル(十六インチ)までの円盤状の部品であって、注釈に掲げる密度比で高い強度を有する一の材料を用いて製造したもの

(e) 上部端栓及び下部端栓

回転胴の両端に取り付け六ふっ化ウランを回転胴内に封入するため並びに、一定の場合には、上部端栓については上部軸受の一部を支え、保持し又は構成し、また、下部端栓については電動機及び下部軸受の回転要素を構成するように特に設計し又は製作した直径が七十五ミリメートル(三インチ)から四百ミリメートル(十六インチ)までの円盤状の部品であって、注釈に掲げる密度比で高い強度を有する一の材料を用いて製造したもの

注釈

遠心分離機の回転部分品には、次の材料を用いるものとする。

(a) 2.05×10^5ニュートン毎平方メートル(三十万ポンド毎平方インチ)以上の最大引張強さを有するマルエージング鋼

(b) 0.48×10^8ニュートン毎平方メートル(六万七千ポンド毎平方インチ)以上の最大引張強さを有するアルミニウム合金

(c) 複合的な構造における使用に適した繊維材であって、12.3×10^6メートル以上の比モジュラス及び0.3×10^6メートル以上の比最大引張強さを有するもの。比モジュラス(比弾性率)とは、ニュートン毎平方メートルで表わすヤング率をニュートン毎立方メートルで表わす比重量で除したものをいう。比最大引張強さとは、ニュートン毎平方メートルによる最大引張強さをニュートン毎立方メートルによる比重量で除したものをいう。

5.1.2 固定部分品

(a) 磁気軸受

遠心分離機の容器内に懸架する環状磁石及び振動減衰媒体が構成する特に設計し又は製作した軸受部分品。容器は、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料を用いて製造する(5.4の次に掲げる注釈参照)。この環状磁石は、5.1.1(e)に規定する上部端栓に取り付ける磁極片又は第二の磁石と対となる。この環状磁石は、外径と内径との比が一・六対一以下であることがあり、また、〇・一五ヘンリー毎メートル(十二万CGS単位)以上の初期透磁率、九十八・五パーセント以上の残留磁気又は八十キロジュール毎立方メートル(10^4ガウスエルステッド)を超えるエネルギーの発生能力を有することがある。この環状磁石は、磁石の通常の特性を有することに加え、幾何学上の軸からの磁軸の偏差が〇・一ミリメートル(〇・〇〇四インチ)未満の極めて小さい公差内にあり又は特に均質であることを必要条件とする。

(b) 軸受・振動減衰装置

旋回軸と受皿との組立品であって、振動減衰装置に取り付けるよう特に設計し又は製作した軸受。旋回軸は、通常、焼入鋼の軸であり、一方の端は半球形であり及び他方の端はいずれかの方法で5.1.1(e)に規定する下部端栓に取り付けられる。また、旋回軸は、流体軸受用のものであることもある。受皿は、円柱状であり、一方の表面には半球形のくぼみを有する。これらの部品は、しばしば、振動減衰装置とは別個に供給される。

(c) 分子ポンプ

機械加工又は押出成形によるら旋状の溝及び機械加工による孔を内側に有する特に設計し又は製作したシリンダー。典型的な寸法は、内径が七十五ミリメートル(三インチ)から四百ミリメートル(十六インチ)まで、壁の厚さが十ミリメートル(〇・四インチ)以上及び長さが内径以上である。溝は、典型的には断面が長方形であり、及び深さが二ミリメートル(〇・〇八インチ)以上である。

(d) 電動機固定子

真空において六百ヘルツから二千ヘルツまでの周波数及び五十ボルトアンペアから千ボルトアンペアまでの電力の電気により同期運転するための高速かつ多相交流のヒステリシス電動機又は磁気抵抗電動機の環状固定子として特に設計し又は製作した設備。固定子は、多重の巻線と厚さ二・〇ミリメートル(〇・〇八インチ)以下の薄い層から成るエネルギー損失の低い鉄心とから構成される。

(e) 遠心分離機の容器

ガス遠心分離機の回転部分品を収納するために特に設計し又は製作した容器。この容器は、厚さが三十ミリメートル(一・二インチ)までの厳重な円筒形の壁、軸受を取り付けるために精密に機械加工された両端部及び内装物取付用の一又は二以上のフランジから構成される。機械加工された両端部は、相互に平行であり、また、円筒の中心軸に対して〇・〇五度以下の偏差で直角である。容器は、また、複数の回転胴を収納するためにハニカム構造(連接多房構造)であることがある。容器は、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護される。

(f) 抜出管

内径が十二ミリメートル(〇・五インチ)までの管であって、回転胴内で周回するガスの流れに管の開口部を対抗させること(例えば、回転の放射方向から接線方向に曲がるように管を配置することによって可能となる。)から生ずるピトー管作用により六ふっ化ウランガスを抽出するために、かつ、ガス抽出システムの中心に接続することができるよう特に設計し又は製作したもの。この管は、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護される。

5.2 ガス遠心分離濃縮プラントのための補助システム、設備及び部分品

注釈

ガス遠心分離濃縮プラントのための補助システム、設備及び部分品とは、遠心分離機を稼働させ又はプラントを制御する上で必要な設備と共に、遠心分離機に六ふっ化ウランを供給し、濃縮度を徐々に高めるカスケード(段階的工程)を形成するため個々の遠心分離機を接続し並びに遠心分離機から六ふっ化ウランの「製品」及び「廃棄材」を抽出する上で必要なシステムをいう。

六ふっ化ウランは、通常、加熱したオートクレーブにより固体から蒸発してガス状となり、通気管を経由して遠心分離機に分配される。遠心分離機から抽出した六ふっ化ウランの「製品」及び「廃棄材」のガスも、通気管を経由してコールドトラップに移送され、輸送又は貯蔵に適した容器に移されるに先立ち、約二百三ケルビン(零下七十セルシウス度)での

冷却により凝縮される。一の濃縮プラントは、カスケードに数千の遠心分離機を配列するため、数千の溶接部と多くの箇所における配置上の同一性とを有し、かつ、全長が数キロメートルを超える配管を伴う。設備、部分品及び配管は、極めて高い真空基準及び清浄基準により製作する。

5.2.1　供給システム並びに「製品」及び「廃棄材」回収システム

特に設計し又は製作した処理システム（次の品目を含む。）

最大百キロパスカル（十五ポンド毎平方インチ）の圧力及び毎時一キログラム以上の割合により六ふっ化ウランを遠心分離カスケードに供給するためのオートクレーブ又は供給装置

最大三キロパスカル（〇・五ポンド毎平方インチ）の圧力によりカスケードから六ふっ化ウランを取り出すためのコールドトラップその他の昇華器。昇華器は、二百三ケルビン（零下七十セルシウス度）まで冷却し、また、三百四十三ケルビン（七十セルシウス度）まで加熱することができる。

六ふっ化ウランの「製品」及び「廃棄材」を容器に移し入れるための装置

関連するプラント、設備及び配管は、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料によりすべての部分が製造され又は内張りされ（5.2.4の次に掲げる注釈参照）、かつ、極めて高い真空基準及び清浄基準により製作する。

5.2.2　通気配管システム

カスケードの遠心分離機において六ふっ化ウランを取り扱うために特に設計し又は製作した通気配管システム。通常の配管は、一の遠心分離機について三の通気管が接続し、このため、多くの箇所において形状の同一性を有する。この配管は、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料を用いて製造し（5.2.4の次に掲げる注釈参照）、かつ、極めて高い真空基準及び清浄基準により製作する。

5.2.3　六ふっ化ウラン質量分析計及びイオン源

供給される六ふっ化ウランガス又はその「製品」若しくは「廃棄材」をガスの流れの中から試料として採取することが可能な特に設計し又は製作した磁気又は四重極質量分析計であって、次の特性のすべてを有するもの

1　原子質量単位が三百二十を超える場合にその二未満の単位差について分解能を有すること。

2　ニクロム若しくはモネルにより製造し若しくは内張りし又はニッケルによりめっきしたイオン源を有すること。

3　電子衝突によりイオン化させるイオン源を有すること。

4　同位元素の分析に適した捕集システムを有すること。

5.2.4　周波数変換器

5.1.2(d)に規定する電動機固定子に電気を供給するために特に設計し若しくは製作した周波数変換器（コンバーター又はインバーターと称することもある。）であって次の特性のすべてを有するもの又はその部品、構成品及び部分組立品

1　出力が多相であって、その周波数が六百ヘルツから二千ヘルツまでであること。

2　出力周波数の制御の偏差が〇・一パーセント未満の高い安定度を有すること。

3　二パーセント未満の低いひずみ率であること。

4　変換の効率が八十パーセントを超えること。

注釈

5.1及び5.2に掲げる品目は、工程中の六ふっ化ウランガスと直接接触し、遠心分離機を直接制御し又は遠心分離機間の及びカスケード間のガスの流れを直接制御する。

六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料には、ステンレス鋼、アルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケルを六十パーセント以上含有する合金を含む。

5.3　ガス拡散濃縮のために特に設計し又は製作した部分品

注釈

ガス拡散法によるウランの同位元素の分離における主要な技術的組立品は、特殊な多孔質のガス拡散隔膜、圧縮処理により加熱されたガスを冷却するための熱交換機、密閉弁、制御弁及び配管である。ガス拡散技術が六ふっ化ウランを使用する限り、設備、配管及び計測器のガスとのすべての接触面は、六ふっ化ウランと接触しても安定している材料を用いて製造する必要がある。ガス拡散施設は、これらの組立品を多数必要とするため、その供給量から、これらの組立品の最終用途について重要な示唆が得られることがある。

5.3.1　ガス拡散隔膜

(a)　孔径が百オングストロームから千オングストロームまでであって膜の厚さが五ミリメートル（〇・二インチ）以下の、また、管状の場合には、直径が二十五ミリメートル（一インチ）以下の特に設計し又は製作した薄い多孔質のフィルターであって、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する金属、重合体又はセラミック材を用いて製造したもの

(b)　(a)のフィルターを製造するために特に生産した化合物又は粉末。この化合物及び粉末には、ニッケル、ニッケルを六十パーセント以上含有する合金、酸化アルミニウム又は六ふっ化ウランに対し耐食性を有する完全にふっ化された炭化水素重合体の化合物又は粉末であって、純度が九十九・九パーセント以上であり、粒径が十ミクロン未満であり、粒径の均一度が高く、かつ、ガス拡散隔膜を製造するために特に生産したものを含む。

5.3.2　拡散筒

口径が五十ミリメートル（二インチ）を超

える一の流入口及び二の流出口を有し、直径が三百ミリメートル（十二インチ）を超え、かつ、長さが九百ミリメートル（三十五インチ）を超える密封溶接した円筒形の容器又は同等の大きさの直方体の容器であって、ガス拡散隔膜を収納するために特に設計し又は製作し、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は内張りされ及び水平方向又は鉛直方向に取り付けるように設計したもの

5.3.3　圧縮機及び送風機

六ふっ化ウランの吸引容量が一立方メートル毎分以上の送風機を含む軸流型、遠心型又は容積型の圧縮機であって、その吐出圧力が最高数百キロパスカル又は百ポンド毎平方インチとなるように特に設計し又は製作し、かつ、自己又は他の適当な出力の電動機によって六ふっ化ウランの中において長期間作動可能であるよう設計したもの並びにそのような圧縮機及び送風機の部分組立品。これらの圧縮機及び送風機は、二対一から六対一までの圧力比を有し、かつ、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は内張りされる。

5.3.4　回転軸の密封装置

圧縮機又は送風機の回転子と駆動電動機との接続軸を密封し、六ふっ化ウランが充てんされた圧縮機又は送風機の内部への空気の混入に対する信頼性の高い密封を確保するために、かつ、密封材の供給及び排出のための接続部を有するように特に設計し又は製作した密封装置。この密封装置は、通常、緩衝ガスの混入率が千立方センチメートル毎分（六十立方インチ毎分）未満となるよう設計する。

5.3.5　六ふっ化ウラン冷却用熱交換器

特に設計し又は製作した熱交換器であって、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する金属（ステンレス鋼を除く。）により製造され又は六ふっ化ウランに対し耐食性を有する金属（銅を含むがステンレス鋼を除く。）の一により若しくは二以上の組合せにより内張りされ、かつ、百キロパスカル（十五ポンド毎平方インチ）の差圧下での漏えい圧力の変化率が一時間について十パスカル（〇・〇〇一五ポンド毎平方インチ）未満であるもの

5.4　ガス拡散濃縮のために特に設計し又は製作した補助システム、設備及び部分品

注釈

ガス拡散濃縮プラントのための補助システム、設備及び部分品とは、ガス拡散用装置に六ふっ化ウランを供給し、濃縮度を徐々に高めるカスケード（段階的工程）を形成するため個々の装置を接続し並びに拡散カスケードから六ふっ化ウランの「製品」及び「廃棄材」を抽出する上で必要なシステムをいう。拡散カスケードは、大きな慣性を有するため、稼働の中断（特に停止）から重大な結果が生ずる。したがって、すべての技術的システムを通じた完全かつ恒常的な密封の維持、事故の自動的な防止及びガスの流れの正確な自動制御がガス拡散プラントにおいて重要である。このため、プラントは、特殊な計測、調節及び制御用システムを大量に装備することが必要となる。

六ふっ化ウランは、通常、オートクレーブにより蒸発してガス状となり、シリンダーから通気管を経由してガス拡散用装置に分配される。ガス拡散用装置から抽出した六ふっ化ウランの「製品」及び「廃棄材」のガスは、通気管を経由してコールドトラップ又は圧縮装置に移送され、輸送又は貯蔵に適した容器に移される。一のガス拡散濃縮プラントは、カスケードに多数のガス拡散用装置を配列するため、数千の溶接部と多くの箇所における配置上の同一性とを有し、かつ、全長が数キロメートルを超える配管を伴う。設備、部分品及び配管は、極めて高い真空基準及び清浄基準により製作する。

5.4.1　供給システム並びに「製品」及び「廃棄材」回収システム

三百キロパスカル（四十五ポンド毎平方インチ）以下の圧力下において作動可能な特に設計し又は製作した処理システム（次の品目を含む。）

六ふっ化ウランをガス拡散カスケードに供給するためのオートクレーブ又は供給システム

六ふっ化ウランをガス拡散カスケードから取り出すためのコールドトラップその他の昇華器

カスケードから取り出した六ふっ化ウランを圧縮し及び冷却して液化六ふっ化ウランにする液化装置

六ふっ化ウランの「製品」及び「廃棄材」を容器に移し入れるための装置

5.4.2　通気配管システム

ガス拡散カスケードにおいて六ふっ化ウランを取り扱うために特に設計し又は製作した通気配管システム。通常の配管は、一のガス拡散用装置について二の通気管が接続する。

5.4.3　真空システム

(a)　特に設計し又は製作した大型の真空分岐管その他の真空通気管及び吸引容量が五立方メートル毎分（百七十五立方フィート毎分）以上の真空ポンプ

(b)　六ふっ化ウランを含む気体の中において使用するために特に設計した真空ポンプであって、アルミニウム、ニッケル又はニッケルを六十パーセント以上含有する合金により製造され又は内張りされたもの。このポンプは、回転型又は容積型の場合があり、また、過ふっ化炭化水素の密封材及び部材並びに特殊な作動流体を有することがある。

5.4.4　特殊な遮断弁及び制御弁

直径が四十ミリメートルから千五百ミリメートルまで（一・五インチから五十九インチまで）の手動又は自動の遮断用ベローズ弁及び制御用ベローズ弁であって、ガス拡散濃縮プラントの主要システム及び補助システムに設置するために特に設計し又は製作し、かつ、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料を用いて製造したもの

5.4.5　六ふっ化ウラン質量分析計及びイオン源

供給される六ふっ化ウランガス又はその「製品」若しくは「廃棄材」をガスの流れの中から試料として採取することが可能な特に設計し又は製作した磁気又は四重極質量分析計であって、次の特性のすべてを有するもの

1　原子質量単位が三百二十を超える場合にその二未満の単位差について分解能を有すること。

2　ニクロム若しくはモネルにより製造し若しくは内張りし又はニッケルによりめっきしたイオン源を有すること。

3　電子衝突によりイオン化させるイオン源を有すること。

4　同位元素の分析に適した捕集システムを有すること。

注釈

5.3及び5.4に掲げる品目は、工程中の六ふっ化ウランガスと直接接触し又はカスケード内のガスの流れを直接制御する。工程中のガスとのすべての接触面は、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は内張りされる。ガス拡散関連品目に関する5.3及び5.4の適用上、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料には、ステンレス鋼、アルミニウム、アルミニウム合金、アルミニウム酸化物、ニッケル、ニッケルを六十パーセント以上含有する合金及び六ふっ化ウランに対し耐食性を有する完全にふっ化された炭化水素重合体を含む。

5.5　空気動力学濃縮プラントのために特に設計し又は製作したシステム、設備及び部品

注釈

空気動力学濃縮工程においては、六ふっ化ウランガスと軽いガス（水素又はヘリウム）との混合物が圧縮され、分離要素を通過し、その際に曲面壁の幾何学的形状に沿って強い遠心力が生ずることにより、同位元素の分離が達成される。分離用ノズルによる処理及び渦巻管による処理の二の処理方法の開発は、既に成功している。これらの処理における分離段階の主要な部分品には、特殊な分離要素（ノズル又は渦巻管）を収納する円筒形容器、ガス圧縮機及び圧縮熱を取り除くための熱交換機を含む。空気動力学濃縮プラントは、このような分離段階を多数必要とするため、それらの部分品の供給量から、これらの部分品の最終用途について重要な示唆が得られることがある。空気動力学濃縮工程は、六ふっ化ウランを使用するため、設備、配管及び器具のガスとのすべての接触面は、六ふっ化ウランと接触しても安定している材料を用いて製造する必要がある。

注釈

この5.5に掲げる品目は、工程中の六ふっ化ウランガスと直接接触し又はカスケード内のガスの流れを直接制御する。工程中のガスとのすべての接触面は、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護される。空気動力学濃縮関連品目に関するこの5.5の適用上、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料には、銅、ステンレス鋼、アルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル、ニッケルを六十パーセント以上含有する合金及び六ふっ化ウランに対し耐食性を有する完全にふっ化された炭化水素重合体を含む。

5.5.1　分離用ノズル

特に設計し又は製作した分離用ノズル及びその集合体。分離用ノズルは、一ミリメートル未満（通常、〇・〇五ミリメートルから〇・一ミリメートルまで）の曲率半径の二の曲面壁に挟まれたスリット状の流路から成り、六ふっ化ウランに対し耐食性を有し、かつ、ノズルを通過するガスを二の流れに分離するための鋭角の分流壁を内部に有する。

5.5.2　渦巻管

特に設計し又は製作した渦巻管及びその集合体。この渦巻管は、直径が〇・五センチメートルから四センチメートルまでの及び長さと直径との比が二十対一以下の円筒形又は円すい形であって、一又は二以上の供給口を接線方向に有し、かつ、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護される。渦巻管は、一方又は双方の端にノズル状の附属物を有することがある。

注釈

渦巻管に対するガスの供給は、管の一端から、翼板に沿って又は管の周辺の多数の地点から接線方向に行われる。

5.5.3　圧縮機及び送風機

六ふっ化ウランガスとキャリヤーガス（水素又はヘリウム）との混合物の吸引容量が二立方メートル毎分以上である特に設計し又は製作した軸流型、遠心型又は容積型の圧縮機又は送風機であって、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護されたもの

注釈

これらの圧縮機及び送風機は、通常、一・二対一から六対一までの圧力比を有する。

5.5.4　回転軸の密封装置

圧縮機又は送風機の回転子と駆動電動機との接続軸を密封し、六ふっ化ウランガスとキャリヤーガスとの混合物が充てんされた圧縮機又は送風機の内部からの工程中のガスの流出又はその内部への空気又はガス状密封材の混入に対する信頼性の高い密封を確保するために、かつ、密封材の供給及び排出のための接続部を有するように特に設計し又は製作した回転軸の密封装置

5.5.5　ガス冷却用熱交換機

特に設計し又は製作した熱交換機であって、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護されたもの

5.5.6　分離要素の容器

渦巻管又は分離用ノズルを収納するために特に設計し又は製作した分離要素の容器であって、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護されたもの

注釈
この容器は、直径が三百ミリメートルを超え、かつ、長さが九百ミリメートルを超える円筒形の容器又は同等の大きさの直方体の容器であることがあり、及び水平方向又は鉛直方向に取り付けるように設計することがある。

5.5.7 供給システム並びに「製品」及び「廃棄材」回収システム
特に設計し又は製作した濃縮プラントのための処理システム又は設備であって、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護されたもの（次の品目を含む。）
(a) 六ふっ化ウランを濃縮工程に供給するためのオートクレーブ、オーブン又は供給システム
(b) 六ふっ化ウランを、その後の加熱及び移送に先立ち、濃縮工程から取り出すためのコールドトラップその他の昇華器
(c) 六ふっ化ウランを濃縮工程から取り出し、圧縮して液化又は固化するための液化又は固化装置
(d) 六ふっ化ウランの「製品」及び「廃棄材」を容器に移し入れるための装置

5.5.8 通気配管システム
空気動力学カスケードにおいて六ふっ化ウランを取り扱うために特に設計し又は製作した通気配管システムであって、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護されたもの。通常の配管は、単独の又は接続した分離段階ごとに二の通気管が接続する。

5.5.9 真空システム及び真空ポンプ
(a) 吸引容量が五立方メートル毎分以上である特に設計し又は製作した真空システムであって、真空分岐管その他の真空通気管及び真空ポンプから成り、かつ、六ふっ化ウランを含む気体の中において使用するために設計されたもの
(b) 六ふっ化ウランを含む気体の中において使用するために特に設計し又は製作した真空ポンプであって、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護されたもの。このポンプは、過ふっ化炭化水素の密封材及び特殊な作動流体を有することがある。

5.5.10 特殊な遮断弁及び制御弁
直径が四十ミリメートルから千五百ミリメートルまでの手動又は自動の遮断用ベローズ弁及び制御用ベローズ弁であって、空気動力学濃縮プラントの主要システム及び補助システムに設置するために特に設計し又は製作し、かつ、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護されたもの

5.5.11 六ふっ化ウラン質量分析計及びイオン源
供給される六ふっ化ウランガス又はその「製品」若しくは「廃棄材」をガスの流れの中から試料として採取することが可能な特に設計し又は製作した磁気又は四重極質量分析計であって、次の特性のすべてを有するもの
1 原子質量単位が三百二十を超える場合にその二未満の単位差について分解能を有すること。
2 ニクロム若しくはモネルにより製造し若しくは内張りし又はニッケルによりめっきしたイオン源を有すること。
3 電子衝突によりイオン化させるイオン源を有すること。
4 同位元素の分析に適した捕集システムを有すること。

5.5.12 六ふっ化ウラン・キャリヤーガス分離システム
キャリヤーガス（水素又はヘリウム）から六ふっ化ウランを分離するために特に設計し又は製作した処理システム
注釈
このシステムは、キャリヤーガス中の六ふっ化ウランの含有量を一含有百万分率以下に減少させるように設計し、及び次の設備を含むことがある。
(a) 零下百二十セルシウス度以下の温度とすることができる低温熱交換機及び低温分離機
(b) 零下百二十セルシウス度以下の温度とすることができる低温冷凍装置
(c) キャリヤーガスから六ふっ化ウランを分離するための分離用ノズル又は渦巻管装置
(d) 零下二十セルシウス度以下の温度とすることができる六ふっ化ウラン用コールドトラップ

5.6 化学交換又はイオン交換濃縮プラントのために特に設計し又は製作したシステム、設備及び部分品
注釈
ウランの同位元素間の微小な質量差は、同位元素を分離する上で利用可能な小さな変化を化学反応の平衡に引き起こす。液液化学交換及び固液イオン交換の二の処理方法の開発は、既に成功している。
液液化学交換処理においては、相互に混合することのない水相及び有機相の向流的な接触から、数千の段階から成る分離の効果が生ずる。水相及び有機相は、それぞれ塩化ウランを含む塩酸溶液及び塩化ウランを含む抽出溶媒の入った有機溶媒から成る。分離カスケードにおいて使用する接触装置は、ふるい状の板を有するパルスコラム等液液交換コラム又は液体遠心接触機であることがある。各処理過程の両端において化学変換（酸化及び還元）を行い、各端において還流を発生させることが必要となる。工程の流れが特定の金属イオンにより汚染されることを防止することが設計上重要である。したがって、プラスチック（過ふっ化炭化水素重合体を利用したものを含む。）により製造され若しくは内張りされ又はガラスにより内張りされたコラム及び配管が使用される。
固液イオン交換処理においては、非常に速く反応する特殊なイオン交換樹脂又は吸着剤がウランを吸着し又は脱離することにより濃

縮が行われる。ウランの塩酸溶液その他の化学物質は、吸着剤の層が充てんされた円筒形の濃縮コラムを通過する。連続的工程においては、還流システムは、吸着剤からウランを脱離して液体の流れの中に戻し、その「製品」及び「廃棄材」を捕集するために必要となる。このことは、還元及び酸化のための適当な化学物質であって、外部にある別個の経路を通じて再生されるもの又は同位元素の分離コラム内において部分的に再生されることのあるものを利用することによって可能となる。この工程には、高温の濃塩酸溶液が存在するため、特殊な耐食性の材料により設備を製造し又は保護する必要がある。

5.6.1　液液化学交換処理用の液液交換コラム

機械式注入を行う向流型の液液交換コラム（ふるい状の板を有するパルスコラム、往復回転板を有するコラム及び回転式ミキサーを内部に有するコラム）であって、化学交換処理を利用するウラン濃縮のために特に設計し又は製作したもの。このコラム及びその内装物は、濃塩酸溶液に対する耐食性を要するため、過ふっ化炭化水素重合体等適当なプラスチック材又はガラスにより製造され又は保護される。コラムにおける物質滞留時間は、三十秒以下となるように設計される。

5.6.2　液液化学交換処理用の液液遠心接触機

化学交換処理を利用するウラン濃縮のために特に設計し又は製作した液液遠心接触機。この接触機は、回転を利用して有機相及び水相を分散し、並びに遠心力を利用してこれらの相を分離する。接触機は、濃塩酸溶液に対する耐食性を要するため、過ふっ化炭化水素重合体等適当なプラスチック材により製造され若しくは内張りされ又はガラスにより内張りされる。遠心接触機における物質滞留時間は、三十秒以下となるように設計される。

5.6.3　液液化学交換処理用のウラン還元システム及び設備

(a)　化学交換処理を利用するウラン濃縮のために、ある原子価のウランを他の原子価のウランに還元するように特に設計し又は製作した電気化学還元用の小室。処理溶液と接触する小室の材料は、濃塩酸溶液に対する耐食性を有する必要がある。

注釈

小室の陰極区画は、ウランが高次の原子価のウランに再び酸化することのないように設計する必要がある。小室は、ウランを陰極区画内に保持するために、特殊な陽イオン交換材料を用いて製作される不浸透性隔膜を有することがある。陰極は、黒鉛等適当な固体の電導体から成る。

(b)　カスケードの「製品」取出側の端において有機相の流れから四価のウランを取り出し、酸の濃度を調節し及び電気化学還元用の小室に処理溶液を供給するために特に設計し又は製作したシステム

注釈

このシステムは、四価のウランを有機相の流れから取り出して水溶液に移し入れるための溶媒抽出設備、溶液の水素イオン濃度を調節し及び制御するための蒸発設備その他の設備並びに電気化学還元用の小室に処理溶液を供給するためのポンプその他の移送装置から成る。水相の流れが特定の金属イオンにより汚染されることを防止することが設計上重要である。したがって、このシステムは、工程中の液体の流れとの接触部分については、ガラス、過ふっ化炭化水素重合体、硫酸ポリフェニル、ポリエーテルスルホン、樹脂を含浸する黒鉛等適当な材料により製造され又は保護された設備から成る。

5.6.4　液液化学交換処理用の供給溶液生産システム

化学交換処理を利用するウラン同位元素の分離プラントに供給される高純度の塩化ウラン溶液を生産するように特に設計し又は製作したシステム

注釈

このシステムは、精製のための溶解、溶媒抽出又はイオン交換の設備及び六価又は四価のウランを三価のウランに還元するための電解槽から成る。このシステムは、クロム、鉄、バナジウム、モリブデン、その他二価以上の原子価を有する陽イオンの金属等金属不純物の含有百万分率がわずかであるような塩化ウラン溶液を生産する。このシステムにおいて高純度の三価のウランを処理する部分は、ガラス、過ふっ化炭化水素重合体、硫酸ポリフェニル並びにポリエーテルスルホンにより内張りし及び樹脂を含浸した黒鉛を含む材料を用いて製造する。

5.6.5　液液化学交換処理用のウラン酸化システム

化学交換処理を利用する濃縮工程においてウラン同位元素の分離カスケードに還流するために三価のウランを四価のウランに酸化するように特に設計し又は製作したシステム

注釈

このシステムには、次の設備を含むことがある。

(a)　同位元素の分離設備から流出した水溶液と塩素及び酸素とを接触させ、その結果生じた四価ウランの「製品」を抽出し、当該「製品」をカスケードの「製品」取出側の端から還流する四価のウランを含まない有機相に移し入れるための設備

(b)　水及び濃塩酸を適当な箇所において工程に再供給することができるように塩酸から水を分離する設備

5.6.6　固液イオン交換処理用の高速反応イオン交換樹脂及び吸着剤

イオン交換処理を利用するウラン濃縮のために特に設計し又は製作した高速反応イオン交換樹脂又は吸着剤（大型網目状の多

孔質樹脂、薄膜構造の多孔質の樹脂又は吸着剤で内部支持構造は不活性であるが、表面の被覆に限って活性化学交換基が存在するもの及び他の複合構造の樹脂又は吸着剤で粒子状、繊維状等適当な形状のものを含む。）。これらのイオン交換樹脂及び吸着剤は、粒子の直径が〇・二ミリメートル以下であり、かつ、交換コラム内で分解されないように濃塩酸溶液に対する化学的な耐食性及び物理的な強度を有する必要がある。これらの樹脂及び吸着剤は、非常に速いウラン同位元素の交換速度（十秒未満の半交換時間）を達成するように特に設計しており、百セルシウス度から二百セルシウス度までの温度において作用することができる。

5.6.7　固液イオン交換処理用のイオン交換コラム

層状に充てんされたイオン交換樹脂及び吸着剤を収納し及び保持するための直径が千ミリメートルを超える円筒形のコラムであって、イオン交換処理を利用するウラン濃縮のために特に設計し又は製作したもの。このコラムは、チタン、過ふっ化炭化水素プラスチック等濃塩酸溶液に対する耐食性を有する材料により製造され又は保護され、かつ、百セルシウス度から二百セルシウス度までの温度及び〇・七メガパスカル（絶対値で百二ポンド毎平方インチ）を超える圧力の下においても作動することができる。

5.6.8　固液イオン交換処理用のイオン交換還流システム

(a)　イオン交換処理を利用するウラン濃縮カスケードにおいて使用する化学還元剤を再生するために特に設計し又は製作した化学又は電気化学還元システム

(b)　イオン交換処理を利用するウラン濃縮カスケードにおいて使用する化学酸化剤を再生するために特に設計し又は製作した化学又は電気化学酸化システム

注釈

イオン交換処理を利用する濃縮においては、例えば、還元陽イオンとして三価のチタンを使用することがあり、この場合には還元システムは四価のチタンを還元して三価のチタンを再生する。

また、イオン交換処理を利用する濃縮においては、例えば、酸化剤として三価の鉄を使用することがあり、この場合には酸化システムは二価の鉄を酸化して三価の鉄を再生する。

5.7　レーザーを利用した濃縮プラントのために特に設計し又は製作したシステム、設備及び部分品

注釈

レーザーを利用した濃縮処理の現在のシステムは、ウラン原子の蒸気を媒体とする処理及びウラン化合物の蒸気を媒体とする処理のいずれかに分類される。これらの二の処理についての一般的な用語は、「第一の処理」については、レーザーを利用した原子蒸気の同位体分離（ＡＶＬＩＳ又はＳＩＬＶＡ）であり、また、「第二の処理」については、レーザーを利用した分子の同位体分離（ＭＬＩＳ又はＭＯＬＩＳ）及びレーザーを利用した同位元素の選択的活性化による化学反応（ＣＲＩＳＬＡ）である。レーザーを利用した濃縮プラントのためのシステム、設備及び部分品には、(a)選択的光電離を行うため金属ウランの蒸気を供給する装置又は光解離を行い若しくは化学的に活性化するためウラン化合物の蒸気を供給する装置、(b)「第一の処理」については、濃縮された金属ウランを「製品」として及び劣化した金属ウランを「廃棄材」として捕集する装置、また、「第二の処理」については、解離され又は活性化された化合物を「製品」として及び影響を受けなかった物質を「廃棄材」として捕集する装置、(c)ウラン二三五の核種を選択的に励起するレーザー処理システム並びに(d)供給される物質の生産設備及び「製品」の転換設備を含む。ウランの原子及び化合物が分光学的に複雑であるため、利用可能な種々のレーザー技術を組み合わせることが必要となる場合もある。

注釈

この5.7に掲げる品目の多くは、金属ウランの蒸気若しくは液体又は六ふっ化ウラン若しくは六ふっ化ウランと他のガスとの混合物から成る工程中のガスと直接接触する。ウラン又は六ふっ化ウランとのすべての接触面は、それぞれウラン又は六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護される。レーザーを利用した濃縮関連品目に関するこの5.7の適用上、金属ウラン又はウラン合金の蒸気又は液体に対し耐食性を有する材料には、酸化イットリウムにより被覆された黒鉛及びタンタルを含み、また、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料には、銅、ステンレス鋼、アルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル、ニッケルを六十パーセント以上含有する合金及び六ふっ化ウランに対し耐食性を有する完全にふっ化された炭化水素重合体を含む。

5.7.1　ＡＶＬＩＳ用のウラン蒸発システム

目標物に対して二・五キロワット毎センチメートルを超える高出力を帯状に又は走査するように与える電子ビーム銃を収納する特に設計し又は製作したウラン蒸発システム

5.7.2　ＡＶＬＩＳ用の液状金属ウラン取扱システム

溶融したウラン又はウラン合金用に特に設計し又は製作した液体金属取扱システムであって、るつぼ及びその冷却設備から成るもの

注釈

このシステムにおいて溶融したウラン又はウラン合金と接触するるつぼその他の部分は、適当な耐食性及び耐熱性を有する材料により製造され又は保護される。適当な材料には、タンタル、酸化イットリウムその他の希土類元素の酸化物により被覆された黒鉛及びそれらの混合物を含む。

5.7.3　AVLIS用の金属ウランの「製品」及び「廃棄材」捕集装置の組立品

液状又は固体状の金属ウラン用に特に設計し又は製作した「製品」及び「廃棄材」捕集装置の組立品

注釈

この組立品の部分品は、金属ウランの蒸気又は液体に対する耐熱性及び耐食性を有する材料（酸化イットリウムにより被覆された黒鉛、タンタル等）により製造され又は保護され、また、管、弁、附属品、溝、供給系、熱交換機及び磁気分離法、静電分離法その他の分離法において使用する捕集板を含むことがある。

5.7.4　AVLIS用の分離室の容器

金属ウランの蒸発装置、電子ビーム銃並びに「製品」及び「廃棄材」捕集装置を収納するために特に設計し又は製作した円筒形又は直方体の容器

注釈

この容器は、電気の供給、水の供給、レーザー・ビームの照射及び真空ポンプの接続のために必要な並びに機器の特性上及び監視上必要な多くの開口部を有する。また、この容器は、内装部品の更新のため開閉可能な部分を有する。

5.7.5　MLIS用の超音速膨張ノズル

六ふっ化ウランガスとキャリヤーガスとの混合物を百五十ケルビン以下に冷却するために特に設計し又は製作した超音速膨張ノズルであって、六ふっ化ウランに対し耐食性を有するもの

5.7.6　MLIS用の五ふっ化ウランの「製品」捕集装置

特に設計し又は製作した固体状の五ふっ化ウラン「製品」捕集装置。これは、フィルター型、衝突型若しくはサイクロン型捕集装置又はそれらの組合せから成り、五ふっ化ウラン及び六ふっ化ウランに対し耐食性を有する。

5.7.7　MLIS用の六ふっ化ウランガス及びキャリヤーガスの圧縮機

六ふっ化ウランの中において長期間作動可能であるよう特に設計し又は製作した六ふっ化ウランガスとキャリヤーガスとの混合物の圧縮機。工程中のガスと接触するこの圧縮機の部分品は、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護される。

5.7.8　MLIS用の回転軸の密封装置

圧縮機の回転子と駆動電動機との接続軸を密封し、六ふっ化ウランガスとキャリヤーガスとの混合物が充てんされた圧縮機の内部からの工程中のガスの流出又はその内部への空気又はガス状密封材の混入に対する信頼性の高い密封を確保するために、かつ、密封材の供給及び排出のための接続部を有するように特に設計し又は製作した回転軸の密封装置

5.7.9　MLIS用のふっ化システム

固体状の五ふっ化ウランをふっ化して六ふっ化ウランガスにするために特に設計し又は製作したシステム

注釈

このシステムは、捕集した粉末状の五ふっ化ウランをふっ化して六ふっ化ウランにするよう設計する。このようにして生じた六ふっ化ウランは、「製品」の容器内に捕集され又はMLIS用設備における追加的な濃縮のために移送される。一のふっ化方法は、「製品」捕集装置に対応し直接「製品」を回収するような同位体分離システム内においてふっ化反応を得るものである。他のふっ化方法は、粉末状の五ふっ化ウランを「製品」捕集装置から取り出し、流動床又は旋式反応器、燃焼塔等適当なふっ化反応容器に移し入れるものである。双方のふっ化方法において、ふっ素その他の適当なふっ化剤の貯蔵及び移送設備並びに六ふっ化ウランの捕集及び移送設備が利用される。

5.7.10　MLIS用の六ふっ化ウラン質量分析計及びイオン源

供給される六ふっ化ウランガス又はその「製品」若しくは「廃棄材」をガスの流れの中から試料として採取することが可能な特に設計し又は製作した磁気又は四重極質量分析計であって、次の特性のすべてを有するもの

1　原子質量単位が三百二十を超える場合にその二未満の単位差について分解能を有すること。

2　ニクロム若しくはモネルにより製造し若しくは内張りし又はニッケルによりめっきしたイオン源を有すること。

3　電子衝突によりイオン化させるイオン源を有すること。

4　同位元素の分析に適した捕集システムを有すること。

5.7.11　MLIS用の供給システム並びに「製品」及び「廃棄材」回収システム

特に設計し又は製作した濃縮プラントのための処理システム又は設備であって、六ふっ化ウランに対し耐食性を有する材料により製造され又は保護されたもの（次の品目を含む。）

(a)　六ふっ化ウランを濃縮工程に供給するためのオートクレーブ、オーブン又は供給システム

(b)　六ふっ化ウランを、その後の加熱及び移送に先立ち、濃縮工程から取り出すためのコールドトラップその他の昇華器

(c)　六ふっ化ウランを濃縮工程から取り出し、圧縮して液化又は固化するための液化又は固化装置

(d)　六ふっ化ウランの「製品」及び「廃棄材」を容器に移し入れるための装置

5.7.12　MLIS用の六ふっ化ウラン・キャリヤーガス分離システム

キャリヤーガスから六ふっ化ウランを分離するために特に設計し又は製作した処理システム。キャリヤーガスは、窒素、アルゴンその他のガスであることがある。

注釈
このシステムには、次の設備を含むことがある。
(a) 零下百二十セルシウス度以下の温度とすることができる低温熱交換機及び低温分離機
(b) 零下百二十セルシウス度以下の温度とすることができる低温冷凍装置
(c) 零下二十セルシウス度以下の温度とすることができる六ふっ化ウラン用コールドトラップ

5.7.13 ＡＶＬＩＳ、ＭＬＩＳ及びＣＲＩＳＬＡ用のレーザー・システム
ウランの同位元素の分離のために特に設計し又は製作したレーザー又はレーザー・システム
注釈
ＡＶＬＩＳ用レーザー・システムは、通常、銅蒸気レーザー及び色素レーザーの二のレーザーから成る。ＭＬＩＳ用レーザー・システムは、通常、二酸化炭素レーザー又はエキシマー・レーザー及び光路の両端に可動鏡を有する多重光路光学室から成る。双方のレーザー・システム又はそれぞれのレーザーは、長期間作動するためにスペクトル周波数安定器を必要とする。

5.8 プラズマ分離濃縮プラントのために特に設計し又は製作したシステム、設備及び部分品
注釈
プラズマ分離工程においては、プラズマ状のウラン・イオンは、ウラン二三五イオンの共鳴振動数に同調した電場を通過することにより、エネルギーを選択的に吸収し、ら旋状に拡大していく周回軌道を描く。直径が大きな周回軌道に入ったイオンは、ウラン二三五を濃縮した「製品」を生産するため捕集される。ウラン蒸気の電離から生ずるプラズマは、超伝導磁石を用いて強い磁場を発生させた真空の分離室に封じ込められる。この工程における主要な技術システムには、ウラン・プラズマ発生システム、超伝導磁石を有する分離室並びに「製品」及び「廃棄材」を捕集するための金属回収システムを含む。

5.8.1 マイクロ波出力源及び空中送波線
イオンの発生又は加速のために特に設計し又は製作したマイクロ波出力源及び空中送波線であって、周波数が三十ギガヘルツを超え及びイオン発生用の平均出力が五十キロワットを超えるもの

5.8.2 イオン励起コイル
周波数が百キロヘルツを超えるように特に設計し又は製作した高周波イオン励起コイルであって、平均電力が四十キロワットを超える電力を取り扱うことができるもの

5.8.3 ウラン・プラズマ発生システム
ウラン・プラズマ発生用に特に設計し又は製作したシステム。このシステムは、目標物に対して二・五キロワット毎センチメートルを超える高出力を帯状に又は走査するように与える電子ビーム銃を収納することがある。

5.8.4 液状金属ウラン取扱システム
溶融したウラン又はウラン合金用に特に設計し又は製作した液体金属取扱システムであって、るつぼ及びその冷却設備から成るもの
注釈
このシステムにおいて溶融したウラン又はウラン合金と接触するるつぼその他の部分は、適当な耐食性及び耐熱性を有する材料により製造され又は保護される。適当な材料には、タンタル、酸化イットリウムその他の希土類元素の酸化物により被覆された黒鉛及びそれらの混合物を含む。

5.8.5 金属ウランの「製品」及び「廃棄材」捕集装置の組立品
固体状の金属ウラン用に特に設計し又は製作した「製品」及び「廃棄材」捕集装置の組立品。この捕集装置の組立品は、金属ウランの蒸気に対する耐熱性及び耐食性を有する材料（酸化イットリウムにより被覆された黒鉛、タンタル等）により製造され又は保護される。

5.8.6 分離室の容器
プラズマ分離濃縮プラントのために特に設計し又は製作した円筒形の容器であって、ウラン・プラズマ発生装置、高周波コイル並びに「製品」及び「廃棄材」捕集装置を収納するためのもの
注釈
この容器は、電気の供給及び拡散ポンプの接続のために必要な並びに機器の特性上及び監視上必要な多くの開口部を有する。また、この容器は、内装部品の更新のため開閉可能な部分を有し、かつ、ステンレス鋼等適当な非磁性材料を用いて製造される。

5.9 電磁濃縮プラントのために特に設計し又は製作したシステム、設備及び部分品
注釈
電磁式分離工程においては、四塩化ウランのような塩の電離から生ずる金属ウランのイオンは加速されて磁場を通過し、異なる同位元素のイオンがそれぞれ異なる経路を進むこととなる。電磁式同位体分離装置の主要な部分品には、イオン・ビームの分岐及び同位体分離のための磁場、加速システムを有するイオン源並びに分離されたイオンの捕集システムを含む。この工程の補助システムには、磁極への電力供給システム、イオン源用高圧電力供給システム、真空システム並びに「製品」の回収、部品の洗浄及び部品の再利用のための種々の化学的処理システムを含む。

5.9.1 電磁式同位体分離装置
ウランの同位元素の分離のために特に設計し又は製作した電磁式同位体分離装置並びにその設備及び部分品（次の品目を含む。）
(a) イオン源
特に設計し又は製作した単一過程又は複合過程のウラン・イオン源であって、蒸気源、イオン化装置及びビーム加速器から成り、黒鉛、ステンレス鋼、銅等適

当な材料を用いて製造され、かつ、総計が五十ミリアンペア以上のイオン・ビームを放出することができるもの

(b)　イオン捕集装置

濃縮ウラン及び劣化ウランのイオン・ビームを捕集するために特に設計し又は製作した二以上のスリット及び捕集口を有する捕集板であって、黒鉛、ステンレス鋼等適当な材料を用いて製造されたもの

(c)　真空容器

特に設計し又は製作した電磁式ウラン分離装置用真空容器であって、ステンレス鋼等適当な非磁性材料を用いて製造され、かつ、〇・一パスカル以下の圧力の下において使用するように設計したもの

注釈

この容器は、イオン源、捕集板及び水冷却される内張りを収納するために特に設計され、拡散ポンプ接続部を有し、かつ、これらの内装部品の取り外し及び再取付けのために開閉可能な部分を有する。

(d)　磁極部分品

特に設計し又は製作した磁極部分品であって、直径が二メートルを超え、かつ、一の電磁式同位体分離装置内に一定の磁場を維持し及び隣接する複数の分離装置に磁場を提供するためのもの

5.9.2　高圧電力供給設備

イオン源用に特に設計し又は製作した高圧電力供給設備であって、二万ボルト以上の出力電圧、一アンペア以上の出力電流及び〇・〇一パーセント未満の電圧変動率の電力を八時間を超えて継続的に供給することができるもの

5.9.3　磁極への電力供給設備

特に設計し又は製作した高出力かつ直流の電力を磁極に供給する設備であって、五百アンペア以上の電流、百ボルト以上の出力電圧及び〇・〇一パーセント未満の電流又は電圧変動率の電力を八時間を超えて継続的に供給することができるもの

6　重水、重水素及び重水素化合物の生産プラント並びに重水、重水素及び重水素化合物の生産のために特に設計し又は製作した設備

注釈

重水は種々の処理方法により生産することができるが、水・硫化水素交換処理(GS処理)及びアンモニア・水素交換処理が商業上実施可能である旨実証されている。

GS処理は、上部を冷却し及び下部を加熱する一連の交換塔内において、水と硫化水素との間に水素及び重水素の交換が生ずることによって行われる。硫化水素ガスの流れが交換塔内の下部から上部に向け生ずる間、水の流れが下部に向け生ずる。この硫化水素ガスと水との混合を促進するために、一連の多孔板が利用される。重水素は、低温においては水に、高温においては硫化水素に移行する。重水素を濃縮したガス又は水は、加熱部分と冷却部分とが接する箇所において第一段階の交換塔から取り出され、同様の処理がその後の段階の交換塔においても繰り返される。GS処理の最終工程における生産物(重水素の濃度が三十パーセントとなった水)は、原子炉級重水(酸化重水素の濃度が九十九・七五パーセントである水)を生産するために蒸留装置に移送される。

アンモニア・水素交換処理は、触媒を用いて合成ガスと液体アンモニアとを接触させることにより、合成ガスから重水素を抽出することによって行われる。合成ガスは、交換塔及びアンモニア転換器に供給される。液体アンモニアの流れが交換塔内の上部から下部に向け生ずる間、合成ガスの流れが下部から上部に向け生ずる。重水素は、アンモニア内で合成ガス中の水素から取り出され、濃縮される。ガスが交換塔上部のアンモニア転換器に流入する間、アンモニアは交換塔下部のアンモニア分解器に流入する。その後の段階において濃縮が繰り返された後、最終的な蒸留によって原子炉級重水が生産される。合成ガスの原料は、アンモニア工場から供給することができ、また、アンモニア工場をアンモニア・水素交換処理を利用した重水生産プラントと共に建設することもある。アンモニア・水素交換処理においては、重水素の原料として通常の水を利用する場合もある。

GS処理又はアンモニア・水素交換処理を利用した重水生産プラントのための主要な設備(特に、GS処理を利用した小規模の工場のための主要な設備)の多くは、化学工業及び石油工業の種々の部門において必要な設備と共通する。もっとも、大半の設備は、既製品として購入することができない。GS処理及びアンモニア・水素交換処理は、可燃性、腐食性及び毒性を有する大量の流体を高圧下において取り扱う必要がある。このため、これらの処理を利用するプラント及び設備の設計基準及び運転基準を設定するに際しては、高い安全性及び信頼性を伴う長期間の作動を確保するため、材料の選択及びその仕様に関して慎重な考慮を払う必要がある。主として経済的条件と必要性との相関関係によって操業の規模が決定されるため、大半の設備は、顧客の求めに応じて特に製造されることとなる。

最後に、GS処理及びアンモニア・水素交換処理の双方において、重水生産用に特に設計し又は製作した設備ではない個々の設備であっても、当該個々の設備を特に設計し又は製作した重水生産用システムとして組み合わせることが可能であることに留意する必要がある。そのようなシステムの例として、アンモニア・水素交換処理において使用する触媒生産システム及び双方の処理において重水を最終的に濃縮して原子炉級重水とするために使用される水蒸留システムがある。

GS処理又はアンモニア・水素交換処理のいずれかを利用した重水の生産のために特に設計し又は製作した設備には、次の設備を含む。

6.1　水・硫化水素交換塔

水・硫化水素交換処理(GS処理)を利用した重水の生産のために特に設計し又は製作した交換塔であって、アメリカ材料試験協会(ASTM)のA五一六に該当するような規格の細粒炭素鋼を用いて製造され、直径が六メートル(二十フィート)から九メートル(三十フィート)までであり、二メガパスカル(三百ポンド毎平方インチ)以上の圧力の下にお

いて作動可能であり、かつ、寸法上の腐食許容限度が六ミリメートル以上であるもの

6.2　送風機及び圧縮機

単段の、圧力水頭が〇・二メガパスカル（三十ポンド毎平方インチ）の、かつ、硫化水素を七十パーセント以上含む硫化水素ガスの循環用の遠心型送風機又は圧縮機であって、水・硫化水素交換処理を利用した重水の生産のために特に設計し又は製作したもの。この送風機又は圧縮機は、五十六立方メートル毎秒（十二万標準立方フィート毎分）の処理容量及び一・八メガパスカル（二百六十ポンド毎平方インチ）の吸引圧力を有し、かつ、湿性の硫化水素の密封用に設計された構造を有する。

6.3　アンモニア・水素交換塔

高さが三十五メートル（百十四・三フィート）以上であり、直径が一・五メートル（四・九フィート）から二・五メートル（八・二フィート）までであり、十五メガパスカル（二千二百二十五ポンド毎平方インチ）を超える圧力の下においても作動可能な及びアンモニア・水素交換処理を利用した重水の生産のために特に設計し又は製作したアンモニア・水素交換塔。この交換塔は、また、内装物を挿入し又は取り出すために少なくとも一箇所において、交換塔と同一の口径の軸方向に開放されるフランジ付きの開口部を有する。

6.4　交換塔の内装物及び多段接触器用ポンプ

アンモニア・水素交換処理を利用した重水生産用の交換塔のために特に設計し又は製作した内装物及び多段接触器用ポンプ。交換塔の内装物には、気体と液体との接触を促進するために特に設計した多段接触器を含む。多段接触器用ポンプには、多段接触器内において液体アンモニアを循環させるために特に設計した浸せき式ポンプを含む。

6.5　アンモニア分解器

三メガパスカル（四百五十ポンド毎平方インチ）以上の圧力の下においても作動可能なアンモニア・水素交換処理を利用した重水の生産のために特に設計し又は製作したアンモニア分解器

6.6　赤外線吸収分析器

重水素の濃度が九十パーセント以上である場合においてプラントの稼働中に水素と重水素との比の分析をすることができる赤外線吸収分析器

6.7　触媒バーナー

アンモニア・水素交換処理を利用した重水の生産のために特に設計し又は製作した触媒バーナーであって濃縮重水素ガスを重水に転換するためのもの

7　ウラン転換プラント及びウランの転換のために特に設計し又は製作した設備

注釈

ウラン転換プラント及びウラン転換システムにおいては、ある化学種のウランから他の化学種のウランへの一又は二以上の転換（ウラン鉱石の精鉱から三酸化ウランへの転換、三酸化ウランから二酸化ウランへの転換、ウラン酸化物から四ふっ化ウラン又は六ふっ化ウランへの転換、四ふっ化ウランから六ふっ化ウランへの転換、六ふっ化ウランから四ふっ化ウランへの転換、四ふっ化ウランから金属ウランへの転換及びウランふっ化物から二酸化ウランへの転換を含む。）を行うことがある。ウラン転換プラントのための主要な設備の多くは、化学処理工業の種々の部門において必要な設備と共通する。そのような設備には、加熱炉、回転炉、流動床式反応器、燃焼塔、液体遠心分離機、蒸留コラム及び液液抽出コラムを含む。もっとも、大半の設備は、既製品として購入することができず、顧客の求める条件及び仕様に従って製造される。一定の場合には、一部の化学物質（ふっ化水素、ふっ素、三ふっ化塩素及びウランふっ化物）の腐食性に対処するため、特別の設計及び製作上の考慮が必要となる。最後に、ウラン転換用に特に設計し又は製作した設備ではない個々の設備であっても、当該個々の設備を特に設計し又は製作したウラン転換用システムとして組み合わせることが可能であることに留意する必要がある。

7.1　ウラン鉱石の精鉱から三酸化ウランへの転換のために特に設計し又は製作したシステム

注釈

ウラン鉱石の精鉱から三酸化ウランへの転換は、最初に、鉱石を硝酸により溶解し、精製された硝酸ウラニルを燐酸トリブチル等の溶媒を利用して抽出することにより行われる。次に、硝酸ウラニルは、濃縮及び脱硝により又はアンモニアガスを利用した中和から生ずる二ウラン酸アンモニウムをろ過し、乾燥及びか焼することによって、三酸化ウランに転換される。

7.2　三酸化ウランから六ふっ化ウランへの転換のために特に設計し又は製作したシステム

注釈

三酸化ウランから六ふっ化ウランへの転換は、ふっ化により直接行うことができる。この処理は、ふっ素ガス又は三ふっ化塩素の供給源を必要とする。

7.3　三酸化ウランから二酸化ウランへの転換のために特に設計し又は製作したシステム

注釈

三酸化ウランから二酸化ウランへの転換は、三酸化ウランを分解アンモニアガス又は水素により還元することにより行うことができる。

7.4　二酸化ウランから四ふっ化ウランへの転換のために特に設計し又は製作したシステム

注釈

二酸化ウランから四ふっ化ウランへの転換は、三百セルシウス度から五百セルシウス度までにおいて二酸化ウランをふっ化水素ガスと反応させることにより行うことができる。

7.5　四ふっ化ウランから六ふっ化ウランへの転換のために特に設計し又は製作したシステム

注釈

四ふっ化ウランから六ふっ化ウランへの転換は、反応塔内におけるふっ素との発熱反応により行う。反応塔から流出する高温のガスの流れが零下十セルシウス度に冷却したコールドトラップを通過することにより、六ふっ

化ウランが凝縮される。この処理は、ふっ素ガスの供給源を必要とする。

7.6　四ふっ化ウランから金属ウランへの転換のために特に設計し又は製作したシステム

注釈

四ふっ化ウランから金属ウランへの転換は、大量の転換を行う場合にはマグネシウムにより又は小量の転換を行う場合にはカルシウムにより還元することにより行う。このような反応は、ウランの融点(千百三十セルシウス度)を超える温度において起こる。

7.7　六ふっ化ウランから二酸化ウランへの転換のために特に設計し又は製作したシステム

注釈

六ふっ化ウランから二酸化ウランへの転換は、三の処理のうちのいずれかにより行うことができる。第一の処理は、六ふっ化ウランを、水素及び水蒸気を利用して還元し及び加水分解して二酸化ウランとする。第二の処理は、六ふっ化ウランを、水溶液により加水分解し、アンモニアを加えて二ウラン酸アンモニウムを沈殿させ、更に二ウラン酸塩を、八百二十セルシウス度において水素により還元することにより二酸化ウランとする。第三の処理は、ガス状の六ふっ化ウラン、二酸化炭素及びアンモニアを水中において化合させて、炭酸ウラニルアンモニウムを沈殿させる。炭酸ウラニルアンモニウムは、五百セルシウス度から六百セルシウス度までにおいて水蒸気及び水素と化合して二酸化ウランとなる。

六ふっ化ウランから二酸化ウランへの転換は、多くの場合、燃料加工プラントの最初の工程として行われる。

7.8　六ふっ化ウランから四ふっ化ウランへの転換のために特に設計し又は製作したシステム

注釈

六ふっ化ウランから四ふっ化ウランへの転換は、水素により還元することにより行う。

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

我が国は、昭和五十一年に核兵器の不拡散に関する条約を批准し、翌年、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「保障措置協定」という。)を締結した。

国際原子力機関(以下「機関」という。)は、イラク及び北朝鮮の核開発疑惑を契機として、保障措置制度の実効性を強化し及びその効率を改善することにより核兵器の不拡散体制を強化するため、平成五年からいわゆる「93＋2計画」の検討を始め、平成八年からの起草委員会における検討を経て、平成九年五月に理事会でモデル追加議定書が採択された。

これを受け、我が国は、保障措置協定の追加議定書に関し、平成十年三月より機関との間で数次にわたり協議を行い、同年十二月四日、ウィーンにおいて、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、保障措置制度の実効性を強化し及びその効率を改善するため、機関に提供する情報の拡充、機関に対する補完的なアクセスの提供等について規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　保障措置協定の規定は、この議定書の規定に関連し及び両立する限度において、この議定書について準用し、保障措置協定の規定とこの議定書の規定とが抵触する場合には、この議定書の規定を適用すること。

2　日本国政府は、核物質を伴わない核燃料サイクル関連の研究開発活動で日本国政府による資金供与等のあるものに関する情報、附属書Ⅰに掲げる活動に関する情報、保障措置の適用が終了した中レベル放射性廃棄物又は高レベル放射性廃棄物に関する情報、附属書Ⅱに掲げる特定の設備及び資材の輸出入に関する情報等を含む報告を機関に行うこと。

3　機関は、申告されていない核物質が存在せず又はそのような原子力活動が行われていないことを確認するための補完的なアクセス等を実施することができること。

4　機関は、補完的なアクセスの実施に先立ち原則として二十四時間前までに日本国政府に対し通告を行うこと。

5　日本国政府は、機関に対し、原子力サイト内の場所、廃止措置のとられた施設又は廃止措置のとられた施設外の場所であって核物質がかつて通常使用されていた場所、環境試料の採取を行うために機関が指定する場所等への補完的なアクセスを認めること。

6　機関は、その理事会が機関の職員を査察員として承認した場合には、日本国政府に通告を行い、当該通告に係る職員は、日本国政府がその拒否を当該通告の受領から三箇月以内に通報しない限り、日本国に派遣する査察員として指名されたものとみなすこと。

7　日本国政府は、機関が公の目的のために行う自由な通信を認め、かつ、これを保護すること。

8　機関は、自己の知るに至った秘密情報を保護するために厳重な制度を維持すること。

なお、本議定書の不可部分の一部を成す付属書Ⅰは、日本国政府が報告を行う必要がある活動の一覧表について、また、附属書Ⅱは、日本国政府が報告を行う必要がある特定の設備及び資材の一覧表について規定している。

本議定書は、機関が、日本国政府から、効力発生のための日本国の法律上及び憲法上の要件を満たした旨の書面による通告を受領する日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本議定書を締結することは、核兵器の不拡散体制の強化に関する国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年六月四日

外務委員長　中馬　弘毅

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十一号）の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成十一年三月五日

内閣総理大臣　小渕　恵三

民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十一号）の締結について承認を求めるの件

民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十一号）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、民間職業仲介事業所の運営を認め及びそのサービスを利用する労働者を保護するために必要な枠組みについて定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、民間職業仲介事業所が国際的な基準に従って運営されることを確保するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十一号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百九十七年六月三日にその第八十五回会期として会合し、

千九百四十九年の有料職業紹介所条約（改正）の規定に留意し、

労働市場が柔軟に機能することの重要性を認識し、

千九百九十四年のその第八十一回会期において、国際労働機関が千九百四十九年の有料職業紹介所条約（改正）を改正すべきであるとの見解を有したことを想起し、

同条約が採択された時に一般的であった状況と比較して、民間職業仲介事業所の運営を取り巻く環境が大きく異なっていることを考慮し、

適切に機能する労働市場において民間職業仲介事業所が果たし得る役割を認識し、

労働者を不当な取扱いから保護することの必要性を想起し、

労使関係制度を適切に機能させるために必要な要素として結社の自由の権利を保障すること並びに団体交渉及び社会的対話を促進することの必要性を認識し、

千九百四十八年の職業安定組織条約の規定に留意し、

千九百三十年の強制労働条約、千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約、千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約、千九百五十八年の差別（雇用及び職業）条約、千九百六十四年の雇用政策条約、千九百七十三年の最低年齢条約及び千九百八十八年の雇用促進及び失業保護条約の規定並びに千九百四十九年の移民労働者条約（改正）及び千九百七十五年の移民労働者（補足規定）条約における募集及び職業紹介に関係する規定を想起し、

その第八十五回会期の議事日程の第四議題である千九百四十九年の有料職業紹介所条約（改正）の改正に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、千九百九十七年の民間職業仲介事業所条約と称することができる。）を千九百九十七年六月十九日に採択する。

第一条

1　この条約の適用上、「民間職業仲介事業所」とは、公の機関から独立した自然人又は法人であって、労働市場における次のサービスの一又は二以上を提供するものをいう。

(a)　求人と求職とを結び付けるためのサービスであって、民間職業仲介事業所がその結果生ずることのある雇用関係の当事者とならないもの

(b)　労働者に対して業務を割り当て及びその業務の遂行を監督する自然人又は法人である第三者（以下「利用者企業」という。）の利用に供することを目的として労働者を雇用することから成るサービス

(c)　情報の提供等求職に関連する他のサービスであって、特定の求人と求職とを結び付けることを目的とせず、かつ、権限のある機関が最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で決定するもの

2　この条約の適用上、「労働者」とは、求職者を含む。

3　この条約の適用上、「労働者の個人情報の処理」とは、特定の又は特定し得る労働者に関する情報の収集、保管、組合せ、伝達その他の取扱いをいう。

第二条

1　この条約は、すべての民間職業仲介事業所について適用する。

2　この条約は、すべての種類の労働者及びすべての部門の経済活動について適用する。ただし、船員の募集及び職業紹介については適用しない。

3　この条約の目的は、その規定の枠組みの中において、民間職業仲介事業所の運営を認め及びそのサービスを利用する労働者を保護することにある。

4　加盟国は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、次のことを行うことができる。

(a)　特定の状況の下で、特定の種類の労働者又は特定の部門の経済活動について民間職業仲介事業所が前条1に規定するサービスの一又は二以上を提供することを禁止すること。

(b)　特定の状況の下で、この条約の全部又は一部の規定の適用を特定の部門の経済活動又はその一部に従事する労働者について除外すること。ただし、関係する労働者に対して十分な保護が確保されている場合に限る。

5　この条約を批准する加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づく報告において、4の規定に基づき自国が行っている禁止又は除外について明記し及びその理由を示す。

第三条

1　民間職業仲介事業所の法的地位については、国内法及び国内慣行に従い並びに最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で決定する。

2　加盟国は、許可又は認可の制度により、民間職業仲介事業所の運営を規律する条件を決定する。ただし、そのような条件が適当な国内法及び国内慣行によって別途規制され又は決定されている場合は、この限りでない。

第四条

加盟国は、第一条に規定するサービスを提供する民間職業仲介事業所によって募集された労働者が結社の自由の権利及び団体交渉権を否定されないことを確保するための措置をとる。

第五条

1　加盟国は、労働者が雇用されること及び個々の業務に就くことについての機会及び待遇の均等を促進するため、民間職業仲介事業所が人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統若しくは社会的出身による差別又は年齢、障害等国内法及び国内慣行の対象とされている他の形態による差別なしに労働者を取り扱うことを確保する。

2　1の規定は、求職活動において最も不利な立場にある労働者を支援するために民間職業仲介事業所が特別のサービスを提供し又は対象を特定した事業計画を実施することを妨げるような方法で実施してはならない。

第六条

民間職業仲介事業所による労働者の個人情報の処理は、次の条件に従って行われるものとする。

(a)　国内法及び国内慣行に従い、労働者の個人情報を保護し及び労働者のプライバシーの尊重を確保する方法で処理を行うこと。

(b)　関係する労働者の資格及び職業経験に関連する事項並びに他の直接に関連する情報に限って処理を行うこと。

第七条

1　民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない。

2　権限のある機関は、関係する労働者の利益のために、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、特定の種類の労働者及び民間職業仲介事業所が提供する特定の種類のサービスについて1の規定の例外を認めることができる。

3　2の規定に基づいて例外を認めた加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づく報告において、その例外についての情報を提供し及びその理由を示す。

第八条

1　加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、民間職業仲介事業所が自国の領域内で募集し又は紹介した移民労働者に対し十分な保護を与え及び当該移民労働者の不当な取扱いを防止するため、自国の管轄内で、適当な場合には他の加盟国と協力して、すべての必要かつ適当な措置をとる。この措置には、制裁（詐欺行為又は不当な取扱いを行う民間職業仲介事業所の活動の禁止を含む。）を定める法令を含める。

2　労働者がいずれかの国で労働するために他の国において募集される場合には、関係する加盟国は、募集、職業紹介及び雇用における不当な取扱い及び詐欺行為を防止するため相互に協定を締結することを考慮する。

第九条

加盟国は、民間職業仲介事業所が児童労働を利用せず及び提供しないことを確保するための措置をとる。

第十条

権限のある機関は、民間職業仲介事業所の活動に関する苦情並びに民間職業仲介事業所による不当な取扱い及び詐欺行為に関する申立てを調査する適当な制度及び手続（適当な場合には、最も代表的な使用者団体及び労働者団体を関与させるものとする。）が維持されることを確保する。

第十一条

加盟国は、国内法及び国内慣行に従い、第一条1(b)に規定する民間職業仲介事業所に雇用される労働者に対し次の事項について十分な保護が与えられることを確保するため必要な措置をとる。

(a)　結社の自由

(b)　団体交渉

(c)　最低賃金

(d)　労働時間その他の労働条件

(e)　法令上の社会保障給付

(f)　訓練を受ける機会

(g)　職業上の安全及び健康

(h)　職業上の災害又は疾病の場合における補償

(i)　支払不能の場合における補償及び労働者債権の保護

(j)　母性保護及び母性給付並びに父母であることに対する保護及び給付

第十二条

加盟国は、国内法及び国内慣行に従い、次の事項について、第一条1(b)に規定するサービスを提供する民間職業仲介事業所及び利用者企業のそれぞれの責任を決定し及び割り当てる。

(a)　団体交渉

(b)　最低賃金

(c)　労働時間その他の労働条件

(d)　法令上の社会保障給付

(e)　訓練を受ける機会

(f)　職業上の安全及び健康

(g)　職業上の災害又は疾病の場合における補償

(h)　支払不能の場合における補償及び労働者債権の保護

(i)　母性保護及び母性給付並びに父母であることに対する保護及び給付

第十三条

1　加盟国は、国内法及び国内慣行に従い並びに最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、公共職業安定組織と民間職業仲介事業所との間の協力を促進するための条件を策定し、確立させ及び定期的に検討する。

2　1に規定する条件は、公の機関が次の事項について最終的な権限を有するとの原則に基づく。

(a)　労働市場に関する政策の策定

(b)　(a)の政策を実施するために確保される公の資金の利用又は管理

3　民間職業仲介事業所は、権限のある機関が決定する頻度で、次の目的のために権限のある機関が求める情報をその秘密保持に十分な考慮を払って提供する。

(a)　国内事情及び国内慣行に従い民間職業仲介事業所の組織及び活動について把握すること。

(b)　統計上の目的

4　権限のある機関は、3の情報を取りまとめ、定期的に公表する。

第十四条

1　この条約は、法令又は判決、仲裁裁定、労働協約等国内慣行に適合する他の手段により適用する。

2　この条約の実施に係る監督は、労働監督機関その他の権限のある公の機関によって確保する。

3　この条約の違反があった場合における適当な救済措置（適当な場合には制裁を含む。）が定められ及び効果的に適用されるものとする。

第十五条

この条約は、民間職業仲介事業所が募集し、紹介し又は雇用する労働者について他の国際労働条約に基づき適用可能な規定であって一層有利なものに影響を及ぼすものではない。

第十六条

この条約は、千九百四十九年の有料職業紹介所条約（改正）及び千九百三十三年の有料職業紹介所条約を改正する。

第十七条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十八条

1　この条約は、国際労働機関の加盟国で自国による批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2　この条約は、二の加盟国による批准が国際労

働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3　その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十九条

1　この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2　この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従ってこの条約を廃棄することができる。

第二十条

1　国際労働事務局長は、加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録についてすべての加盟国に通報する。

2　国際労働事務局長は、二番目の批准の登録について加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第二十一条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十二条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第二十三条

1　総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a)　加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約が自国について効力を生じたときは、第十九条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b)　この条約は、その改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。

2　この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十四条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百九十七年六月十九日に閉会を宣言されたその第八十五回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百九十七年六月二十日に署名した。

総会議長
オルガ・ケルトショヴァー
国際労働事務局長
ミッシェル・アンセンヌ

民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十一号）の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

国際労働機関（以下「ＩＬＯ」という。）は、有料職業紹介事業から生ずる弊害を除去するため、営利目的の有料職業紹介所の漸進的廃止又は規制について定めた「有料職業紹介所に関する条約（千九百四十九年の改正条約）（第九十六号）」（以下「第九十六号条約」という。）を昭和二十四年に採択した。その後、労働市場を取り巻く環境の変化により、有料職業紹介所の増加及び労働者派遣等の他の雇用関連サービスの拡大に見られるように、民間職業仲介事業所の労働市場における役割は、第九十六号条約が採択された当時と比べ大幅に増大した。

このような状況の変化を受けて、第九十六号条約の改正の必要性が検討された結果、平成九年六月に開催された第八十五回ＩＬＯ総会において、本条約が採択された。

本条約は、民間職業仲介事業所の運営を認め及びそのサービスを利用する労働者を保護するために必要な枠組みについて定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　「民間職業仲介事業所」とは、公の機関から独立した自然人又は法人であって、求人と求職とを結び付けるためのサービス及び第三者の利用に供することを目的として労働者を雇用することから成るサービス等を提供するものをいうこと。

2　この条約は、すべての民間職業仲介事業所について適用するとともに、原則としてすべての種類の労働者及びすべての部門の経済活動について適用すること。

3　加盟国は、許可又は認可の制度により、民間職業仲介事業所の運営を規律する条件を決定すること。ただし、そのような条件が適当な国内法等によって別途規制されている場合は、この限りでないこと。

4　民間職業仲介事業所による労働者の個人情報の処理は、当該情報を保護する方法で及び労働者の資格等直接に関連する情報に限って行われるものとすること。

5　民間職業仲介事業所は、労働者から原則としていかなる手数料等も徴収してはならないこと。

6　権限のある機関は、民間職業仲介事業所の活動に関する苦情等を調査する適当な制度及び手続が維持されることを確保すること。

7　加盟国は、公共職業安定組織と民間職業仲介事業所との間の協力を促進するための条件を策定し、定期的に検討すること。

なお、本条約は、平成十二年五月十日に効力を生ずることになっており、我が国については批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、民間職業仲介事業所が国際的な基準に従って運営されることを確保するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年六月四日

外務委員長　中馬　弘毅

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十一年五月十四日

内閣総理大臣　小渕　恵三

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

政府は、我が国とイスラエル国との間における航空業務の開設及び運営のため、平成十一年四月二十三日に東京で、航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定

日本国政府及びイスラエル国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条又は第九十四条の規定に基づいて行われる同条約及び附属書の改正を含む。)をいう。

(b)「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、イスラエル国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c)「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d)「領域」、「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第二条及び第九十六条に定める意味を有する。

(e)「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(f)「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(g)「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2　付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する航空企業は、他方の締約国の航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1　各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1　各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2　各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し若しくは直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除く

ほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a)　航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b)　直通航空路運営の要求

(c)　(b)　航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2　1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a)　運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b)　関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c)　航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十五条の規定に従って解決する。

(d)　新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計（通常自国の指定航空企業が公表のため作成して航空当局に提出するもの）を提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務がこの協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にヘーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が当該航空保安規定に従って行動することを要求するものとする。

4　各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、並びに旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

6　両締約国の権限のある当局は、特別の保安措置に関する実施取決めについて合意することができる。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上

の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十六条

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定(付表を除く。)の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国により国内法上必要とされる手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3　改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国により国内法上必要とされる手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十九年四月二十三日に東京で、ひとしく正文である日本語、ヘブライ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
高村正彦

イスラエル国政府のために
M・ベンヤアコヴ

付表

1　イスラエル国の指定航空企業が両方向に運営する路線

(1)　イスラエル国内の地点―ヨーロッパ内の一地点―モスクワ―大阪

(2)　次の路線のうち後に特定される一路線

(a)　イスラエル国内の地点―タシケント、北京、ソウル又はハバロフスクのうち後に特定される一地点―大阪

(b)　イスラエル国内の地点―後に特定される一地点―インド、タイ又は香港内の一地点―大阪

注1　イスラエル国の指定航空企業が各路線において提供する協定業務は、イスラエル国内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

注2　イスラエル国の指定航空企業は、大阪と中間地点(香港及びソウルを除く。)との間においては、自己が運送する途中降機の旅客を除き、第五の自由の運輸権を行使することができない。

注3　イスラエル国の指定航空企業は、香港と大阪との間及びソウルと大阪との間においては、自己が運送する途中降機の旅客を含め、第五の自由の運輸権を行使することができない。

2　日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

(1)　日本国内の地点―モスクワ―ヨーロッパ内の一地点―テル・アヴィヴ

(2)　次の路線のうち後に特定される一路線

(a)　日本国内の地点―ハバロフスク、ソウル、北京又はタシケントのうち後に特定される一地点―テル・アヴィヴ

(b)　日本国内の地点―後に特定される香港、タイ又はインド内の一地点―テル・アヴィヴ

注1　日本国の指定航空企業が各路線において提供する協定業務は、日本国内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

注2　日本国の指定航空企業は、テル・アヴィヴと中間地点(香港及びソウルを除く。)との間においては、自己が運送する途中降機の旅客を除き、第五の自由の運輸権を行使することができない。

注3　日本国の指定航空企業は、香港とテル・アヴィヴとの間及びソウルとテル・アヴィヴとの間においては、自己が運送する途中降機の旅客を含め、第五の自由の運輸権を行使することができない。

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

我が国とイスラエル国との間の定期航空路開設に関しては、従来よりイスラエル国側より希望が表明されていたが、我が国としては航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年、両国の関係が緊密化してきていること及び関西国際空港の開港を踏まえ、政府は、イスラエル国との間の定期航空路線の開設により同国との間の関係が一層強化されるとの認識の下、協定締結交渉に応ずることとし、平成十一年二月に行われた交渉で合意に達したので、同年四月二十三日東京において本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とイスラエル国との間の定期航空業務を開設することを目的としており、我が国が従来締結した航空協定とほぼ同様のものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　両国は、両国の指定航空企業が定期航空業務を開設し運営するため、相互にこの協定に定める権利を与えること。

2　両国の航空企業は、相手国の領空通過、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸する特権を有すること。

3　両国の指定航空企業は、付表に定められた路線において、相手国内の地点へ貨客運送の

ために着陸する特権を有すること。

4　指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金について最恵国待遇及び内国民待遇を与えられ、また、当該航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について相手国の関税等を免除されること。

5　両国の指定航空企業は、定期航空業務の運営について公平かつ均等な機会を有するとともに、相手国の企業に不当な影響を及ぼさないようにすること。

6　両国の指定航空企業は、業務の運営に当たって、自国発着の貨客の運送需要に適合する輸送力を供給することを第一の目的とすること。

7　運賃は、原則として関係指定航空企業の間で合意し、合意された運賃につき両国の航空当局の認可を受けること。

8　両国は、民間航空機等の安全に対する不法な行為等を防止し又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互に援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとること。

9　付表に定める路線は次のとおりである。

(一)　日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

(1)　日本国内の地点―モスクワ―ヨーロッパ内の一地点―テル・アヴィヴ

(2)　次の路線のうち後に特定される一路線

ア　日本国内の地点―ハバロフスク、ソウル、北京又はタシケントのうち後に特定される一地点―テル・アヴィヴ

イ　日本国内の地点―後に特定される香港、タイ又はインド内の一地点―テル・アヴィヴ

(二)　イスラエル国の指定航空企業が両方向に運営する路線

(1)　イスラエル国内の地点―ヨーロッパ内の一地点―モスクワ―大阪

(2)　次の路線のうち後に特定される一路線

ア　イスラエル国内の地点―タシケント、北京、ソウル又はハバロフスクのうち後に特定される一地点―大阪

イ　イスラエル国内の地点―後に特定されるインド、タイ又は香港内の一地点―大阪

なお、本協定は、両国によりその国内法上必要とされる手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、両国間の人的交流及び経済的交流が増進されるとともに、両国間の友好関係の一層の強化に資することが期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年六月四日

外務委員長　中馬　弘毅

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年五月二十一日

参議院議長　斎藤　十朗

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

（小字及び――は修正）

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条ノ二第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　特定鳥獣保護管理計画ヲ樹ツル場合ニ於テハ其ノ樹立ニ関スル事項

第一条ノ四第三項中「又ハ都道府県知事」を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

都道府県知事ハ当該都道府県ノ区域内ニ於ケル狩猟鳥獣ノ保護蕃殖ノ為必要ト認ムルトキハ環境庁長官ガ第三項ノ規定ニ依リ為ス狩猟鳥獣ノ捕獲ノ禁止又ハ制限ニ加ヘ狩猟鳥獣ノ種類、区域、期間又ハ猟法ヲ定メ其ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第一条ノ四を第一条ノ五とし、同条の次に次の一条を加える。

第一条ノ六　都道府県知事ハ特定鳥獣ニ付前条第五項ノ規定ニ依リ捕獲ノ禁止又ハ制限ヲ為サザル場合ニ於テ特定鳥獣保護管理計画ノ達成ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ環境庁長官ガ同条第三項ノ規定ニ依リ当該特定鳥獣ニ付為ス捕獲ノ禁止又ハ制限ニ代ヘテ当該特定鳥獣ニ付捕獲ノ禁止又ハ制限ヲ為スコトヲ得

前条第六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一条ノ三を第一条ノ四とし、第一条ノ二の次に次の一条を加える。

第一条ノ三　都道府県知事ハ当該都道府県ノ区域内ニ於テ著シク増加又ハ減少シタル鳥獣ガアル場合ニ於テ当該鳥獣ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘案シ長期的ナル観点ヨリ当該鳥獣ノ保護蕃殖ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ当該鳥獣ノ保護管理ニ関スル計画（以下特定鳥獣保護管理計画ト称ス）ヲ樹ツルコトヲ得

特定鳥獣保護管理計画ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定ムルモノトス

一　保護管理スベキ鳥獣ノ種類（以下特定鳥獣ト称ス）

二　計画ノ期間

三　特定鳥獣ノ保護管理ガ行ハルベキ区域

四　特定鳥獣ノ保護管理ノ目標

五　特定鳥獣ノ数ノ調整ニ関スル事項

六　特定鳥獣ノ棲息地ノ保護及整備ニ関スル事項

七　其ノ他特定鳥獣ノ保護管理ノ為必要ナル事項

特定鳥獣保護管理計画ハ鳥獣保護事業計画ニ適合スルコトヲ要ス

都道府県知事特定鳥獣保護管理計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスル場合ニ於テハ、関係地方公共団体ト協議スルト共ニ、第二項第三号ノ区域内ニ第八条ノ八第一項ノ規定ニ依リ環境庁長官ノ設定スル鳥獣保護区アルトキ又ハ特定鳥獣ガ其ノ保護蕃殖ヲ特ニ図ル必要アリトシテ環境庁長官ノ定ムル鳥獣ナルトキハ環境庁長官ニ協議スルコトヲ要ス

都道府県知事特定鳥獣保護管理計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスルトキハ、公聴会ヲ開キ利害関係人ノ意見ヲ聞キ、且都道府県自然環境保全審議会ニ諮問スルコトヲ要ス

前条第四項ノ規定ハ特定鳥獣保護管理計画ニ之ヲ準用ス

第四条に次の一項を加える。

乙種狩猟免状ヲ交付サレタル者ハ丙種狩猟免状ヲ交付サレタル者ト看做ス

第八条ノ三第七項中「前二項ノ期間」を「第五項及第六項ノ期間（前項ノ特定鳥獣ニ在リテハ同項ノ期間）」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

都道府県知事ハ特定鳥獣保護管理計画ニ定ムル特定鳥獣ガ狩猟鳥獣ナル場合ニ於テ当該特定鳥獣保護管理計画ノ達成ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ第五項ノ期間内ニシテ其ノ必要ノ限度ニ於テ当該特定鳥獣ニ限リ前項ノ期間ヲ拡大スルコトヲ得

第八条ノ三に次の一項を加える。

第一条ノ五第六項ノ規定ハ第七項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八条ノ八第四項中「第一条ノ四第四項及第五項」を「第一条ノ五第四項及第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十二条第一項中「ノ為」の下に「、特定鳥獣保護管理計画ニ定ムル所ニ依リ特定鳥獣ノ数ヲ調整スル為」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

環境庁長官又ハ都道府県知事特定鳥獣保護管理計画ガ定メラレタル場合ニ於テ当該特定鳥獣保護管理計画ニ定ムル特定鳥獣ニ付前項ノ許可ヲ求メラレタルトキハ当該特定鳥獣保護管理計画ノ達成ニ資スルコトトナル様適切ナル配慮ヲ為スモノトス

第十九条中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十九条ノ三第一項中「第一条ノ四第三項」を「第一条ノ五第三項」に改め、同項ただし書中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十条ノ六第二号中「第一条ノ四第二項」を「第一条ノ五第二項」に改め、同条第三号中「第一条ノ四第三項」を「第一条ノ五第三項」に改め、同条第七号中「第一条ノ四第五項」を「第一条ノ五第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十条ノ七　環境庁長官ハ鳥獣ノ保護蕃殖ヲ図ル為緊急ノ必要アリト認ムルトキハ都道府県知事ニ対シ左ニ掲グル事務ニ関シ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

一　第一条ノ六第一項ノ規定ニ依ル捕獲ノ禁止又ハ制限ニ関スル事務

二　第八条ノ三第七項ノ規定ニ依ル期間ノ拡大ニ関スル事務

第二十一条第一項第一号中「第一条ノ四第一項」を「第一条ノ五第一項」に改める。

第二十二条第一号中「第八条ノ三第七項」を「第八条ノ三第八項」に改め、同条第二号中「第一条ノ四第二項」を「第一条ノ五第三項」を「第一条ノ六第一項」に改め、同条第三号及び第四号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定は、平成十二年四月十六日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、特定鳥獣保護管理計画に定める特定鳥獣の生息状況及びその個体群の安定的な維持に関する見通し、当該鳥獣による生態系及び農林業に対する被害の状況、特定鳥獣の保護管理に伴い他の野生生物及び自然環境に生ずる影響その他の事情を総合的に勘案して、改正後の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（以下「新法」という。）の施行の状況について検討を加え、国土全体の健全な生態系を維持回復し、自然と人間との共生を確保する観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条　改正後の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（以下「新法」という。）第四条第三項の規定は、平成十二年四月十六日以後乙種狩猟免許試験に合格した者及び同日以後乙種狩猟免許の更新を受けた者について適用する。

第四条　平成十二年四月十五日に改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定により乙種狩猟免許を受けている者が新法第七条ノ四の規定により更新を受けようとする場合における同条第二項及び第三項の適用については、平成十四年九月十四日までの間は、同条第二項の規定中「合格シタル」とあるのは「合格シ且次項ノ講習ヲ受ケタル」と、同条第三項の規定中「受クルコトヲ努ムベシ」とあるのは「受クベシ」とする。

（火薬類取締法の一部改正）

第五条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における鳥獣の生息状況及び狩猟の実態にかんがみ、著しく増加し、又は減少した鳥獣について長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るとともに狩猟者減少防止に資するため、特定の鳥獣の保護管理に関する計画制度の創設及び狩猟免許制度の改善等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　特定鳥獣保護管理計画制度の創設

(一)　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において著しく増加し、又は減少した鳥獣がある場合であって、当該鳥獣の生息状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るため特に必要があると認められるときは、当該鳥獣の保護管理に関する計画を策定し、鳥獣保護事業計画にその樹立に関する事項を定めることができるものとすること。

(二)　特定鳥獣保護管理計画においては、保護管理の目標、数の調整に関する事項、生息地の保護及び整備に関する事項等を定めるものとすること。

(三)　都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため必要がある場合には、その必要の限度において環境庁長官の定める捕獲の禁止又は制限に代えて当該特定鳥獣について捕獲の禁止又は制限等をすることができるものとすること。

(四)　鳥獣の捕獲等に関する許可事由に、特定鳥獣保護管理計画に定めるところにより特定鳥獣の数を調整するための捕獲を追加するものとすること。

(五)　環境庁長官は、鳥獣の保護繁殖を図るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対して特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限等に関し必要な指示をすることができるものとすること。

2　狩猟免許制度の改善

装薬銃に関する狩猟免許である乙種狩猟免状を交付された者は、空気銃等に関する狩猟免許である丙種狩猟免状を交付された者とみなすものとすること。

3　その他

(一)　狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関する環境庁長官と都道府県知事との役割分担の明確化を図るものとすること。

(二)　その他所要の規定の整備を図るものとすること。

4　施行期日等

(一)　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、狩猟免許制度の改善に関する事項は、平成十二年四月十六日から施行するものとすること。

(二)　その他所要の経過措置を整備するほか、火薬類取締法について所要の改正を行うものとすること。

5　検討条項に関する事項

政府はこの法律の施行後三年を目途としてその施行状況について検討を加え、国土全体の健全な生態系を維持回復し、自然と人間との共生を確保する観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、最近における鳥獣の生息状況及び狩猟の実態にかんがみ、著しく増加し、又は減少

した鳥獣について長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図る等のため、特定の鳥獣の保護管理に関する計画制度の創設及び狩猟免許制度の改善等を図ろうとする本案の措置は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月八日

環境委員長　北橋　健治

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

（別紙）

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　緑の国勢調査その他の自然環境に関する調査を徹底するなど、集中対策期間を設け、国全体の鳥獣の生息状況を適切に把握するとともに、都道府県における調査を支援し、これらの成果を野生鳥獣の保護管理施策に積極的に活用すること。また、自然との共生について教育啓発を高めること。

二　特定鳥獣保護管理計画の策定のための指針等を定めるに当たっては、野生鳥獣保護の専門家及び自然保護団体等の意見を広く聴くとともに、計画の内容が、野生鳥獣の生息地の育成・整備、農林業被害の防除に万全を期すことを優先し、過剰な捕獲をもたらすことがないように定められることを明確にするほか、計画の策定、実行がこれに沿って適切になされるための具体的な手段を示すこと。特に、クマ・サルについては、その生息実態等に関する科学的知見が不十分であることから十分な調査を実施し、万全な農林業被害の防除対策とともに、これら個体群の保護に重点を置いた保護管理計画が策定されるよう示すこと。

三　野生鳥獣との共存の森づくりに係る事業、鳥獣保護区の適切な設定等を通じ、野生鳥獣の生息しやすい環境整備を進め、野生鳥獣の移動ができる回廊づくりを積極的に検討するとともに、防護柵の整備等の被害防除対策の推進、被害防除に係る対策技術の開発及び普及を図ること。

四　ツキノワグマなどの絶滅のおそれのある種または個体群としてレッドデータブックに記載されている鳥獣については原則として狩猟の対象としないこととするとともに、個体数が著しく減少している特定の野生鳥獣の個体群については、関係県において特定鳥獣保護管理計画が積極的に策定されるとともに、これら鳥獣の生息環境の復元が図られるよう、その策定及び実施に対する支援に万全を期すこと。

五　都道府県における早急な調査研究体制の整備、野生鳥獣保護の専門的な知識・経験を有する人材の確保及び育成、関係地方公共団体間の調整能力の向上等を図るほか、生息地の所有者、農林業や狩猟、自然保護等関係者などの協力、連携を得るためのネットワークの構築など野生鳥獣保護のための基盤整備が行われるとともに、都道府県を越えた広域かつ統一的な鳥獣保護管理が図られるよう、関係都道府県に対し、積極的に助言、指導及び財政的支援を行うこと。

六　科学的・計画的な野生鳥獣の保護管理に当たっては、その保護繁殖は生息地の保護及び整備の充実、個体群の存続を前提とした適正な捕獲の実施が最も効果的であると考えられることから、鳥獣保護区等の管理等を行う鳥獣保護員等の果たす役割が大変重要であることに鑑み、その役割の強化を図るとともに、大幅な増員と人材育成等に努めること。

七　狩猟者が、環境基本計画の基本理念である「自然と人間との共生」を踏まえ、生態系の安定的な維持等に十分な配慮を行うこととなるよう、狩猟者のモラルの向上を図ること。また、狩猟や駆除が事故、水鳥等の鉛中毒等の悪影響が顕著なことから、鉛弾の規制を含む適切な措置を早急に講ずるとともに、関係地方公共団体と協力し、狩猟、駆除の対象となったシカ等の死骸の適切な処理体制の整備を促進すること。

八　関係地方公共団体における鳥獣保護行政の体制強化のため必要な支援に努めるとともに、都道府県知事の権限に属する普通種等の鳥獣の捕獲等に関する許可に係る事務について、野生鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況に応じて適切に市町村に委譲され、円滑に制度の運営が図られるよう、都道府県を指導すること。

九　関係都道府県が特定鳥獣の生息状況、生息地周辺の生態系悪化や農林業被害の状況等に関する調査を十分に行い、その結果について利害関係人等に対し正確な情報提供を行うとともに当該計画の運用または改定に反映させるよう、指導、助言に努めるとともに、国による適切なモニタリングを実施し、それらの結果については、国民及び当委員会等に速やかに報告するとともに、緊急に必要な場合は、関係都道府県又は市町村に対しても迅速かつ的確な指示を行うこと。

十　本法施行三年後を目途の見直しに向けて、野生鳥獣の保護を一層明確にした法制度、鳥獣による農林業者の被害救済措置、公的機関が主導する捕獲体制の強化、野生鳥獣の保護管理のための国と地方の責務の一層の明確化等の具体策につき早急に検討すること。

内閣法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十一年六月七日

提出者

鹿野　道彦　　田中　慶秋

小林　守　　安住　淳

玄葉光一郎　　末松　義規

中川　正春

賛成者

赤松　広隆外八十五名

内閣法の一部を改正する法律

内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「内閣は、」の下に「国民主権の理念にのっとり、首長たる内閣総理大臣の統轄の下に」を加え、同条に次の一項を加える。

2　内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

第二条第一項中「内閣は、」の下に「国会の指名に基づいて任命された」を、「及び」の下に「内閣総理大臣により任命された」を加え、「以て」を「もって」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項を次のように改める。

内閣総理大臣は、国務大臣を主任の大臣として、行政事務を分担管理させることができる。

第三条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

第四条　内閣が首長たる内閣総理大臣の統轄の下にその職権を行うに当たっては、閣議を経るものとする。

2　内閣総理大臣は、閣議の運営に関する基本的な方針を決定し、これに基づき閣議を主宰する。

3　閣議における案件の発議は、内閣総理大臣がこれを行う。

第六条中「、閣議にかけて決定した方針に基いて」を削る。

第七条中「、閣議にかけて、」を削る。

第八条中「中止せしめ、内閣の処置を待つ」を「中止させる」に改める。

第十二条第四項中「内閣官房の外、」を削り、「内

閣の」を「内閣及び内閣総理大臣の」に改め、同条第一項から第三項までを削る。

第十三条から第十八条までを削る。

附　則

1　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

2　この法律の施行に伴い必要な関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

理　由

内閣が国民主権の理念にのっとり、首長たる内閣総理大臣の統轄の下にその職権を行うべき旨を明らかにするとともに、内閣総理大臣がその指導性を十分に発揮し得るよう、内閣総理大臣の閣議の運営に関する基本的な方針の決定権の明確化、閣議における案件の発議権の内閣総理大臣への一元化、内閣官房の廃止等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外六名提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、内閣が国民主権の理念にのっとり、首長たる内閣総理大臣の統轄の下にその職権を行うべき旨を明らかにするとともに、内閣総理大臣がその指導性を十分発揮し得るよう、内閣総理大臣の閣議の運営に関する基本的な方針の決定権の明確化、閣議における案件の発議権の内閣総理大臣への一元化、内閣官房の廃止等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣は、国民主権の理念にのっとり、首長たる内閣総理大臣の統轄の下にその職権を行うことを明らかにするとともに、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負うことを明らかにすること。

2　内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣をもって、これを組織することを明らかにすること。

3　内閣総理大臣は、国務大臣を主任の大臣として、行政事務を分担管理させることができること。

4　内閣が首長たる内閣総理大臣の統轄の下にその職権を行うに当たっては、閣議を経るものとすること及び内閣総理大臣は、閣議の運営に関する基本的な方針を決定し、これに基づき閣議を主宰することとし、閣議における案件の発議は、内閣総理大臣がこれを行うこと。

5　内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督することとし、主任の大臣の間における権限についての疑義は、内閣総理大臣が、これを裁定すること。

6　内閣総理大臣は、行政各部の処分又は命令を中止させることができること。

7　内閣官房を廃止し、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監、内閣総理大臣補佐官、内閣参事官等及び秘書官に関する規定は削除すること。

8　この法律は、平成十二年四月一日から施行すること。

二　議案の否決理由

本案は、内閣が国民主権の理念にのっとり、首長たる内閣総理大臣の統轄の下にその職権を行うべき旨を明らかにするとともに、内閣総理大臣がその指導性を十分発揮し得るよう、内閣総理大臣の閣議の運営に関する基本的な方針の決定権の明確化、閣議における案件の発議権の内閣総理大臣への一元化、内閣官房の廃止等所要の改正を行おうとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

首相府設置法案

右の議案を提出する。

平成十一年六月七日

提出者

鹿野　道彦　田中　慶秋

小林　守　安住　淳

玄葉光一郎　末松　義規

中川　正春

賛成者

赤松　広隆外八十五名

首相府設置法

（目的）

第一条　この法律は、首相府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第二条　内閣に、首相府を置く。

（任務）

第三条　首相府は、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐することを任務とする。

（所掌事務）

第四条　首相府は、前条の任務を達成するため、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案、情報の収集及び分析並びに内閣総理大臣の広報に関する事務をつかさどる。

（首相府の長）

第五条　首相府の長は、内閣総理大臣とする。

2　内閣総理大臣は、首相府に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とする。

（内閣総理大臣の権限）

第六条　内閣総理大臣は、首相府の事務を統括し、職員の服務について統督する。

（内閣府総務長官及び内閣府総務副長官）

第七条　内閣府総務長官は、内閣府設置法（平成十一年法律第　　号）に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて首相府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて首相府の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2　内閣府総務副長官は、内閣府設置法に定める職務を行うほか、内閣府総務長官の命を受け、首相府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

（内閣総理大臣補佐官）

第八条　首相府に、内閣総理大臣補佐官を置くことができる。

2　内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3　内閣総理大臣補佐官の定数は、政令で定める。

4　内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣がこれを行う。

5　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、内閣総理大臣補佐官の服務について準用する。

6　内閣総理大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（内閣総理大臣秘書官）

第九条　首相府に、内閣総理大臣秘書官を置くことができる。

2　内閣総理大臣秘書官は、内閣総理大臣の命を受けて機密に関する事務その他の秘書事務をつかさどる。
3　内閣総理大臣秘書官の定数は、政令で定める。
4　前条第四項から第六項までの規定は、内閣総理大臣秘書官について準用する。
（内閣総理大臣政務官）
第十条　首相府に、内閣総理大臣政務官を置くことができる。
2　内閣総理大臣政務官は、内閣総理大臣を助け、政務を処理する。
3　内閣総理大臣政務官の定数は、政令で定める。
4　第八条第四項から第六項までの規定は、内閣総理大臣政務官について準用する。
（内閣総理大臣政策官）
第十一条　首相府に、内閣総理大臣政務官を置くことができる。
2　内閣総理大臣政策官は、内閣総理大臣の命を受けて、内閣の重要政策に関する特定の事項について、専門的な知識経験に基づく意見を具申する。
3　内閣総理大臣政策官の定数は、政令で定める。
4　第八条第四項から第六項までの規定は、内閣総理大臣政策官について準用する。
（内閣総理大臣報道官）
第十二条　首相府に、内閣総理大臣報道官を置くことができる。
2　内閣総理大臣報道官は、内閣の重要政策に関する情報に関する事務及び内閣総理大臣の広報に関する事務を掌理する。
3　内閣総理大臣報道官の定数は、政令で定める。
4　第八条第四項から第六項までの規定は、内閣総理大臣報道官について準用する。
（内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する機関）
第十三条　首相府に、法律又は政令の定めるところにより、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案に資するため、内閣総理大臣をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関を置くことができる。
（首相府事務官等）
第十四条　首相府に、首相府事務官その他所要の職員を置く。
2　首相府事務官は、命を受けて首相府の事務を整理する。
（内閣組織）
第十五条　首相府の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。
附　則
1　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　　号）の施行の日から施行する。
2　この法律の施行に伴い必要な関係法律の整理その他必要な事項は、別に法律で定める。

理　由

内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐するため、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案、情報の収集及び分析並びに内閣総理大臣の広報に関する事務をつかさどる首相府を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約十六億円の見込みである。

首相府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐するため、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案、情報の収集及び分析並びに内閣総理大臣の広報に関する事務をつかさどる首相府を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣に首相府を置き、首相府は、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐することを任務とし、その任務を達成するため、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案、情報の収集及び分析並びに内閣総理大臣の広報に関する事務をつかさどること。

2　首相府の長は内閣総理大臣とし、内閣総理大臣は、首相府の事務を統括し、職員の服務について統督すること。

3　内閣府総務長官は、内閣総理大臣を助けて首相府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて首相府の事務を統括し、職員の服務について統督すること、及び内閣府総務副長官は、内閣府総務長官の命を受け、首相府の事務のうち特定事項に係るものに参画すること。

4　首相府に、内閣総理大臣補佐官、内閣総理大臣秘書官、内閣総理大臣政務官、内閣総理大臣政策官及び内閣総理大臣報道官を置くことができることとし、その定数は政令で定めること。

5　首相府に、法律又は政令の定めるところにより、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案に資するため、内閣総理大臣を長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関を置くことができること。

6　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の否決理由

本案は、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐するため、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案、情報の収集及び分析並びに内閣総理大臣の広報に関する事務をつかさどる首相府を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織に関する事項を定めようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平年度約十六億円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して太田総務庁長官より「政府としては、反対である」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

内閣府設置法案

右の議案を提出する。

平成十一年六月七日

提出者　鹿野　道彦　田中　慶秋
小林　守　安住　淳
玄葉光一郎　末松　義規
中川　正春

賛成者　赤松　広隆外八十五名

内閣府設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　内閣府の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）
第三章　組織
第一節　内閣府の長及び内閣府に置かれる特別の職（第五条―第十一条）
第二節　本府（第十二条―第十六条）
第三節　委員会及び庁（第十七条―第三十一条）
第四章　雑則（第三十二条―第三十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章　内閣府の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条　内閣に、内閣府を置く。

（任務）

第三条　内閣府は、内閣の事務を助けることを任務とする。

2　前項に定めるもののほか、内閣府は、予算の作成その他内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で内閣府に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。

3　内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、首相府を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、閣議事項の整理その他内閣の庶務、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整並びに内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務（首相府が行う首相府設置法（平成十一年法律第　号）第四条に規定する事務を除く。）をつかさどる。

2　前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務（首相府が行う首相府設置法第四条に規定する事務を除く。）をつかさどる。

一　国の予算、決算及び会計に関する制度の調査、企画及び立案並びに統一に関すること。

二　国の予算及び決算の作成に関すること。

三　政府関係機関の予算、決算及び会計に関すること。

四　法律案、政令案及び条約案に関し内閣に対し意見を述べること。

五　内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究を行うことその他法制一般に関すること。

六　国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七　迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

八　官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷の指揮監督に関すること。

九　各行政機関の事務の連絡に関すること。

十　障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第七条の二第四項の規定に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画の案を作成すること。

十一　広報に関すること。

十二　世論の調査に関すること。

十三　男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第　号）第十三条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

十四　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）の施行に関すること。

十五　平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）の施行に関すること。

十六　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の施行に関すること。

十七　動物の保護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の施行に関すること。

十八　公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）の施行に関すること。

十九　栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に関すること。

二十　外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。

二十一　内閣総理大臣の行う表彰に関すること。

二十二　国家公務員に関する制度に関し調査し、研究し、及び企画すること。

二十三　一般職の国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政（人事院の所掌に属するものを除く。）に関すること。

二十四　国家公務員の退職手当に関すること。

二十五　特別職の国家公務員の給与制度に関すること。

二十六　第二十二号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）を行うこと。

二十七　行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）の施行に関すること。

二十八　行政機関の機構、定員及び運営に関する調査、企画、立案及び勧告を行うこと。

二十九　各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。

三十　法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

三十一　各行政機関の業務の実施状況を監察し、必要な勧告を行うこと。

三十二　前号の監察に関連して、第三十号に規定する法人の業務及び国の委任又は補助に係る業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

三十三　各行政機関の業務及び前号に規定する業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行うこと。

三十四　行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）の施行に関すること。

三十五　各行政機関の地域改善対策特定事業に関する事務の連絡に関すること。

三十六　地域改善対策特定事業に関する事務のうち他の行政機関の所掌に属しないものを調査し、企画し、及び立案すること。

三十七　前二号に掲げるもののほか、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）の施行に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

三十八　アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）の施行に関すること。

三十九　前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で内閣府に属させられた事務

第三章　組織

第一節　内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職

（内閣府の長）

第五条　内閣府の長は、内閣総理大臣とする。

2　内閣総理大臣は、内閣府に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とし、前条第二項に規定する事務を分担管理する。

（内閣総理大臣の権限）

第六条　内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2　内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

3　内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

4　内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

5　内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

（内閣府総務長官）

第七条　内閣府に、内閣府総務長官一人を置く。

2　内閣府総務長官は、国務大臣をもって充てる。

3　内閣府総務長官は、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府（法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている機関（以下「大臣庁等」という。）を除く。）の事務（次条第一項の予算担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督する。

（予算担当大臣）

第八条　内閣府に、第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事務を掌理する職（以下「予算担当大臣」という。）を置く。

2　予算担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

（内閣府総務副長官）

第九条　内閣府に、政令で定める数の内閣府総務副長官を置く。

2　内閣府総務副長官は、内閣府総務長官又は予算担当大臣を助け、政策及び企画（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）を処理し、並びにあらかじめ内閣府総務長官の命を受けて内閣府総務長官不在の場合その職務を代行する。

3　各内閣府総務副長官の行う前項の職務の範囲及び職務代行の順序については、内閣総理大臣の定めるところによる。

4　内閣府総務副長官の任免は、内閣総理大臣が行う。

5　内閣府総務副長官は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（政務官）

第十条　内閣府に、政令で定める数の政務官を置く。

2　前項の政務官は、命を受けて、内閣府の所掌事務に関する重要な政策及び企画（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3　第一項の各政務官の行う職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

4　第一項の政務官の任免は、内閣総理大臣が行う。

5　前条第五項の規定は、第一項の政務官について準用する。

（事務次官）

第十一条　内閣府に、事務次官一人を置く。

2　前項の事務次官は、内閣府総務長官及び予算担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府（大臣庁等を除く。）の各部局及び機関の事務を監督する。

第二節　本府

（内部部局等）

第十二条　本府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2　前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3　第一項の官房及び局並びに前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

4　第一項の官房及び局並びに第二項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5　第一項の局、第二項の部並びに前項の課及びこれに準ずる室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置く。

6　第一項の官房に長を置くとき、又は同項の局若しくは第二項の部に次長を置くときは、その設置及び職務は、政令で定める。

7　第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を総括整理する職又は第四項の課（これに準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くときは、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

（審議会等）

第十三条　本府には、第四条に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

（施設等機関）

第十四条　本府には、第四条第二項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第十五条　前二条に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

（地方支分部局）

第十六条　本府には、第四条に規定する所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

第三節　委員会及び庁

（設置）

第十七条　内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会又は庁には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3　前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。

（委員会及び庁の長）

第十八条　委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

（任務及び所掌事務）

第十九条　委員会及び庁の任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲は、法律で定める。

（委員会の内部部局）

第二十条　委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。

2　前項の事務局には、当該事務局の事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

3　第一項の事務局並びに前項の官房及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができる。

4　第二項の官房及び部並びに前項の課及びこれに準ずる室の設置及び所掌事務の範囲は、政令

で定める。

5　委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

（庁の内部部局）

第二十一条　庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

2　前項の規定にかかわらず、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁には、官房及び局を置くことができる。

3　前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

4　第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5　庁、第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び第三項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

（審議会等）

第二十二条　委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

（施設等機関）

第二十三条　委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第二十四条　委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

（地方支分部局）

第二十五条　委員会及び庁には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

（長の権限等）

第二十六条　各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2　各外局の長は、その機関の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

3　外局の長以外の各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、法律の定めるところにより、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

4　各委員会及び各庁の長官は、法律の定めるところにより、政令及び内閣府令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

5　第六条第三項の規定は、前項の命令について準用する。

6　各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

7　各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

（副長官）

第二十七条　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に、政令で定める数の副長官を置く。

2　副長官は、その庁の長である長官を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長である長官の命を受けて長官不在の場合その職務を代行する。

3　各副長官の行う前項の職務の範囲及び職務代行の順序については、その庁の長である長官の定めるところによる。

4　副長官の任免は、内閣総理大臣が行う。

5　副長官は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（政務官）

第二十八条　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に、政令で定める数の政務官を置く。

2　前項の政務官は、命を受けて、その庁の所掌事務に関する政策及び企画に参画し、政務を処理する。

3　第一項の各政務官の行う職務の範囲については、その庁の長である長官の定めるところによる。

4　第一項の政務官の任免は、内閣総理大臣が行う。

5　前条第五項の規定は、第一項の政務官について準用する。

（事務次官及び庁の次長等）

第二十九条　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に、事務次官一人を置く。

2　前項の事務次官は、その庁の長である長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

3　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁以外の各庁には、特に必要がある場合においては、その庁の長である長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置は、政令で定める。

4　各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置及び職務は、法律（法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁以外の庁にあっては、政令）で定める。

（内部部局の職）

第三十条　委員会の事務局並びに第二十一条第二項の局（以下この条において「局」という。）、第二十条第二項並びに第二十一条第一項及び第三項の部（以下この条において「部」という。）並びに第二十条第三項及び第二十一条第五項の課及びこれに準ずる室（以下この条において「課及びこれに準ずる室」という。）に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2　第二十条第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）に長を置くとき、又は委員会の事務局若しくは局若しくは部に次長を置くときは、その設置及び職務は、政令で定める。

3　委員会の事務局又は官房、局若しくは部に、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くときは、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。官房、局又は部を置かない庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

（内閣府に置かれる委員会及び庁）

第三十一条　別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
国家公安委員会	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）
公害等調整委員会	公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）

金融再生委員会	金融再生委員会設置法（平成十年法律第百三十号）
金融監督庁	
宮内庁	宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）
総務庁	総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）
北海道開発庁	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）
防衛庁	防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）
防衛施設庁	
経済企画庁	経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号
科学技術庁	科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）
環境庁	環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）
沖縄開発庁	沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第二十九号）
国土庁	国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）

備考　金融監督庁は金融再生委員会に、防衛施設庁は防衛庁に置かれるものとする。

第四章　雑則

（職員）

第三十二条　内閣府に、内閣府事務官、内閣府技官その他所要の職員を置く。

2　内閣府事務官は、命を受け、事務をつかさどる。

3　内閣府技官は、命を受け、技術をつかさどる。

（組織上の職名）

第三十三条　この法律の規定に基づく職には、職階制による職級の名称のほか、それぞれ当該組織上の名称を付するものとする。

（国会への報告等）

第三十四条　政府は、第十二条第三項、第六項若しくは第七項、第十三条、第十四条、第二十条第四項、第二十一条第四項、第二十二条、第二十三条、第二十九条第三項若しくは第四項又は第三十条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織（第二十条第四項の規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く。）その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2　政府は、少なくとも毎年一回内閣府の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

附　則

1　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の施行の日から施行する。

2　この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備その他必要な事項は、別に法律で定める。

理　由

内閣の事務を助けるとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律で内閣府に属させられた行政事務を遂行するため、内閣府を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣府設置法案（鹿野道彦君外六名提出）に関する報告書

一

議案の目的及び要旨

本案は、内閣の事務を助けるとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律で内閣府に属させられた行政事務を遂行するため、内閣府を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣府は、内閣の事務を助けることを任務とし、その任務を遂行するに当たり首相府を助けること、並びに予算の作成その他内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律で内閣府の所掌に属させられた行政事務を遂行することを任務とすることとし、これらの任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　内閣府の長は、内閣総理大臣とするものとすること。

3　内閣府に、国務大臣をもって充てる内閣府総務長官一人を置くこととし、内閣府総務長官は、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている機関の事務及び予算担当大臣の掌理する事務を除く内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督すること。

4　内閣府に、国の予算及び決算の作成等に関する事務を掌理する予算担当大臣を置き、当該職は国務大臣をもって充てるものとすること。

5　内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができること並びにこれらの委員会及び庁のうち、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている委員会又は庁には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができること。

6　内閣府に、政令で定める数の内閣府総務副長官及び政務官を置く等内閣府に関して必要な組織に関する規定を置くこと。

7　別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、金融再生委員会、金融監督庁、宮内庁、総務庁、北海道開発庁、防衛庁、防衛施設庁、経済企画庁、科学技術庁、環境庁、沖縄開発庁及び国土庁とすること。

8　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二

議案の否決理由

本案は、内閣の事務を助けるとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律で内閣府に属させられた行政事務を遂行するため、内閣府を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織に関する事項を定めようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　髙鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

内閣法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

内閣法の一部を改正する法律

内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「内閣は」の下に「、国民主権の理念にのっとり」を加え、同条に次の一項を加える。

2　内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

第二条第一項中「内閣は、」の下に「国会の指名に基づいて任命された」を加え、「二十人以内の」を「内閣総理大臣により任命された」に、「以て」を「もって」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の国務大臣の数は、十四人以内とする。ただし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることができる。

第四条第二項に後段として次のように加える。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議することができる。

第十二条第二項を次のように改める。

内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　閣議事項の整理その他内閣の庶務

二　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六　内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

第十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証する。

第十八条を第二十三条とし、第十七条を第二十二条とし、第十六条を削り、第十五条第一項中「内閣総理大臣に」を「、内閣総理大臣に」に改め、「二人」及び「各一人」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「掌り」を「つかさどり」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の秘書官の定数は、政令で定める。

第十五条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条　内閣官房に、内閣事務官その他所要の職員を置く。

2　内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。

第十四条の四を削る。

第十四条の三第一項中「二人」を「五人」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条の二を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

第十六条　内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2　内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

3　前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。

第十七条　内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2　内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3　第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣広報官について準用する。

第十八条　内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2　内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3　第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣情報官について準用する。

附　則

(施行期日)

1　この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(中央省庁等改革基本法の一部改正)

2　中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第六十条第三項中「内閣審議官をもって充てる」を「関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする」に改める。

理　由

中央省庁等改革の一環として、内閣が国民主権の理念にのっとりその職権を行うべき旨を明らかにするとともに、内閣機能の強化を図るため内閣総理大臣の内閣の重要政策に関する基本的な方針の発議権の明確化、国務大臣の数の見直し等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、内閣が国民主権の理念にのっとりその職権を行うべき旨を明らかにするとともに、内閣機能の強化を図るため内閣総理大臣の内閣の重要政策に関する基本的な方針の発議権の明確化、国務大臣の数の見直し等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣は、国民主権の理念にのっとりその職権を行うことを明らかにするとともに、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負うことを明らかにすること。

2　内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣をもって、これを組織することを明らかにすること。

3　国務大臣の数は十四人以内とし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることができること。

4　内閣総理大臣が、閣議を主宰する場合において、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議することができることを明らかにすること。

5　内閣官房は所掌事務として、「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」及び「行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務」をつかさどることを明らかにするほか、その他所要の規定の整備を行うこと。

6　内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証すること。

7　内閣官房に、内閣官房副長官補三人、内閣広報官及び内閣情報官をそれぞれ一人置くこと。

8　内閣総理大臣補佐官の数を、三人以内から五人以内に改めること。

9　内閣総理大臣に附属する秘書官並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官の定数は、政令で定めること。

10　内閣官房に置かれている内閣参事官、内閣審議官及び内閣調整官を廃止すること。

11　この法律は、別に法律で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、内閣が国民主権の理念にのっとりその職権を行うべき旨を明らかにするとともに、内閣機能の強化を図るため内閣総理大臣の内閣の重要政策に関する基本的な方針の発議権の明確化、国務大臣の数の見直し等所要の改正を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解を求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

内閣府設置法案

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

内閣府設置法

目次

第一章　総則(第一条)
第二章　内閣府の設置並びに任務及び所掌事務(第二条―第四条)
第三章　組織
第一節　通則(第五条)
第二節　内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職(第六条―第十五条)
第三節　本府
第一款　内部部局等(第十六条・第十七条)
第二款　重要政策に関する会議
第一目　設置(第十八条)
第二目　経済財政諮問会議(第十九条―第二十五条)
第三目　総合科学技術会議(第二十六条―第三十六条)
第三款　審議会等(第三十七条・第三十八条)
第四款　施設等機関(第三十九条)
第五款　特別の機関(第四十条―第四十二条)
第六款　地方支分部局
第一目　設置(第四十三条)
第二目　沖縄総合事務局(第四十四条―第四十七条)
第四節　宮内庁(第四十八条)
第五節　委員会及び庁(第四十九条―第六十四条)
第四章　雑則(第六十五条―第六十八条)
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章　内閣府の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条　内閣に、内閣府を置く。

（任務）

第三条　内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2　前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に関係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、国の治安の確保、国の防衛を通じた国の安全の確保、金融の適切な機能の確保、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3　内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一　短期及び中長期の経済の運営に関する事項

二　財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

三　経済に関する重要な政策(経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。)に関する事項

四　科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

五　科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

六　前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

七　災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興(第三項第七号を除き、以下「防災」という。)に関する基本的な政策に関する事項

八　前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

九　男女共同参画社会の形成(男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第　号)第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の促進を図るための基本的な政策に関する事項

十　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

十一　沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

十二　前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

十三　北方地域(政令で定める地域をいう。以下同じ。)に関する諸問題への対処に関する事項

十四　青少年の健全な育成に関する事項

十五　金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

2　前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保並びに消費者の利益の擁護及び増進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内外の経済動向の分析に関すること。

二　経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。

三　市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関する

こと。

四　経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。

五　国民経済計算に関すること。

六　防災に関する施策の推進に関すること。

七　防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

八　激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

九　特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十　被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条に規定するものをいう。）の支給に関すること。

十一　台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

十二　避難施設緊急整備地域（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び降灰防除地域（同法第十二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

十三　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四　第六号から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十五　男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

十六　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

十七　沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及び推進に関すること。

十八　振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。

十九　前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十　沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。

二十一　沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

二十二　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関すること。

二十三　北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。

二十四　本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。

二十五　本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あっせん及び処理に関すること。

二十六　青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

二十七　栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に関すること。

二十八　外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。

二十九　内閣総理大臣の行う表彰に関すること。

三十　国民の祝日に関すること。

三十一　元号その他の公式制度に関すること。

三十二　国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十三　迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

三十四　国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十五　一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十六　物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十七　市民活動の促進に関すること。

三十八　官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷の指揮監督に関すること。

三十九　政府の重要な施策に関する広報に関すること。

四十　世論の調査に関すること。

四十一　公文書館に関する制度に関すること。

四十二　歴史資料として重要な公文書その他の記録（国が保管するものに限り、現用のものを除く。）を保存し、及び利用に供すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

四十三　高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十四　障害者基本計画（障害者基本法（昭和四

十五年法律第八十四号）第七条の二第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

四十五　交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。

四十六　原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四十七　地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四十八　選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。

四十九　国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十　租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十一　国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第二号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第四号に規定するものをいう。）に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

五十二　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第　号）第二十一条に規定する調査審議に関すること。

五十三　憲政功労年金（憲政功労年金法（昭和二十九年法律第百七十四号）第一条に規定する功労年金をいう。）の支給に関すること。

五十四　所掌事務に係る国際協力に関すること。

五十五　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

五十六　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務

五十七　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第二項及び第三項に規定する事務

五十八　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第五条に規定する事務

五十九　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条に規定する事務

六十　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

第三章　組織

第一節　通則

（組織の構成）

第五条　内閣府の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、内閣の重要な課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2　内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

第二節　内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職

（内閣府の長）

第六条　内閣府の長は、内閣総理大臣とする。

2　内閣総理大臣は、内閣府に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第四条第三項に規定する事務を分担管理する。

（内閣総理大臣の権限）

第七条　内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2　内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4　内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5　内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6　内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

7　内閣総理大臣は、第三条第二項の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

（内閣官房長官及び内閣官房副長官）

第八条　内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府（法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている機関（以下「大臣庁等」という。）を除く。）の事務（次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督する。

2　内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

（特命担当大臣）

第九条　内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2　特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十条　第四条第一項第十一号から第十三号まで及び第三項第十七号から第二十五号までに掲げる事務については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条　第四条第一項第十五号及び第三項第五十九号に掲げる事務については、第九条第一項

の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十二条　特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2　特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3　特命担当大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

4　特命担当大臣は、第二項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（副大臣）

第十三条　内閣府に、副大臣三人を置く。

2　副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3　各副大臣の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

4　副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5　副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（政務官）

第十四条　内閣府に、政務官三人を置く。

2　前項の政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3　第一項の各政務官の行う職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

4　第一項の政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

5　前条第五項の規定は、第一項の政務官について準用する。

（事務次官）

第十五条　内閣府に、事務次官一人を置く。

2　前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府（宮内庁、大臣庁等及び金融庁を除く。）の各部局及び機関の事務を監督する。

第三節　本府

第一款　内部部局等

（内閣府審議官）

第十六条　本府に、内閣府審議官二人を置く。

2　内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、大臣庁等及び金融庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

（内部部局等）

第十七条　本府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。

2　前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3　第一項の官房及び局並びに前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

4　第一項の官房及び局並びに第二項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5　第一項の局、第二項の部並びに前項の課及びこれに準ずる室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置く。

6　第一項の官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

7　第一項の局又は第二項の部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

8　第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を総括整理する職又は第四項の課（これに準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

9　第一項の局長に準ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

10　本府には、第一項の局長に準ずる職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職であって課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第二款　重要政策に関する会議

第一目　設置

第十八条　本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関（以下「重要政策に関する会議」という。）として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

総合科学技術会議

2　前項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

中央防災会議	災害対策基本法
男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法

第二目　経済財政諮問会議

（所掌事務等）

第十九条　経済財政諮問会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣総理大臣の諮問に応じて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策（第四条第一

項第一号から第三号までに掲げる事項について講じられる政策をいう。以下同じ。)に関する重要事項について調査審議すること。

二　内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて全国総合開発計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性及び整合性を確保するため調査審議すること。

三　前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2　第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事務を掌理するもの(以下「経済財政政策担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3　前項の諮問に応じて会議が行う答申は、経済財政政策担当大臣に対し行うものとし、経済財政政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4　会議は、経済財政政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する重要事項に関し、経済財政政策担当大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十条　会議は、議長及び議員十人以内をもって組織する。

(議長)

第二十一条　議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

3　議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4　経済財政政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、経済財政政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

(議員)

第二十二条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官

二　経済財政政策担当大臣

三　各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四　法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長及び庁の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五　前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

六　関係機関(国の行政機関を除く。)の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

七　経済又は財政に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　議長は、必要があると認めるときは、第二十条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3　第一項第七号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第五号から第七号までに掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十三条　前条第一項第六号及び第七号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前項の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十四条　会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係する審議会その他の関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十五条　第十九条から前条までに定めるもののほか、会議の組織、所掌事務及び議員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第三目　総合科学技術会議

(所掌事務等)

第二十六条　総合科学技術会議(以下この目において「会議」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

二　内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。

三　科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。

四　第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2　第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号までに掲げる事務を掌理するもの(以下「科学技術政策担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3　前項の諮問に応じて会議が行う答申は、科学技術政策担当大臣に対し行うものとし、科学技術政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4　会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十七条　会議は、議長及び議員十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十八条　議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

3　議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4　科学技術政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、科学技術政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

（議員）

第二十九条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官

二　科学技術政策担当大臣

三　各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四　法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長及び庁の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五　前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

六　科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　議長は、必要があると認めるときは、第二十七条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3　第一項第六号に掲げる議員の数は、第一項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

4　第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。

（議員の任命）

第三十条　内閣総理大臣は、前条第一項第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

2　前条第一項第六号に掲げる議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる議員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

（議員の任期）

第三十一条　第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前項の議員は、再任されることができる。

（議員の罷免）

第三十二条　内閣総理大臣は、第二十九条第一項第六号に掲げる議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号に掲げる議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（議員の服務）

第三十三条　第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員（同項第五号に掲げる議員にあっては、一般職の国家公務員であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3　第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（議員の給与）

第三十四条　第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員の給与は、別に法律で定める。

（資料提出の要求等）

第三十五条　会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十六条　第二十六条から前条までに定めるもののほか、会議の組織、所掌事務及び議員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款　審議会等

（設置）

第三十七条　本府に、国民生活審議会を置く。

2　前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

3　第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

原子力委員会	原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）及び原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）
原子力安全委員会	
地方制度調査会	地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第三百十号）
選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第百十九号）
衆議院議員選挙区画定審議会	衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律
情報公開審査会	行政機関の保有する情報の公開に関する法律

（国民生活審議会）

第三十八条　国民生活審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに市民活動の促進に関する重要事項を調査審議すること。

二　前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

三　国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　前項に定めるもののほか、国民生活審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他国民生活審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第四款　施設等機関

第三十九条　本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第五款　特別の機関

（設置）

第四十条　本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2　第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3　第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
消費者保護会議	消費者保護基本法（昭和四十三年法律第七十八号）
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

（北方対策本部）

第四十一条　北方対策本部は、第四条第一項第十三号及び第三項第二十二号から第二十五号までに掲げる事務をつかさどる。

2　北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、第十条の特命担当大臣をもって充てる。

3　北方対策本部長は、北方対策本部の事務を統括する。

4　北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

5　北方対策本部に、北方対策副本部長を置く。

6　北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

7　北方対策本部に、所要の職員を置く。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、北方対策本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

（金融危機対応会議）

第四十二条　金融危機対応会議（以下この条において「会議」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じ、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻（たん）等の金融危機への対応に関する方針その他の重要事項について審議し、及びこれに基づき関係行政機関の施策の実施を推進する事務をつかさどる。

2　会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。

3　議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

4　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官

二　第十一条の特命担当大臣

三　金融庁長官

四　財務大臣

五　日本銀行総裁

5　議長は、必要があると認めるときは、第二項及び前項の規定にかかわらず、関係大臣その他の関係機関の長を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

6　第四項第三号及び第五号に掲げる議員は、非常勤とする。

7　第二項から前項までに定めるもののほか、会議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第六款　地方支分部局

第一目　設置

第四十三条　本府に、沖縄総合事務局を置く。

2　前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

第二目　沖縄総合事務局

（総合事務局の所掌事務等）

第四十四条　沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十七号、第十九号及び第二十一号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。

一　次に掲げる地方支分部局その他の地方行政機関（以下「地方支分部局等」という。）において所掌することとされている事務

イ　公正取引委員会の事務総局の地方事務所

ロ　財務局

ハ　地方農政局

ニ　経済産業局

ホ　地方整備局

ヘ　地方運輸局

二　農林水産省設置法（平成十一年法律第　号）第四条第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同条第六十号、第六十四号から第六十六号まで、第六十八号、第七十号、第七十一号、第七十七号から第七十九号まで及び第八十二号から第八十五号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

イ　民有林野に係る次に掲げる事務

(1)　森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。

(2)　林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること（国営に係る森林治水事業を実施することを除く。）。

(3)　保安林に関すること。

(4)　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。

(5)　林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること（国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関することを除く。）。

(6)　林野の保全に係るはた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

ロ　林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

ハ　持続的な養殖生産の確保に関すること。

ニ　栽培漁業の促進に関すること。

ホ　水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

2　総合事務局は、前項の事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定める者の指揮監督を受けるものとする。

一　公正取引委員会の事務総局の地方事務所において所掌することとされている事務　公正取引委員会

二　財務局において所掌することとされている事務　財務大臣（金融庁の所掌に属する事務（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）については金融庁長官とし、証券取引等監視委員会の所掌に属する事務については証券取引等監視委員会とする。）

三　地方農政局において所掌することとされている事務及び前項第二号に掲げる事務　農林水産大臣

四　経済産業局において所掌することとされている事務　経済産業大臣

五　地方整備局及び地方運輸局において所掌することとされている事務　国土交通大臣

第四十五条　沖縄に係る前条第一項第一号に掲げる事務に関しては、政令の定めるところにより、総合事務局を同号の地方支分部局等と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局等の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に関する法令の規定を適用する。

2　前条第二項及び前項に定めるもののほか、総合事務局において所掌する事務の処理に関し必要な事項は、内閣総理大臣と関係行政機関の長が協議して定める。

3　前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、当該事務を所掌する行政機関の長が告示するものとする。

（総合事務局の位置及び組織）

第四十六条　総合事務局の位置及び組織は、政令で定める。

（事務所及びその支所）

第四十七条　内閣総理大臣は、総合事務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合事務局の事務所を置くことができる。

2　内閣総理大臣は、総合事務局の事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合事務局の事務所の支所を置くことができる。

3　総合事務局の事務所及び事務所の支所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、内閣府令で定める。

第四節　宮内庁

第四十八条　宮内庁は、内閣府に置かれるものとする。

2　宮内庁の設置、組織及び所掌事務については、宮内庁法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五節　委員会及び庁

（設置）

第四十九条　内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会又は庁には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3　前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。

（委員会及び庁の長）

第五十条　委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

（任務及び所掌事務）

第五十一条　委員会及び庁の任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲は、法律で定める。

（委員会の内部部局）

第五十二条　委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。

2　前項の事務局には、当該事務局の事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

3　第一項の事務局並びに前項の官房及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができる。

4　第二項の官房及び部並びに前項の課及びこれに準ずる室の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5　委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

（庁の内部部局）

第五十三条　庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

2　前項の規定にかかわらず、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁には、官房及び局を置くことができる。

3　第一項の規定にかかわらず、法律で特命担当大臣をもってその所掌事務の全部を掌理させるものと定められている庁のうち別に法律で定めるものには、当該法律の定める数の範囲内において、官房及び局を置くことができる。

4　前二項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

5　第一項から第三項までの官房、第二項及び第三項の局並びに第一項及び前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

6　庁、第一項から第三項までの官房、第二項及び第三項の局並びに第一項及び第四項の部（第二項及び第三項の庁以外の庁のうちその所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第一に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる第一項の官房及び部

を除く。)には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

7　実施庁並びにこれに置かれる第一項の官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、内閣府令で定める。

(審議会等)

第五十四条　委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

(施設等機関)

第五十五条　委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第五十六条　委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

(地方支分部局)

第五十七条　委員会及び庁には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

(長の権限等)

第五十八条　各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2　各外局の長は、その機関の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

3　外局の長以外の各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、法律の定めるところにより、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

4　各委員会及び各庁の長官は、法律の定めるところにより、政令及び内閣府令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

5　第七条第四項の規定は、前項の命令について準用する。

6　各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

7　各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

8　各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

(副長官)

第五十九条　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に、副長官を置く。

2　副長官の定数は、別表第二の副長官の定数の欄に定めるところによる。

3　副長官は、その庁の長である長官の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長である長官の命を受けて長官不在の場合その職務を代行する。

4　副長官の任免は、その庁の長である長官の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5　副長官は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(政務官)

第六十条　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に、政務官を置く。

2　前項の政務官の定数は、別表第二の政務官の定数の欄に定めるところによる。

3　第一項の政務官は、その庁の長である長官を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4　第一項の各政務官の行う職務の範囲については、その庁の長である長官の定めるところによる。

5　第一項の政務官の任免は、その庁の長である長官の申出により、内閣が行う。

6　前条第五項の規定は、第一項の政務官について準用する。

(事務次官及び庁の次長等)

第六十一条　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に、事務次官一人を置く。

2　前項の事務次官は、その庁の長である長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

3　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁以外の各庁には、特に必要がある場合においては、その庁の長である長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令で定める。

4　各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律(法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁以外の庁にあっては、政令)で定める。

(官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等)

第六十二条　第五十三条第二項及び第三項の規定により官房又は局を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2　第五十三条第一項の規定により官房又は部を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

3　各庁（実施庁を除く。）には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4　実施庁には、特に必要がある場合においては、政令の定める数の範囲内において、第二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、内閣府令で定める。

（内部部局の職）

第六十三条　委員会の事務局並びに第五十三条第二項及び第三項の局（以下この条において「局」という。）、第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第四項の部（以下この条において「部」という。）並びに第五十二条第三項並びに第五十三条第六項及び第七項の課及びこれに準ずる室（以下この条において「課及びこれに準ずる室」という。）に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2　第五十二条第二項及び第五十三条第一項から第三項までの官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

3　委員会の事務局又は局若しくは部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4　委員会の事務局又は官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。官房、局又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5　実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、内閣府令で定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

（内閣府に置かれる委員会及び庁）

第六十四条　別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

国家公安委員会	警察法
防衛庁	防衛庁設置法
防衛施設庁	
金融庁	金融庁設置法

備考　防衛施設庁は、防衛庁に置かれるものとする。

第四章　雑則

（職員）

第六十五条　内閣府に、内閣府事務官、内閣府技官その他所要の職員を置く。

2　内閣府事務官は、命を受け、事務をつかさどる。

3　内閣府技官は、命を受け、技術をつかさどる。

（官房及び局の数）

第六十六条　第十七条第一項及び第五十三条第二項に基づき置かれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十六以内とする。

（組織上の職名）

第六十七条　この法律の規定に基づく職には、職階制による職級の名称のほか、それぞれ当該組織上の名称を付するものとする。

（国会への報告等）

第六十八条　政府は、第十七条第三項、第六項、第七項若しくは第九項、第三十七条第二項、第三十九条、第五十二条第四項、第五十三条第五項、第五十四条、第五十五条、第六十一条第三項若しくは第四項、第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織（第五十二条第四項の規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く。）その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2　政府は、少なくとも毎年一回内閣府の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　　号）の施行の日から施行する。ただし、第四条第三項第五十二号及び第三十七条第三項の表情報公開審査会の項の規定は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から、附則第七条の規定は公布の日から施行する。

（所掌事務の特例）

第二条　内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策に関すること。

二　化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）の廃棄に関すること。

2　内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、平成十四年六月十九日までの間、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地の返還に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）

第三条　第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

期間	事務
当分の間	附則第二条第一項第一号に掲げる事務
平成十四年六月十九日までの間	附則第二条第二項に規定する事務(防衛庁の所掌に属するものを除く。)

(沖縄振興開発審議会)

第四条　平成十四年三月三十一日までの間、沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興開発審議会は、本府に置く。

(総合事務局の所掌事務の特例)

第五条　総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　附則第二条第一項第一号に掲げる事務

二　附則第二条第二項に規定する事務(防衛庁の所掌に属するものを除く。)

(総合科学技術会議の議員の任期の特例)

第六条　この法律の施行の後最初に任命される第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、当該議員の総数の半数(当該議員の総数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数)については、一年とする。

(経過措置)

第七条　第二十九条第一項第六号に掲げる議員を任命するために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第八条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一(第五十三条関係)

防衛施設庁

別表第二(第五十九条、第六十条関係)

庁	副長官の定数	政務官の定数
防衛庁	一人	二人

理由

中央省庁等改革の一環として、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けるとともに、皇室、栄典及び公式制度に関する事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に関係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、国の治安の確保、国の防衛を通じた国の安全の確保、金融の適切な機能の確保等を図るため、内閣府を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣府設置法案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、内閣府を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること、並びに皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に関係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、国の治安の確保、国の防衛を通じた国の安全の確保、金融の適切な機能の確保、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　内閣府の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、内閣の重要な課題に弾力的に対応できるものとしなければならないこと。

3　内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国家行政組織法第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮しなければならないこと。

4　内閣府の長は、内閣総理大臣とすること。

5　内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、特命担当大臣を置くことができること及び特命担当大臣は国務大臣をもって充てることとし、沖縄・北方対策及び金融庁所管事項については、特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとするとともに、特命担当大臣の関係行政機関の長に対する資料提出請求権、勧告権及び求報告権並びに内閣総理大臣に対する意見具申権について所要の規定を整備すること。

6　内閣府に、副大臣及び政務官をそれぞれ三人置くこととし、副大臣の任免については、天皇がこれを認証すること。

7　本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関(以下「重要政策に関する会議」という。)として、経済財政諮問会議及び総合科学技術会議を置くほか、別に法律の定めるところにより本府に置かれる重要政策に関する会議は、中央防災会議及び男女共同参画会議とすること。

8　本府に、審議会等(国民生活審議会、原子力委員会、原子力安全委員会等)、施設等機関、特別の機関(北方対策本部、金融危機対

応会議、高齢社会対策会議等）及び地方支分部局（沖縄総合事務局）を置くことができることとすること。

9　宮内庁は、内閣府に置かれるものとすること。

10　内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができること並びにこれらの委員会及び庁のうち、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている委員会又は庁には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができることとし、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、国家公安委員会、防衛庁、防衛施設庁及び金融庁とすること。

11　内閣府本府及び法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁の内部部局として置かれる官房及び局の数は、省の内部部局として置かれる長官及び局の数と合わせて、九十六以内とすること。

12　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、内閣府を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　髙鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続される必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

国家行政組織法の一部を改正する法律

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（目的）」を付し、同条中「行政機関」の下に「（内閣府以外のもの（以下「国の行政機関」という。））」を加える。

第二条に見出しとして「（組織の構成）」を付し、同条第一項中「明確な範囲の所掌事務と権限」を「内閣府の組織とともに、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務」に改め、同条第二項中「もとに、行政機関」を「下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その」に改め、同項に後段として次のように加える。

内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

第三条の前の見出し中「所掌事務等」を「任務及び所掌事務」に改め、同条第二項中「、府」を削り、同条第三項中「府及び」及び「府又は」を削り、ただし書を削り、同条第四項中「第二項の」の下に「国の」を加える。

第四条中「前条の」の下に「国の」を加え、「所掌事務の範囲及び権限」を「任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲」に改める。

第五条第一項中「総理府及び」、「内閣総理大臣及び」及び「（以下各大臣と総称する。）」を削る。

第七条第一項中「府及び」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「部」の下に「（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

第七条第七項中「第三項、第五項及び前項」を「第三項から第五項まで」に改める。

第八条から第九条までの規定中「各行政機関」を「国の行政機関」に改める。

第十条及び第十一条中「各大臣」を「各省大臣」に改める。

第十二条第一項中「各大臣」を「各省大臣」に、「基いて」を「基づいて」に、「（総理府令又は省令）」を「として省令」に改め、同条第二項中「各大臣」を「各省大臣」に、「前項の命令」を「省令」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項の命令」を「省令」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条第一項中「前条第一項に規定する命令」を「省令」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第十四条中「各大臣」を「各省大臣」に改める。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

第十五条　各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

（副大臣）

第十六条　各省に副大臣を置く。

2　副大臣の定数は、それぞれ別表第三の副大臣の定数の欄に定めるところによる。

3　副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4　副大臣が二人以上置かれた省においては、各副大臣の行う前項の職務の範囲及び職務代行の順序については、その省の長である大臣の定めるところによる。

5　副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6　副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（政務官）

第十七条　各省に政務官を置く。

2　政務官の定数は、それぞれ別表第三の政務官の定数の欄に定めるところによる。

3　政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4　各政務官の行う前項の職務の範囲については、その省の長である大臣の定めるところによる。

5　政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。

6　前条第六項の規定は、政務官について、これを準用する。

第二十五条を削り、第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条第一項中「第七条第五項」を「第七条第四項」に、「第十七条の二第三項若しくは第四項又は第十九条第二項」を「第十八条第三項若しくは第四項、第二十条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項若しくは第三項」に改め、本則中同条を第二十五条とする。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（官房及び局の数）

第二十三条　第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第十七条第一項及び第五十三条第二項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十六以内とする。

第十九条第二項中「に長を置くとき、又は局、部若しくは委員会の事務局に次長を置くときは」を「には、長を置くことができるものとし」に改め、同条第三項中「、部」を「若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）」に、「事務局には」に改め、「を置くとき、」を削り、「置くときは」を「置くことができるものとし」に、「、局又は」を「又は」に改め、「庁」の下に「（実施庁を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

第十九条に次の一項を加え、同条を第二十一条とする。

5　実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

第十八条第一項中「一人」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　秘書官の定数は、政令でこれを定める。

第十八条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条　各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

2　各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

3　各省及び各庁（実施庁を除く。）には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4　実施庁には、特に必要がある場合においては、政令の定める数の範囲内において、第二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。

第十七条の二第一項中「及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁」を削り、同条第二項中「機関の長たる」を「省の長である」に改め、「又は庁務」を削り、同条第三項中「法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁以外の庁」を「各庁」に改め、「設置」の下に「及び定数」を加え、同条第四項中「総理府、」を削り、「及び職務」を「、職務及び定数」に改め、「法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁以外の」を削り、同条を第十八条とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

省	委員会	庁
総務省	公正取引委員会 公害等調整委員会	郵政事業庁 消防庁
法務省	司法試験管理委員会 公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	社会保険庁
農林水産省		食糧庁 林野庁 水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁
国土交通省	船員労働委員会	気象庁 海上保安庁 海難審判庁
環境省		

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

郵政事業庁
公安調査庁
国税庁
社会保険庁
特許庁
気象庁
海上保安庁
海難審判庁

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三（第十八条、第十七条関係）

省	副大臣の定数	政務官の定数
総務省	二人	四人
法務省	一人	一人
外務省	三人	三人
財務省	二人	二人
文部科学省	二人	二人
厚生労働省	二人	二人
農林水産省	二人	二人
経済産業省	二人	二人
国土交通省	二人	三人
環境省	一人	一人

附　則

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の施行の日から施行する。

理　由

中央省庁等改革の一環として、内閣機能の強化等と併せ、内閣の統轄の下に、行政機能の一体的な発揮を図るため、国家行政組織を任務を基軸として構成し、行政機関の政策について評価及び調整を図ることとするとともに、副大臣及び政務官の設置、官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職で局長に準ずるものの創設、実施庁の組織編成の弾力化等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家行政組織法の一部を改正する法律案
（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、内閣機能の強化等と併せ、内閣の統轄の下に、行政機関の一体的な発揮を図るため、国家行政組織を任務を基軸として構成し、行政機関の政策について評価及び調整を図ることとするとともに

に、副大臣及び政務官の設置、官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職で局長に準ずるものの創設等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　国家行政組織法の適用対象は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる行政機関とし、内閣府は、適用対象外とすること。

2　国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府の組織とともに、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によって、系統的に構成されなければならないものとすること。

3　国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならないこととし、内閣府との政策についての調整及び連絡も、同様とすること。

4　各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができるものとすること。

5　実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課等を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令で定めるものとすること。

6　各省に副大臣を置き、各省の副大臣の定数を定めるものとし、副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行すること並びに副大臣の任免は、天皇がこれを認証すること。

7　各省に政務官を置き、各省の政務官の定数を定めるものとし、政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理すること。

8　秘書官の定数は、政令でこれを定めること。

9　各省には、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のため、これを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとすること。

10　省の内部部局として置かれる官房及び局の数は、内閣府及び法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁の内部部局として置かれる官房及び局の数と合わせて、九十六以内とすること。

11　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、内閣機能の強化等と併せ、内閣の統轄の下に、行政機能の一体的な発揮を図るため、国家行政組織を任務を基軸として構成し、行政機関の政策について評価及び調整を図ることとするとともに、副大臣及び政務官の設置、官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職で局長に準ずるものの創設等の所要の措置を講じようとするものであり、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しに

おいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

総務省設置法案

右国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

総務省設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　総務省の設置並びに任務及び所掌事務等
　第一節　総務省の設置（第二条）
　第二節　総務省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
　第三節　総務省の長（第五条・第六条）
第三章　本省に置かれる職及び機関
　第一節　特別な職（第七条）
　第二節　審議会等
　　第一款　設置（第八条）
　　第二款　地方財政審議会（第九条―第十七条）
　　第三款　郵政審議会（第十八条）
　　第四款　国地方係争処理委員会（第十九条）
　　第五款　電波監理審議会（第二十条）
　第三節　特別の機関（第二十一条―第二十三条）
　第四節　地方支分部局（第二十四条―第二十九条）
第四章　外局
　第一節　設置（第三十条）
　第二節　公正取引委員会（第三十一条）
　第三節　公害等調整委員会（第三十二条）
　第四節　郵政事業庁（第三十三条）
　第五節　消防庁（第三十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、総務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　総務省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節　総務省の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省を設置する。

第二節　総務省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の合理的かつ能率的な経営、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。

（所掌事務）

第四条　総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国家公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二章に規定する中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務について、内閣総理大臣を補佐すること。

三　国家公務員の退職手当制度に関すること。

四　特別職の国家公務員の給与制度に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

六　恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

七　恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

八　国会議員の互助年金及び互助一時金を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関すること。

九　行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

十　行政機関の機構、定員及び運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

十一　各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。

十二　行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

十三　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第一項に規定

する独立行政法人をいう。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。

十四　独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

十五　法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

十六　政策評価（国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

十七　各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

十八　各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。

十九　第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

イ　独立行政法人の業務（第十七号の規定による評価に関連する場合に限る。）

ロ　第十五号に規定する法人の業務

ハ　特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

ニ　国の委任又は補助に係る業務

二十　行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。

二十一　各行政機関の業務、第十九号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。

二十二　行政相談委員に関すること。

二十三　地方自治及び民主政治の普及徹底に関すること。

二十四　国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。

二十五　地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。

二十六　地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二十七　豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十八　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。

二十九　地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること。

三十　地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を行うこと。

三十一　地方自治に関する調査及び研究に関すること。

三十二　地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること。

三十三　市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十四　住民基本台帳制度に関すること。

三十五　住居表示制度に関すること。

三十六　行政書士に関すること。

三十七　地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。

三十八　地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること。

三十九　地方公務員の共済制度及び災害補償制度に関すること。

四十　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関すること。

四十一　最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。

四十二　前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関すること。

四十三　第四十号及び第四十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

四十四　政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関すること。

四十五　地方公共団体の財政に関する制度の企画及び立案に関すること。

四十六　地方公共団体の負担を伴う法令案並びに国の歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積りについて、関係各大臣に対して意見を述べること。

四十七　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関すること。

四十八　後進地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に関すること。

四十九　地方交付税に関すること。

五十　地方債に関すること。

五十一　地方公共団体の財政資金の調達に関す

るあっせん、助言その他の協力に関すること。

五十二　当せん金付証票に関すること。

五十三　地方競馬、自転車競走及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関すること。

五十四　地方公共団体の経営する企業に関すること。

五十五　地方公共団体の財務に関係のある事務に関する資料の提出の要求、調査及び助言に関すること。

五十六　財政収支が著しく不均衡な状況にある地方公共団体の財政の再建に関すること。

五十七　第四十五号から前号までに掲げるもののほか、地方財政に関すること。

五十八　地方税に関する制度の企画及び立案に関すること。

五十九　法定外普通税及び法定外目的税の新設又は変更に係る協議及び同意に関すること。

六十　前二号に掲げるもののほか、地方税に関すること。

六十一　地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること。

六十二　国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。

六十三　符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること。

六十四　国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。

六十五　前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること。

六十六　電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること。

六十七　日本放送協会に関すること。

六十八　非常事態における重要通信の確保に関すること。

六十九　周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。

七十　電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。

七十一　電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。

七十二　電波の利用の促進に関すること。

七十三　周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関すること。

七十四　有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること。

七十五　情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。

七十六　情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。

七十七　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。

七十八　条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

七十九　郵政事業として国が一体的に経営する次に掲げる事業及び業務に関すること。

イ　郵便事業

ロ　郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替事業

ハ　簡易生命保険事業

ニ　イからハまでに掲げる事業に附帯する業務、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本放送協会、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員共済組合連合会から委託された業務及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条第一項に規定する国際電信電話株式会社から委託された電報の取扱いに関する業務、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払に関する業務、印紙の売りさばきに関する業務、年金及び恩給の支払その他の国庫金の受入れ払渡しに関する業務、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り及び元利金の支払に関する業務、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務並びに当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証票の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務

八十　条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

八十一　統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

八十二　統計を作成するための調査又は報告徴集（第八十五号において「統計調査」という。）の実施についての審査、基準の設定及び調整に関すること。

八十三　統計職員の養成の企画及び立案並びに資格の認定に関すること。

八十四　国際統計事務の統括に関すること。

八十五　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。

八十六　第八十一号から前号までに掲げるもののほか、統計技術の研究その他統計の発達及び改善に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

八十七　公益法人及び公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
八十八　平和祈念事業特別基金に関すること。
八十九　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第三条第一項の規定による特別交付金に関すること。
九十　旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関すること。
九十一　一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。）に対して追悼の意を表す事務に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。
九十二　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関すること。
九十三　科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。
九十四　所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
九十五　所掌事務に係る国際協力に関すること。
九十六　政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うほか、次に掲げる研修を行うこと。
イ　地方公務員に対する地方自治に関する高度の研修
ロ　国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修
九十七　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十七条の二に規定する事務
九十八　公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）第四条に規定する事務
九十九　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する事務
百　前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務

第三節　総務省の長

（総務大臣）

第五条　総務省の長は、総務大臣とする。

（勧告及び調査等）

第六条　総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第十号、第十七号及び第十八号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2　総務大臣は、行政評価等を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

3　総務大臣は、行政評価等に関連して、第四条第十九号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4　総務大臣は、行政評価等の目的を達成するために必要な最小限度において、第四条第二十号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

5　総務大臣は、行政評価等の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

6　総務大臣は、行政評価等の結果関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7　総務大臣は、行政評価等の結果行政運営の改善を図るため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政運営の改善について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

8　総務大臣は、第四条第十八号の規定による評価又は監視の結果綱紀を維持するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、これに関し意見を述べることができる。

第三章　本省に置かれる職及び機関

第一節　特別な職

（総務審議官）

第七条　総務省に、総務審議官三人を置く。

2　総務審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二節　審議会等

第一款　設置

第八条　本省に、次の審議会等を置く。
地方財政審議会
郵政審議会

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。
国地方係争処理委員会
電波監理審議会

第二款　地方財政審議会

（所掌事務）

第九条　地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）、地方交付税法、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）、モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）、地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　地方財政審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

3　地方財政審議会は、第一項の規定によりその権限に属させられた事項及びこれに影響を及ぼす制度に関し、関係機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第十条　地方財政審議会は、委員五人をもって組織する。

（会長）

第十一条　地方財政審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、地方財政審議会を代表する。

3　地方財政審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十二条　委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2　前項の委員のうちには、次に掲げる者を含まなければならない。

一　全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人

二　全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人

三　全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人

3　委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、第一項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

4　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

（任期）

第十三条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の罷免）

第十四条　総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。ただし、第十二条第二項の委員については、あらかじめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公共団体の長及び議会の議長の各連合組織の意見を聴かなければならない。

（委員の兼職等の制限）

第十五条　地方財政審議会の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（委員の給与）

第十六条　委員の給与は、別に法律で定める。

（政令への委任）

第十七条　第九条から前条までに規定するもののほか、地方財政審議会の組織、所掌事務、職員その他地方財政審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三款　郵政審議会

第十八条　郵政審議会は、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）、郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）、郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）、簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）及び大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項及び簡易生命保険法第三章に定めるもののほか、郵政審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他郵政審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第四款　国地方係争処理委員会

第十九条　国地方係争処理委員会については、地方自治法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五款　電波監理審議会

第二十条　電波監理審議会については、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百二十五号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第三節　特別の機関

（設置）

第二十一条　本省に、中央選挙管理会を置く。

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、日本学術会議とする。

（中央選挙管理会）

第二十二条　中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

（日本学術会議）

第二十三条　日本学術会議については、日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四節　地方支分部局

（設置）

第二十四条　本省に、次の地方支分部局を置く。

管区行政評価局

総合通信局

2　前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、次の地方支分部局を置く。

沖縄行政評価事務所

沖縄総合通信事務所

（管区行政評価局等）

第二十五条　管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務を分掌し、並びに環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務を分掌する。

2　総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあっては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第　号）第三十八条第二項の案内所に関する事務を分掌させることができる。

3　管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項の事務のうち環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務については、環境大臣の指揮監督を受けるものとする。

4　管区行政評価局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

5　沖縄行政評価事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

6　沖縄行政評価事務所の内部組織は、総務省令で定める。

（行政評価支局）

第二十六条　管区行政評価局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、行政評価支局を置く。

2　行政評価支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　行政評価支局の内部組織は、総務省令で定める。

（行政評価事務所）

第二十七条　管区行政評価局及び行政評価支局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、行政評価事務所を置く。

2　行政評価事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　行政評価事務所の内部組織は、総務省令で定める。

（総合通信局等）

第二十八条　総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第九十四号及び第百号に掲げる事務を分掌する。

2　沖縄総合通信事務所は、前項に定める事務のほか、郵政事業庁の所掌事務のうち地方郵政監察局及び地方郵政局において所掌することとされている事務を分掌する。

3　沖縄総合通信事務所は、前項に定める事務については、郵政事業庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4　総合通信局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

5　沖縄総合通信事務所の位置、管轄区域及び所掌事務は、政令で定める。

6　沖縄総合通信事務所の内部組織は、総務省令で定める。

7　沖縄総合通信事務所の管轄区域に係る郵政業務（郵政事業の実施に関する業務をいう。）の監察を行わせるため、沖縄総合通信事務所に郵政監察官十人以内を置く。

8　郵政事業庁設置法（平成十一年法律第　号）第四章（同法第十三条第一項を除く。）の規定は、沖縄総合通信事務所に置かれる郵政監察官について適用する。この場合において、同条第三項中「郵政事業庁」とあるのは「沖縄総合通信事務所」と、「郵政事業庁長官」とあるのは「総務大臣」とする。

（総合通信局等の出張所）

第二十九条　総務大臣は、総合通信局又は沖縄総合通信事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合通信局又は沖縄総合通信事務所の出張所を置くことができる。

2　総合通信局又は沖縄総合通信事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定める。

第四章　外局

第一節　設置

第三十条　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて総務省に置かれる外局は、次のとおりとする。

公正取引委員会

公害等調整委員会

郵政事業庁

消防庁

第二節　公正取引委員会

第三十一条　公正取引委員会については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三節　公害等調整委員会

第三十二条　公害等調整委員会については、公害等調整委員会設置法の定めるところによる。

第四節　郵政事業庁

第三十三条　郵政事業庁については、郵政事業庁設置法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五節　消防庁

第三十四条　消防庁については、消防組織法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の施行の日から施行する。ただし、第二十五条第二項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十八条第二項の案内所に関する事務に係る部分に限る。）の規定は、同法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（所掌事務の特例）

第二条　総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の

間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方特例交付金に関すること。

二　交通安全対策特別交付金の交付に関すること。

三　地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるものの処理に関する事業に係る交付金に関すること。

2　総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土じょう地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十五年三月三十一日	地域改善対策特定事業（地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）第二条第一項に規定する地域改善対策特定事業をいう。以下同じ。）に関する関係行政機関の事務の調整に関することその他地域改善対策特定事業に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
平成十六年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十七年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（総務審議官の設置期間の特例）

第三条　第七条第一項の総務審議官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。

（公務員制度調査会）

第四条　平成十四年三月三十一日までの間、本省に、公務員制度調査会を置く。

2　公務員制度調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣総理大臣又は総務大臣の諮問に応じて国家公務員に関する制度に関する重要事項を調査審議すること。

二　前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は総務大臣に意見を述べること。

3　公務員制度調査会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

4　前二項に定めるもののほか、公務員制度調査会の組織及び委員その他の職員その他公務員制度調査会に関し必要な事項については、政令で定める。

（地方財政審議会の所掌事務の特例）

第五条　地方財政審議会は、第九条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）、当せん金付証票法及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

（郵政審議会の所掌事務の特例）

第六条　郵政審議会の所掌事務については、第十八条第一項及び同条第二項に基づく政令に規定するもののほか、簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第六条第六項の定めるところによる。

理由

中央省庁等改革の一環として、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の合理的かつ能率的な経営、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律又は法律に基づく命令で総務省に属させられた行政事務を遂行するため、総務省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総務省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、総務省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の合理的かつ能率的な経営、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない

行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　総務省の長は、総務大臣とすること。

3　総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、特定の事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができること並びに行政評価等を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができること。

4　総務省に、特別な職として、総務審議官三人を置くこと。

5　本省に、審議会等として、地方財政審議会及び郵政審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより国地方係争処理委員会及び電波監理審議会が置かれること。

6　本省に、特別の機関として、中央選挙管理会を置くほか、別に法律で定めるところにより日本学術会議が置かれること。

7　本省に、地方支分部局として、管区行政評価局及び総合通信局を置くほか、当分の間、沖縄行政評価事務所及び沖縄総合通信事務所を置くこと。

8　総務省に置かれる外局は、公正取引委員会、公害等調整委員会、郵政事業庁及び消防庁とすること。

9　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、総務省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

郵政事業庁設置法案

右
国会に提出する。
平成十一年四月二十八日
内閣総理大臣　小渕　恵三

郵政事業庁設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　郵政事業庁の設置並びに任務及び所掌事務
　第一節　郵政事業庁の設置（第二条）
　第二節　郵政事業庁の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三章　地方支分部局（第五条―第十二条）
第四章　郵政監察官（第十三条―第十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、郵政事業庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　郵政事業庁の設置並びに任務及び所掌事務

第一節　郵政事業庁の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として、郵政事業庁を設置する。

2　郵政事業庁の長は、郵政事業庁長官とする。

第二節　郵政事業庁の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　郵政事業庁は、郵政事業を合理的かつ能率的に運営することを任務とする。

（所掌事務）

第四条　郵政事業庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　郵政事業（総務省設置法（平成十一年法律第　号）第四条第七十九号に規定する郵政事業をいう。以下同じ。）の実施に関すること。

二　前号に掲げる事務に係る国際協力に関すること。

三　政令で定める文教研修施設において第一号に掲げる事務に関する研修を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、郵政事業庁に属させられた事務

第三章　地方支分部局

（設置）

第五条　郵政事業庁に、次の地方支分部局を置く。

地方郵政監察局
地方郵政局
郵便局

（地方郵政監察局）

第六条　地方郵政監察局は、郵政事業庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　郵政業務（郵政事業の実施に関する業務をいう。以下同じ。）に関する犯罪、非違及び事故を調査し、及び処理すること。

二　前号の犯罪、非違又は事故により発生した損害を賠償し、又は損害の賠償を受けること。

三　郵政業務の考査をすること。

2　地方郵政監察局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　地方郵政監察局に、政令で定める数の範囲内において、総務省令で定めるところにより、部を置くことができる。

4　前項に定めるもののほか、地方郵政監察局の内部組織は、総務省令で定める。

（地区郵政監察室）

第七条　地方郵政監察局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、政令で定める数の範囲内において、地区郵政監察室を置く。

2　地区郵政監察室の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定める。

（地方郵政局）

第八条　地方郵政局は、郵政事業庁の所掌事務のうち、現業事務の管理に関する事務の全部又は一部を分掌する。

2　地方郵政局の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、政令で定める。

3　地方郵政局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

4　地方郵政局に、政令で定める数の範囲内において、総務省令で定めるところにより、部を置くことができる。

5　前二項に定めるもののほか、地方郵政局の内部組織は、総務省令で定める。

（事務センター及びその出張所）

第九条　地方郵政局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、事務センターを置く。

2　事務センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定める。

3　総務大臣は、事務センターの所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、事務センターの出張所を置くことができる。

4　事務センターの出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定める。

（地方郵政局の出張所）

第十条　総務大臣は、事務センターのほか、地方郵政局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方郵政局の出張所を置くことができる。

2　地方郵政局の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定める。

（郵便局）

第十一条　郵便局は、郵政事業庁の所掌事務のうち、現業事務の全部又は一部を分掌する。

2　郵便局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定める。

（郵便局の出張所）

第十二条　総務大臣は、郵便局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、郵便局の出張所を置くことができる。

2　郵便局の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定める。

第四章　郵政監察官

（郵政監察官）

第十三条　郵政業務の監察を行わせるため、郵政事業庁に、本庁、地方郵政監察局及び地区郵政監察室を通じて、郵政監察官七百人（総務省設置法第二十八条第七項の規定により沖縄総合通

信事務所に置かれる郵政監察官があるときは、七百人から当該郵政監察官の人数を減じて得た人数）以内を置く。

2　郵政監察官は、郵政業務の運行に関するすべての事項の調査に当たり、その実情及び改善すべき事項についての意見を郵政事業庁長官に提出し、並びに犯罪の嫌疑があるときは、捜査し、その内容を郵政事業庁長官に報告し、及び必要がある場合には、犯罪の訴追に協力することについて、郵政事業庁長官から特命を受けたものとする。

3　郵政監察官は、郵政事業庁の職員の中から、郵政事業庁長官が命じ、その指定する地において勤務しなければならない。

（司法警察員としての職務）

第十四条　郵政監察官は、郵政業務に対する犯罪につき、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する司法警察員の職務を行う。

2　郵政監察官は、被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官である司法警察職員に、これを逮捕させなければならない。

3　警察官である司法警察職員は、前項の規定により逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しなければならない。

4　郵政監察官は、前項の被疑者を受け取った場合又は自ら現行犯人を逮捕した場合において、留置の必要があると思料するときは、これを最寄りの警察署に留置することができる。

第十五条　郵政監察官は、前条に規定する職務を行うに当たっては、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

附　則

1　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　　号）の施行の日から施行する。

2　郵政事業庁は、中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）第三十三条第一項に規定する郵政公社が設立された時に、廃止されるものとする。

理　由

中央省庁等改革の一環として、郵政事業を合理的かつ能率的に運営するため、総務省の外局として郵政事業庁を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵政事業庁設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、総務省の外局として郵政事業庁を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　郵政事業庁は、郵政事業を合理的かつ能率的に運営することを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　郵政事業庁の長は、郵政事業庁長官とすること。

3　郵政事業庁に、地方支分部局として、地方郵政監察局、地方郵政局及び郵便局を置くこと。

4　郵政業務の監察を行わせるため、郵政監察官を置くこと。

5　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

6　郵政事業庁は、中央省庁等改革基本法第三十三条第一項に規定する郵政公社が設立された時に、廃止されるものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、総務省の外局として郵政事業庁を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　髙鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

（別紙）

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

法務省設置法案

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

法務省設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　法務省の設置並びに任務及び所掌事務
第一節　法務省の設置（第二条）
第二節　法務省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三章　本省に置かれる機関
第一節　審議会等（第五条―第七条）
第二節　施設等機関（第八条―第十三条）
第三節　特別の機関（第十四条）
第四節　地方支分部局（第十五条―第二十五条）
第四章　外局
第一節　設置（第二十六条）
第二節　司法試験管理委員会（第二十七条）
第三節　公安審査委員会（第二十八条）
第四節　公安調査庁（第二十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、法務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　法務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節　法務省の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、法務省を設置する。

2　法務省の長は、法務大臣とする。

第二節　法務省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条　法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　民事法制に関する企画及び立案に関すること。

二　刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

三　司法制度に関する企画及び立案に関すること。

四　司法試験に関すること。

五　内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さんを行うこと。

六　法務に関する調査及び研究に関すること。

七　検察に関すること。

八　司法警察職員の教養訓練に関すること。

九　犯罪人の引渡し、国際捜査共助その他の刑事に関する国際間の共助に関すること。

十　犯罪の予防に関すること。

十一　第二号及び第七号から前号までに掲げるもののほか、刑事に関すること。

十二　刑及び勾留（こう）、少年院に送致する保護処分及び少年鑑別所に送致する観護の措置、補導処分並びに監置の裁判の執行その他の矯正に関すること。

十三　恩赦に関すること。

十四　仮出獄、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院に関すること。

十五　保護観察、更生緊急保護及び監獄、少年院又は婦人補導院に収容中の者の環境調整に関すること。

十六　保護司に関すること。

十七　更生保護事業の助長及び監督に関すること。

十八　第十号及び第十四号から前号までに掲げるもののほか、更生保護に関すること。

十九　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の規定による破壊的団体の規制に関すること。

二十　国籍、戸籍、登記、供託及び公証に関すること。

二十一　司法書士及び土地家屋調査士に関すること。

二十二　第一号及び前二号に掲げるもののほか、民事に関すること。

二十三　外国法事務弁護士に関すること。

二十四　債権管理回収業の監督に関すること。

二十五　人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。

二十六　人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。

二十七　人権擁護委員に関すること。

二十八　人権相談に関すること。

二十九　法律扶助に関すること。

三十　国の利害に関係のある争訟に関すること。

三十一　日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること。

三十二　本邦における外国人の在留に関すること。

三十三　難民の認定に関すること。

三十四　外国人の登録に関すること。

三十五　国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査に関すること。

三十六　所掌事務に係る国際協力に関すること。

三十七　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

三十八　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務

第三章　本省に置かれる機関

第一節　審議会等

（設置）

第五条　別に法律で定めるところにより法務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

検察官適格審査会

中央更生保護審査会

（検察官適格審査会）

第六条　検察官適格審査会については、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（中央更生保護審査会）

第七条　中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第二節　施設等機関

（設置）

第八条　本省に、次の施設等機関を置く。

刑務所、少年刑務所及び拘置所

少年院

少年鑑別所

婦人補導院

入国者収容所

2　前項の刑務所、少年刑務所及び拘置所は、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）の規定による監獄として置かれるものとする。

（刑務所、少年刑務所及び拘置所）

第九条　刑務所、少年刑務所及び拘置所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと。

二　前号に規定する者のほか、法令の規定により監獄その他これに附設する施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること。

2　法務大臣は、刑務所、少年刑務所又は拘置所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所を設けることができる。

3　刑務所、少年刑務所及び拘置所並びにそれらの支所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

（少年院）

第十条　少年院は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、これに矯正教育を授けること。

二　前号に規定する者のほか、法令の規定により少年院に収容することができることとされる者を収容すること。

2　法務大臣は、少年院の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、少年院の分院を設けることができる。

3　少年院及びその分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

（少年鑑別所）

第十一条　少年鑑別所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十七条第一項第二号の規定により送致された者を収容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分の執行に資するため、少年の資質の鑑別を行うこと。

二　家庭裁判所、少年院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長以外の者からの求めによる少年の資質の鑑別を行うこと。

三　第一号に規定する者のほか、法令の規定により少年鑑別所に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること。

2　法務大臣は、少年鑑別所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、少年鑑別所の分所を設けることができる。

3　少年鑑別所及びその分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

（婦人補導院）

第十二条　婦人補導院は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定により補導処分に付された者を収容し、その更生のために必要な補導を行うこと。

二　前号に規定する者のほか、法令の規定により婦人補導院に収容することができることとされる者を収容すること。

される者を収容すること。

2　法務大臣は、婦人補導院の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、婦人補導院の分院を設けることができる。

3　婦人補導院及びその分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

（入国者収容所）

第十三条　入国者収容所は、本邦からの退去を強制される者を収容し、及び送還する事務をつかさどる。

2　入国者収容所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第三節　特別の機関

（検察庁）

第十四条　別に法律で定めるところにより法務省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、検察庁とする。

2　検察庁については、検察庁法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四節　地方支分部局

（設置）

第十五条　本省に、次の地方支分部局を置く。

矯正管区

地方更生保護委員会

法務局及び地方法務局

地方入国管理局

保護観察所

（矯正管区）

第十六条　矯正管区は、法務省の所掌事務のうち、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の運営の管理に関する事務を分掌する。

2　矯正管区の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（地方更生保護委員会）

第十七条　地方更生保護委員会は、犯罪者予防更生法第十二条に規定する事務をつかさどる。

2　地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　前項に定めるもののほか、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（法務局及び地方法務局）

第十八条　法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十号までに掲げる事務並びに法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務を分掌する。

2　法務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

3　地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4　地方法務局の内部組織は、法務省令で定める。

5　法務大臣は、政令で定めるところにより、法務局の長に、地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

（法務局又は地方法務局の支局）

第十九条　法務大臣は、法務局又は地方法務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、法務局又は地方法務局の支局を置くことができる。

2　法務局又は地方法務局の支局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、法務省令で定める。

（法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所）

第二十条　法務大臣は、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令で定める。

（地方入国管理局）

第二十一条　地方入国管理局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第三十一号から第三十三号までに掲げる事務を分掌する。

2　地方入国管理局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　地方入国管理局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

4　前項に定めるもののほか、地方入国管理局の内部組織は、法務省令で定める。

（地方入国管理局の支局）

第二十二条　法務大臣は、地方入国管理局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方入国管理局の支局を置くことができる。

2　地方入国管理局の支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　地方入国管理局の支局の内部組織は、法務省令で定める。

（地方入国管理局又はその支局の出張所）

第二十三条　法務大臣は、地方入国管理局又はその支局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方入国管理局又はその支局の出張所を置くことができる。

2　地方入国管理局又はその支局の出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令で定める。

（保護観察所）

第二十四条　保護観察所は、犯罪者予防更生法第十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

2　保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　保護観察所の内部組織は、法務省令で定める。

（保護観察所の支部）

第二十五条　法務大臣は、保護観察所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、保護観察所の支部を置くことができる。

2　保護観察所の支部の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令で定める。

第四章　外局

第一節　設置

第二十六条　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて法務省に置かれる外局は、次のとおりとする。

司法試験管理委員会

公安審査委員会

公安調査庁

第二節　司法試験管理委員会

第二十七条　司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三節　公安審査委員会

第二十八条　公安審査委員会については、公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十

二号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四節　公安調査庁

第二十九条　公安調査庁については、公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の施行の日から施行する。

（人権擁護推進審議会）

2　平成十四年三月二十四日までの間、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところにより法務省に置かれる人権擁護推進審議会は、本省に置く。

（地方入国管理局及びその支局の所掌事務の特例）

3　地方入国管理局及びその支局の所掌事務の第二十一条第一項及び第二十二条第一項に規定する事務のほか、当分の間、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）附則第九項に規定する事務を分掌する。

（職員の特例）

4　当分の間、特に必要があるときは、法務省の職員（検察庁の職員を除く。）のうち、百三十三人は、検事をもってこれに充てることができる。

理　由

中央省庁等改革の一環として、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図るため、法務省を新たに設置することとし、その任務及びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、法務省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　法務省の長は、法務大臣とすること。

3　本省に、審議会等として、別に法律で定めるところにより検察官適格審査会及び中央更生保護審査会が置かれること。

4　本省に、施設等機関として、刑務所、少年刑務所及び拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院並びに入国者収容所を置くこと。

5　本省に、特別の機関として、別に法律で定めるところにより検察庁が置かれること。

6　本省に、地方支分部局として、矯正管区、地方更生保護委員会、法務局及び地方法務局、地方入国管理局並びに保護観察所を置くこと。

7　法務省に置かれる外局は、司法試験管理委員会、公安審査委員会及び公安調査庁とすること。

8　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、法務省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

（別紙）

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前

監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

外務省設置法案

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

外務省設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　外務省の設置並びに任務及び所掌事務（第二条・第三条）
第三章　外務省に置かれる職及び機関（第四条）
第一節　特別な職（第五条）
第二節　特別の機関（第六条―第十二条）
第四章　名誉総領事及び名誉領事（第十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、外務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　外務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節　外務省の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、外務省を設置する。

2　外務省の長は、外務大臣とする。

第二節　外務省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ　日本国の安全保障

ロ　対外経済関係

ハ　経済協力

ニ　文化その他の分野における国際交流

二　日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三　日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。

四　条約その他の国際約束の締結に関すること。

五　条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。

六　日本国政府として処理する必要のある渉外法律事項に関すること。

七　国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。

八　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること。

九　海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

十　海外における邦人の身分関係事項に関すること。

十一　身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関すること。

十二　旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。

十三　査証に関すること。

十四　本邦に在留する外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

十五　海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発のための措置に関すること。

十六　外国における日本文化の紹介に関すること。

十七　外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。

十八　外交官及び領事官の派遣に関すること。

十九　外交官及び領事官の接受並びに国際機関の要員の受入れに関すること。

二十　外国の勲章又は記章の日本国民による受領に関しあっせんを行うこと並びに外国人及び外国に居住する邦人に対する栄典の授与に関し推薦及びあっせんを行うこと。

二十一　前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。

二十二　外交史料の編さんに関すること。

二十三　外地整理事務に関すること。

二十四　政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

二十五　政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十六　政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十七　前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。

二十八　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十九　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた事務

第三章　外務省に置かれる職及び機関

第一節　特別な職

第五条　外務省に、外務審議官二人及び儀典長一人を置く。

2　外務審議官は、命を受けて、外務省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

3　儀典長は、命を受けて、儀典その他の外交上の儀礼に関する事務を総括整理する。

第二節　特別の機関

（設置）

第六条　外務省に、在外公館を置く。

2　在外公館の種類は、大使館、公使館、総領事館、領事館及び政府代表部とする。

3　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより外務省に置かれる在外公館は、日本政府在外事務所とする。

（所掌事務）

第七条　次項に定める場合を除くほか、在外公館は、外国において外務省の所掌事務を行う。

2　日本政府在外事務所の所掌事務については、日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（名称及び位置）

第八条　在外公館（第六条第二項に定めるものに限る。以下同じ。）の名称及び位置は、別に法律で定める。

2　特別の必要がある場合においては、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項の法律で定めるもののほか、在外公館を増置することができる。

3　既に設置されている在外公館の種類を変更する必要がある場合において、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、当該在外公館の種類を変更することができる。

4　特別の必要がある場合においては、大使館の一部としてその分館を置くことができる。

5　前項に定める分館の名称及び位置は、第一項の法律で定める。

（在外公館長）

第九条　在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。

2　大使館、公使館、総領事館、領事館及び政府代表部の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、総領事、領事及び特命全権大使とする。

3　在外公館長は、外務大臣の命を受けて、在外公館の事務を統括する。

4　在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員が、その事務を代理する。

（領事館及び領事官）

第十条　この法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）及び他の法令中領事官の職務に関する規定において、「領事館」とは、法律又は政令に別段の定めがある場合を除くほか、総領事館及び領事館をいうものとする。

2　この法律及び他の法令中領事官の職務に関する規定において、「領事」又は「領事官」とは、法律又は政令に別段の定めがある場合を除くほか、領事館の長又はその事務を代理する者をいうものとする。

3　大使館若しくは第八条第四項に定めるその分館又は公使館の所在地に領事館が設置されていない場合その他特に必要がある場合には、外務大臣は、領事官の職務を、当該大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者に行わせることができる。

（領事官の徴収する手数料）

第十一条　領事官（前条第三項の規定により領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。次条において同じ。）は、別に法律で定める場合を除くほか、その行う事務の処理のうち政令で定めるものに関し、当該事務に要する実費及び為替相場を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。

（手数料の免除及び減額）

第十二条　領事官は、当該在外公館若しくは第八条第四項に定める分館の所在地における特別の状況により、又は手数料を納付すべき者に特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、外務大臣の承認を経て、前条に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

第四章　名誉総領事及び名誉領事

第十三条　外務大臣は、外国において外務省の所掌事務の一部を遂行するため必要と認めるときは、名誉総領事又は名誉領事を任命し、これを所要の地に置くことができる。

2　名誉総領事及び名誉領事の職務その他に関し必要な事項は、外務大臣の定めるところによる。

附　則

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　　号）の施行の日から施行する。

理　由

中央省庁等改革の一環として、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図り、並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図るため、外務省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外務省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、外務省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　外務省の長は、外務大臣とすること。

3　外務省に、特別な職として、外務審議官二人及び儀典長一人を置くこと。

4　外務省に、特別の機関として、在外公館を置くこと。

5　外務大臣は、外国において外務省の所掌事務の一部を遂行するため必要と認めるときは、名誉総領事又は名誉領事を任命し、これを所要の地に置くこと。

6　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、外務省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個

別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

財務省設置法案

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　財務省の設置並びに任務及び所掌事務
第一節　財務省の設置（第二条）
第二節　財務省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三章　本省に置かれる職及び機関
第一節　特別な職（第五条）
第二節　審議会等（第六条―第八条）
第三節　特別の機関（第九条―第十一条）
第四節　地方支分部局（第十二条―第十七条）
第四章　国税庁
第一節　設置並びに任務及び所掌事務
第一款　設置（第十八条）
第二款　任務及び所掌事務（第十九条・第二十条）
第二節　審議会等（第二十一条）
第三節　特別の機関（第二十二条）
第四節　地方支分部局（第二十三条・第二十四条）
第五章　雑則（第二十五条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、財務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　財務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節　財務省の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、財務省を設置する。

2　財務省の長は、財務大臣とする。

第二節　財務省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　財務省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条　財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国の予算、決算及び会計に関する制度の企画及び立案並びに事務処理の統一に関すること。

二　国の予算及び決算の作成に関すること。

三　国の予備費の管理に関すること。

四　決算調整資金の管理に関すること。

五　国税収納金整理資金の管理に関すること。

六　各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の予算の執行について財政及び会計に関する法令の規定により行う承認及び認証に関すること。

七　各省各庁の出納官吏及び出納員の監督に関すること。

八　国の予算の執行に関する報告の徴取、実地監査及び指示に関すること。

九　各省各庁の歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理すること。

十　物品及び国の債権の管理に関する事務の総括に関すること。

十一　国の貸付金を管理すること。

十二　政府関係機関の予算、決算及び会計に関すること。

十三　国家公務員の旅費その他実費弁償の制度に関すること。

十四　国家公務員共済組合制度に関すること。

十五　国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に関する事務を行うこと。

十六　租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。）に関する制度（外国との租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。）に関する協定を含む。）の企画及び立案並びに租税の収入の見積りに関すること。

十七　内国税の賦課及び徴収に関すること。

十八　税理士に関すること。

十九　酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること。

二十　醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関すること。

二十一　法令の定めるところに従い、第二十七条第一項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置を採ること。

二十二　印紙の形式に関する企画及び立案に関すること並びにその模造の取締りを行うこと。

二十三　関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度（外国との関税及び税関行政に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。

二十四　関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割の賦課及び徴収に関すること。

二十五　関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。

二十六　保税制度の運営に関すること。

二十七　通関業の監督及び通関士に関すること。

二十八　通関情報処理センターの行う国際貨物業務の電子情報処理組織による処理に関すること。

二十九　国庫収支の調整その他国内資金運用の調整に関すること。

三十　国庫制度及び通貨制度の企画及び立案に関すること。

三十一　国庫金の出納、管理及び運用並びに国の保管金及び国が保管する有価証券の管理に関すること。
三十二　国債に関すること。
三十三　債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。
三十四　日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。
三十五　地方債に関すること。
三十六　貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締り並びに紙幣類似証券の取締りに関すること。
三十七　日本銀行券の種類、様式及び製造発行計画を定めること。
三十八　財政投融資制度の企画及び立案に関すること。
三十九　財政投融資計画の作成並びに資金運用部資金の管理及び運用に関すること。
四十　政府関係金融機関に関すること。
四十一　地震再保険事業に関すること。
四十二　たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること。
四十三　国有財産の総括に関すること。
四十四　普通財産の管理及び処分に関すること。
四十五　国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）に関すること並びに国家公務員の宿舎の管理に関する事務の総括に関すること。
四十六　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）第五条に規定する特定国有財産整備計画に関すること。
四十七　外国為替に関する制度（外国との外国為替に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。
四十八　外国為替相場の決定及び安定並びに外国為替資金の管理及び運営その他外貨資金の管理に関すること。
四十九　国際収支の調整に関すること並びに所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。
五十　金の政府買入れに関すること及び金の輸出入の規制に関すること。
五十一　国際通貨制度及びその安定に関すること。
五十二　国際復興開発銀行その他の国際開発金融機関に関すること。
五十三　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等及び外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等（第八条第一項第二号において「対内直接投資等」という。）の管理及び調整に関すること。
五十四　本邦からの海外投融資に関すること。
五十五　健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保の任務を遂行する観点から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案に関すること。
五十六　預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
五十七　保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
五十八　投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
五十九　日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。
六十　準備預金制度に関すること。
六十一　金融機関の金利の調整に関すること。
六十二　貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条第一項及び第三項の規定による貨幣の販売、旧貨幣及び同法第八条の規定により引き換えられた貨幣の鋳つぶし、貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析及び試験に関すること。
六十三　日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券及び印刷物の製造並びに官報、法令全書、白書、調査統計資料その他の政府刊行物の編集、製造及び発行並びにすき入紙の製造の取締りに関すること。
六十四　所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
六十五　所掌事務に係る国際協力に関すること。
六十六　政令で定める文教研修施設において、国の会計事務職員の研修及び所掌事務（財務省の地方支分部局においてつかさどる事務を含む。）に関する研修を行うこと。
六十七　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、財務省に属させられた事務

第三章　本省に置かれる職及び機関

第一節　特別な職

（財務官）

第五条　財務省に、財務官一人を置く。

2　財務官は、命を受けて、国の財務に関する事務その他の財務省の所掌事務のうち、国際的に処理を要する事項に関する事務を総括整理する。

第二節　審議会等

（設置）

第六条　本省に、次の審議会等を置く。

財政制度等審議会
関税・外国為替等審議会
（財政制度等審議会）

第七条　財政制度等審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　財務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
イ　国の予算、決算及び会計の制度に関する重要事項
ロ　国家公務員共済組合の制度に関する重要事項
ハ　財政投融資制度、財政投融資計画及び資金運用部資金に関する重要事項
ニ　たばこ事業及び塩事業に関する重要事項
ホ　国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項
二　前号イからホまでに掲げる重要事項に関し、財務大臣に意見を述べること。
三　簡易生命保険の積立金の財政投融資計画に係る運用に関し、総務大臣に意見を述べること。

四　大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十九号）、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　前項に定めるもののほか、財政制度等審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他財政制度等審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（関税・外国為替等審議会）

第八条　関税・外国為替等審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　財務大臣の諮問に応じて関税率の改正その他の関税に関する重要事項を調査審議すること。

二　財務大臣若しくは経済産業大臣又は財務大臣及び事業所管大臣の諮問に応じて外国為替又は対内直接投資等若しくは技術導入契約（非居住者が行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約をいう。）に関する重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

四　外国為替及び外国貿易法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　前項に定めるもののほか、関税・外国為替等審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他関税・外国為替等審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節　特別の機関

（設置）

第九条　本省に、次の特別の機関を置く。

造幣局

印刷局

（造幣局）

第十条　造幣局は、第四条第六十二号に掲げる事務をつかさどる。

2　造幣局の長は、造幣局長とする。

3　造幣局には、部及び支局を置くことができる。

4　前項の部の名称及び所掌事務は、政令で定める。

5　造幣局の位置、第三項の部の内部組織並びに同項の支局の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

（印刷局）

第十一条　印刷局は、第四条第六十三号に掲げる事務をつかさどる。

2　印刷局の長は、印刷局長とする。

3　印刷局には、部、工場その他の機関及び出張所を置くことができる。

4　前項の部の名称及び所掌事務は、政令で定める。

5　印刷局の位置、第三項の部の内部組織並びに同項の工場その他の機関及び出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

第四節　地方支分部局

（設置）

第十二条　本省に、次の地方支分部局を置く。

財務局

税関

2　前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、沖縄地区税関を置く。

（財務局）

第十三条　財務局は、財務省の所掌事務のうち第四条第一号、第三号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号、第三十二号、第三十五号、第四十号、第四十一号、第四十二号（製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関することを除く。）から第四十六号まで、第六十一号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌し、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務局に属させられた事務をつかさどる。

一　国の予算の作成に関すること。

二　国家公務員の旅費の制度に関すること。

三　国内資金運用の調整に関すること。

四　日本銀行の国庫金の取扱事務を監督すること。

五　貨幣及び紙幣並びに紙幣類似証券の取締りに関すること。

六　資金運用部資金の管理及び運用に関すること。

七　所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

八　金の政府買入れに関すること。

2　財務局は、前項に規定する財務局に属させられた事務については、別に法令で定めるものを除き、金融庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3　財務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（財務支局）

第十四条　財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務支局を置く。

2　前項に定めるもののほか、財務局は、金融庁設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務支局に属させられた事務をつかさどる。

3　財務支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4　財務支局の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

5　前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

（財務事務所及び財務局、財務支局又は財務事務所の出張所）

第十五条　財務局及び財務支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務事務所を置く。

2　財務事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

4　財務大臣は、財務局、財務支局又は財務事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務局、財務支局又は財務事務所の出張所を置くことができる。

5　財務局、財務支局又は財務事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

（税関等）

第十六条　税関及び沖縄地区税関は、財務省の所掌事務のうち、第四条第二十三号から第二十八号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一　製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。

二　所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

三　金の輸出入の規制に関すること。

四　輸出入貨物に対し内国税を賦課及び徴収すること。

2　税関及び沖縄地区税関は、前項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りを行うこと。

二　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）により、貨物の輸出の取締りを行うこと。

3　税関及び沖縄地区税関は、前項各号に掲げる事務については、経済産業大臣の指揮監督を受けるものとする。

4　税関の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

5　沖縄地区税関の位置及び管轄区域は、政令で定める。

6　沖縄地区税関の内部組織は、財務省令で定める。

（税関等の支署、出張所及び監視署）

第十七条　財務大臣は、税関又は沖縄地区税関の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税関又は沖縄地区税関の支署、出張所又は監視署並びに支署の出張所又は監視署を置くことができる。

2　税関又は沖縄地区税関の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

第四章　国税庁

第一節　設置並びに任務及び所掌事務

第一款　設置

第十八条　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、財務省に、国税庁を置く。

2　国税庁の長は、国税庁長官とする。

第二款　任務及び所掌事務

（任務）

第十九条　国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第二十条　国税庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十七号、第十九号（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）から第二十二号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一　税理士制度の運営に関すること。

二　酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

三　政令で定める文教研修施設において、国税庁の所掌事務に関する研修を行うこと。

第二節　審議会等

（国税審議会）

第二十一条　国税庁に、国税審議会を置く。

2　国税審議会は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3　国税審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、財務大臣が任命する。

4　前二項に定めるもののほか、国税審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他国税審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節　特別の機関

（国税不服審判所）

第二十二条　国税庁に、国税不服審判所を置く。

2　前項に定めるもののほか、国税不服審判所については、国税通則法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四節　地方支分部局

（国税局等）

第二十三条　国税庁に、地方支分部局として、国税局を置く。

2　前項に定めるもののほか、当分の間、国税庁に、地方支分部局として、沖縄国税事務所を置く。

3　国税局及び沖縄国税事務所は、国税庁の所掌事務のうち、第四条第十七号、第十九号（酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。）、第二十号、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一　税理士制度の運営に関すること。

二　印紙の模造の取締りを行うこと。

三　酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

4　国税局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

5　国税局に、政令で定める数の範囲内において、財務省令で定めるところにより、部を置くことができる。

6　前項に定めるもののほか、国税局の内部組織は、財務省令で定める。

7　沖縄国税事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

8　沖縄国税事務所の内部組織は、財務省令で定める。

（税務署）

第二十四条　国税局及び沖縄国税事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署を置く。

2　税務署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

3　財務大臣は、税務署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署の支署を置くことができる。

4　税務署の支署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

第五章　雑則

（職員）

第二十五条　造幣局及び印刷局の職員（造幣局長

及び印刷局長を除く。）の任免は、それぞれ造幣局長及び印刷局長が行う。

（国税庁監察官）

第二十六条　国税庁の所属職員（国税庁、国税局及び沖縄国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く。以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第四条第二十一号に掲げる事務を行わせるため、国税庁に国税庁監察官百二十人以内を置く。

2　国税庁監察官は、国税庁の職員のうちから、国税庁長官が命ずる。

3　国税庁監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行ってはならない。

（国税庁監察官の行う捜査）

第二十七条　国税庁監察官は、次に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

一　国税庁の所属職員がしたその職務に関する犯罪

二　国税庁の所属職員がその職務を行う際にした犯罪

三　前二号に掲げる犯罪の共犯

四　国税庁の所属職員に対する刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条の犯罪

2　前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、捜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第二項の規定による請求は、することができない。

3　前項ただし書の規定は、刑事訴訟法第二百十三条の規定の適用を妨げるものではない。

4　第二項の場合において、刑事訴訟法第百九十三条、第百九十四条、第百九十六条、第百九十八条第一項、第二百二十一条、第二百二十二条第一項（第二百二十一条に関する部分に限る。）、第二百二十三条第一項、第二百二十七条第一項、第二百六十八条第二項、第四百三十条第二項（領置に関する部分に限る。）及び第四百三十五条第七号中「司法警察職員」とあり、並びに同法第二十条第六号、第二十九条第二項、第二百四十一条及び第二百四十六条中「司法警察員」とあるのは、それぞれ「国税庁監察官」と読み替えるものとする。

5　検察官、都道府県公安委員会及び司法警察職員と国税庁監察官とは、第一項各号に掲げる犯罪の捜査に関し、互いに協力しなければならない。

6　第一項から第四項までの規定は、第一項各号に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の責務を軽減するものではない。

7　国税庁監察官は、その職務を行うに当たっては、身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

附　則

1　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　　号）の施行の日から施行する。

2　当分の間、第四条第十七号中「内国税」とあるのは、「内国税及び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する地方消費税の譲渡割」と読み替えるものとする。

3　当分の間、他の法令において「税関」、「税関長」、「国税局」又は「国税局長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ沖縄地区税関、沖縄地区税関長、沖縄国税事務所又は沖縄国税事務所長を含むものとする。

理　由

中央省庁等改革の一環として、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図るため、財務省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財務省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、財務省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　財務省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図ることを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　財務省の長は、財務大臣とすること。

3　財務省に、特別な職として、財務官一人を置くこと。

4　本省に、審議会等として、財政制度等審議会及び関税・外国為替等審議会を置くこと。

5　本省に、特別の機関として、造幣局及び印刷局を置くこと。

6　本省に、地方支分部局として、財務局及び税関を置くほか、当分の間、沖縄地区税関を置くこと。

7　財務省に、外局として、国税庁を置くこと。

8　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、財務省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　髙鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等

への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

文部科学省設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務（第二条・第三条・第四条）
第三章　本省に置かれる職及び機関
　第一節　特別な職（第五条）
　第二節　審議会等
　　第一款　設置（第六条）
　　第二款　科学技術・学術審議会（第七条）
　　第三款　宇宙開発委員会（第八条―第十七条）
　　第四款　放射線審議会（第十八条）
　第三節　施設等機関（第十九条）
　第四節　特別の機関（第二十条―第二十三条）
　第五節　地方支分部局（第二十四条）
第四章　文化庁
　第一節　設置並びに任務及び所掌事務
　　第一款　設置（第二十五条）
　　第二款　任務及び所掌事務（第二十六条・第二十七条）
　第二節　審議会等（第二十八条―第三十条）
　第三節　特別の機関（第三十一条）
第五章　雑則（第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、文部科学省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節　文部科学省の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、文部科学省を設置する。

2　文部科学省の長は、文部科学大臣とする。

第二節　文部科学省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

（所掌事務）

第四条　文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関すること。

二　生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

三　地方教育行政に関する制度の企画及び立案並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

四　地方教育費に関する企画に関すること。

五　地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

六　地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。

七　初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

八　初等中等教育のための補助に関すること。

九　初等中等教育の基準の設定に関すること。

十　教科用図書の検定に関すること。

十一　教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。

十二　学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における児童、生徒、学生及び幼児の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関すること。

十三　教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。

十四　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。

十五　大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十六　大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること。

十七　大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること。

十八　大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

十九　大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。

二十　学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に関すること。

二十一　外国人留学生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留学生の派遣に関すること。

二十二　政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

二十三　専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二十四　専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること。

二十五　国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第二条第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）における教育及び研究に関すること。

二十六　私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

二十七　文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営に関する指導及び助言に関すること。

二十八　私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること。

二十九　私立学校教職員の共済制度に関すること。

三十　社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三十一　社会教育のための補助に関すること。

三十二　青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

三十三　通信教育及び視聴覚教育に関すること。

三十四　外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

三十五　家庭教育の支援に関すること。

三十六　公立及び私立の文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること。

三十七　公立の文教施設の整備のための補助に関すること。

三十八　学校施設及び教育用品の基準の設定に関すること。

三十九　学校環境の整備に関する指導及び助言に関すること。

四十　青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

四十一　体力の保持及び増進の推進に関すること。

四十二　科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十三　科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること。

四十四　科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四十五　科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

四十六　学術の振興に関すること。

四十七　研究者の養成及び資質の向上に関すること。

四十八　技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限る。）。

四十九　技術士に関すること。

五十　研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）、研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること。

五十一　科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること。

五十二　前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること。
五十三　科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関すること。
五十四　発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に関すること。
五十五　科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。
五十六　科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること。
五十七　科学技術に関する基礎研究及び科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）に関すること。
五十八　科学技術に関する研究開発で、関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするものに関すること。
五十九　科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なものに関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
六十　理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に関すること。
六十一　放射線の利用に関する研究開発に関すること。
六十二　宇宙の開発及び原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。
六十三　宇宙の利用の推進に関すること。
六十四　放射性同位元素の利用の推進に関すること。
六十五　資源の総合的利用に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
六十六　原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること。
六十七　原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画に関すること。
六十八　原子力損害の賠償に関すること。
六十九　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。
七十　試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
七十一　原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関すること。
七十二　放射線による障害の防止に関すること。
七十三　放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。
七十四　スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
七十五　スポーツのための助成に関すること。
七十六　国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。
七十七　スポーツに関する競技水準の向上に関すること。
七十八　スポーツ振興投票に関すること。
七十九　文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十五号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十二号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
八十　文化の振興のための助成に関すること。
八十一　劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。
八十二　文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
八十三　国語の改善及びその普及に関すること。
八十四　著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること。
八十五　文化財の保存及び活用に関すること。
八十六　アイヌ文化の振興に関すること。
八十七　宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
八十八　国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
八十九　ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第二条に規定するユネスコ活動をいう。）の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
九十　文化功労者に関すること。
九十一　地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、教育、学術、スポーツ、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
九十二　教育関係職員、研究者、社会教育に関する団体、社会教育指導者、スポーツの指導者その他の関係者に対し、教育、学術、スポーツ及び文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
九十三　所掌事務に係る国際協力に関すること。
九十四　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
九十五　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき文部科学省に属させられた事務

第三章　本省に置かれる職及び機関

第一節　特別な職

（文部科学審議官）

第五条　文部科学省に、文部科学審議官二人を置く。

2　文部科学審議官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二節　審議会等

第一款　設置

第六条　本省に、次の審議会等を置く。

科学技術・学術審議会

宇宙開発委員会

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、放射線審議会とする。

第二款　科学技術・学術審議会

第七条　科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ　科学技術の総合的な振興に関する重要事項

ロ　学術の振興に関する重要事項

二　前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文

部科学大臣に意見を述べること。
三　文部科学大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。
四　測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。
五　前二号に規定する事項に関し、文部科学大臣又は関係各大臣に意見を述べること。
六　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
2　前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三款　宇宙開発委員会

（所掌事務）
第八条　宇宙開発委員会（以下この款において「委員会」という。）は、宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
（組織）
第九条　委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。
2　委員のうち二人は、非常勤とする。
（委員長）
第十条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
2　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。
（委員長及び委員の任命）
第十一条　委員長及び委員は、宇宙の開発に関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、文部科学大臣が任命する。
2　委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、文部科学大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。
3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、文部科学大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。
（委員長及び委員の任期）
第十二条　委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員長及び委員は、再任されることができる。
（委員長及び委員の罷免）
第十三条　文部科学大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
（委員長及び委員の服務）
第十四条　委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
2　委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
3　委員長及び常勤の委員は、在任中、文部科学大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
（委員長及び委員の給与）
第十五条　委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。
（資料提出の要求等）
第十六条　委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
（政令への委任）
第十七条　第八条から前条までに規定するもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第四款　放射線審議会

第十八条　放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三節　施設等機関

（国立学校）
第十九条　別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる施設等機関で本省に置かれるものは、国立学校とする。
2　国立学校については、国立学校設置法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四節　特別の機関

（設置）
第二十条　本省に、日本学士院を置く。
2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。
地震調査研究推進本部
日本ユネスコ国内委員会
（日本学士院）
第二十一条　日本学士院については、日本学士院法（昭和二十一年法律第二十七号）の定めるところによる。
（地震調査研究推進本部）
第二十二条　地震調査研究推進本部については、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
（日本ユネスコ国内委員会）
第二十三条　日本ユネスコ国内委員会については、ユネスコ活動に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五節　地方支分部局

（原子力事務所）
第二十四条　文部科学省に、地方支分部局として、原子力事務所を置く。
2　原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四条第六十六号、第六十九号から第七十三号まで及び第九十五号に掲げる事務を分掌する。
3　原子力事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
4　原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。

第四章　文化庁

第一節　設置並びに任務及び所掌事務

第一款　設置

第二十五条　国家行政組織法第三条第二項の規定

に基づいて、文部科学省に、文化庁を置く。
2　文化庁の長は、文化庁長官とする。

第二款　任務及び所掌事務

（任務）
第二十六条　文化庁は、文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。
（所掌事務）
第二十七条　文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第三号、第五号、第三十四号、第三十六号、第三十七号、第七十九号から第八十七号まで、第八十八号（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）、第八十九号及び第九十一号から第九十五号までに掲げる事務をつかさどる。

第二節　審議会等

（設置）
第二十八条　文化庁に、文化審議会を置く。
2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で文化庁に置かれるものは、宗教法人審議会とする。
（文化審議会）
第二十九条　文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
二　前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
三　文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
四　前号に規定する事項に関し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
五　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権に関する仲介業務に関する法律（昭和十四年法律第六十七号）第三条第四項、文化財保護法第八十四条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
2　文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。
3　前二項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に関し必要な事項については、政令で定める。
（宗教法人審議会）
第三十条　宗教法人審議会については、宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の定めるところによる。

第三節　特別の機関

（日本芸術院）
第三十一条　文化庁に、日本芸術院を置く。
2　日本芸術院は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　芸術上の功績顕著な芸術家の優遇に関すること。
二　芸術の発達に寄与する活動を行い、並びに芸術に関する重要事項を審議し、及びこれに関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
3　日本芸術院の長及び会員は、政令で定めるところにより、文部科学大臣が任命する。
4　日本芸術院の会員には、予算の範囲内で、文部科学大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。
5　日本芸術院の組織、会員その他の職員及び運営については、政令で定める。

第五章　雑則

（職員）
第三十二条　文化庁に政令の規定により置かれる施設等機関で政令で定めるものの長は、文部科学大臣が任命する。

附　則

（施行期日）
1　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の施行の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。
（所掌事務の特例）
2　文部科学省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書並びに盲学校、聾学校及び養護学校の教科用図書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。
（文化審議会の所掌事務の特例）
3　文化審議会は、第二十九条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法第百十六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
（経過措置）
4　第十一条第一項の規定による宇宙開発委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。この場合において、当該必要な行為は、内閣総理大臣が行うものとする。
5　文部科学大臣は、第十一条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に、この法律の施行の日の前日において現に従前の総理府の宇宙開発委員会の委員である者のうちから、両議院の同意を得ることなく、文部科学省の宇宙開発委員会の委員を任命することができる。この場合において、その委員の任期は、第十二条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日において引き続き従前の総理府の宇宙開発委員会の委員であるとした場合の任期の残任期間と同一の期間とする。

理　由

中央省庁等改革の一環として、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うため、文部科学省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文部科学省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、文部科学省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の

所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　文部科学省は、教育の振興及び障害学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　文部科学省の長は、文部科学大臣とすること。

3　文部科学省に、特別な職として、文部科学審議官二人を置くこと。

4　本省に、審議会等として、科学技術・学術審議会及び宇宙開発委員会を置くほか、別に法律で定めるところにより放射線審議会が置かれること。

5　本省に、施設等機関として、別に法律で定めるところにより国立学校が置かれること。

6　本省に、特別の機関として、日本学士院を置くほか、別に法律で定めるところにより地震調査研究推進本部及び日本ユネスコ国内委員会が置かれること。

7　文部科学省に、地方支分部局として、原子力事務所を置くこと。

8　文部科学省に、外局として、文化庁を置くこと。

9　この法律は、一部を除き、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、文部科学省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法(仮称)の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

厚生労働省設置法案

右国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

厚生労働省設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）
第一節　厚生労働省の設置（第二条）
第二節　厚生労働省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三章　本省に置かれる職及び機関（第五条―第十五条）
第一節　特別な職（第五条）
第二節　審議会等（第六条―第十五条）
第三節　施設等機関（第十六条―第十八条）
第四節　地方支分部局（第十七条―第二十四条）
第四章　外局（第二十五条―第二十八条）
第一節　設置（第二十五条）
第二節　社会保険庁（第二十六条―第二十九条・第三十条）
第一款　任務及び所掌事務（第二十六条）
第二款　地方支分部局（第二十九条・第三十条）
第三節　中央労働委員会（第三十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、厚生労働省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節　厚生労働省の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働省を設置する。

2　厚生労働省の長は、厚生労働大臣とする。

第二節　厚生労働省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務とする。

2　厚生労働省は、前項のほか、引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とする。

（所掌事務）

第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術の研究及び開発に関すること。

四　原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。

五　労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関すること。

六　労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること。

七　労働関係の調整に関すること。

八　人口政策に関すること。

九　医療の普及及び向上に関すること。

十　医療の指導及び監督に関すること。

十一　医療機関の整備に関すること。

十二　医師及び歯科医師に関すること。

十三　保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士その他医療関係者に関すること。

十四　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。

十五　医薬品、医薬部外品、医療用具その他衛生用品の研究及び開発並びに生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに化粧品の研究及び開発に関すること。

十六　医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具その他衛生用品の製造業、輸入販売業、販売業及び賃貸業（化粧品にあっては、研究及び開発に係る部分に限る。）の発達、改善及び調整に関すること。

十七　国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること。

十八　衛生教育に関すること。

十九　感染症の発生及びまん延の防止並びに港及び飛行場における検疫に関すること。

二十　臓器の移植に関すること。

二十一　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること。

二十二　原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。

二十三　栄養士、調理師及び製菓衛生師に関すること。

二十四　建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二十五　埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。

二十六　理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。

二十七　理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。

二十八　公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。

二十九　水道に関すること。

三十　国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターにおける医療の提供並びに研究及び研修に関すること。

三十一　医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具その他衛生用品の品質、有効性及び安全性

の確保に関すること。
三十二　麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する取締りに関すること。
三十三　毒物及び劇物の取締りに関すること。
三十四　採血業の監督及び献血の推進その他の血液製剤の安定的な供給の確保に関すること。
三十五　人の健康を損なうおそれのある化学物質に対して環境衛生上の観点からする評価及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関すること。
三十六　有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
三十七　薬剤師に関すること。
三十八　飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。
三十九　販売の用に供する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第二十九条第一項に規定するおもちゃ（第十六条第二項において「食品等」という。）の取締りに関すること。
四十　第三号、第四号及び第九号から前号までに掲げるもののほか、公衆衛生の向上及び増進に関すること。
四十一　労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること。
四十二　労働能率の増進に関すること。
四十三　児童の使用の禁止に関すること。
四十四　産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること。
四十五　労働衛生に関すること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関することを除く。）。
四十六　労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関すること。
四十七　政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。
四十八　勤労者の財産形成の促進に関すること。
四十九　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済に関すること。
五十　労働者の保護及び福利厚生に関すること。
五十一　労働金庫の事業に関すること。
五十二　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第四条第一項に規定する雇用対策基本計画の策定及び推進に関すること。
五十三　労働力需給の調整に関すること。
五十四　政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること。
五十五　職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること。
五十六　高年齢者の雇用の確保及び促進並びに就業の機会の確保に関すること。
五十七　障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関すること。
五十八　地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第二十二号）第二条第一項第一号に規定する地域雇用開発に関すること。
五十九　失業対策その他雇用機会の確保に関すること。
六十　雇用管理の改善に関すること。
六十一　政府が管掌する雇用保険事業に関すること。
六十二　第五十二号から前号までに掲げるもののほか、職業の安定に関すること。
六十三　公共職業訓練に関すること。
六十四　技能検定に関すること。
六十五　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
六十六　勤労青少年の福祉の増進に関すること。
六十七　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関すること。
六十八　育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関すること。
六十九　短時間労働者の福祉の増進に関すること。
七十　家内労働者の福祉の増進に関すること。
七十一　家族労働問題及び家事使用人に関すること。
七十二　女性労働者の特性に係る労働問題に関すること。
七十三　労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関すること。
七十四　児童の心身の育成及び発達に関すること。
七十五　児童の保育及び養護並びに虐待の防止に関すること。
七十六　児童の福祉のための文化の向上に関すること。
七十七　前三号に掲げるもののほか、児童、児童のある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。
七十八　福祉に欠ける母子及び寡婦の福祉の増進に関すること。
七十九　児童の保健の向上に関すること。
八十　妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。
八十一　社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
八十二　生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関すること。
八十三　被災者の応急救助に関すること。
八十四　消費生活協同組合の事業に関すること。
八十五　社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
八十六　第八十一号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること。
八十七　障害者の福祉の増進に関すること。
八十八　障害者の保健の向上に関すること。
八十九　精神保健福祉士に関すること。
九十　老人の福祉の増進に関すること。
九十一　老人の保健の向上に関すること。
九十二　地域における保健及び社会福祉の向上

及び増進に関すること。
九十三　介護保険事業に関すること。
九十四　健康保険事業に関すること。
九十五　政府が管掌する船員保険事業に関すること。
九十六　国民健康保険事業に関すること。
九十七　医療保険制度の調整に関すること。
九十八　政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること。
九十九　政府が管掌する国民年金事業に関すること。
百　厚生年金基金、厚生年金基金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関すること。
百一　年金制度の調整に関すること。
百二　社会保険労務士に関すること。
百三　引揚援護に関すること。
百四　戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関すること。
百五　旧陸海軍の残務の整理に関すること。
百六　人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関すること。
百七　所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
百八　所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
百九　所掌事務に係る国際協力に関すること。
百十　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
百十一　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき厚生労働省に属させられた事務

2　前項の規定にかかわらず、同項第六号、第七号、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十八号、第五十九号、第六十二号、第六十六号、第六十七号、第六十八号（育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進に係る部分に限る。）、第七十二号及び第七十三号に掲げる事務のうち船員のみに係るものについては、厚生労働省の所掌事務としない。

第三章　本省に置かれる職及び機関

第一節　特別な職

（厚生労働審議官）
第五条　厚生労働省に、厚生労働審議官一人を置く。
2　厚生労働審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二節　審議会等

（設置）
第六条　本省に、次の審議会等を置く。
社会保障審議会
厚生科学審議会
労働政策審議会
医道審議会
薬事・食品衛生審議会
2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。
中央最低賃金審議会
労働保険審査会
中央社会保険医療協議会
社会保険審査会

（社会保障審議会）
第七条　社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
二　厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
2　前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（厚生科学審議会）
第八条　厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
イ　疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項
ロ　公衆衛生に関する重要事項
二　前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
三　厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。
四　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）、環境

衛生関係営業の運営の適正化に関する法律及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（労働政策審議会）

第九条　労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議すること。

二　厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じてじん肺に関する予防、健康管理その他に関する重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

四　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　前項に定めるもののほか、労働政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他労働政策審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（医道審議会）

第十条　医道審議会は、医療法、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）、看護婦等の人材確保の促進に関する法律、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項に定めるもののほか、医道審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他医道審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（薬事・食品衛生審議会）

第十一条　薬事・食品衛生審議会は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）及び食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項に定めるもののほか、薬事・食品衛生審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他薬事・食品衛生審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（中央最低賃金審議会）

第十二条　中央最低賃金審議会については、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号。これに基づく命令を含む。）及び労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の定めるところによる。

（労働保険審査会）

第十三条　労働保険審査会については、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（中央社会保険医療協議会）

第十四条　中央社会保険医療協議会については、社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）及び老人保健法並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

（社会保険審査会）

第十五条　社会保険審査会については、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三節　施設等機関

第十六条　本省に、次の表の上欄に掲げる施設等機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に記載するとおりとする。

名称	所掌事務
検疫所	港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。
国立病院	医療を行い、併せて医療の向上に寄与すること。
国立療養所	特殊の療養を要する者に対して、医療を行い、併せて医療の向上に寄与すること。
国立高度専門医療センター	特定の疾患その他の事項に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。

2　厚生労働大臣は、前項に定める所掌事務のほか、検疫所に、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができる。

3　厚生労働大臣は、検疫所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、検疫所の支所又は出張所を設けることができる。

4　検疫所並びにその支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

5　国立病院及び国立療養所の名称、位置及び組織は、厚生労働省令で定める。

6　国立高度専門医療センターの名称及び所掌事務は政令で、その位置及び組織は厚生労働省令で定める。

7　国立病院又は国立療養所は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に支障がない限り、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立病院又は国立療養所に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。

第四節　地方支分部局

（設置）

第十七条　本省に、次の地方支分部局を置く。

地方厚生局

都道府県労働局

（地方厚生局）

第十八条　地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十号まで、第九十一号（第二十九条第三項に定める事務に係る部分を除く。）、第九十三号、第九十四号（健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号（国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第百号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。

2　地方厚生局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（地方厚生支局）

第十九条　地方厚生局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方厚生支局を置く。

2　地方厚生支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　地方厚生支局の所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

（地方麻薬取締支所）

第二十条　厚生労働大臣は、沖縄県を管轄区域に含む地方厚生局の所掌事務の一部を分掌させるため、当分の間、地方麻薬取締支所を置くことができる。

2　地方麻薬取締支所の名称及び位置は、政令で定める。

3　地方麻薬取締支所の所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

（都道府県労働局）

第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。

2　都道府県労働局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　都道府県労働局の内部組織は、厚生労働省令で定める。

（労働基準監督署）

第二十二条　都道府県労働局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、労働基準監督署を置く。

2　労働基準監督署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

（公共職業安定所）

第二十三条　都道府県労働局の所掌事務（前条第一項の規定により労働基準監督署に分掌された事務を除く。）の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所を置く。

2　公共職業安定所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

（公共職業安定所の出張所）

第二十四条　厚生労働大臣は、公共職業安定所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所の出張所を置くことができる。

2　公共職業安定所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

第四章　外局

第一節　設置

第二十五条　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働省に、社会保険庁を置く。

2　前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

第二節　社会保険庁

第一款　任務及び所掌事務

（長官）

第二十六条　社会保険庁の長は、社会保険庁長官とする。

（任務）

第二十七条　社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及

び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

（所掌事務）

第二十八条　社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業（政府が管掌するものに限る。）の実施に関する事務並びに同項第百二号及び第百九号から第百十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款　地方支分部局

（地方社会保険事務局）

第二十九条　社会保険庁に、地方支分部局として、政令で定める数の範囲内において、地方社会保険事務局を置く。

2　地方社会保険事務局は、社会保険庁の所掌事務を分掌する。

3　厚生労働大臣は、前項に定める事務のほか、地方社会保険事務局に、厚生労働省の所掌事務のうち医療保険の医療（老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護を含む。）に関する指導及び監督に関する事務並びに社会保険診療報酬支払基金の指導及び監督に関する事務（老人保健関係業務、退職者医療関係業務及び介護保険関係業務に関するものを除く。）を分掌させることができる。

4　地方社会保険事務局は、前項に定める事務については、厚生労働省の内部部局として置かれる局で当該事務を所掌するものの局長の指揮監督を受けるものとする。

5　地方社会保険事務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

（社会保険事務所）

第三十条　地方社会保険事務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、社会保険事務所を置く。

2　社会保険事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

第三節　中央労働委員会

第三十一条　中央労働委員会については、労働組合法、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

附　則

1　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　　号）の施行の日から施行する。

2　平成十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の定めるところにより厚生労働省に特別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策協議会は、本省に置く。

理　由

中央省庁等改革の一環として、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図り、並びに引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うため、厚生労働省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生労働省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、厚生労働省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図り、並びに引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　厚生労働省の長は、厚生労働大臣とすること。

3　厚生労働省に、特別な職として、厚生労働審議官一人を置くこと。

4　本省に、審議会等として、社会保障審議会、厚生科学審議会、労働政策審議会、医道審議会及び薬事・食品衛生審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより中央最低賃金審議会、労働保険審査会、中央社会保険医療協議会及び社会保険審査会が置かれること。

5　本省に、施設等機関として、検疫所、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターを置くこと。

6　本省に、地方支分部局として、地方厚生局及び都道府県労働局を置くこと。

7　厚生労働省に、外局として、社会保険庁を置くほか、中央労働委員会が置かれること。

8　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、厚生労働省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

（別紙）

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当

たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

農林水産省設置法案

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

農林水産省設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務
第一節　農林水産省の設置（第二条）
第二節　農林水産省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三章　本省に置かれる職及び機関
第一節　特別な職（第五条）
第二節　審議会等（第六条・第七条）
第三節　施設等機関（第八条―第十一条）
第四節　特別の機関（第十二条―第十六条）
第五節　地方支分部局（第十七条―第二十二条）
第四章　外局
第一節　設置（第二十三条）
第二節　食糧庁
第一款　任務及び所掌事務（第二十四条―第二十六条）
第二款　地方支分部局（第二十七条・第二十八条）
第三節　林野庁
第一款　任務及び所掌事務（第二十九条―第三十一条）
第二款　審議会等（第三十二条）
第三款　地方支分部局（第三十三条―第三十五条）
第四節　水産庁
第一款　任務及び所掌事務（第三十六条―第三十八条）
第二款　審議会等（第三十九条）
第三款　特別の機関（第四十条）
第四款　地方支分部局（第四十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、農林水産省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節　農林水産省の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百

二十号）第三条第二項の規定に基づいて、農林水産省を設置する。

2　農林水産省の長は、農林水産大臣とする。

第二節　農林水産省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条　農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るものを除く。）に関すること。

二　農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。

三　農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織の発達に関すること。

四　所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

五　日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。

六　飲食料品（酒類及び主要食糧である農産物を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

七　卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること。

八　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

九　食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

十　食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関すること。

十一　所掌事務に係る物資についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

十二　所掌事務に係る国際協力に関すること。

十三　農畜産物（蚕糸を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十四　農作物の作付体系の合理化に関すること。

十五　農林水産植物の品種登録に関すること。

十六　家畜（家きん及びみつばちを含む。以下同じ。）の改良及び増殖並びに取引に関すること。

十七　農地の土壌の改良並びに汚染の防止及び除去に関すること。

十八　草地の整備に関すること。

十九　病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出入に係る動植物及び畜産物の検疫に関すること。

二十　獣医師及び獣医療に関すること。

二十一　肥料、農機具、農薬、飼料その他の農畜産業専用物品（蚕糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（経済産業省がその生産を所掌する農畜産業専用物品の生産に関することを除く。）。

二十二　肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品及び医療用具の安全性の確保に関すること（農薬にあっては、環境省の所掌に属するものを除く。）。

二十三　農業機械化の促進に関すること。

二十四　中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関すること。

二十五　農業経営の改善及び安定に関すること。

二十六　農業を担うべき者の確保に関すること。

二十七　農業労働に関すること。

二十八　農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること。

二十九　農地制度に関すること。

三十　農地の権利移動その他農地関係の調整に関すること。

三十一　農業構造の改善に関すること。

三十二　農業者年金に関すること。

三十三　農業災害補償、森林保険並びに漁船損害等補償、漁船乗組員給与保険及び漁業災害補償に関すること。

三十四　農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する企画及び立案並びに助成に関すること。

三十五　農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林漁業信用基金及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関すること。

三十六　農林漁業団体職員の共済年金制度に関すること。

三十七　農住組合の設立及び業務に関すること。

三十八　農山漁村及び中山間地域等（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第　号）第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十九　豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の豪雪地帯をいう。）の雪害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十　農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること。

四十一　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。

四十二　土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること。

四十三　農地の転用に関すること。

四十四　農業水利に関すること。

四十五　交換分合の指導及び助成に関すること。

四十六　土地改良事業（かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう。）に関すること。

四十七　農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

四十八　農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

四十九　農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること。

五十　市民農園の整備の促進に関すること。

五十一　主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

五十二　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関すること。

五十三　主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

五十四　主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の安定に関すること。

五十五　主要食糧を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五十六　農産物等（農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する農産物等をいう。）及び輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

五十七　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の規定による農産物の検査の実施に関すること。

五十八　森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。

五十九　林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること。

六十　森林の経営の監督及び助成に関すること。

六十一　保安林に関すること。

六十二　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。

六十三　林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに林野の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

六十四　国土緑化の推進に関すること。

六十五　木材その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

六十六　林業経営の改善及び安定に関すること。

六十七　林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに林業改善資金の貸付けについての助成に関すること。

六十八　林業構造の改善に関すること。

六十九　国有林野の管理経営に関すること。

七十　水産資源の保存及び管理に関すること。

七十一　漁業の指導及び監督に関すること。

七十二　外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の規制に関すること。

七十三　遠洋漁業及び沖合漁業に係る漁場の維持及び開発に関すること。

七十四　沿岸漁業に係る漁場の保全及び持続的な養殖生産の確保に関すること。

七十五　栽培漁業の促進その他海洋水産資源の開発の促進に関すること。

七十六　遊漁船業の発達、改善及び調整に関すること。

七十七　水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

七十八　水産業専用物品及び氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材並びに冷凍及び冷蔵に関すること（水産用資材にあっては、経済産業省の所掌に属するものを除く。）。

七十九　水産業経営の改善及び安定に関すること。

八十　水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに沿岸漁業改善資金の貸付けについての助成に関すること。

八十一　北方領土問題対策協会の行う資金の貸付けに関すること。

八十二　沿岸漁業の構造改善に関すること。

八十三　漁船の建造の調整、登録及び検査に関すること。

八十四　漁港の修築、維持管理及び災害復旧その他漁港に関すること。

八十五　漁港の区域に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

八十六　農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第二項第五号に規定する保護増殖事業をいう。）に関すること。

八十七　政令で定める文教研修施設において、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授、水産に関する学理及び技術の教授及び研究並びに所掌事務に関する研修を行うこと。

八十八　農林水産技術についての試験及び研究に関すること。

八十九　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき農林水産省に属させられた事務

第三章　本省に置かれる職及び機関

第一節　特別な職

（農林水産審議官）

第五条　農林水産省に、農林水産審議官一人を置く。

2　農林水産審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二節　審議会等

（設置）

第六条　本省に、農業資材審議会を置く。

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

審議会等	法律
食料・農業・農村政策審議会	食料・農業・農村基本法
獣医事審議会	獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）
農林漁業保険審査会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）

（農業資材審議会）

第七条　農業資材審議会は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）及び種苗法（平成十年法律第八十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　農業資材審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他農業資材審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節　施設等機関

（設置）

第八条　本省に、次の施設等機関を置く。

植物防疫所

動物検疫所

2　前項に定めるもののほか、当分の間、本省に那覇植物防疫事務所を置く。

（植物防疫所）

第九条　植物防疫所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究

二　植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第二十三条第一項の規定による発生予察事業の実施

三　植物防疫法第二十二条に規定する指定有害動植物の防除に必要な薬剤（薬剤として用いることができる物を含む。）及び防除用器具の保管

2　農林水産大臣は、植物防疫所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、植物防疫所の支所又は出張所を設けることができる。

3　植物防疫所の名称、位置、管轄区域及び内部組織並びに支所又は出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（那覇植物防疫事務所）

第十条　那覇植物防疫事務所は、前条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2　農林水産大臣は、那覇植物防疫事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、那覇植物防疫事務所の出張所を設けることができる。

3　那覇植物防疫事務所の位置、管轄区域及び内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（動物検疫所）

第十一条　動物検疫所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸出入動物その他の物に対する家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の規定による輸出入検査及びこれに基づく処置

二　輸出入動物に対する狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の規定に基づく検査

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による輸入動物に対する検査及びこれに基づく措置

四　輸出入動物の健康検査

五　動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付け

六　委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと。

2　農林水産大臣は、動物検疫所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、動物検疫所の支所又は出張所を設けることができる。

3　動物検疫所の位置及び内部組織並びに支所又は出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第四節　特別の機関

（農林水産技術会議）

第十二条　本省に、農林水産技術会議（次条から第十六条までにおいて「会議」という。）を置く。

第十三条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。

二　農林水産省の試験研究機関の行う試験及び研究に関する事務の調整に関すること。

三　農林水産省の試験研究機関の行う試験及び研究と農林水産省の所掌事務のうち本省及び外局の内部部局に係るものとの連絡調整に関すること。

四　農林水産省の試験研究機関の行う試験及び研究の状況及び成果の調査に関すること。

五　農林水産省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

六　都道府県その他の者の行う農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究の助成に関すること。

七　生物系特定産業技術研究推進機構の監督に関すること。

八　農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究を行う者の資質の向上に関すること。

九　農林水産省の本省の試験研究機関の行う試験及び研究に関する事務の総括に関すること。

第十四条　会議は、会長及び委員六人をもって組織する。

2　会長及び委員は、農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究に関し学識経験のある者又は農林水産省の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3　会長及び委員の任期は、四年とする。

4　会長及び委員は、再任されることができる。

第十五条　会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

2　事務局に事務局長を置く。

第十六条　第十二条から前条までに規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節　地方支分部局

（設置）

第十七条　本省に、次の地方支分部局を置く。

地方農政局

北海道統計情報事務所

（地方農政局）

第十八条　地方農政局は、農林水産省の所掌事務

のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　第四条第三号から第十号まで、第十二号、第十四号、第十六号から第十八号まで、第十九号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十号（獣医療に係るものに限る。）、第二十一号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十七号、第四十号から第五十号まで及び第八十九号に掲げる事務

二　農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

三　農林水産省の所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。

2　地方農政局は、前項に規定するもののほか、食糧事務所の所掌事務のうち食品の生産及び流通の改善及び調整のために行う調査その他の事務につき必要な指示を行う事務を分掌する。

3　地方農政局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（統計情報事務所及び地方農政局又は統計情報事務所の出張所）

第十九条　地方農政局の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の統計情報事務所を置く。

2　統計情報事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　統計情報事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

4　農林水産大臣は、第一項の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局又は統計情報事務所の出張所を置くことができる。

5　地方農政局又は統計情報事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（事務所若しくは事業所又はこれらの支所）

第二十条　農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務（第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。）の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

2　地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（北海道統計情報事務所）

第二十一条　北海道統計情報事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

二　農林水産省の所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。

2　北海道統計情報事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　北海道統計情報事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

（北海道統計情報事務所の出張所）

第二十二条　農林水産大臣は、北海道統計情報事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道統計情報事務所の出張所を置くことができる。

2　北海道統計情報事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第四章　外局

第一節　設置

第二十三条　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、農林水産省に、次の外局を置く。

食糧庁

林野庁

水産庁

第二節　食糧庁

第一款　任務及び所掌事務

（長官）

第二十四条　食糧庁の長は、食糧庁長官とする。

（任務）

第二十五条　食糧庁は、主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲食料品の安定供給の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第二十六条　食糧庁は、前条の任務を達成するため、第四条第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十四号、第五十一号から第五十七号まで、第八十七号及び第八十九号に掲げる事務をつかさどる。

第二款　地方支分部局

（食糧事務所）

第二十七条　食糧庁に、地方支分部局として、食糧事務所を置く。

2　食糧事務所は、食糧庁の所掌事務の全部又は一部を分掌する。

3　農林水産大臣は、前項の事務のほか、食糧事務所に、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌させることができる。

一　食品の生産及び流通の改善及び調整のために行う調査その他の事務

二　農林産物の検査に関する事務

三　大豆なたね交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）の規定による交付金の交付に関する事務

4　食糧事務所は、前項各号に掲げる事務については、農林水産省の内部部局として置かれる局で当該事務を所掌するものの局長、林野庁長官又は水産庁長官の指揮監督を受けるものとする。

5　食糧事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

6　食糧事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（支所）

第二十八条　農林水産大臣は、食糧事務所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、食糧事務所の支所を置くことができる。

2　食糧事務所の支所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第三節　林野庁

第一款　任務及び所掌事務

（長官）

第二十九条　林野庁の長は、林野庁長官とする。

（任務）

第三十条　林野庁は、森林の保続培養、林産物の

安定供給の確保、林業の発展、林業者の福祉の増進及び国有林野事業の適切な運営を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第三十一条　林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（農林漁業信用基金の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号、第五十八号から第六十九号まで及び第八十六号から第八十九号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款　審議会等

（林政審議会）

第三十二条　別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で林野庁に置かれるものは、林政審議会とする。

2　林政審議会については、林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三款　地方支分部局

（森林管理局）

第三十三条　林野庁に、地方支分部局として、森林管理局を置く。

2　森林管理局は、林野庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　管理経営計画の樹立その他の国有林野の管理経営を行うこと。

二　民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関すること。

三　林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

3　森林管理局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

4　森林管理局の職員の服制は、農林水産省令で定める。

（森林管理局の所掌事務の特例）

第三十四条　森林管理局の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前条第二項の規定の適用については、同項第二号中「森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関すること」とあるのは、「森林の経営についての技術相談並びに森林治水事業を実施すること」とする。

（森林管理署及び支署）

第三十五条　森林管理局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、森林管理署を置く。

2　森林管理署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織並びに職員の服制は、農林水産省令で定める。

3　農林水産大臣は、森林管理署の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、森林管理署の支署を置くことができる。

4　森林管理署の支署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第四節　水産庁

第一款　任務及び所掌事務

（長官）

第三十六条　水産庁の長は、水産庁長官とする。

（任務）

第三十七条　水産庁は、水産資源の適切な保存及び管理、水産物の安定供給の確保、水産業の発展並びに漁業者の福祉の増進を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第三十八条　水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号及び第七十号から第八十九号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款　審議会等

（沿岸漁業等振興審議会）

第三十九条　別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で水産庁に置かれるものは、沿岸漁業等振興審議会とする。

2　沿岸漁業等振興審議会については、沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三款　特別の機関

（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会等）

第四十条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の規定により置かれる瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会は、水産庁に置かれるものとする。

第四款　地方支分部局

（漁業調整事務所）

第四十一条　水産庁に、地方支分部局として、漁業調整事務所を置く。

2　漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。

一　漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整に関すること。

二　水産資源の保護及び培養に関すること。

3　漁業調整事務所の名称及び位置は、政令で定める。

4　漁業調整事務所の管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

附　則

1　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の施行の日から施行する。

2　農林水産省は、第二条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項の特殊土じょう地帯をいう。）の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

平成十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条の奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

3　当分の間、他の法令において「植物防疫所」又は「植物防疫所長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ那覇植物防疫事務所又は那覇植物防疫事務所長を含むものとする。

理由

中央省庁等改革の一環として、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図るため、農林水産省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、農林水産省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　農林水産省の長は、農林水産大臣とすること。

3　農林水産省に、特別な職として、農林水産審議官一人を置くこと。

4　本省に、審議会等として、農業資材審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより食料・農業・農村政策審議会、獣医事審議会及び農林漁業保険審査会が置かれること。

5　本省に、施設等機関として、植物防疫所及び動物検疫所を置くほか、当分の間、那覇植物防疫事務所を置くこと。

6　本省に、特別の機関として、農林水産技術会議を置くこと。

7　本省に、地方支分部局として、地方農政局及び北海道統計情報事務所を置くこと。

8　農林水産省に、外局として、食糧庁、林野庁及び水産庁を置くこと。

9　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、農林水産省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　髙鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立

行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

経済産業省設置法案

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

経済産業省設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　経済産業省の設置並びに任務及び所掌事務（第二条・第三条・第四条）
第三章　本省に置かれる職及び機関
第一節　特別な職（第五条）
第二節　審議会等（第六条―第十条）
第三節　施設等機関（第十一条）
第四節　地方支分部局（第十二条・第十三条）
第四章　外局
第一節　設置（第十四条）
第二節　資源エネルギー庁
第一款　任務及び所掌事務（第十五条―第十七条）
第二款　審議会等（第十八条―第二十条）
第三款　特別の機関（第二十一条―第二十三条）
第三節　特許庁（第二十四条―第二十六条）
第四節　中小企業庁（第二十七条）
第五章　雑則（第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、経済産業省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　経済産業省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節　経済産業省の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、経済産業省を設置する。

2　経済産業省の長は、経済産業大臣とする。

第二節　経済産業省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　経済産業省は、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条　経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済構造改革の推進に関すること。

二　民間の経済活力の向上を図る観点から必要な経済財政諮問会議において行われる経済全般の運営の基本方針の審議に係る企画及び立案への参画に関し、所掌に係る政策の企画を行うこと。

三　産業構造の改善に関すること。

四　企業間関係その他の産業組織の改善に関すること。

五　市場における経済取引に係る準則の整備に関すること。

六　工業所有権及びこれに類するものの保護及び利用に関すること。

七　民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること。

八　第三号から前号までに掲げるもののほか、業種に普遍的な産業政策に関すること。

九　産業立地に関すること。

十　工業用水道事業の助成及び監督に関すること。

十一　地域における商鉱工業一般の振興に関すること。

十二　地域振興整備公団の行う業務に関すること。

十三　通商に関する政策及び手続に関すること。

十四　通商に関する協定又は取決めの実施（通商経済上の経済協力に係るものを含む。）に関すること。

十五　通商経済上の国際協力（経済協力を含む。）に関すること。

十六　輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

十七　通商政策上の関税に関する事務その他の

関税に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

十八　通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること。

十九　貿易保険に関すること。

二十　条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること（防衛庁の所掌に属するものを除く。）。

二十一　第十三号から前号までに掲げるもののほか、通商に関すること。

二十二　鉱工業の科学技術に関する総合的な政策に関すること。

二十三　鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関すること。

二十四　鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること。

二十五　前三号に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十六　地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと。

二十七　工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に関すること。

二十八　計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること。

二十九　所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関すること。

三十　所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

三十一　商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関すること。

三十二　所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十三　次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費（生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に関すること（航空機の修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）。

鉄鋼、非鉄金属、化学工業品、機械器具、鋳造品、鍛造品、繊維工業品、雑貨工業品、鉱物及びその製品並びにこれらに類するもの（油脂製品、化粧品、農水産機械器具、産業車両、陸用内燃機関、航空機、銃砲、医療用機械器具及び木竹製品並びに土木建築材料（木材を除く。）を含み、化学肥料、飲食料品、農薬、鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置並びに国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

三十七　化学物質の管理に関する所掌に係る事務に関すること。

三十八　アルコール専売に関すること。

三十九　自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

四十　機械類信用保険に関すること。

四十一　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、鉱工業の発達及び改善を図るものに関すること。

四十二　デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。

四十三　物資の流通（輸送、保管及び保険を含む。）の効率化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること。

四十四　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

四十五　通商に関する参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関すること。

四十六　所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

四十七　情報処理の促進に関すること。

四十八　情報通信の高度化に関する事務のうち情報処理に係るものに関すること。

四十九　鉱物資源及びエネルギーに関する総合的な政策に関すること。

五十　省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること。

五十一　石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。

五十二　石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること。

五十三　鉱害の賠償に関すること。

五十四　電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。

五十五　電源開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

五十六　エネルギーに関する原子力政策に関すること。

五十七　エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関すること。

五十八　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する安全の確保に関すること。

五十九　エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関すること。

六十　火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）の確保に関すること。

六十一　弁理士に関すること。

六十二　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）第四条に規定する事務

六十三　所掌事務に係る国際協力に関すること。

六十四　政令で定める文教研修施設において、

鉱山における保安に関する技術及び実務の教授並びに所掌事務に関する研修を行うこと。

六十五　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき経済産業省に属させられた事務

2　経済産業大臣は、塩の輸出及び輸入の基本的事項については財務大臣に、米麦その他の主要食糧及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林水産大臣に協議しなければならない。

第三章　本省に置かれる職及び機関

第一節　特別な職

（経済産業審議官）

第五条　経済産業省に、経済産業審議官一人を置く。

2　経済産業審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二節　審議会等等

（設置）

第六条　本省に、次の審議会等を置く。

産業構造審議会

消費経済審議会

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

日本工業標準調査会

計量行政審議会

（産業構造審議会）

第七条　産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業大臣の諮問に応じて産業構造の改善に関する重要事項その他の民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展に関する重要事項（次号から第四号までに規定する重要事項を除く。）を調査審議すること。

二　経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じて割賦販売、ローン提携販売、割賦購入あっせん及び前払式特定取引に関する重要事項を調査審議すること。

三　経済産業大臣又は農林水産大臣の諮問に応じて商品市場における取引に関する重要事項（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二項に規定する商品及び同条第三項に規定する商品指数に係る重要事項に限る。）を調査審議すること。

四　経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じて消費生活用製品の安全性並びに訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引及び特定継続的役務提供に関する重要事項を調査審議すること。

五　前各号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣（第一号に規定する重要事項のうち貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の運用に関するものに関しては、財務大臣を含む。）に意見を述べること。

六　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）、工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）、航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）及び小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　前項に定めるもののほか、産業構造審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他産業構造審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（消費経済審議会）

第八条　消費経済審議会は、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）及び消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項に定めるもののほか、消費経済審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他消費経済審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（日本工業標準調査会）

第九条　日本工業標準調査会については、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（計量行政審議会）

第十条　計量行政審議会については、計量法（平成四年法律第五十一号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三節　施設等機関

（計量教習所）

第十一条　別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる施設等機関で本省に置かれるものは、計量教習所とする。

2　計量教習所については、計量法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四節　地方支分部局

（経済産業局）

第十二条　本省に、地方支分部局として、経済産業局を置く。

2　経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十三号、第十四号、第四十九号及び第六十四号に掲げる事務並びに鉱山における保安の確保に関する事務を除く。）を分掌する。

3　経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十六条又は中小企業庁設置法第四条に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4　経済産業局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は政令で定める。

（支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所）

第十三条　経済産業大臣は、経済産業局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、経済産業局の支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所を置くことができる。

2　経済産業局の支局、通商事務所、アルコール

事務所又は石炭事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。

第四章　外局

第一節　設置

第十四条　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、経済産業省に、次の外局を置く。

資源エネルギー庁

特許庁

2　前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて経済産業省に置かれる外局は、中小企業庁とする。

第二節　資源エネルギー庁

第一款　任務及び所掌事務

（長官）

第十五条　資源エネルギー庁の長は、資源エネルギー庁長官とする。

（任務）

第十六条　資源エネルギー庁は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ること並びに産業保安を確保することを任務とする。

（所掌事務）

第十七条　資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号、第四十三号、第四十六号、第四十九号から第六十号まで、第六十三号及び第六十五号に掲げる事務をつかさどる。

第二款　審議会等

（設置）

第十八条　資源エネルギー庁に、総合資源エネルギー調査会を置く。

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で資源エネルギー庁に置かれるものは、石炭鉱業審議会とする。

（総合資源エネルギー調査会）

第十九条　総合資源エネルギー調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業大臣の諮問に応じて鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進に関する総合的な施策に関する重要事項（次号に規定する重要事項を除く。）並びに高圧ガス及び火薬類の保安に関する重要事項を調査審議すること。

二　経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じて石油の割当て又は配給その他石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）の運用に関する重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

四　石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）、石油業法（昭和三十七年法律第百二十八号）、石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）、電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　総合資源エネルギー調査会の委員その他の職員で政令で定めるものは、経済産業大臣が任命する。

3　前二項に定めるもののほか、総合資源エネルギー調査会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他総合資源エネルギー調査会に関し必要な事項については、政令で定める。

（石炭鉱業審議会）

第二十条　石炭鉱業審議会については、石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三款　特別の機関

（原子力安全・保安院）

第二十一条　資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く。

2　原子力安全・保安院は、原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関とする。

3　原子力安全・保安院は、第四条第一項第五十八号から第六十号まで、第六十三号及び第六十五号に掲げる事務をつかさどる。

4　原子力安全・保安院の長は、原子力安全・保安院長とする。

5　原子力安全・保安院の職員（原子力安全・保安院長を除く。）の任免は、原子力安全・保安院長が行う。

6　原子力安全・保安院の位置及び内部組織は、政令で定める。

（鉱山保安監督部等）

第二十二条　原子力安全・保安院に、鉱山保安監督部を置く。

2　前項に定めるもののほか、当分の間、原子力安全・保安院に、那覇鉱山保安監督事務所を置く。

3　鉱山保安監督部及び那覇鉱山保安監督事務所は、原子力安全・保安院の所掌事務のうち、鉱山における保安の確保に関する事務を分掌する。

4　鉱山保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

5　鉱山保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。

6　那覇鉱山保安監督事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

7　那覇鉱山保安監督事務所の内部組織は、経済産業省令で定める。

（鉱山保安監督部の支部又は鉱山保安監督署）

第二十三条　経済産業大臣は、鉱山保安監督部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、鉱山保安監督部の支部又は鉱山保安監督署を置くことができる。

2　鉱山保安監督部の支部又は鉱山保安監督署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。

第三節　特許庁

（長官）

第二十四条　特許庁の長は、特許庁長官とする。

（任務）

第二十五条　特許庁は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを通じて、経済及び産業の発展を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第二十六条　特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第七号、第六十一号、第六十三号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。

第四節　中小企業庁

第二十七条　中小企業庁については、中小企業庁設置法の定めるところによる。

第五章　雑則

（職員）

第二十八条　資源エネルギー庁に政令の規定により置かれる審議会等の委員その他の職員で政令で定めるものは、経済産業大臣が任命する。

附　則

1　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の施行の日から施行する。

2　当分の間、他の法令において「鉱山保安監督部」又は「鉱山保安監督部長」とあるのは、それぞれ那覇鉱山保安監督事務所又は那覇鉱山保安監督事務所長を含むものとする。

理　由

中央省庁等改革の一環として、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、経済産業省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済産業省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、経済産業省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　経済産業省は、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図ることを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　経済産業省の長は、経済産業大臣とすること。

3　経済産業省に、特別な職として、経済産業審議官一人を置くこと。

4　本省に、審議会等として、産業構造審議会及び消費経済審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより日本工業標準調査会及び計量行政審議会が置かれること。

5　本省に、施設等機関として、別に法律で定めるところにより計量教習所が置かれること。

6　本省に、地方支分部局として、経済産業局を置くこと。

7　経済産業省に、外局として、資源エネルギー庁及び特許庁を置くほか、中小企業庁が置かれること。

8　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、経済産業省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状か

ら、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

国土交通省設置法案

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務（第二条・第四条）
第三章　本省に置かれる職及び機関
第一節　特別な職（第五条）
第二節　審議会等
第一款　設置（第六条）
第二款　国土審議会（第七条―第十二条）
第三款　社会資本整備審議会（第十三条）
第四款　交通政策審議会（第十四条）
第五款　運輸審議会（第十五条―第二十六条）
第三節　特別の機関（第二十七条―第二十九条）
第四節　地方支分部局（第三十条―第四十条）
第四章　外局
第一節　設置（第四十一条）
第二節　船員労働委員会（第四十二条―第四十四条）
第三節　気象庁
第一款　任務及び所掌事務（第四十五条―第四十七条）
第二款　地方支分部局（第四十八条―第五十一条）
第四節　海上保安庁（第五十二条）
第五節　海難審判庁（第五十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国土交通省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節　国土交通省の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土交通省を設置する。

2　国土交通省の長は、国土交通大臣とする。

第二節　国土交通省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条　国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。）に関すること。

四　総合的な交通体系の整備に関すること。

五　都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること。

六　土地の使用及び収用に関すること。

七　公共用地取得制度に関すること。

八　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

九　国が行う土地の測量、地図の調製及びこれらに関連する業務に関すること。

十　測量業の発達、改善及び調整その他土地の測量及び地図の調製に関すること。

十一　建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関すること。

十二　公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。

十三　不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関すること。

十四　宅地の供給、造成、改良及び管理に関すること。

十五　海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。

十六　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、測量その他の国土の管理、航空保安業務の高度化その他の交通の発達及び改善並びに気象業務に係るものに関すること。

十七　貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること。

十八　倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

十九　貨物運送取扱事業及び通運計算事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十　石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十一　観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。

二十二　旅行業、旅行業者代理業、通訳案内業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十三　ホテル及び旅館の登録に関すること。

二十四　首都圏その他の各大都市圏、東北地方その他の各地方及び北海道のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十五　総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

二十六　北海道総合開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び北海道総合開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十七　総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に係る政令で定める事業（北海道総合開発計画に基づくものを除く。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関すること。

二十八　地域振興整備公団の行う業務に関すること。

二十九　日本政策投資銀行の行う業務のうち北海道及び東北地方における政令で定めるものに関すること。

三十　地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十一　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の規定による土地利用基本計画、土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること。

三十二　農住組合の設立及び業務に関すること。

三十三　地価の公示に関すること。

三十四　不動産の鑑定評価に関すること。

三十五　国土調査に関すること。

三十六　水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十七　水源地域対策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十八　大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十九　首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること。

四十　国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十一　豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十二　北方領土隣接地域（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第二条第二項に規定する北方領土隣接地域をいう。）の振興及び住民の生活の安定に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十三　アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発に関すること。

四十四　災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

四十五　都市計画及び都市計画事業に関すること。

四十六　土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業その他市街地の整備改善に関すること。

四十七　駐車場及び自動車車庫に関すること。

四十八　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による資金の貸付けに関すること。

四十九　都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあっては、これらの整備に限る。）に関すること。

五十　都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

五十一　市民農園の整備の促進に関すること。

五十二　屋外広告物に関すること。

五十三　古都（明日香村を含む。）における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

五十四　下水道に関すること。

五十五　河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

五十六　水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関すること。
五十七　流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
五十八　公有水面の埋立て及び干拓に関すること。
五十九　運河に関すること。
六十　砂防に関すること。
六十一　地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関すること。
六十二　海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
六十三　水防に関すること。
六十四　公共土木施設の災害復旧事業に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
六十五　道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。）に関すること。
六十六　有料道路に関する事業に関すること。
六十七　住宅（その附帯施設を含む。）の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に関すること。
六十八　住宅金融公庫の行う資金の融通及び住宅融資保険に関すること。
六十九　被災地における土地及び建物の権利の保全に関すること。
七十　建築物（浄化槽を含む。）に関する基準に関すること。
七十一　建築士に関すること。
七十二　建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関すること。
七十三　鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関すること。
七十四　鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること。
七十五　鉄道、軌道及び索道の安全の確保及び運転事故に関すること。
七十六　鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
七十七　道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
七十八　自動車ターミナルに関すること。
七十九　自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
八十　道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。
八十一　自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。
八十二　軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
八十三　道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
八十四　自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
八十五　政府の管掌する自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償責任共済保険事業及び自動車損害賠償保障事業に関すること。
八十六　水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
八十七　港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
八十八　油濁損害賠償保障契約及び油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
八十九　海事思想の普及及び宣伝に関すること。
九十　船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
九十一　船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
九十二　造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
九十三　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
九十四　実用船用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に関する規制に関すること。
九十五　モーターボート競走に関すること。
九十六　船員の労働組合及び労働関係の調整に関すること。
九十七　船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。
九十八　船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
九十九　船員の教育及び養成、海技従事者の免許、船舶職員の資格及び定員並びに水先に関すること。
百　船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
百一　港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。
百二　航路の整備、保全及び管理に関すること。
百三　国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
百四　航空運送及び航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関するものを除く。）の発達、改善及び調整に関すること。
百五　航空機の登録及び航空機抵当に関すること。
百六　航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安全の確保に関すること。
百七　航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）並びに流通及び消費の増進、改善及び調整に関

すること。

百八　航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明に関すること。

百九　飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びに飛行場の設置及び管理に関連する環境対策に関すること。

百十　航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関すること。

百十一　航空機に関する事故の調査に関すること。

百十二　官公庁施設の整備（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第九条の二第一項各号に掲げるものに限る。）並びに官公庁施設に関する基準の設定、指導及び監督に関すること。

百十三　地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

百十四　所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

百十五　所掌事務に関する情報化に関すること。

百十六　所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

百十七　交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をいう。）に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

百十八　気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。

百十九　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報並びに気象通信に関すること。

百二十　気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに気象、地象及び水象に関する情報に関すること。

百二十一　気象測器その他の測器に関すること。

百二十二　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務

百二十三　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第八条の三に規定する事務

百二十四　建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること。

百二十五　所掌事務に係る国際協力に関すること。

百二十六　地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修並びに政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する養成及び研修を行うこと。

百二十七　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務

第三章　本省に置かれる職及び機関

第一節　特別な職

第五条　国土交通省に、技監一人及び国土交通審議官三人を置く。

2　技監は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る技術を統理する。

3　国土交通審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二節　審議会等

第一款　設置

第六条　本省に、次の審議会等を置く。

名称	法律
国土審議会	国土開発幹線自動車道建設会議
中央建設工事紛争審査会	建設業法（昭和二十四年法律第百号）
中央建設業審議会	建設業法
土地鑑定委員会	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）
国土開発幹線自動車道建設会議	国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）
中央建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）
航空事故調査委員会	航空事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）
社会資本整備審議会	交通政策審議会
運輸審議会	

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第二款　国土審議会

（所掌事務）

第七条　国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通大臣の諮問に応じて国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること。

二　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）、国土利用計画法、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百一号）、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）、東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）、九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）、四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）、北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一

号）、中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）、北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）、地価公示法、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）、国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）、工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（組織）

第八条　国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一　衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　六人

二　参議院議員のうちから参議院が指名する者　四人

三　学識経験を有する者　二十人以内

2　前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

4　委員は、非常勤とする。

（会長）

第九条　国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。

3　国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

（特別委員）

第十条　特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。

2　特別委員は、国会議員、当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3　特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

（資料提出の要求等）

第十一条　国土審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（政令への委任）

第十二条　この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款　社会資本整備審議会

第十三条　社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通大臣の諮問に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項を調査審議すること。

二　前号に規定する重要事項に関し、関係行政機関（不動産業及び宅地に関する事項にあっては国土交通大臣、官公庁施設に関する事項にあっては関係国家機関）に意見を述べること。

三　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）、建設業法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第　号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第四款　交通政策審議会

第十四条　交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。

二　前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。

三　観光基本法（昭和三十八年法律第百七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）、造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）、船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第百七十号）、港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五款　運輸審議会

（所掌事務等）

第十五条　運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、内航海運業法、内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）、港湾法、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）及び郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分に係るものを処理する。

2　国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てに対する決定等をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。

3　第一項に規定する事項に係る処分及び前項に規定する決定等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。

4　運輸審議会は、第一項に規定する事項に係る処分及び第二項に規定する決定等に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

（所掌事務等）

第十五条　運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、内航海運業法、内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）、港湾法、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）及び郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分に係るものを処理する。

2　国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てに対する決定等をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。

3　第一項に規定する事項に係る処分及び前項に規定する決定等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。

4　運輸審議会は、第一項に規定する事項に係る処分及び第二項に規定する決定等に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

（組織）

第十六条　運輸審議会は、委員六人をもって組織する。

（会長）

第十七条　運輸審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、運輸審議会を代表する。

3　運輸審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十八条　委員は、年齢三十五年以上の者で広い経験と高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、国土交通大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4　委員は、他の政府職員の職を兼ねてはならない。

（委員の任期）

第十九条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の罷免）

第二十条　国土交通大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（委員の服務等）

第二十一条　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3　委員は、在任中、国土交通大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（委員の給与）

第二十二条　委員の給与は、別に法律で定める。

（公聴会）

第二十三条　運輸審議会は、第十五条第一項に規定する事項及び同条第二項の規定により付議された事項については、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は国土交通大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害関係人の請求があったときは、公聴会を開かなければならない。

（調査等）

第二十四条　運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

一　公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二　公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託すること。

三　関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

（行政手続法の適用除外）

第二十五条　第十五条第一項に規定する事項に係る不利益処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第二十六条　この款に定めるもののほか、運輸審議会の職員その他運輸審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節　特別の機関

（設置）

第二十七条　本省に、国土地理院を置く。

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、小笠原総合事務所とする。

（国土地理院）

第二十八条　国土地理院は、第四条第九号、第十号（測量業の発達、改善及び調整に係るものを除く。）、第十六号（測量その他の国土の管理に係るものに限る。）及び第百二十七号に掲げる事務をつかさどる。

2　国土地理院の位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

3　国土交通大臣は、国土地理院の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、国土地理院の支所を置くことができる。

4　国土地理院の支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

（小笠原総合事務所）

第二十九条　小笠原総合事務所については、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十二年法律第八十二号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四節　地方支分部局

（設置）

第三十条　本省に、次の地方支分部局を置く。

地方整備局
北海道開発局
地方運輸局
地方航空局
航空交通管制部

（地方整備局）

第三十一条　地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。

一　第四条第一号、第二十四号、第三十八号、第四十号、第四十一号及び第五十三号に規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二　第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第四十五号、第四十六号、第四十七号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十八号から第五十一号まで、第五十四号から第五十六号まで、第六十三号から第六十七号まで、第七十号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十一号、第七十二号、第百一号から第百三号まで、第百十三号、第百十四号、第百十六号、第百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第百二十七号に掲げる事務

三　測量業の発達、改善及び調整に関すること。

四　第四条第五十七号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

五　飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

2　地方整備局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び組織は、政令で定める。

（地方整備局の事務所）

第三十二条　国土交通大臣は、地方整備局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方整備局の事務所を置くことができる。

2　地方整備局の事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

（北海道開発局）

第三十三条　北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一　第四条第一号、第二十四号及び第四十号から第四十二号までに規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二　第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第四十五号、第四十六号、第四十七号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十八号から第五十一号まで、第五十四号から第五十六号まで、第六十三号から第六十七号まで、第七十号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十一号、第七十二号、第百一号から第百三号まで、第百十三号、第百十四号、第百十六号、第百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第百二十七号に掲げる事務

三　測量業の発達、改善及び調整に関すること。

四　第四条第五十七号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

五　飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

2　北海道開発局は、前項各号に掲げる事務のほか、農林水産省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る国の直轄事業の実施に関すること。

二　委託に基づき、前号に掲げる事業の実施に伴い必要を生じた工事を行うこと。

三　公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る事業の助成及びこれに伴う監督に関すること。

3　北海道開発局は、前項各号に掲げる事務については、農林水産大臣のみの指揮監督を受けるものとする。

4　第二項第三号に掲げる事務については、北海道開発局を農林水産省の地方支分部局と、北海道開発局の長その他の職員を農林水産省の地方支分部局の長その他の職員とみなして、その事務の処理に関する法令の規定を適用する。

5　北海道開発局の位置及び組織は、政令で定める。

（開発建設部）

第三十四条　国土交通大臣は、北海道開発局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、開発建設部を置くことができる。

2　開発建設部の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

（地方運輸局）

第三十五条　地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第五号、第十五号、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十七号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十三号から第九十三号まで、第九十五号から第百号まで、第百十四号、第百十六号及び第百二十七号に掲げる事務を分掌する。

2　地方運輸局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

（海運監理部）

第三十六条　政令で定める地方運輸局の所掌事務（第四条第十五号、第十八号、第八十六号から第九十三号まで、第九十五号から第百号まで、第百十四号及び第百二十七号に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第五号、第十七号、第十九号、第二十一号及び第二十二号に掲げる

事務であって、当該地方運輸局の管轄区域の全域にわたる調査並びに企画及びその実施の調整その他の政令で定める事務以外のものに限る。）のうち、政令で定める区域に係るものを分掌させるため、所要の地に、海運監理部を置く。

2　海運監理部の名称及び位置は、政令で定める。

3　海運監理部の内部組織は、国土交通省令で定める。

（陸運支局若しくは海運支局又は陸運支局若しくは海運支局の事務所）

第二十七条　国土交通大臣は、地方運輸局又は海運監理部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、陸運支局又は海運支局を置くことができる。

2　陸運支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　陸運支局の所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

4　海運支局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

5　国土交通大臣は、陸運支局又は海運支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、陸運支局又は海運支局の事務所を置くことができる。

6　陸運支局又は海運支局の事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

（地方航空局）

第二十八条　地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百四号、第百六号から第百八号まで、第百九号（飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）、第百十号（航空路、航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係るものを除く。）、第百十一号（航空事故調査委員会の行う航空事故調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号及び第百二十七号に掲げる事務を分掌する。

2　地方航空局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（地方航空局の事務所）

第二十九条　国土交通大臣は、地方航空局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方航空局の事務所を置くことができる。

2　地方航空局の事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

（航空交通管制部）

第四十条　航空交通管制部は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百十号（航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係るものに限る。）及び第百二十七号に掲げる事務を分掌する。

2　航空交通管制部の名称及び位置は、政令で定める。

3　航空交通管制部の管轄区域は、国土交通省令で定める。

4　航空交通管制部に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

5　前項に定めるもののほか、航空交通管制部の内部組織は、国土交通省令で定める。

6　国土交通大臣は、必要がある場合は、航空交通管制部の所掌事務の一部を地方航空局の事務所に分掌させることができる。

第四章　外局

第一節　設置

第四十一条　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、国土交通大臣の所轄の下に、船員労働委員会を置く。

2　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、国土交通省に、気象庁を置く。

3　前二項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて国土交通省に置かれる外局は、次のとおりとする。

海上保安庁

海難審判庁

第二節　船員労働委員会

（任務）

第四十二条　船員労働委員会は、船員が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図り、及び船員の労働環境の改善、福利厚生の充実、職業の安定その他船員の保護を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四十三条　船員労働委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　船員の労働組合の資格審査及びこれに係る再審査に関すること。

二　船員の労働関係に係る不当労働行為に関する調査、審問、事実認定、命令及び再審査に関すること。

三　船員の労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。

四　前三号に定めるもののほか、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）並びにこれらに基づく命令の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

五　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、国土交通大臣の諮問に応じて最低賃金に関する重要事項（船員に係るものに限る。）を調査審議すること。

六　前号に規定する重要事項に関し、国土交通大臣に意見を述べること。

七　国土交通大臣の諮問に応じて賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）の施行又は改正に関する事項（船員に係るものに限る。）を調査審議すること。

（組織）

第四十四条　船員労働委員会は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

2　前項に定めるもののほか、船員労働委員会の組織については、労働組合法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三節　気象庁

第一款　任務及び所掌事務

（長官）

第四十五条　気象庁の長は、気象庁長官とする。

（任務）

第四十六条　気象庁は、気象業務の健全な発達を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四十七条　気象庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十六号、第百十八号から第百二十一号まで及び第百二十四号から第百二十七号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款　地方支分部局

（設置）

第四十八条　気象庁に、次の地方支分部局を置く。

管区気象台

海洋気象台

2　前項に定めるもののほか、当分の間、気象庁に、地方支分部局として、沖縄気象台を置く。

（管区気象台等）

第四十九条　管区気象台等（管区気象台及び沖縄気象台をいう。以下同じ。）は、気象庁の所掌事務のうち、第四条第百十九号、第百二十号（地球磁気及び地球電気に関するものを除く。）、第百二十一号及び第百二十七号に掲げる事務（海洋気象台の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

2　管区気象台の名称及び位置は、政令で定める。

3　管区気象台の管轄区域は、国土交通省令で定める。

4　管区気象台に、政令で定める数の範囲内において、国土交通省令で定めるところにより、部を置くことができる。

5　前項に定めるもののほか、管区気象台の内部組織は、国土交通省令で定める。

6　沖縄気象台の位置は、政令で定める。

7　沖縄気象台の管轄区域及び内部組織は、国土交通省令で定める。

8　国土交通大臣は、特に必要がある場合は、管区気象台等の所掌事務の一部を海洋気象台に分掌させることができる。

（地方気象台、管区気象台等の測候所若しくは出張所又は地方気象台若しくは測候所の出張所）

第五十条　国土交通大臣は、管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、政令で定める数の範囲内において、地方気象台を置くことができる。

2　地方気象台の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

3　国土交通大臣は、管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、管区気象台等の測候所又は出張所を置くことができる。

4　管区気象台等の測候所及び出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

5　国土交通大臣は、地方気象台又は測候所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方気象台又は測候所の出張所を置くことができる。

6　地方気象台又は測候所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

（海洋気象台）

第五十一条　海洋気象台は、気象庁の所掌事務のうち、第四条第百二十七号に掲げる事務及び次に掲げる事務を分掌する。

一　海上気象及び海水象（海洋に関する水象をいう。以下同じ。）の予報及び警報（津波の予報及び警報を除く。）に関すること。

二　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに海上気象及び海水象に関する情報に関すること。

三　前二号に掲げる事項に関する気象通信に関すること。

四　海上気象及び海水象に関する気象測器に関すること。

2　海洋気象台の名称及び位置は、政令で定める。

3　海洋気象台の管轄区域及び内部組織は、国土交通省令で定める。

4　国土交通大臣は、特に必要がある場合は、海洋気象台の所掌事務の一部を管区気象台等に分掌させることができる。

第四節　海上保安庁

第五十二条　海上保安庁については、海上保安庁法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五節　海難審判庁

第五十三条　海難審判庁については、海難審判法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　　号）の施行の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（所掌事務の特例）

第二条　国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土じょう地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	離島振興計画（離島振興法第五条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

平成十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
	奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
平成十七年三月三十一日	小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。
	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十二号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

2　国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務をつかさどる。

（国土交通審議官の設置期間の特例）

第三条　第五条第一項の国土交通審議官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。

（審議会等の設置の特例）

第四条　平成十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2　平成十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。

（国土審議会の所掌事務の特例）

第五条　国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

法律	期限
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法	平成十四年三月三十一日
離島振興法	平成十五年三月三十一日
山村振興法 半島振興法	平成十七年三月三十一日

（国土審議会の委員の任命のために必要な行為に関する経過措置）

第六条　第八条第一項の規定による国土審議会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（社会資本整備審議会の所掌事務の特例）

第七条　社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

法律	期限
奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）	平成十五年三月三十一日
国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）	平成十九年三月三十一日

（地方支分部局の所掌事務の特例）

第八条　地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

事務	期限
特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	平成十四年三月三十一日
離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	平成十五年三月三十一日
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	平成十七年三月三十一日
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	

2　北海道開発局は、第三十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

理由

中央省庁等改革の一環として、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図るため、国土交通省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国土交通省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、国土交通省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　国土交通省の長は、国土交通大臣とすること。

3　国土交通省に、特別な職として、枝監一人及び国土交通審議官三人を置くこと。

4　本省に、審議会等として、国土審議会、社会資本整備審議会、交通政策審議会及び運輸審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより中央建設工事紛争審査会、中央建設業審議会、土地鑑定委員会、国土開発幹線自動車道建設会議、中央建築士審査会及び航空事故調査委員会が置かれること。

5　本省に、特別の機関として、国土地理院を置くほか、別に法律で定めるところにより小笠原総合事務所が置かれること。

6　本省に、地方支分部局として、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局及び航空交通管制部を置くこと。

7　国土交通省に、外局として、船員労働委員会及び気象庁を置くほか、海上保安庁及び海難審判庁が置かれること。

8　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、国土交通省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各

方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

環境省設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　環境省の設置並びに任務及び所掌事務等
　第一節　環境省の設置（第二条）
　第二節　環境省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三章　環境省に置かれる機関
　第一節　審議会等（第六条―第八条）
　第二節　特別の機関（第九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、環境省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　環境省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節　環境省の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、環境省を設置する。

第二節　環境省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条　環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備（以下この号において「地球環境保全等」という。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整並びに地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること。

四　公害防止計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十七条第一項に規定する計画をいう。）の策定の指示及び同意に関すること。

五　国土利用計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四条に規定する計画をいう。）のうち同条に規定する全国計画の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。

六　特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。）の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること（貿易管理に関するものを除く。）。

七　南極地域の環境の保護に関すること。

八　環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。）の設定に関すること。

九　公害の防止のための規制に関すること。

十　公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。

十一　公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。

十二　自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること。

十三　自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに関する事業の振興に関すること。

十四　景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。）の整備に関すること。

十五　皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ケ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関すること。

十六　野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること。

十七　人の飼養に係る動物の保護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること。

十八　自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。

十九　廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に規定する廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理（浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。）並びに清掃に関すること。

二十　前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること。

二十一　環境の保全の観点からの次に掲げる事務及び事業に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するものの策定並びに当該観点からのこれらの事務及び事業に関する規制その他これに類するもの（ホ、ヌ及びヲにあっては当該規制の実施、ヘにあっては当該整備に関する援助、チにあっては当該監視及び測定の実施、ルにあっては当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表、ヨにあっては環境影響評価に関する審査）に関すること。

イ　温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。）の排出の抑制

ロ　オゾン層の保護

ハ　海洋汚染の防止

ニ　工場における公害の防止のための組織の整備

ホ　工場立地の規制

ヘ　公害の防止のための施設及び設備の整備

ト　下水道その他の施設による排水の処理
チ　放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定
リ　森林及び緑地の保全
ヌ　化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制
ル　事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進
ヲ　農薬の登録及び使用の規制
ワ　資源の再利用の促進
カ　河川及び湖沼の保全
ヨ　環境影響評価
タ　イからヨまでに掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業
二十二　所掌事務に係る国際協力に関すること。
二十三　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
二十四　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき環境省に属させられた事務

第三節　環境省の長

（環境大臣）

第五条　環境省の長は、環境大臣とする。

2　環境大臣は、環境の保全に関する基本的な政策の推進のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、環境の保全に関する基本的な政策に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

第三章　環境省に置かれる機関

第一節　審議会等

（設置）

第六条　別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等は、次のとおりとする。

中央環境審議会

公害健康被害補償不服審査会

（中央環境審議会）

第七条　中央環境審議会については、環境基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（公害健康被害補償不服審査会）

第八条　公害健康被害補償不服審査会については、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第二節　特別の機関

（公害対策会議）

第九条　別に法律で定めるところにより環境省に置かれる特別の機関は、公害対策会議とする。

2　公害対策会議については、環境基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

附　則

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　　号）の施行の日から施行する。

理　由

中央省庁等改革の一環として、環境の保全を図るため、環境省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境省設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、環境省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を図ることを任務とし、その任務を達成するために必要な所掌事務について所要の規定を置くこと。

2　環境省の長は、環境大臣とすること。

3　環境大臣は、環境の保全に関する基本的な政策の推進のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、環境の保全に関する基本的な政策に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができること。

4　環境省に、審議会等として、別に法律で定めるところにより中央環境審議会及び公害健康被害補償不服審査会が置かれること。

5　環境省に、特別の機関として、別に法律で定めるところにより公害対策会議が置かれること。

6　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、環境省を新たに設置することとし、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

（別紙）

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運

用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案

右国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章　金融庁関係（第一条―第三条）
第二章　総理府設置法等の廃止（第四条）
第三章　内閣関係（第五条）
第四章　内閣府関係（第六条―第三十条）
第五章　総務省関係（第三十一条―第四十四条）
第六章　法務省関係（第四十五条―第五十一条）
第七章　外務省関係（第五十二条）
第八章　財務省関係（第五十三条―第六十五条）
第九章　文部科学省関係（第六十六条―第七十九条）
第十章　厚生労働省関係（第八十条―第百十条）
第十一章　農林水産省関係（第百十一条―第百二十六条）
第十二章　経済産業省関係（第百二十七条―第百四十二条）
第十三章　国土交通省関係（第百四十三条―第百七十九条）
第十四章　環境省関係（第百八十条―第百八十五条）
附則

第一章　金融庁関係

（金融再生委員会設置法の一部改正）

第一条　金融再生委員会設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「金融監督庁」を「金融庁」に、「証券取引等監視委員会（第二十一条―第三十二条）」を「審議会等（第二十一条―第三十四条）」に、「第三十三条―第三十六条」を「第三十五条―第三十八条」に改める。

第三条中「金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査」を「国内金融に関する制度等の調査」に、「破綻」を「破綻」に改める。

第四条第一号中「金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査」を「国内金融に関する制度の調査」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　第三号から第五号まで、第七号、第八号、第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十六号まで、第二十八号及び第二十九号に規定する者の行う国際業務に関する制度の調査、企画及び立案をすること。

第四条第六号の次に次の三号を加える。

六の二　日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

六の三　準備預金制度に関すること。

六の四　金融機関の金利を調整すること。

第四条第九号中「（平成七年法律第百五号）」を削り、同号を同条第九号の二とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　保険契約者保護機構（保険業法（平成七年

法律第百五号）に規定する保険契約者保護機構をいう。）の設立の認可及び監督に関すること。

第四条第十二号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同号を同条第十三号の二とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二　投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する投資者保護基金をいう。）の設立の認可及び監督に関すること。

第四条第二十号の次に次の五号を加える。

二十の二　有価証券の発行に関する届出書又は発行登録書等、有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書及び有価証券に関する報告書についての審査及び処分に関すること。

二十の三　企業会計の基準の設定に関すること。

二十の四　企業資本その他企業の財務に関すること。

二十の五　公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監督に関すること。

二十の六　社債等の登録に関すること。

第四条第三十一号の次に次の二号を加える。

三十一の二　国民貯蓄計画を樹立し、国民貯蓄を奨励すること。

三十一の三　勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。

第十五条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

「第二節　金融監督庁」を「第二節　金融庁」に改める。

第十六条中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第十七条第一項中「金融監督庁は」を「金融庁は、国内金融に関する制度等の調査、企画及び立案（金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案を除く。）をするほか」に改め、同条第二項中「金融監督庁」を「金融庁」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条に次の一項を加える。

3　金融庁長官は、金融庁の所掌事務について、金融再生委員会を経由し、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、国家行政組織法第十二条第一項の命令を発することを求めることができる。

第十八条中「金融監督庁」を「金融庁」に、「第四条第三号」を「第四条第一号及び第一号の二に掲げる事務（金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案を除く。）並びに同条第三号」に改める。

第十九条中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第二十条中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

「第二款　証券取引等監視委員会」を「第二款　審議会等」に改める。

第二十六条を第二十八条とし、第二十三条から第二十五条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第二款中第三十二条を第三十四条とする。

第三十一条（見出しを含む。）中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十九条第一項中「金融監督庁長官又は大蔵大臣」を「金融庁長官」に改め、同条第二項中「金融監督庁長官並びに大蔵大臣」を「金融庁長官」に改め、同条第三項中「金融監督庁長官又は大蔵大臣」を「金融庁長官」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十八条を第二十条とし、第二十二条から第二十七条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十一条の見出しを「（証券取引等監視委員会）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第二十三条とし、第二章第二節第二款中同条の前に次の二条を加える。

（設置）

第二十一条　金融庁に、次の審議会等を置く。

金融審議会

証券取引等監視委員会

（金融審議会）

第二十二条　金融審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融再生委員会、金融庁長官又は大蔵大臣の諮問に応じて国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項を調査審議すること。

二　前号に規定する重要事項に関し、金融再生委員会、金融庁長官又は大蔵大臣に意見を述べること。

2　前項に定めるもののほか、金融審議会の組織及び委員その他の職員その他金融審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第二条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（第三号及び第五号に掲げる事項に関する行政事務にあつては、金融再生委員会の所管に係るものを除く。）」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第四条第六十号中「日本銀行券の」の下に「種類、様式及び」を加え、「樹立する」を「定める」に改める。

第四条第七十七号を次のように改める。

七十七　国の財務、通貨及び外国為替に関する国の行政事務及び事業を遂行する観点から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をすること。

第四条第七十八号を削り、同条第七十七号の二を同条第七十八号とする。

第四条第七十九号から第八十八号までを次のように改める。

七十九から八十七まで　削除

八十八　日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること（金融再生委員会の所掌に属するものを除く。）。

第四条第九十七号及び第九十八号を次のように改める。

九十七及び九十八　削除

第四条第百二号から第百四号までを次のように改める。

百二から百四まで　削除

第五条第三十五号を次のように改める。

三十五　削除

第五条第三十七号を次のように改める。

三十七　削除

第五条第四十四号から第四十八号までを次のように改める。

四十四から四十八まで　削除

（中央省庁等改革基本法の一部改正）

第三条　中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第一号中「（第二十条第八号に定めるところにより財務省が担うものを除く。）」を削る。

別表第二財務省の項主要な任務の欄中「、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案」を削り、同表の備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二章　総理府設置法等の廃止

（総理府設置法等の廃止）

第四条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）

二　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）

三　外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）

四　大蔵省設置法

五　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）

六　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）

七　農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）

八　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）

九　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）

十　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）

十一　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）

十二　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）

十三　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）

十四　総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）

十五　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）

十六　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）

十七　環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）

十八　沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第二十九号）

十九　国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）

二十　社会保障制度審議会設置法（昭和二十三年法律第二百六十六号）

二十一　科学技術会議設置法（昭和三十四年法律第四号）

二十二　宇宙開発委員会設置法（昭和四十三年法律第四十号）

二十三　総合エネルギー調査会設置法（昭和四十年法律第百三十八号）

二十四　雇用審議会設置法（昭和三十二年法律第六十一号）

二十五　工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）

第二章　内閣関係

（安全保障会議設置法の一部改正）

第五条　安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第七号を次のように改める。

七　内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第十九条第二項に規定する経済財政政策担当大臣が置かれている場合にあっては、経済財政政策担当大臣

第九条中「内閣審議官がつかさどる」を「内閣官房副長官補が掌理する」に改める。

第四章　内閣府関係

（宮内庁法の一部改正）

第六条　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、内閣総理大臣の管理に属し」を削り、「掌り」を「つかさどり」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。

第三条を次のように改める。

第三条　宮内庁に、その所掌事務を遂行するため、長官官房並びに侍従職、皇太后宮職、東宮職及び式部職（以下「侍従職等」という。）を置くほか、政令の定めるところにより、必要な部を置くことができる。

2　長官官房及び部の所掌事務の範囲は、政令で定める。

3　長官官房、侍従職等及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

第八条中第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3　長官は、宮内庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

4　長官は、宮内庁の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

5　長官は、宮内庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6　長官は、宮内庁の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

第九条第一項中「及び宮内庁長官秘書官一人」を削り、同条中第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3　宮内庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4　宮内庁に、宮内庁長官秘書官を置く。

5　宮内庁長官秘書官の定数は、政令で定める。

第十四条第二項及び第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

第十四条　宮内庁には、特に必要がある場合においては、長官官房、侍従職等及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2　宮内庁には、特に必要がある場合においては、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第十五条　部、課及び課に準ずる室に、それぞれ部長、課長及び室長を置く。

2　長官官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

3　部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4　長官官房、侍従職等又は部には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

第十六条　宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

2　宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

本則に次の一条を加える。

第十八条　内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2　内閣府設置法第七条第四項の規定は、前項において準用する同法第五十八条第四項の命令について準用する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（臨時金利調整法の一部改正）

第七条　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「金利調整審議会（以下審議会という。）」を「金融審議会」に改める。

第六条第一項中「審議会は、金融再生委員会の所轄に属し」を「金融審議会は」に改め、同条第二項を削る。

第七条から第十二条までを削る。

（公認会計士法の一部改正）

第八条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「公認会計士制度の運営に関する重要事項、」及び「及び公認会計士特例試験等に関する法律（昭和三十九年法律第百二十二号）に規定する公認会計士特例試験」を削る。

第三十六条第二項中「関係行政機関の職員及び」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十八条第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十条第三項中「、公認会計士制度の運営に関する議事を除く外」を削る。

第四十二条を次のように改める。

（政令への委任）

第四十二条　第三十五条から第四十条までに規定するもののほか、公認会計士審査会の所掌事務及び委員その他の職員その他公認会計士審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方制度調査会設置法の一部改正）

第九条　地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、総理府」を「内閣府」に改める。

第三条第一項中「五十人」を「三十人」に改める。

（青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法の一部改正）

第十条　青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方青少年問題協議会法

第一条から第四条までを削り、第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（設置）」を付し、同条を第一条とする。

第六条に見出しとして「（所掌事務）」を付し、同条を第二条とする。

第七条に見出しとして「（組織）」を付し、同条を第三条とする。

第八条に見出しとして「（相互の連絡）」を付し、同条を第四条とする。

第九条を第五条とする。

第十条の見出し中「政令又は」を削り、同条中「外」を「ほか」に改め、「審議会又は」及び「それぞれ、政令又は」を削り、同条を第六条とする。

（警察法の一部改正）

第十一条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「権限」を「所掌事務」に改め、同条第一項中「行うこと」の下に「により、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持すること」を加え、同条第二項中「遂行する」を「達成する」に改め、同項第一号中「諸制度」を「制度」に、「調査」を「立案」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　所掌事務に係る国際協力に関すること。

第五条第二項に次の一号を加える。

二十　前各号に掲げるもののほか、他の法律（これに基づく命令を含む。）の規定に基づき警察庁の権限に属させられた事務

第五条第三項中「国家公安委員会は」の下に「、第一項の任務を達成するため」を加える。

第十条第一項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第十二条中「権限に属する事務に関し、法令」を「所掌事務について、法律、政令又は内閣府令」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第十七条の見出しを「（所掌事務）」に改める。

第二十七条第四項、第二十八条第四項及び第

二十九条第五項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三十条第一項中「から第九号まで、第十一号から第十三号まで及び第十六号から第十八号まで」を「から第十号まで、第十二号から第十四号まで及び第十七号から第二十号まで」に改める。

第三十二条第四項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第十二号」を「第五条第二項第十三号」に改め、同条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三十四条第四項を削る。

第五十七条第一項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

（防衛庁設置法の一部改正）

第十二条　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　施設等機関（第十七条―第二十条）」を「第二款　審議会等（第十六条の二）　第三款　施設等機関（第十七条―第二十一条）　第四款　特別の機関（第二十一条の二）　第五款　職員（第二十三条―第三十八条）」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、防衛庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務等を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二条中「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基いて、総理府」を「内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府」に改める。

第四条第二項中「行なう」を「適切に行う」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

（防衛庁の所掌事務）

第五条　防衛庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一　防衛及び警備に関すること。

二　自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に関すること。

三　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。

四　前三号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。

五　職員の人事に関すること。

六　職員の補充に関すること。

七　礼式及び服制に関すること。

八　防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

九　所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。

十　職員の保健衛生に関すること。

十一　経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関すること。

十二　所掌事務に係る施設の取得及び管理に関すること。

十三　所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。

十四　装備品等の研究開発に関すること。

十五　前号の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。

十六　自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

十七　防衛に関する知識の普及及び宣伝を行うこと。

十八　所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。

十九　条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下この条において「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。

二十　沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。

二十一　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条から第九条までの規定による措置に関すること。

二十二　駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

二十三　相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、備品、需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。

二十四　駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（以下「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

二十五　駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

二十六　特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。）の経理に関すること。

二十七　日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

二十八　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

二十九　合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

三十　合衆国軍協定第十八条第五項(ロ)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

三十一　防衛大学校、防衛医科大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行うこと。

三十二　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防衛庁に属させられた事務

第六条　削除

第九条（見出しを含む。）中「参事官」を「防衛参事官」に改める。

第十条第三号中「資料及び」を削り、同条第四号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第五号中「第七号の二、第八号、第九号、第十一号から第十三号まで及び第二十八号」を「第八号から第十号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　第五条第十三号に掲げる事務（前号に掲げる事務を除く。）のうち、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等及び役務で長官の定めるものの調達に関する契約に係る原価計算及び原価監査に関すること。

第十一条第一項中「国家行政組織法第七条第五項」を「内閣府設置法第五十三条第五項」に改め、同条第三項中「参事官」を「防衛参事官」に改める。

第十四条第四項中「国家行政組織法第十九条第三項」を「内閣府設置法第六十三条第四項」に改める。

第二章第二節中第四款を第五款とし、第三款を第四款とし、第二款を第三款とし、第一款の次に次の一款を加える。

第二款　審議会等

（防衛施設中央審議会）

第十六条の二　別に法律で定めるところにより防衛庁に置かれる審議会等で本庁に置かれるものは、防衛施設中央審議会とする。

2　防衛施設中央審議会については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第十七条第五項、第十八条第七項、第二十八条の二第四項及び第三十条第五項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（契約本部）

第三十一条　本庁に、契約本部を置く。

2　契約本部は、第十条第六号に規定する装備品等及び役務の調達に関する契約に関する事務（原価計算及び原価監査を除く。）を行う機関とする。

3　契約本部の内部組織は、政令で定める。

4　契約本部の位置は、内閣府令で定める。

第三十二条第一項中「調達実施本部」を「契約本部」に改め、同条第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　長官は、内閣府令で定めるところにより、前項の事務のほか、地方機関に、第十条第六号に掲げる事務の一部を分掌させることができる。

3　地方機関は、前項の事務については、本庁に置かれる長官官房又は局で当該事務を所掌するものの官房長又は局長の指揮監督を受けるものとする。

第三十九条中「国家行政組織法第三条第三項ただし書」を「内閣府設置法第四十九条第三項」に改める。

第四十条第二項中「国家行政組織法第十二条第一項」を「内閣府設置法第七条第三項」に改める。

第四十一条を次のように改める。

（防衛施設庁の任務）

第四十一条　防衛施設庁は、防衛施設（第五条第十二号の所掌事務に係る施設及び同条第十九号の駐留軍の使用に供する施設及び区域をいう。）を取得し、その安定的な運用の確保を図ることを任務とする。

2　前項に定めるもののほか、防衛施設庁は、相互防衛援助協定の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。

第四十二条中「防衛施設庁は」の下に「、前条の任務を達成するため」を加え、「第八号から第十一号まで及び第十五号から第四十号まで」を「第九号から第十二号まで、第十六号及び第十九号から第三十二号まで」に改める。

第四十三条から第五十一条まで　削除

第四十三条から第五十一条までを次のように改める。

第五十六条第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第六十一条第一項中「第五条第二十二号又は第三十五号から第三十八号まで」を「第五条第二十四号又は第二十五号」に改め、同条第三項を削る。

附則中第十五項を第十八項とし、第二項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の三項を加える。

（所掌事務の特例）

2　防衛庁は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十四年六月十九日	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）第五条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法第六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条及び第八条の規定による措置に関すること。
平成十五年五月十六日	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関すること。

3　防衛施設庁は、第四十一条の任務を達成するため、第四十二条に規定する事務のほか、前項の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

（職員の身分取扱の特例）

4　第六十一条の規定の適用については、平成十五年五月十六日までの間、同条第一項中「第五条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第五条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

（自衛隊法の一部改正）

第十三条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び防衛政務次官」を「、防衛庁副長官及び防衛政務官」に、「参事官」を「防衛参事官」に、「調達実施本部」を「契約本部」に、「第五条第二十二号又は第三十五号から第三十八号まで」を「第五条第二十四号又は第二十五号」に改め、同条第五項中「防衛政務次官」を「防衛庁副長官、防衛政務官」に改める。

第四十九条の見出し中「及び公正審査会」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「並びに公正審査会の組織及び運営」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

附則中第三十項を第三十一項とし、第十六項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、第十五項の次に次の一項を加える。

16　第二条の規定の適用については、平成十五年五月十六日までの間、同条第一項中「第五条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第五条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第十四条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

第三十三条第一項及び第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「、前条に規定するもののほか」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十四条から第三十九条までを次のように改める。

第三十四条　削除

（委員）

第三十五条　審議会の委員は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て、任命する。

第三十六条から第三十八条まで　削除

（政令への委任）

第三十九条　第三十一条、第三十三条及び第三十五条に規定するもののほか、審議会の組織及び委員その他の職員その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条から第七十条まで　削除

（原子力基本法の一部改正）

第十五条　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「総理府」を「内閣府」に改める。

（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正）

第十六条　原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総理府」を「内閣府」に改める。

第二条第二号中「総合調整」を「調整」に改め、同条第五号中「試験研究」を「試験及び研究」に改め、同条第六号中「養成訓練」を「養成及び訓練」に、「教授研究」を「教授及び研究」に改める。

第四条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第五条の見出し及び同条第一項中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同条第二項及び第三項中「委員」を「委員長又は委員」に改め、同条第四項を削る。

第六条の見出し中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同条第一項中「委員の」を「委員長及び委員の」に改め、「補欠の」の下に「委員長又は」を加え、同条第二項中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同条第三項中「委員は」を「委員長及び委員は」に、「新たに委員」を「後任者」に改める。

第七条の見出しを「（委員長及び委員の罷免）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「委員」を「委員長若しくは委員」に改め、同項を同条とする。

第八条第四項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改める。

第九条（見出しを含む。）及び第十条（見出しを含む。）中「委員」を「委員長及び委員」に改める。

第十一条第一項中「常勤の委員」を「委員長及び常勤の委員」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第十五条第二項中「第四条第二項及び第三項」を「第四条」に改める。

第十七条第一項中「及び関係行政機関の職員」を削り、同条第三項中「学識経験のある者のうちから任命される」を削り、同条第四項中「前項の」を削る。

第二十一条を次のように改める。

（事務局）

第二十一条　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4　事務局の内部組織は、政令で定める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

（選挙制度審議会設置法の一部改正）

第十七条　選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総理府」を「内閣府」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第四条第一項中「三十人」を「二十七人」に改める。

（災害対策基本法の一部改正）

第十八条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「総理府」を「内閣府」に改め、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四　前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

五　内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第九条第一項に規定する特命担当大臣（同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものに限る。以下「防災担当大臣」という。）がその掌理する事務について行う諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

六　防災担当大臣が命を受けて掌理する事務に係る前号の重要事項に関し、当該防災担当大臣に意見を述べること。

第十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第五号の防災担当大臣の諮問に応じて中央防災会議が行う答申は、当該諮問事項に係る事務を掌理する防災担当大臣に対し行うものとし、当該防災担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

第十二条第五項を次のように改める。

5　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　防災担当大臣

二　防災担当大臣以外の国務大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

第十二条第八項及び第九項を次のように改める。

8　中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長（国務大臣を除く。）若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

9　幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

第十二条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とする。

第二十四条第一項中「国家行政組織法第八条の三」を「内閣府設置法第四十条第二項」に、「総理府」を「内閣府」に改める。

第二十五条第四項に後段として次のように加える。

非常災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

第二十五条第五項中「職員は、」の下に「内閣官房若しくは」を加える。

第二十八条の二第一項中「国家行政組織法第八条の三」を「内閣府設置法第四十条第二項」に、「総理府」を「内閣府」に改める。

第二十八条の三第五項に後段として次のように加える。

緊急災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ緊急災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

第二十八条の三第六項を次のように改める。

6　緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国務大臣

二　内閣危機管理監

三　副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

第二十八条の三第七項中「職員は、」の下に「内閣官房若しくは」を加える。

（消費者保護基本法の一部改正）

第十九条　消費者保護基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「総理府」を「内閣府」に改める。

第十九条第三項中「関係行政機関の長」を「内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第九条第一項に規定する特命担当大臣」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

第二十条中「経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）第八条」を「内閣府設置法第三十八条」に改める。

（交通安全対策基本法の一部改正）

第二十条　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「総理府」を「内閣府」に改める。

第十五条第三項中「指定行政機関の長」を「内閣官房長官、指定行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第九条第一項に規定する特命担当大臣」に改め、同条第五項中「総務庁」を「内閣府」に、「運輸省」を「国土交通省」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第二十一条　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「沖縄開発庁」を「内閣府」に改める。

第五十三条第一項中「三十人」を「二十人」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六号中「十一人」を「十四人」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「前項第四号から第六号まで」を「前項第三号から第五号まで」に改める。

（国民生活安定緊急措置法の一部改正）

第二十二条　国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

（国民生活審議会への諮問等）

第二十七条　国民生活審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第二十三条　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「国家行政組織法第八条の三」を「内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第四十条第二項」に、「総理府」を「内閣府」に改める。

第十一条第五項に後段として次のように加える。

地震災害警戒副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

第十一条第六項を次のように改める。

6　地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　本部長及び地震災害警戒副本部長以外のすべての国務大臣

二　内閣危機管理監

三　内閣府副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

第十一条第七項中「職員は、」の下に「内閣官房若しくは」を加える。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第二十四条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「総理府」を「内閣府」に改める。

第五条第六項中「及び関係行政機関の長」を「、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第九条第一項に規定する特命担当大臣」に改める。

（国会等の移転に関する法律の一部改正）

第二十五条　国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「総理府」を「内閣府」に改める。

（衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正）

第二十六条　衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総理府」を「内閣府」に改める。

第五条の見出しを「（国会への報告）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（高齢社会対策基本法の一部改正）

第二十七条　高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「総理府」を「内閣府」に改める。

第十六条第三項中「関係行政機関の長」を「内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第九条第一項に規定する特命担当大臣」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

（金融再生委員会設置法の一部改正）

第二十八条　金融再生委員会設置法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融庁設置法

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　金融庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節　金融庁の設置（第二条）

第二節　金融庁の任務及び所掌事務等（第三条―第五条）

第三章　審議会等（第六条―第二十三条）

第四章　雑則（第二十四条）

附則

第一条中「金融再生委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に」を「金融庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を」に、「遂行するに足る」を「遂行するため必要な」に改める。

「第二章　金融再生委員会　第一節　通則　」を「第二章　金融庁の設置並びに任務及び所掌事務等　第一節　金融庁の設置」に改める。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条　内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、金融庁を設置する。

2　金融庁の長は、金融庁長官（以下「長官」という。）とする。

第二章第二節の節名、同節第一款及び第二款の款名並びに同章第三節の節名を削る。

第二条の次に次の節名を付する。

第二節　金融庁の任務及び所掌事務等

第二条及び第四条を次のように改める。

（任務）

第三条　金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条　金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　次号イからヘまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

三　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

イ　銀行業、信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）又は無尽業を営む者

ロ　銀行持株会社

ハ　信用金庫、労働金庫、信用協同組合、

農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者

ニ　信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

ホ　生命保険業又は損害保険業を営む者

ヘ　保険持株会社

ト　船主相互保険組合

チ　火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会

リ　証券業を営む者

ヌ　証券金融会社

ル　証券投資信託委託業を営む者

ヲ　証券投資法人

ワ　証券取引所

カ　証券業協会

ヨ　投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。）を営む者

タ　金融先物取引業を営む者

レ　金融先物取引所

ソ　貸金業を営む者

ツ　特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）

ネ　抵当証券業を営む者

ナ　抵当証券保管機構

ラ　特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）

ム　商品投資販売業を営む者

ウ　特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者

キ　不動産特定共同事業を営む者

四　預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五　預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあっせんを行うこと。

六　農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあっせんを行うこと。

七　保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

八　保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

九　投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十　投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。

十一　日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

十二　準備預金制度に関すること。

十三　金融機関の金利の調整に関すること。

十四　損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十五　自動車損害賠償責任共済に関すること。

十六　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二章から第二章の三までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

十七　企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。

十八　公認会計士、会計士補及び監査法人に関すること。

十九　株式、社債その他の有価証券の保管、振替及び登録に関すること。

二十　前払式証票の規制に関すること。

二十一　金融に係る知識の普及に関すること。

二十二　勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。

二十三　証券取引及び金融先物取引に係る犯則事件の調査に関すること。

二十四　所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十五　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十六　金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

二十七　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務

第五条から第十四条までを削る。

第十五条の見出しを「（関係行政機関との協力）」に改め、同条第一項中「金融再生委員会は、その」を「長官は、金融庁の」に、「、日本銀行、預金保険機構その他の者」を「の長」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　長官及び金融関連業者（金融庁の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう。）に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

第十五条を第五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章　審議会等

第十六条から第二十条までを削る。

第二十一条に次の一項を加え、同条を第六条とする。

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより金融庁に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
自動車損害賠償責任保険審議会	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）
公認会計士審査会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

第二十二条第一項中「金融再生委員会、金融庁長官又は大蔵大臣」を「内閣総理大臣、長官又は財務大臣」に改め、同項に次の五号を加える。

三　内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて責任保険（自動車損害賠償保障法第五条に規定する責任保険をいう。）に関する重要事項を調査審議すること。

四　前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

五　金融機関の金利に関し、内閣総理大臣、長官、財務大臣又は日本銀行の政策委員会（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十四条に規定する政策委員会をいう。）に意見を述べること。

六　内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて公認会計士制度に関する重要事項を調査審議すること。

七　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第二十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2　金融審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

第二十三条中「は、第四条第十一号、第十六号、第十七号及び第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき」を「（以下「委員会」という。）は、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十八年法律第五号）及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の規定により」に、「に係る事務並びに同条第二十二号に掲げる事務をつかさどる」を「を処理する」に改め、同条を第八条とする。

第二十四条中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条を第九条とする。

第二十五条第一項中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（委員長）

第十一条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第二十六条を第十二条とし、第二十七条を第十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

（委員長及び委員の身分保障）

第十四条　委員長及び委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

（委員長及び委員の罷免）

第十五条　内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条に該当する場合は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長及び委員の服務等）

第十六条　委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3　委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（委員長及び委員の給与）

第十七条　委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第二十八条を削る。

第二十九条中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条を第十八条とする。

第三十条第一項中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条を第十九条とする。

第三十一条第一項中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に、「その他の法律」を「、外国証券業者に関する法律又は金融先物取引法（これらの法律に基づく命令を含む。）に、「金融再生委員会及び金融庁長官」を「内閣総理大臣及び長官」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に、「第一項」を「前項」に、「金融再生委員会及び金融庁長官」を「内閣総理大臣及び長官」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第二十条とする。

第三十二条中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に、「金融再生委員会、金融庁長官又は大蔵大臣」を「内閣総理大臣、長官又は財務大臣」に改め、同条を第二十一条とする。

第三十三条を削る。

第三十四条中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条及び一章を加える。

（政令への委任）

第二十三条　第八条から前条までに規定するもののほか、委員会の所掌事務その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（官房及び局の数等）

第二十四条　金融庁は、内閣府設置法第五十三条第三項に規定する庁とする。

2　内閣府設置法第五十三条第三項の規定に基づき金融庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

第三十五条から第三十八条までを削る。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第八条を次のように改める。

（所掌事務の特例）

第八条　金融庁は、第三条の任務を達成するた

め、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の規定に基づく事務

二　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）の規定に基づく事務

附則に次の八条を加える。

（株価算定委員会）

第九条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の規定に基づく株価算定委員会の事務が終了する日として政令で定める日までの間、金融庁に株価算定委員会を置く。

2　株価算定委員会は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第四十条の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第十条　株価算定委員会は、委員五人をもって組織する。

2　委員は、非常勤とする。

（委員長）

第十一条　株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、株価算定委員会を代表する。

3　株価算定委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十二条　委員は、法務、金融、会計等に関し優れた識見と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期）

第十三条　委員の任期は、附則第九条第一項の政令で定める日までとする。

（関係行政機関との協力）

第十四条　株価算定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、金融庁長官を通じて、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（準用規定）

第十五条　第十二条第二項及び第三項、第十四条、第十五条並びに第十六条第一項及び第二項の規定は、株価算定委員会の委員について準用する。この場合において、第十四条中「委員会」とあるのは、「株価算定委員会」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第十六条　附則第九条から前条までに規定するもののほか、株価算定委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十九条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「総理府」を「内閣府」に改める。

（男女共同参画社会基本法の一部改正）

第三十条　男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

目次中「男女共同参画審議会（第二十一条―第二十六条）」を「男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特

に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　総務省関係

（恩給法の一部改正）

第三十一条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「、政務次官」を削る。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第三十二条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「組織及び権限」を「設置、任務及び所掌事務並びに組織等」に改める。

「第一節　組織及び権限」を「第一節　設置、任務及び所掌事務並びに組織等」に改める。

第二十七条第一項中「この法律の目的を達成するため、」を「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、第一条の目的を達成することを任務とする」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

第二十七条の二各号列記以外の部分を次のように改める。

公正取引委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

第二十七条の二第五号を次のように改める。

五　所掌事務に係る国際協力に関すること。

第三十五条第五項中「（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第二項、第五項及び第六項並びに第十九条」を「第七条第二項、第四項及び第五項並びに第二十一条（第五項を除く。）」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

第三十五条の二第四項中「総理府令」を「総務省令」に改める。

第三十五条の三を削る。

第百十五条を削る。

（地方自治法の一部改正）

第三十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十条の七第一項中「総理府」を「総務省」に改める。

第二百五十条の九第一項、第三項、第四項、第八項から第十一項まで及び第十五項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

第二百五十一条第二項、第三項第三号及び第七号並びに第四項中「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同条第五項中「内閣総理大臣」及び「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

第三十四条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

第二条第三項第七号を次のように改める。

七　副大臣及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官

第二条第三項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　政務官

第二条第三項第八号を次のように改める。

八　内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

第五十五条第一項中「別段の定」を「別段の定め」に改め、「並びに」の下に「宮内庁長官及び」を、「直属する機関」の下に「（内閣府を除く。）」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

（消防組織法の一部改正）

第三十五条　消防組織法（昭和二十二年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基づき、自治省」を「基づいて、総務省」に改める。

第四条中「消防庁は」の下に「、前項の任務を達成するため」を加え、同条第一号中「研究」を「企画」に改め、同条第三号中「放火及び失火」を「火災」に、「確立」を「企画及び立案」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　火災の調査に係る技術の向上及び火災の調査員の訓練に関する事項

第四条第五号中「の研究及び立案」を削り、同条第九号中「試験研究」を「試験及び研究」に改め、同条第十七号から第十八号の二までを削り、同条第十六号中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）の施行」を「消防団員等の公務災害補償等」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十五号中「の研究及び立案」を削り、同号を同条第十七号とし、同条第十四号の二中「市町村の消防が行う」及び「の研究及び立案」を削り、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「の研究及び立案」を削り、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「市町村の」及び「の研究及び立案」を削り、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「危険物取扱者試験及び消防設備士試験の基準の作成」を「危険物取扱者及び消防設備士」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の二中「消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物の判定に係る試験の方法の研究及び立案」を「危険物の判定の方法及び保安の確保」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十九号中「非常勤消防団員が退職した場合における報償の実施」を「消防に関する表彰及び報償」に改め、同条第二十五号中「その権限に属する」を「消防庁に属させられた」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第二十四号を同条第二十五号とし、同条第二十三号を同条第二十四号とし、同条第二十二号中「の施行」を「第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十一号中「石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設」を「石油パイプライン事業の用に供する施設」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十号中「で消防に係るもの」を削り、同

号を同条第二十一号とし、同条第十九号の次に次の一号を加える。

二十　消防の応援に関する事項

第四条に第一項として次の一項を加える。

消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要のある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

（日本学術会議法の一部改正）

第三十六条　日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項、第六条の二第二項及び第十六条第三項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

（簡易生命保険法の一部改正）

第三十七条　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九十条を次のように改める。

第九十条　削除

第九十五条を次のように改める。

第九十五条　削除

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第三十八条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

第一条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　副大臣及び法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁の副長官（別表第一において「副長官」という。）

第一条第八号を次のように改める。

八　政務官

別表第一官職名の欄中「内閣官房副長官」を「内閣官房副長官　副大臣及び副長官」に、「政務次官」を「政務官」に、「金融再生委員会委員」を「内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第三十九条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第十六項中「自治省」を「総務省」に改める。

第八十九条第一項第一号中「及び政務次官」を「、副大臣（法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。）及び政務官」に改める。

（電波法の一部改正）

第四十条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の二中「その事務に関する事項を調査審議し、郵政大臣に必要な勧告をし、並びにこの法律に基づく郵政大臣又は地方電気通信監理局長若しくは沖縄郵政管理事務所長の処分並びに放送法、」を「この法律及び放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理し、並びに」に、「郵政大臣の」を「総務大臣の」に、「郵政省」を「総務省」に改める。

第九十九条の三第一項及び第二項、第九十九条の七並びに第九十九条の八中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

第九十九条の十第三項中「外」を「ほか」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。

（地方税法の一部改正）

第四十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百八十八条の二を削る。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四十二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方公務員共済組合審議会（第百二十二条―第百二十五条）」を「削除」に改める。

「第八章　地方公務員共済組合審議会」を「第八章　削除」に改める。

第百二十二条から第百二十五条までを次のように改める。

第百二十二条から第百二十五条まで　削除

（公害等調整委員会設置法の一部改正）

第四十三条　公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所掌事務の範囲及び権限を明確に」を「設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を」に、「に足る」を「ため必要な」に改める。

第二条中「総理府」を「総務省」に改める。

第三条中「一般公益等との調整を図ることをその主たる」を「一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るほか、土地その他の物又は地上権その他の権利の収用又は使用に関する手続に寄与することを」に改める。

第四条を次のように改める。

（所掌事務）

第四条　委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。

二　鉱区禁止地域の指定に関すること。

三　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の定めるところにより不服の裁定を行うこと。

四　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十七条第二項又は第百三十一条第一項の意見を述べること。

五　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会にさせられた事務

第十八条第二項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

（簡易生命保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十四条　簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第六項中「簡易生命保険審査会は、新保険法第九十条第二項」を「郵政審議会は、総務省設置法（平成十一年法律第　号）第十八条第一項及び同条第二項に基づく政令」に改める。

第六章　法務省関係

（検察庁法の一部改正）

第四十五条　検察庁法（昭和二十二年法律第六十

一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「総理府」を「法務省」に改め、「、検察官、法務省の官吏」を削り、「及び日本学士院会員」を「、日本学士院会員及び学識経験者」に改める。

（司法試験法の一部改正）

第四十六条　司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

（司法試験管理委員会）

第十二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、法務大臣の所轄の下に司法試験管理委員会を置く。

第十二条の次に次の二条を加える。

（任務）

第十二条の二　司法試験管理委員会は、司法試験に関する事項を適正に管理することを任務とする。

（所掌事務）

第十二条の三　司法試験管理委員会は、前条の任務を達成するため、司法試験に関する事務をつかさどる。

第十三条第四項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

（犯罪者予防更生法の一部改正）

第四十七条　犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（政令への委任）

第十一条　第三条から前条までに規定するもののほか、審査会の委員その他の職員その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（弁護士法の一部改正）

第四十八条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「、内閣危機管理監」の下に「、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官」を加え、「、政務次官」を「、副大臣（法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。）、政務官」に改める。

（公安調査庁設置法の一部改正）

第四十九条　公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条から第四条までを次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、公安調査庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、法務省の外局として、公安調査庁を設置する。

2　公安調査庁の長は、公安調査庁長官とする。

（任務）

第三条　公安調査庁は、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条　公安調査庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　破壊的団体の規制に関する調査に関すること。

二　破壊的団体に対する処分の請求に関すること。

三　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき公安調査庁に属させられた事務

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（公安調査局）

第十一条　公安調査庁に、地方支分部局として、公安調査局を置く。

2　公安調査局は、公安調査庁の所掌事務のうち、第四条第一号に掲げる事務を分掌する。

3　公安調査局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4　公安調査局に、政令で定める数の範囲内において、法務省令で定めるところにより、部を置くことができる。

5　前項に定めるもののほか、公安調査局の内部組織は、法務省令で定める。

（公安調査事務所）

第十二条　公安調査局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、政令で定める数の範囲内において、公安調査事務所を置く。

2　公安調査事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令で定める。

第十四条第三項を削る。

（公安審査委員会設置法の一部改正）

第五十条　公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、公安審査委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（設置）

第一条の二　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、法務省の外局として、公安審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第一条の三　委員会は、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体の規制に関し適正な審査及び決定を行うことを任務とする。

第二条を次のように改める。

（所掌事務）

第二条　委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　破壊的団体に対する規制に関する審査を行うこと。

二　破壊的団体に対する活動制限の処分を行うこと。
三　破壊的団体に対する解散の指定を行うこと。
四　前三号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務
第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。
（人権擁護施策推進法の一部改正）
第五十一条　人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項及び第三項中「、文部大臣、総務庁長官」を「、文部科学大臣、総務大臣」に改める。
第七章　外務省関係
（外務公務員法の一部改正）
第五十二条　外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。
第十六条の二を削る。
第八章　財務省関係
（関税定率法の一部改正）
第五十三条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二十二条を次のように改める。
第二十二条　削除
（財政法の一部改正）
第五十四条　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
附則第八条を削る。
（国有財産法の一部改正）
第五十五条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第九条の二の前の見出しを「（国有財産地方審議会）」に改め、同条中「大蔵省に国有財産中央審議会（以下「中央審議会」という。）を、」を削り、「財務局ごとに」を「財務局ごとに、」に改める。
第九条の三第一項及び第二項を削り、同条第三項中「応じ、」を「応じて」に改め、「必要と認める事項を」を削り、「建議する」を「意見を述べることができる」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とする。
第九条の四を次のように改める。
第九条の四　前条に定めるもののほか、地方審議会の組織及び委員その他の職員その他地方審議会に関し必要な事項については、政令で定める。
第九条の五及び第九条の六を削る。
（外国為替及び外国貿易法の一部改正）
第五十六条　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
目次中「第六章の三　外国為替等審議会（第五十五条の十・第五十五条の十一）」を「第六章の三　削除」に改める。
第六章の三を次のように改める。
第六章の三　削除
第五十五条の十及び第五十五条の十一　削除
（旧軍港市転換法の一部改正）
第五十七条　旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「十六人」を「十五人」に改め、同条第三項第三号中「大蔵省、通商産業省、運輸省及び建設省の職員」を「財務省、経済産業省及び国土交通省の職員」に改め、同条第四項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。
（資金運用部資金法の一部改正）
第五十八条　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第八条から第十一条までを次のように改める。
第八条から第十一条まで　削除
第十一条の二を削る。
第十四条を次のように改める。
第十四条　削除
（税理士法の一部改正）
第五十九条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。
目次中「第五章の二　税理士審査会（第四十八条の二―第四十八条の十）」を削る。
第五章の二を削る。
（連合国財産補償法の一部改正）
第六十条　連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。
第二十条第一項中「大蔵省」を「財務省」に改める。
（酒税法の一部改正）
第六十一条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第七章　酒類審議会（第三十七条―第三十九条）」を「第七章　削除」に改める。
第七章を次のように改める。
第七章　削除
第三十七条から第三十九条まで　削除
（関税法の一部改正）
第六十二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第九十二条を次のように改める。
第九十二条　削除
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第六十三条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
目次中「第八章　国家公務員共済組合審議会（第百十一条）　第九章　雑則（第百十二条―第百二十七条）　第十章　罰則（第百二十八条―第百三十一条）」を「第八章　雑則（第百十一条―第百二十七条）　第九章　罰則（第百二十八条―第百三十一条）」に改める。
第八章を削る。
第九章中第百十二条を第百十一条とし、第百十三条を第百十二条とし、第百十三条の二を第百十三条とする。
第九章を第八章とし、第十章を第九章とする。
（国税通則法の一部改正）
第六十四条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第七十八条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。
第百条を次のように改める。
第百条　削除
（地震保険に関する法律の一部改正）
第六十五条　地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「大蔵省」を「財務省」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第九章　文部科学省関係

（学校教育法の一部改正）

第六十六条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の三及び第六十九条の四を削る。

（国立学校設置法の一部改正）

第六十七条　国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「この法律により」を「文部科学省に」に改め、同条第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第三条第三項、第四条第二項、第五条、第六条の二及び第七条中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

第七条の二第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第七条の三第一項ただし書、第二項第二号及び第三号並びに第三項第一号中「文部省令」を「文部科学省令」に改め、同条第四項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第七条の四第一項第三号、第七条の六、第七条の八並びに第七条の九第三項及び第四項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

第九条の五第一号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十条、第十三条及び附則第五項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第六十八条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十八条から第二十四条までを次のように改める。

第十八条から第二十四条まで　削除

（文化財保護法の一部改正）

第六十九条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「文化財保護審議会（第八十四条―第八十四条の四）」を「文化審議会への諮問（第八十四条）」に改める。

第五章の四の章名を次のように改める。

第五章の四　文化審議会への諮問

第八十四条を削る。

第八十四条の二の見出し中「審議会」を「文化審議会」に改め、同条第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「審議会」を「文化審議会」に改め、同条第二項中「審議会」を「文化審議会」に改め、同条を第八十四条とする。

第八十四条の三及び第八十四条の四を削る。

第百十六条第二項中「文化財保護審議会においては」を「文化審議会は」に、「第一条の規定による輸出及び移出の許可、同法第二条」を「第二条第一項」に、「取消」を「取消し」に改め、「その他重要美術品等の保存に関する重要事項」を削り、「且つ、これらの事項」を「及びこれ」に改める。

（文化功労者年金法の一部改正）

第七十条　文化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（文化功労者の決定）

第二条　文化功労者は、文部科学大臣が決定する。

2　文部科学大臣は、前項の規定により文化功労者を決定しようとするときは、候補者の選考を文化審議会に諮問し、その選考した者のうちからこれを決定しなければならない。

第三条から第七条までを削り、第八条を第三条とする。

（宗教法人法の一部改正）

第七十一条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「文部省」を「文部科学省」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　宗教法人審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第七十一条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　宗教法人審議会は、所轄庁がこの法律の規定による権限（前項に規定する事項に係るものに限る。）を行使するに際し留意すべき事項に関し、文部科学大臣に意見を述べることができる。

第七十二条第二項中「文化庁長官の申出により、文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第七十四条第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第七十五条第三項中「文部大臣が大蔵大臣」を「文部科学大臣が財務大臣」に改める。

第七十七条中「除く外」を「除くほか」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

（ユネスコ活動に関する法律の一部改正）

第七十二条　ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「わが国」を「我が国」に、「として」を「として、文部科学省に」に、「設置する」を「置く」に改め、同条第二項を削る。

第六条第一項中「関係大臣」を「関係各大臣」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「関係大臣」を「関係各大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第九条第一項中「左の」を「次の」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十一条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十二条第二項中「基き、文部大臣」を「基づき、文部科学大臣」に改める。

第十三条第三項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十八条第一項中「文部省」を「文部科学省」に改める。

（日本学士院法の一部改正）

第七十三条　日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

（放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正）

第七十四条　放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「科学技術庁」を「文部科学省」に改める。

第五条を次のように改める。

（審議会の所掌事務）

第五条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

第七条第一項中「三十人」を「二十人」に改め、同条第二項中「関係行政機関の職員及び」を削り、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第四項中「（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）」を削り、同条第五項中「前項の」を削る。

（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）

第七十五条　原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「科学技術庁」を「文部科学省」に改める。

（大学の運営に関する臨時措置法の一部改正）

第七十六条　大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（技術士法の一部改正）

第七十七条　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　技術士審議会（第四十八条―第五十三条）」を「第五章　技術士審議会（第四十八条―第五十三条）」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章　削除

第四十八条から第五十三条まで　削除

（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の一部改正）

第七十八条　生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

（地震防災対策特別措置法の一部改正）

第七十九条　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「総理府」を「文部科学省」に改める。

第八条第一項中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第四項中「科学技術庁」を「文部科学省」に改める。

第九条第二項及び第十条第三項中「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十章　厚生労働省関係

（労働関係調整法の一部改正）

第八十条　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「行ふ」を「行う」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第八十一条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第九十七条　削除

第九十八条に見出しとして「（地方労働基準審議会）」を付し、同条第一項中「及び改正」及び「、労働省に中央労働基準審議会を」を削り、同条第二項中「中央労働基準審議会は」を「地方労働基準審議会は、」に、「以下この項において同じ。）の施行及び改正」を「）の施行」に改め、「、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）に基づきその権限に属する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の施行に関する重要事項を、地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、労働安全衛生法、作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行及び改正に関する事項」を削り、同条第三項中「中央労働基準審議会及び地方労働基準審議会（以下「労働基準審議会」という。）は、中央労働基準審議会にあつては労働大臣の、地方労働基準審議会にあつては」を「地方労働基準審議会は、」に改め、同条第四項中「労働基準審議会」を「地方労働基準審議会」に、「各々」を「各」に改め、同条第五項中「労働基準審議会」を「地方労働基準審議会」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第八十二条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

（職業安定法の一部改正）

第八十三条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「政府」を「公共職業安定所」に、「事項を行わせるために」を「業務を行い」に、「公共職業安定所を設置」を「機関と」に改め、同条第二項及び第四項を削る。

第十二条第一項中「、労働省に中央職業安定審議会を」を削り、同条第二項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「、中央職業安定審議会は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、労働者派遣法、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の施行並びに駐留軍関係離職者対策に関する重要事項その他他の法律に基づきその権限に属させられた事項を」を削り、同条第四項中「中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に、」を削り、同条第八項中「中央職業安定審議会の委員は、労働大臣が任命し、地方職業安定審議会及び地区職業安定審議会」を「職業安定審議会」に改め、同条第九項から第十二項までを削る。

（児童福祉法の一部改正）

第八十四条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「児童福祉審議会」を「児童福祉審議会

等」に改める。

第一章第二節の節名を次のように改める。

第二節　児童福祉審議会等

第八条第二項中「前項の」を「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する」に、「第六条第二項」を「第六条第一項」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第四項中「中央児童福祉審議会は、厚生大臣の、第二項」を「第一項」に改め、同条第五項中「第二項ただし書」を「第一項ただし書」に、「第八項及び」を「第七項及び」に、「、第二項」を「、第一項」に、「第六条第三項」を「第六条第二項」に改め、同条第六項中「中央児童福祉審議会、」を削り、同条第七項中「児童福祉審議会」を「社会保障審議会及び児童福祉審議会」に改め、同条第八項中「中央児童福祉審議会」を「社会保障審議会」に改め、同条第一項を削る。

第九条第一項中「中央児童福祉審議会は、委員五十五人以内で、都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会」を「児童福祉審議会」に改め、同条第三項中「、厚生大臣」を削る。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正）

第八十五条　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（食品衛生法の一部改正）

第八十六条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　食品衛生調査会」を「第七章　削除」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章　削除

第二十五条　削除

第二十九条第一項中「第二十五条」を「第二十四条」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（医師法の一部改正）

第八十七条　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　医師試験委員

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

第二十五条及び第二十六条　削除

（医療法の一部改正）

第八十八条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の二第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（労働組合法の一部改正）

第八十九条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「使用者を」を「労働委員会は、使用者を」に改め、「労働委員会を設置する」を削る。

第十九条の二を次のように改める。

（中央労働委員会）

第十九条の二　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働大臣の所轄の下に、中央労働委員会を置く。

2　中央労働委員会は、労働者が団結することを擁護し、及び労働関係の公正な調整を図ることを任務とする。

3　中央労働委員会は、前項の任務を達成するため、第五条、第十一条、第十八条、第二十六条及び第二十七条の規定による事務、労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務並びに労働関係調整法第三十五条の二及び第三十五条の三の規定による事務その他法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき中央労働委員会に属させられた事務をつかさどる。

第十九条の三第二項及び第三項、第十九条の十第二項及び第三項並びに第十九条の十一第一項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第十九条の十三第一項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項中「第十九条の三第一項」を「第十九条の二、第十九条の三第一項」に、「第四項後段（」を「第四項（第十九条の二の準用に係る部分及び」に改め、「、第十九条の二中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と」を削り、「運輸大臣」と、「」を「国土交通大臣」と、「」に、「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、前条第一項」を「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、前条第一項」に、「運輸大臣」と、第二十五条第二項」を「国土交通大臣」と、第二十五条第一項」に改める。

第二十五条の見出しを「（中央労働委員会の管轄等）」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第九十条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　身体障害者福祉審議会（第六条―第八条）」を「第二節　削除」に、「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第一章第二節を次のように改める。

第二節　削除

第六条から第八条まで　削除

第二十五条に次の一項を加える。

5　社会保障審議会は、この条に規定する業務の運営について必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の機関に対し、勧告をすることができる。

第二章中第二十五条の次に次の一条を加える。

（芸能、出版物等の推薦等）

第二十五条の二　社会保障審議会は、身体障害者の福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

（社会保険医療協議会法の一部改正）

第九十一条　社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生省」を「厚生労働省」に改める。

第二条第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ九第二項の規定による定め、同法第四十三条ノ十七第二項の規定による基準、同法第四十四条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項

第二条第一項第二号中「（大正十一年法律第七十号）」を削り、同項第三号中「（昭和十四年法律第七十三号）」を削り、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同条第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第三条第二項、第三項及び第六項から第八項まで並びに第七条第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第八条中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

第九十二条　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に、「・第八十三条の三」を「―第八十三条の四」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　地方社会福祉審議会

第六条の見出しを「（地方社会福祉審議会）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「中央社会福祉審議会は厚生大臣の、」を削り、「都道府県知事」を「、都道府県知事」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第七条第一項中「中央社会福祉審議会は委員二十五人以内、地方社会福祉審議会は」を「地方社会福祉審議会は、」に改め、同条第二項中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第九条中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第十条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とする。

第十二条中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第九章中第八十三条の三を第八十三条の四とし、第八十三条の二を第八十三条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（芸能、出版物等の推薦等）

第八十三条の二　社会保障審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第九十三条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十二条第一項及び第二項中「且つ」を「かつ」に、「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十五条及び第二十九条第二号中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第九十四条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十七条、第三十一条及び第三十五条第一項第二号中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十六条中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正）

第九十五条　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第六項中「中央環境衛生適正化審議会は関係各行政機関に、」を削り、「及び中央環境衛生適正化審議会」を「及び厚生科学審議会」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十九条中「、中央環境衛生適正化審議会の組織及び運営に関し必要な事項は政令で」を削る。

第六十一条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「又は環境衛生適正化審議会」を「、厚生科学審議会又は都道府県環境衛生適正化審議会」に改める。

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第九十六条　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「総理府」を「厚生労働省」に改める。

第五条第二項中「内閣官房長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項及び第五項中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（最低賃金法の一部改正）

第九十七条　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「労働省」を「厚生労働省」に改める。

第二十七条第一項中「ほか、労働大臣又は」を「ほか、地方最低賃金審議会にあつては、」に、「事項を労働大臣又は」を「事項を」に改め、同条第二項中「最低賃金審議会」を「地方最低賃金審議会」に改め、「労働大臣又は」を削る。

第二十八条第二項及び第三項を削る。

第二十九条の見出しを「（委員）」に改め、同条第一項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び特別委員」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十一条第四項中「第二十八条第二項及び第三項、」を削り、「、第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同条第五項中「行なう」を「行う」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「きく」を「聴く」に改める。

第四十一条第二項から第四項までを削る。

第四十二条第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第二十八条第三項、第二十九条第五項及び前条第三項の規定は前項の特別委員について、」を削り、「最低賃金専門部会について」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第九十八条　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条　削除

（じん肺法の一部改正）

第九十九条　じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　じん肺審議会（第二十四条―第三十一条）」を「第三章　削除」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第二十四条から第三十一条まで　削除

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第百条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　障害者雇用審議会（第七十二条―第七十七条）」を「第五章　削除」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章　削除

第七十二条から第七十七条まで　削除

（薬事法の一部改正）

第百一条　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「薬事審議会」を「地方薬事審議会」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　地方薬事審議会

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第百二条　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（都道府県児童福祉審議会等の権限）」に改め、同条中「中央児童福祉審議会、」を削り、「第八条第四項」を「第八条第三項」に、「同条第二項ただし書」を「同条第一項ただし書」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、「、中央児童福祉審議会は厚生大臣の」を削る。

（母子保健法の一部改正）

第百三条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（都道府県児童福祉審議会等の権限）」に改め、同条中「中央児童福祉審議会、」を削り、「第八条第四項」を「第八条第三項」に、「同条第二項ただし書」を「同条第一項ただし書」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、「、中央児童福祉審議会は厚生大臣の」を削る。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第百四条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　中央職業能力開発審議会等（第九十五条―第九十七条）」を「第七章　削除」に、「第九十七条の二」を「第九十七条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　削除

第九十五条及び第九十六条を次のように改める。

第九十五条及び第九十六条　削除

第八章の章名を削り、第九十七条の前に次の章名を付する。

第八章　雑則

（柔道整復師法の一部改正）

第百五条　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

（家内労働法の一部改正）

第百六条　家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「（地方家内労働審議会の設置）」に改め、同条中「労働省に中央家内労働審議会を、」を削る。

第二十条の見出しを「（地方家内労働審議会の権限）」に改め、同条第一項中「中央家内労働審議会又は」及び「労働大臣又は」を削る。

第二十一条の前の見出しを「（地方家内労働審議会等の組織）」に改め、同条第一項中「中央家内労働審議会又は」を削り、同条第二項中「中央家内労働審議会」を「労働政策審議会」に改める。

第二十三条中「中央家内労働審議会」を「労働政策審議会」に改める。

（障害者基本法の一部改正）

第百七条　障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「障害者施策推進協議会（第二十七条―第三十条）」を「地方障害者施策推進協議会（第二十七条）」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　地方障害者施策推進協議会

第四章中第二十七条から第二十九条までを削り、第三十条の見出しを削り、同条を第二十七条とする。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第百八条　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（老人保健法の一部改正）

第百九条　老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正）

第百十条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　原子爆弾被爆者医療審議会（第三条―第五条）」を「第二章　削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章　削除

第三条から第五条まで　削除

第十一章　農林水産省関係

（農業災害補償法の一部改正）

第百十一条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条第二項中「ほか、主務大臣の諮問に応じて前条第二項各号に掲げる事項を調査審議する」を削る。

（獣医師法の一部改正）

第百十二条　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「二十五人」を「二十人」に改める。

（漁業法の一部改正）

第百十三条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会」を「第六章　漁業調整委員会等」に、「第四節　中央漁業調整審議会（第百十二条―第百十四条）」を「第四節　削除」に改める。

「第六章　漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会」を「第六章　漁業調整委員会等」に改める。

第六章第四節を次のように改める。

第四節　削除

第百十二条から第百十四条まで　削除

第百十九条中「本章」を「この章」に、「外」を「ほか」に改め、「及び中央漁業調整審議会」を削る。

（漁港法の一部改正）

第百十四条　漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「漁港審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に改める。

「第三章　漁港審議会」を「第三章　沿岸漁業等振興審議会」に改める。

第七条から第十二条までを次のように改める。

第七条から第十二条まで　削除

第十三条の見出しを「（調査等）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「漁港審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「漁港審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条　削除

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正）

第百十五条　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　農林物資規格調査会（第三条―第六条）」を「第二章　削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章　削除

第三条から第六条まで　削除

（森林法の一部改正）

第百十六条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「森林審議会」を「都道府県森林審議会」に改める。

「第五章　森林審議会」を「第五章　都道府県森林審議会」に改める。

第六十八条第一項中「農林水産省に中央森林審議会を、」を削り、同条第二項中「中央森林審議会又は」及び「それぞれ農林水産大臣又は」を削り、同条第三項中「中央森林審議会及び」を削る。

第六十九条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第六十九条　削除

第七十条に見出しとして「（組織）」を付する。

第七十一条第一項中「中央森林審議会及び」及び「それぞれ第六十九条第一項の委員又は」を削る。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条　削除

第七十三条中「外」を「ほか」に改め、「中央森林審議会及び」を削る。

（水産資源保護法の一部改正）

第百十七条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

（農業機械化促進法の一部改正）

第百十八条　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二」を「第二章」に、「第二章　農機具の検査（第六条―第十四条の三）」を「第三章　農機具の検査（第六条―第十五条）」に改め、「第三章　農業機械化審議会（第十五条）」を削る。

第三章を削り、第二章中第十四条の三を第十五条とし、同章を第三章とし、第一章の二を第二章とする。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第百十九条　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条から第三十三条の六までを次のように改める。

第三十一条から第三十三条の六まで　削除

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一部改正）

第百二十条　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「（都道府県生乳取引調停審議会）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「都道府県生乳取引調停審議会」の下に「（以下「調停審議会」という。）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「中央生乳取引調停審議会は農林水産大臣の、都道府県生乳取引調停審議会は」を「調停審議会は、」に改め、「それぞれ」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「中央生乳取引調停審議会及び都道府県生乳取引調停審議会（以下「調停審議会」という。）」を「調停審議会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「中央生乳取引調停審議会にあつては農林水産大臣が、都道府県生乳取引調停審議会にあつては」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「中から中央生乳取引調停審議会にあつては農林水産大臣が、都道府県生乳取引調停審議会にあつては」を「中から、」に改め、同

項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条第十一項中「中央生乳取引調停審議会にあつては政令、都道府県生乳取引調停審議会にあつては」を削り、同項を同条第十項とする。

（果樹農業振興特別措置法の一部改正）

第百二十一条　果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第八条」に、「第十四条」を「第九条」に改める。

第九条から第十三条までを削る。

第十四条中「第八条」を「前条」に改め、第六章中同条を第九条とする。

（沿岸漁業等振興法の一部改正）

第百二十二条　沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、内閣総理大臣」を削り、同条第二項中「内閣総理大臣、」を削り、同条に次の一項を加える。

3　審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）及び持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第　号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第十四条第一項中「十五人」を「三十人」に改め、同条第二項中「学識経験のある者」の下に「及び漁業の従事者の代表者」を加え、「の申出により、内閣総理大臣」を削り、同条第四項中「の申出により、内閣総理大臣」を削る。

第十六条中「組織」の下に「、所掌事務」を加える。

（甘味資源特別措置法の一部改正）

第百二十三条　甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「甘味資源審議会及び都道府県甘味資源作物生産振興審議会（第二十九条―第三十五条）」を「都道府県甘味資源作物生産振興審議会（第三十五条）」に改める。

第六章の章名を削り、第二十一条から第三十四条までを次のように改める。

第二十一条から第三十四条まで　削除

第三十五条の見出しを削り、同条の前に次の章名を付する。

第六章　都道府県甘味資源作物生産振興審議会

（林業基本法の一部改正）

第百二十四条　林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「、内閣総理大臣」を削り、同条第二項中「内閣総理大臣、」を削り、同条に次の一項を加える。

3　審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第二十四条第一項中「十五人」を「三十人」に改め、同条第二項及び第四項中「の申出により、内閣総理大臣」を削る。

第二十六条中「組織」の下に「、所掌事務」を加える。

（食品流通構造改善促進法の一部改正）

第百二十五条　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　食品流通審議会（第二十二条―第二十五条）」を「第四章　削除」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章　削除

第二十二条から第二十五条まで　削除

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第百二十六条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「及び他の法令」及び「、内閣総理大臣」を削り、同条第二項中「内閣総理大臣」を削り、同条に次の一項を加える。

3　審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）、砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第四十一条第一項中「十五人」を「三十人」に改め、同条第二項及び第四項中「の申出により、内閣総理大臣」を削る。

第四十三条中「組織」の下に「、所掌事務」を加える。

第十二章　経済産業省関係

（中小企業庁設置法の一部改正）

第百二十七条　中小企業庁設置法（昭和二十三年

法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（設置及び長官）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二条第二項の規定に基づいて、経済産業省の外局として、中小企業庁を置く。

2　中小企業庁の長は、中小企業庁長官とする。

第四条を第六条とする。

第三条の見出しを「（所掌事務等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

中小企業庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中小企業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画及び立案に関すること。

二　中小企業の経営方法の改善、技術の向上その他の経営の向上に関すること。

三　中小企業の新たな事業の創出に関すること。

四　中小企業に係る取引の適正化に関すること。

五　中小企業の事業活動の機会の確保に関すること。

六　中小企業の経営の安定に関すること。

七　中小企業に対する円滑な資金の供給に関すること。

八　中小企業の経営に関する診断、指導及び助言並びに研修に関すること。

九　中小企業の交流又は連携及び中小企業による組織に関すること。

十　中小企業の経営に関する相談並びに中小企業に関する行政に関する苦情若しくは意見の申出又は照会につき、必要な処理をし、又はそのあっせんをすること。

十一　前各号に掲げるもののほか、中小企業に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

十二　所掌事務に係る国際協力に関すること。

十三　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき中小企業庁に属させられた事務

本則中第三条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（中小企業政策審議会）

第五条　別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で中小企業庁に置かれるものは、中小企業政策審議会とする。

2　中小企業政策審議会については、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第二条の次に次の一条を加える。

（任務）

第三条　中小企業庁は、第一条の目的を達成することを任務とする。

（鉱山保安法の一部改正）

第百二十八条　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条　削除

第三十九条から第五十一条までを次のように改める。

（鉱山保安協議会）

第三十九条　原子力安全・保安院に中央鉱山保安協議会（以下「中央協議会」という。）を、鉱山保安監督部に地方鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。

第四十条　経済産業大臣は、第六条第二項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条、第十条第一項、第十二条の二第一項若しくは第三項、第十四条第五項（第十五条第五項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二項若しくは第四項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第三十条の規定による省令の制定若しくは改廃を行うとき、又は第二十四条の規定による命令をするときは、中央協議会の議に付さなければならない。

2　鉱山保安監督部長は、第十条第四項又は第二十三条第一項の規定による認可の基準を定めるときは、地方協議会の議に付さなければならない。

第四十一条　中央協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前条第一項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二　保安技術職員の国家試験を行うこと。

三　経済産業大臣の諮問に応じて保安に関する重要事項を調査審議すること。

四　前号に規定する重要事項に関し、経済産業大臣に意見を述べること。

五　労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）及び深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　地方協議会は、前条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、鉱山保安監督部長の諮問に応じて保安に関する重要事項について調査審議し、かつ、鉱山保安監督部長に意見を述べることができる。

第四十二条　中央協議会及び地方協議会は、それぞれ委員四十二人以内をもって組織する。

2　前条第一項第二号に掲げる事務を行い、又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事務のうち保安技術職員の資格に関する専門的事項に係るものを行うため必要があるときは、中央協議会に臨時委員を置くことができる。

第四十三条　中央協議会及び地方協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者について、各々同数を、中央協議会にあっては経済産業大臣が、地方協議会にあっては鉱山保安監督部長が任命する。

2　前項の中央協議会の委員のうちには、次に掲げる資格を有する者を含まなければならない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）によ

る大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した者又は人事院がこれと同等以上の学力及び技能があると認めた者であること。

二　十年以上鉱業又は鉱業に関する研究に従事したこと。

三　三十歳以上であること。

3　臨時委員は、前項の資格を有する者のうちから、経済産業大臣が任命する。

第四十四条　中央協議会及び地方協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四十五条　委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第四十六条　中央協議会及び地方協議会に、それぞれ会長を置き、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第四十七条　中央協議会に、第四十一条第一項第二号に掲げる事務並びに同項第三号及び第四号に掲げる事務のうち保安技術職員の資格に関する専門的事項に係るものを分掌させるため、鉱山保安試験審査分科会（以下「審査分科会」という。）を置く。

2　中央協議会に、前項の事務以外の事務をつかさどらせるため、必要な分科会を置くことができる。

3　地方協議会に、分科会を置くことができる。

第四十八条　審査分科会に属すべき委員は、第四十三条第二項の資格を有する中央協議会の委員のうちから、経済産業大臣が指名する。

2　審査分科会に属すべき臨時委員は、経済産業大臣が指名する。

3　審査分科会に審査分科会長を置く。審査分科会長は、経済産業大臣が審査分科会に属する委員のうちから指名する。

4　中央協議会は、審査分科会の決議をもって中央協議会の決議とする。ただし、別段の定めをした場合は、この限りでない。

5　第四十六条第二項及び第三項の規定は、審査分科会に準用する。この場合において、同条第二項中「会長」とあるのは「審査分科会長」と、同条第三項中「会長」とあるのは「審査分科会長」と、「あらかじめその」とあるのは「経済産業大臣の」と読み替えるものとする。

第四十九条　分科会（審査分科会を除く。以下この条において同じ。）に分科会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

2　分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

第五十条　中央協議会の委員及び臨時委員並びに地方協議会の委員に対しては、手当及び旅費を支給することができる。

第五十一条　関係行政機関の職員は、会長の承認を受けて、中央協議会（審査分科会を除く。）又は地方協議会に出席し、意見を述べることができる。

（工業標準化法の一部改正）

第百二十九条　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「工業技術院」を「経済産業省」に改める。

第四条第一項中「二百四十人」を「三十人」に改め、同条第二項中「及び関係各庁の職員」を削り、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第七条第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

（貿易保険法の一部改正）

第百三十条　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章　貿易保険審議会（第五十四条―第五十六条）」を削る。

第十三章を削る。

（商品取引所法の一部改正）

第百三十一条　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　商品取引所審議会（第百三十七条―第百四十二条の二）」を「第五章　削除」に改める。

「第五章　商品取引所審議会」を「第五章　削除」に改める。

第百三十七条から第百四十二条までを次のように改める。

第百三十七条から第百四十二条まで　削除

第百四十二条の二を削る。

（鉱業法の一部改正）

第百三十二条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第百六十五条中「通商産業局」を「経済産業局」に改める。

第百六十六条、第百六十七条第二項及び第百七十条中「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

（電源開発促進法の一部改正）

第百三十三条　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第十二条」に、「第二章　第三章　電電源開発調整審議会（第八条―第十二条）」を「第二章　電源開発株式会社（第十三条―第四十一条）」に改める。

「第二章　電源開発調整審議会」を削る。

第八条から第十条までを次のように改める。

第八条から第十条まで　削除

第十一条中「審議会は、その所掌事務」を「総合資源エネルギー調査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（石炭鉱業構造調整臨時措置法の一部改正）

第百三十四条　石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条中「通商産業省」を「経済産業省」に改める。

第七十条の見出しを「（所掌事務）」に改め、同条中「この法律」を「この法律の規定」に、「調査審議するほか」を「処理するほか」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2　審議会は、前項に規定するもののほか、臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第七十一条第一項中「四十五人」を「三十人」に改める。

第七十二条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「関係行政機関の職員及び」を削り、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第七十六条中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第百三十五条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「中小企業安定審議会並びに中小企業分野等調整審議会」を「中小企業政策審議会」に改める。

第三章第八節の節名を次のように改める。

第八節　中小企業政策審議会及び都道府県中小企業調停審議会

第七十二条を次のように改める。

（中小企業政策審議会への諮問）

第七十二条　主務大臣は、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をしようとするときは、中小企業政策審議会に諮問しなければならない。

第七十三条から第八十条までを次のように改める。

第七十三条から第八十条まで　削除

第八十条の二を削る。

（割賦販売法の一部改正）

第百三十六条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　割賦販売審議会（第三十六条―第四十二条）」を「第四章　雑則（第三十六条―第四十八条）　第五章　罰則（第四十九条―第五十五条）」に改める。

「第四章　割賦販売審議会」を「第四章　雑則」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（消費経済審議会への諮問）

第三十六条　主務大臣は、第二条第四項若しくは第五項、第四条の三第一項（第二十九条の四及び第三十条の六において準用する場合を含む。）、第七条、第十一条第一号、第十五条第一項第二号（第三十五条の三において準用する場合を含む。）、第三十条の四第四項第一号、第三十条の五第二項、第三十三条の二第一項第二号若しくは第三十五条の三の二第一号に規定する政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は第九条の割合若しくは期間を定めようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

第三十七条から第四十二条までを次のように改める。

第三十七条から第四十二条まで　削除

「第五章　雑則」を削る。

「第六章　罰則」を「第五章　罰則」に改める。

（中小企業基本法の一部改正）

第百三十七条　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「通商産業省」を「経済産業省」に改める。

第二十九条の見出しを「（所掌事務）」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3　審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）、中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第百四十七号）及び中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第三十条第二項及び第四項中「通商産業大臣の申出により、内閣総理大臣」を「経済産業大臣」に改める。

（電気事業法の一部改正）

第百三十八条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　電気事業審議会（第九十三条―第九十九条）」を「第六章　削除」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章　削除

第九十三条から第九十九条まで　削除

（石油需給適正化法の一部改正）

第百三十九条　石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正）

第百四十条　伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正）

第百四十一条　中小企業の事業活動の機会の確保

のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（計量法の一部改正）

第百四十二条　計量法（平成四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条第一項中「通商産業省」を「経済産業省」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第百五十六条第三項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「三十人」を「十九人」に改め、同条第四項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第百六十六条第一項中「通商産業省の本省」を「経済産業省」に改め、同条第二項中「通商産業省」を「経済産業省」に改め、同条第三項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第十三章　国土交通省関係

（海難審判法の一部改正）

第百四十三条　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土交通大臣の所轄の下に、海難審判庁を置く。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二　海難審判庁は、海難の原因を明らかにし、もってその発生の防止に寄与することを任務とする。

第八条の三　海難審判庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　審判の請求に係る海難の調査を行うこと。

二　審判を行うこと。

三　裁決を執行すること。

四　海事補佐人の監督に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、海難の審判に関すること。

第九条第四項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第九条の二第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十四条の二第三項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

（海上保安庁法の一部改正）

第百四十四条　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「運輸大臣」を「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土交通大臣」に改める。

第二条第一項中「をつかさどる」を「を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図る」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第五条各号列記以外の部分を次のように改める。

海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

第五条第十号及び第十一号を次のように改める。

十　船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に関すること。

十一　海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。

第五条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号の二を第十七号とし、第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　所掌事務に係る国際協力に関すること。

第十条第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「各〻」を「各々」に改める。

第十二条第二項中「名称、位置及び内部組織」を「名称及び位置」に改め、同条第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「境界附近」を「境界付近」に改め、同条第二項の次に次の三項を加える。

管区海上保安本部に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

管区海上保安本部に、政令で定める数の範囲内において、国土交通省令で定めるところにより、部を置くことができる。

前二項に定めるもののほか、管区海上保安本部の内部組織は、国土交通省令で定める。

第十三条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「事務の一部」を「所掌事務の一部」に、「海上保安監部その他」を「管区海上保安本部」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第十七条第三項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十三条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十条中「予め運輸大臣」を「あらかじめ国土交通大臣」に改める。

（建設業法の一部改正）

第百四十五条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会（第三十三条―第三十九条の二）」を「中央建設業審議会等（第三十三条―第三十九条の三）」に、「第三十九条の三」を「第三十九条の四」に改める。

第二十五条第三項中「建設省」を「国土交通省」に改める。

第二十五条の二第二項及び第二十五条の五中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

「第六章　中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会」を「第六章　中央建設業審議会等」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十四条の見出しを「（中央建設業審議会の設置等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

この法律及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

第三十五条第一項中「三十人」を「二十人」に改め、同条第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十九条中「外、」を「ほか、中央建設業審議会の所掌事務その他」に改める。

第三十九条の三を第三十九条の四とし、第六章中第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（社会資本整備審議会の調査審議等）

第三十九条の三　社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議する。

2　社会資本整備審議会は、建設業に関する事項について関係各庁に意見を述べることができる。

（北海道開発法の一部改正）

第百四十六条　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までを削り、第七条に見出しとして「（国土審議会の調査審議等）」を付し、同条第一項中「審議会」を「国土審議会」に、「基いて北海道開発庁長官」を「基づいて国土交通大臣」に改め、同条第二項中「審議会は、北海道開発庁長官」を「国土審議会は、国土交通大臣」に改め、同条を第四条とする。

第八条から第十三条までを削る。

（建築士法の一部改正）

第百四十七条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「建設省」を「国土交通省」に改める。

第二十九条第三項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（国土総合開発法の一部改正）

第百四十八条　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「国土審議会、」を「国土審議会の調査審議等並びに」に改める。

「第二章　国土審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会」を「第二章　国土審議会の調査審議等並びに都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会」に改める。

第四条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（国土調査法の一部改正）

第百四十九条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「土地政策審議会等の調査審議」を「国土審議会等の調査審議等」に改める。

「第三章　土地政策審議会等の調査審議」を「第三章　国土審議会等の調査審議等」に改める。

第十二条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条第一項中「土地政策審議会は、他の法律に定めるもののほか、内閣総理大臣」を「国土審議会は、国土交通大臣」に改め、同条第二項中「土地政策審議会」を「国土審議会」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（気象業務法の一部改正）

第百五十条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　気象審議会（第三十四条の二―第三十四条の六）」を「第六章　雑則（第三十五条―第四十三条の五）」に、「第八章」を「第七章」に改める。

第六章を削る。

第七章中第四十三条の四を第四十三条の五とし、第四十三条の三を第四十三条の四とし、第四十三条の二を第四十三条の三とし、第四十三条の次に次の一条を加える。

（交通政策審議会への諮問等）

第四十三条の二　交通政策審議会は、気象庁長官の諮問に応じ、第三条各号に掲げる事項その他気象業務に関する重要事項を調査審議する。

2　交通政策審議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

第七章を第六章とし、第八章を第七章とする。

（道路法の一部改正）

第百五十一条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「道路審議会」を「社会資本整備審議会の調査審議等」に改める。

「第六章　道路審議会」を「第六章　社会資本整備審議会の調査審議等」に改める。

第七十九条の見出しを「（社会資本整備審議会の調査審議等）」に改め、同条第一項中「建設大臣」を「社会資本整備審議会は、国土交通大臣」に、「国土開発幹線自動車道建設会議」に、「調査し、又は審議させるため、建設省に道路審議会を置く」を「調査審議する」に改め、同条第二項中「道路審議会」を「社会資本整備審議会」に改める。

第八十条から第八十四条までを次のように改める。

第八十条から第八十四条まで　削除

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第百五十二条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「国土庁」を「国土交通省」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣、総務大臣又は農林水産大臣」に改める。

第八条第一項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「十五人」を「十一人」に改める。

（首都圏整備法の一部改正）

第百五十三条　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「国土審議会」を「国土審議会の調査審議等」に改める。

「第二章　国土審議会」を「第二章　国土審議会の調査審議等」に改める。

第十八条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（国土開発幹線自動車道建設法の一部改正）

第百五十四条　国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（会議の設置）

第十一条　この法律及び高速自動車国道法（昭

和三十二年法律第七十九号）によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に国土開発幹線自動車道建設会議（以下「会議」という。）を置く。

第十二条　削除

第十三条第一項中「審議会」を「会議」に改め、「会長及び」を削り、「三十一人」を「二十人」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　衆議院議員のうちから衆議院の指名した者　六人

二　参議院議員のうちから参議院の指名した者　四人

三　学識経験がある者のうちから国土交通大臣が任命する者　十人以内

3　会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

第十三条第四項中「前項第十三号」を「第二項第三号」に改め、同条第五項中「会長及び」を削る。

第十四条中「審議会」を「会議」に、「きく」を「聴く」に改める。

第十五条及び第十六条中「審議会」を「会議」に改める。

（東北開発促進法の一部改正）

第百五十五条　東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（九州地方開発促進法の一部改正）

第百五十六条　九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（四国地方開発促進法の一部改正）

第百五十七条　四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（北陸地方開発促進法の一部改正）

第百五十八条　北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（中国地方開発促進法の一部改正）

第百五十九条　中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第百六十条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第四十八条」に改める。

第四十八条及び第四十九条を削り、第五十条中「審議会の組織及び運営に関し必要な事項その他」を削り、同条を第四十八条とする。

（低開発地域工業開発促進法の一部改正）

第百六十一条　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（水資源開発促進法の一部改正）

第百六十二条　水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の前の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会は、内閣総理大臣」を「国土審議会は、国土交通大臣」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「審議会」を「国土審議会」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　関係行政機関の長は、第一項に規定する重要事項について、国土審議会の会議に出席して、意見を述べることができる。

第七条から第十条まで　削除

（豪雪地帯対策特別措置法の一部改正）

第百六十三条　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣の」を「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の」に、「内閣総理大臣又は」を「国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の」に改める。

（新産業都市建設促進法の一部改正）

第百六十四条　新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（観光基本法の一部改正）

第百六十五条　観光基本法（昭和三十八年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に改め、「第五章　観光政策審議会（第十八条―第二十二条）」を削る。

第一章中第五条の次に次の一条を加える。

（交通政策審議会への諮問等）

第五条の二　交通政策審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2　交通政策審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3　交通政策審議会は、前二項に規定する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第五章を削る。

（近畿圏整備法の一部改正）

第百六十六条　近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「国土審議会」を「国土審議会の調査審

議等」に改める。

「第三章　国土審議会」を「第三章　国土審議会の調査審議等」に改める。

第六条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（工業整備特別地域整備促進法の一部改正）

第百六十七条　工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（河川法の一部改正）

第百六十八条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「河川審議会及び」を「社会資本整備審議会の調査審議等及び」に改める。

「第五章　河川審議会及び都道府県河川審議会」を「第五章　社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県河川審議会」に改める。

第八十条の見出しを「（社会資本整備審議会の調査審議等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、建設大臣」を「社会資本整備審議会は、国土交通大臣」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「審議会」を「社会資本整備審議会」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十一条から第八十五条までを次のように改める。

第八十一条から第八十五条まで　削除

（山村振興法の一部改正）

第百六十九条　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣又は」を「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣又はこれらの大臣以外の」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣又は」を「国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の」に改める。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正）

第百七十条　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の前の見出しを「（社会資本整備審議会の調査審議等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣」を「社会資本整備審議会は、国土交通大臣」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「審議会」を「社会資本整備審議会」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「審議会は、その所掌事務を遂行する」を「社会資本整備審議会は、この法律及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

（中部圏開発整備法の一部改正）

第百七十一条　中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「国土審議会」を「国土審議会の調査審議等」に改める。

「第三章　国土審議会」を「第三章　国土審議会の調査審議等」に改める。

第六条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）

第百七十二条　船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の見出し中「の権限」を「への諮問等」に改め、同条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正）

第百七十三条　小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「小笠原村」を「国土交通省」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣の管理に属する」を「小笠原村に置く」に、「内閣総理大臣が」を「国土交通大臣が」に改める。

第二十七条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「行なう」を「行う」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第百七十四条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「都市計画中央審議会等」を「社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県都市計画審議会等」に改める。

「第五章　都市計画中央審議会等」を「第五章　社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県都市計画審議会等」に改める。

第七十六条の見出しを「（社会資本整備審議会の調査審議等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、都市計画に関する重要事項を調査審議する。

第七十六条第二項中「都市計画中央審議会」を「社会資本整備審議会」に改め、同条第三項を削る。

（地価公示法の一部改正）

第百七十五条　地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める。

第十二条の見出しを「（設置等）」に改め、同条中「昭和三十八年法律第百五十二号」の下に「。不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律（昭和四十五年法律第十五号）第十二条において準用する場合を含む。」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に、「国土庁」を「国土交通省」に改め、同条に次の一項を加える。

2　委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第十五条第一項から第三項まで及び第八項中「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。

第十八条第三項中「国土庁長官」を「国土交通大臣」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第五章中第二十六条の次に次の一条を加える。

（国土審議会の調査審議等）

第二十六条の二　国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、不動産の鑑定評価に関する重要事項を調査審議する。

2　国土審議会は、前項に規定する重要事項について、国土交通大臣に意見を述べることができる。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第百七十六条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「国土庁」を「国土交通省」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十二条第二項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第七項中「特別委員」を「臨時委員」に改め、同条第八項中「特別委員」を「臨時委員」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第九項及び第十項中「特別委員」を「臨時委員」に改める。

（航空事故調査委員会設置法の一部改正）

第百七十七条　航空事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「運輸省」を「国土交通省」に改める。

第六条第一項中「行なう」を「行う」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第八条第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「きいたうえ」を「聴いた上」に改める。

第十条第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第十二条第二項中「きいて、運輸大臣」を「聴いて、国土交通大臣」に改める。

第十四条第四項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

（半島振興法の一部改正）

第百七十八条　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣又は」を「国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の」に改める。

（土地基本法の一部改正）

第百七十九条　土地基本法（平成元年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「土地政策審議会（第十九条・第二十条）」を「国土審議会の調査審議等（第十九条）」に改める。

「第三章　土地政策審議会」を「第三章　国土審議会の調査審議等」に改める。

第十九条の見出しを「（国土審議会の調査審議等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会は、この法律、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）、国土調査促進特別措置法（昭和二十七年法律第百四十三号）及び国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣」を「国土審議会は、国土交通大臣」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「審議会」を「国土審議会」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「審議会」を「国土審議会」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十条を削る。

第十四章　環境省関係

（自然環境保全法の一部改正）

第百八十条　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び自然環境保全審議会」を削る。

「第二章　自然環境保全基本方針及び自然環境保全審議会」を「第二章　自然環境保全基本方針」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（動物の保護及び管理に関する法律の一部改正）

第百八十一条　動物の保護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

第百八十二条　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

第百八十三条　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第百十一条中「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

第百十三条、第百十七条及び第百二十三条第三項中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に改める。

（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第百八十四条　水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

（環境基本法の一部改正）

第百八十五条　環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「環境庁」を「環境省」に改め、「（以下この条及び次条において「審議会」という。）」を削り、同条第二項中「審議会」を「中央環境審議会」に改め、第二号を削り、同項第三号中「環境庁長官」を「環境大臣」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）、自然環境保全法（昭和四十

七年法律第八十五号）、動物の保護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第四十一条第二項第四号を削る。

第四十一条第三項中「審議会」を「中央環境審議会」に、「内閣総理大臣、環境庁長官」を「環境大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条　削除

第四十五条第一項中「総理府」を「環境省」に改める。

第四十六条第二項中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に改め、同条第三項中「関係行政機関の長のうちから」を「内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第　号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、環境大臣の申出により」に改め、同条第五項中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条から第三条までの規定並びに次条及び附則第三十一条から第三十八条までの規定　内閣法の一部を改正する法律の施行前の日で別に法律で定める日

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（金融再生委員会設置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定の施行の際現に従前の金融監督庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、金融再生委員会に置かれる金融庁の相当の職員となるものとする。

（職員の身分引継ぎ）

第三条　この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（防衛施設中央審議会に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に従前の総理府に置かれた防衛庁の防衛施設中央審議会（以下この条において「旧防衛施設中央審議会」という。）の委員である者は、この法律の施行の日に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号。以下この条において「駐留軍用地特措法」という。）第三十一条第二項の規定により、内閣府に置かれる防衛庁の防衛施設中央審議会（以下この条において「新防衛施設中央審議会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、駐留軍用地特措法第三十一条第三項の規定にかかわらず、同日における旧防衛施設中央審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に旧防衛施設中央審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、駐留軍用地特措法第三十一条第六項の規定により、新防衛施設中央審議会の会長として互選されたものとみなす。

（中央更生保護審査会に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に従前の法務省の中央更生保護審査会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により、法務省の中央更生保護審査会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同法第六条の規定にかかわらず、同日における従前の法務省の中央更生保護審査会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

（人権擁護推進審議会に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に従前の法務省の人権擁護推進審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、人権擁護施策推進法第四条第二項の規定により、法務省の人権擁護推進審議会の委員として任命されたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に従前の法務省の人権擁護推進審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、人権擁護施策推進法第四条第四項の規定により、法務省の人権擁護推進審議会の会長として定められたものとみなす。

（運輸省設置法の廃止に伴う経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に第四条の規定による廃止前の運輸省設置法第九条第一項の規定により運輸省の運輸審議会の委員として任命されている者は、この法律の施行の日に、国土交通省設置法（平成十一年法律第　号）第十八条第一項の規定により、国土交通省の運輸審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同法第十九条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の運輸省の運輸審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（自治省設置法の廃止に伴う経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に従前の自治省の地方財政審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、総務省設置法（平成十一年法律第　号）第十二条第一項の規定により、総務省の地方財政審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の自治省の地方財政審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の自治省の地方財政審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、総務省の地方財政審議会の会長として選任されたものとみなす。

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会に置かれた金融庁の公認会計士審査会（以下この条において「旧公認会計士審査会」という。）の委員又は試験委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第八条の規定による改正後の公認会計士法（以下この条において「新公認会計士法」という。）第三十六条第二項又は第三十八条第二項の規定により、内閣府に置かれる金融庁の公認会計士審査会（以下この条において「新公認会計士審査会」という。）の委員又は試験委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新公認会計士法第三十六条第三項の規定にかかわらず、同日における旧公認会計士審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に旧公認会計士審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新公認会計士法第三十七条第一項の規定により、新公認会計士審査会の会長として決定されたものとみなす。

（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第十六条の規定による改正後の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（以下この条において「新両委員会設置法」という。）第五条第一項の規定による原子力委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2　内閣総理大臣は、新両委員会設置法第五条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に、この法律の施行の日の前日において現に従前の総理府の原子力委員会の委員である者のうちから、両議院の同意を得ることなく、内閣府の原子力委員会の委員を任命することができる。この場合において、その委員の任期は、新両委員会設置法第六条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日において引き続き従前の総理府の原子力委員会の委員であるとした場合の任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に従前の総理府の原子力安全委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、新両委員会設置法第二十二条において準用する新両委員会設置法第五条第一項の規定により、内閣府の原子力安全委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新両委員会設置法第二十二条において準用する新両委員会設置法第六条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の原子力安全委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4　この法律の施行の際現に従前の総理府の原子力安全委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新両委員会設置法第十五条第一項の規定により、内閣府の原子力安全委員会の委員長に定められたものとみなす。

5　この法律の施行の日の前日において現に学識経験のある者のうちから任命された原子力安全委員会の原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員である者の任期は、第十六条の規定による改正前の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第十七条第三項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その日に満了する。

（国会等の移転に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　この法律の施行の際現に従前の総理府の国会等移転審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十五条の規定による改正後の国会等の移転に関する法律（以下この条において「新国会等移転法」という。）第十五条第二項の規定により、内閣府の国会等移転審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新国会等移転法第十五条第五項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の国会等移転審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の総理府の国会等移転審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新国会等移転法第十六条第一項の規定により、内閣府の国会等移転審議会の会長として定められたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に従前の総理府の国会等移転審議会の専門委員である者は、この法律の施行の日に、新国会等移転法第十七条第二項の規定により、内閣府の国会等移転審議会の専門委員として任命されたものとみなす。

（衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の施行の際現に従前の総理府の衆議院議員選挙区画定審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十六条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。）第六条第二項の規定により、内閣府の衆議院議員選挙区画定審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新選挙区画定審議会法第六条第五項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の衆議院議員選挙区画定審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の総理府の衆議院議員選挙区画定審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新選挙区画定審議会法第七条第一項の規定により、内閣府の衆議院議員選挙区画定審議会の会長として定められたものとみなす。

（金融再生委員会設置法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会に置かれた金融庁の証券取引等監視委員会（以下この条において「旧証券取引等監視委

員会」という。）の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十八条の規定による改正後の金融庁設置法（以下この条において「新金融庁設置法」という。）第十二条第一項の規定により、内閣府に置かれる金融庁の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新金融庁設置法第十三条第一項の規定にかかわらず、同日における旧証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会の株価算定委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、新金融庁設置法附則第十二条の規定により、内閣府に置かれる金融庁の株価算定委員会（以下この条において「新株価算定委員会」という。）の委員として任命されたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会の株価算定委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新金融庁設置法附則第十一条第一項の規定により、新株価算定委員会の会長として定められたものとみなす。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下この条において「情報公開法」という。）の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、この法律の施行の際現に従前の総理府の情報公開審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十九条の規定による改正後の情報公開法（以下この条において「新情報公開法」という。）第二十三条第一項の規定により、内閣府の情報公開審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　情報公開法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、この法律の施行の際現に従前の総理府の情報公開審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新情報公開法第二十四条第一項の規定により、内閣府の情報公開審査会の会長に定められたものとみなす。

3　情報公開法の施行の日がこの法律の施行の日以後である場合には、新情報公開法第二十三条第一項の規定による情報公開審査会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　この法律の施行の際現に従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、第三十三条の規定による改正後の地方自治法（以下この条において「新地方自治法」という。）第二百五十条の九第一項の規定により、総務省の国地方係争処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新地方自治法第二百五十条の十第一項の規定により、総務省の国地方係争処理委員会の委員長として定められたものとみなす。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　この法律の施行の際現に従前の郵政省の電波監理審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第四十条の規定による改正後の電波法（以下この条において「新電波法」という。）第九十九条の三第一項又は第二項の規定により、総務省の電波監理審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新電波法第九十九条の五第一項の規定にかかわらず、同日における従前の郵政省の電波監理審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の郵政省の電波監理審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新電波法第九十九条の二の二第二項の規定により総務省の電波監理審議会の会長として選任されたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に第四十条の規定による改正前の電波法第九十九条の二の二第四項に規定する会長の職務を代行する者である者は、この法律の施行の日に、新電波法第九十九条の二の二第四項に規定する会長の職務を代行する者として定められたものとみなす。

（宗教法人法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　この法律の施行の際現に従前の文部省の宗教法人審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第七十一条の規定による改正後の宗教法人法（以下この条において「新宗教法人法」という。）第七十二条第二項の規定により、文部科学省の宗教法人審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新宗教法人法第七十三条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の文部省の宗教法人審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の文部省の宗教法人審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、前項の規定により任命されたものとみなされる委員のうちから互選されたものとみなし、かつ、新宗教法人法第七十四条第二項の規定により、文部科学省の宗教法人審議会の会長として任命されたものとみなす。

（社会保険医療協議会法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　この法律の施行の際現に従前の厚生省の中央社会保険医療協議会の委員又は専門委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第九十一条の規定による改正後の社会保険医療協議会法（以下この条において「新社会保険医療協議会法」という。）第三条第三項の規定により、厚生労働省の中央社会保険医療協議会の委員又は専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新社会保険医療協議会法第四条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の厚生省の中央社会保険医療協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の厚生省の中央社会保険医療協議会の会長である者は、この法

律の施行の日に、新社会保険医療協議会法第五条第一項の規定により、厚生労働省の中央社会保険医療協議会の会長として選挙されたものとみなす。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　この法律の施行の際現に従前の厚生省の社会保険審査会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第九十三条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法（以下この条において「新審査会法」という。）第二十二条第一項の規定により、厚生労働省の社会保険審査会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新審査会法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の厚生省の社会保険審査会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に第九十三条の規定による改正前の社会保険審査官及び社会保険審査会法第三十条第一項又は第二項の規定により指名されている者は、それぞれこの法律の施行の日に、新審査会法第三十条第一項又は第二項の規定により指名されたものとみなす。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　この法律の施行の際現に従前の労働省の労働保険審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、第九十四条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下この条において「新労審法」という。）第二十七条第一項の規定により、厚生労働省の労働保険審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新労審法第二十八条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の労働省の労働保険審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の労働省の労働保険審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新労審法第三十二条第一項の規定により、厚生労働省の労働保険審査会の会長として定められたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に第九十四条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定により指名されている者は、この法律の施行の日に、新労審法第三十六条の規定により指名されたものとみなす。

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、第百四十五条の規定による改正後の建設業法（以下この条において「新建設業法」という。）第二十五条の二第二項の規定により、国土交通省の中央建設工事紛争審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新建設業法第二十五条の三第一項の規定にかかわらず、同日における従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新建設業法第二十五条の二第三項の規定により、国土交通省の中央建設工事紛争審査会の会長として選任されたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の特別委員である者は、この法律の施行の日に、新建設業法第二十五条の七第二項の規定にかかわらず、同日における従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の特別委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（建築士法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建築士審査会の委員又は試験委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第百四十七条の規定による改正後の建築士法（以下この条において「新建築士法」という。）第二十九条第三項の規定により、国土交通省の中央建築士審査会の委員又は試験委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新建築士法第三十条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の建設省の中央建築士審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建築士審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新建築士法第三十一条第一項の規定により、国土交通省の中央建築士審査会の会長に定められたものとみなす。

（国土開発幹線自動車道建設法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　第百五十四条の規定による改正後の国土開発幹線自動車道建設法第十三条第二項第一号及び第二号の規定による国土開発幹線自動車道建設会議の委員の指名は、この法律の施行前においても行うことができる。

（地価公示法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　この法律の施行の際現に従前の国土庁の土地鑑定委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、第百七十五条の規定による改正後の地価公示法（以下この条において「新地価公示法」という。）第十五条第一項の規定により、国土交通省の土地鑑定委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同日における従前の国土庁の土地鑑定委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の国土庁の土地鑑定委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新地価公示法第十六条第一項の規定により、国土交通省の土地鑑定委員会の委員長に定められたものとみなす。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第百七十六条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「新小笠原諸島振興開発特別措置法」という。）第十二条第二項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会

の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第五項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の会長に定められたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の特別委員である者は、この法律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第八項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の臨時委員として任命されたものとみなす。

（航空事故調査委員会設置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　この法律の施行の際現に従前の運輸省の航空事故調査委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第百七十七条の規定による改正後の航空事故調査委員会設置法（以下この条において「新航空事故調査委員会設置法」という。）第六条第一項の規定により、国土交通省の航空事故調査委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新航空事故調査委員会設置法第七条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の運輸省の航空事故調査委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の運輸省の航空事故調査委員会の専門委員である者は、この法律の施行の日に、新航空事故調査委員会設置法第十二条第一項の規定により、国土交通省の航空事故調査委員会の専門委員として任命されたものとみなす。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　この法律の施行の際現に従前の環境庁の公害健康被害補償不服審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、第百八十三条の規定による改正後の公害健康被害の補償等に関する法律（以下この条において「新公害健康被害補償法」という。）第百十三条第一項の規定により、環境省の公害健康被害補償不服審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新公害健康被害補償法第百十四条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の環境庁の公害健康被害補償不服審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際現に従前の環境庁の公害健康被害補償不服審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新公害健康被害補償法第百十八条第一項の規定により、環境省の公害健康被害補償不服審査会の会長に定められたものとみなす。

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一　社会保障制度審議会
二　科学技術会議
三　金利調整審議会
四　電源開発調整審議会
五　地方制度調査会
六　青少年問題審議会
七　自動車損害賠償責任保険審議会
八　原子力委員会
九　選挙制度審議会
十　沖縄振興開発審議会
十一　男女共同参画審議会
十二　地方公務員共済組合審議会
十三　関税率審議会
十四　財政制度審議会
十五　国有財産中央審議会
十六　外国為替等審議会
十七　資金運用審議会
十八　税理士審査会
十九　中央酒類審議会及び地方酒類審議会
二十　関税等不服審査会
二十一　国家公務員共済組合審議会
二十二　国税審査会
二十三　宇宙開発委員会
二十四　文化功労者選考審査会
二十五　放射線審議会
二十六　技術士審議会
二十七　雇用審議会
二十八　中央最低賃金審議会
二十九　じん肺審議会
三十　障害者雇用審議会
三十一　中央職業能力開発審議会
三十二　中央漁業調整審議会
三十三　漁港審議会
三十四　中央森林審議会
三十五　輸出水産業振興審議会
三十六　総合エネルギー調査会
三十七　鉱山保安試験審査会
三十八　中央鉱山保安協議会
三十九　日本工業標準調査会
四十　貿易保険審議会
四十一　商品取引所審議会
四十二　石炭鉱業審議会
四十三　中小企業安定審議会
四十四　割賦販売審議会
四十五　電気事業審議会
四十六　伝統的工芸品産業審議会
四十七　国土審議会
四十八　中央建設業審議会
四十九　北海道開発審議会
五十　気象審議会
五十一　道路審議会
五十二　国土開発幹線自動車道建設審議会
五十三　公共用地審議会
五十四　水資源開発審議会
五十五　河川審議会
五十六　歴史的風土審議会
五十七　土地政策審議会
五十八　動物保護審議会

（恩給法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　従前の規定による政務次官については、第三十一条の規定による改正後の恩給法第二十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

（臨時金利調整法の一部改正）

第三十一条　臨時金利調整法の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「関し」の下に「、金融再生委員会」を加える。

第八条第一項第一号を次のように改める。

一　金融再生委員会が指名する職員一人

第八条第二項中「前項第四号乃至第六号」を「前項第四号から第六号まで」に、「大蔵大臣が」を「金融再生委員会が大蔵大臣の同意を得て、」に、「当つては」を「当たつては」に改める。

第八条第三項中「第一項第四号乃至第六号」を「第一項第四号から第六号まで」に改める。

第十一条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（臨時金利調整法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　前条の規定の施行の際現に従前の大蔵省の金利調整審議会の委員（同条の規定による改正前の臨時金利調整法第八条第一項第四号から第六号までに掲げる委員に限る。）である者は、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の臨時金利調整法（以下この条において「新臨時金利調整法」という。）第八条第二項の規定により、金融再生委員会の金利調整審議会（以下この条において「新金利調整審議会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の大蔵省の金利調整審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　前条の規定の施行の際現に従前の大蔵省の金利調整審議会の会長である者は、同条の規定の施行の日に、新臨時金利調整法第七条第二項の規定により、新金利調整審議会の会長として定められたものとみなす。

（公認会計士法の一部改正）

第三十三条　公認会計士法の一部を次のように改正する。

第三十五条中「大蔵省」を「金融庁」に改める。

第三十六条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三十八条第二項中「基き」を「基づき」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　前条の規定の施行の際現に従前の大蔵省の公認会計士審査会の委員又は試験委員である者は、それぞれ同条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の公認会計士法（以下この条において「新公認会計士法」という。）第三十六条第二項又は第三十八条第二項の規定により、金融再生委員会に置かれる金融庁の公認会計士審査会（以下この条において「新公認会計士審査会」という。）の委員又は試験委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新公認会計士法第三十六条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の大蔵省の公認会計士審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　前条の規定の施行の際現に従前の大蔵省の公認会計士審査会の会長である者は、同条の規定の施行の日に、新公認会計士法第三十七条第一項の規定により、新公認会計士審査会の会長として決定されたものとみなす。

（国家行政組織法の一部改正）

第三十五条　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第三十六条　自動車損害賠償保障法の一部を次のように改正する。

第三十一条中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第三十二条中「又は大蔵大臣」を削る。

第三十九条中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　前条の規定の施行の際現に従前の金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会の委員（同条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法第三十五条第二項の委員に限る。）である者は、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法（以下この条において「新自賠責法」という。）第三十五条第二項の規定により、金融再生委員会に置かれる金融庁の自動車損害賠償責任保険審議会（以下この条において「新自動車損害賠償責任保険審議会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2　前条の規定の施行の際現に従前の金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会の会長である者は、同条の規定の施行の日に、新自動車損害賠償責任保険審議会の会長として定められたものとみなす。

（沖縄開発庁設置法の一部改正）

第三十八条　沖縄開発庁設置法の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「金融監督庁」を「金融庁」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

（国有林野の管理経営に関する法律の一部改正）

第三十九条　国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項中「、林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第二十三条第一項に規定するもののほか」を削り、同条第二項中「、林業基本法第二十三条第二項に規定するもののほか」を削る。

（漁業再建整備特別措置法の一部改正）

第四十条　漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「、沿岸漁業等振興法第十三条第一項に規定するもののほか」を削り、同条第六項中「、沿岸漁業等振興法第十三条第二項に規定するもののほか」を削る。

理　由

中央省庁等改革の一環として、国の行政組織関係法律に関し、総理府設置法等の廃止、審議会等の統廃合、内閣府及び各省に置かれる外局等に関する規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、国の行政組織関係法律に関し、総理府設置法等の廃止、審議会等の統廃合、内閣府及び各省に置かれる外局等に関する規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　総理府設置法、法務省設置法、外務省設置法、大蔵省設置法、文部省設置法、厚生省設置法、農林水産省設置法、通商産業省設置法、運輸省設置法、郵政省設置法、労働省設置法、建設省設置法、自治省設置法、総務庁設置法、経済企画庁設置法、科学技術庁設置法、環境庁設置法、沖縄開発庁設置法、国土庁設置法、工業技術院設置法等を廃止すること。

2　各省に副大臣、政務官を置くこと等に伴い、国家公務員法等関係法律について、所要の改正を行うこと。

3　内閣府に置かれる機関等に関し、次のような措置を講ずるため、関係法律について、所要の改正を行うこと。

㈠　国家公安委員会の任務を「国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持すること」とし、その任務を達成するための国家公安委員会の所掌事務についての規定等に関する整備を行うため、警察法について、所要の改正を行うこと。

㈡　金融監督庁を改組して金融庁を設置すること、金融庁の任務及び所掌事務に関する規定等について必要な整備を行うことなど、金融再生委員会設置法について、所要の改正を行うこと。

㈢　内閣府に置かれる重要政策に関する会議及び特別の機関について、災害対策基本法等について、所要の規定の整理を行うこと。

㈣　防衛庁設置法及び宮内庁法について、所要の改正を行うこと。

4　国家行政組織法の改正により、国の行政機関が、任務を基軸とし、これを達成するために必要な所掌事務を有するものとされたこと等に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、消防組織法、公害等調整委員会設置法、司法試験法、公安調査庁設置法、公安審査委員会設置法、中小企業庁設置法、海難審判法、海上保安庁法及び労働組合法について、所要の改正を行うこと。

5　審議会等の統廃合に伴い、選挙制度審議会設置法等関係法律について、所要の改正を行うこと。

6　各省設置法の施行に伴い、各省に置かれる特別の機関、施設等機関について、設置規定の整理等を行う等、関係法律について、所要の改正を行うこと。

7　この法律は、一部を除き、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、国の行政組織関係法律に関し、総理府設置法等の廃止、審議会等の統廃合、内閣府及び各省に置かれる外局等に関する規定の整備等を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検

討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

独立行政法人通則法案

右国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

独立行政法人通則法

目次

第一章　総則
　第一節　通則（第一条―第十一条）
　第二節　独立行政法人評価委員会（第十二条）
　第三節　設立（第十三条―第十七条）
第二章　役員及び職員（第十八条―第二十六条）
第三章　業務運営
　第一節　業務（第二十七条・第二十八条）
　第二節　中期目標等（第二十九条―第三十五条）
第四章　財務及び会計（第三十六条―第五十条）
第五章　人事管理
　第一節　特定独立行政法人（第五十一条―第六十条）
　第二節　特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条―第六十三条）
第六章　雑則（第六十四条―第六十八条）
第七章　罰則（第六十九条―第七十二条）
附則

第一章　総則

第一節　通則

（目的等）

第一条　この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2　各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条　この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2　この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条　独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2　独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3　この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（名称）

第四条　各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第五条　各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（法人格）

第六条　独立行政法人は、法人とする。

（事務所）

第七条　各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2　独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（財産的基礎）

第八条　独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2　政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めると

ころにより、各独立行政法人に出資することができる。

（登記）

第九条　独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十条　独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

（民法の準用）

第十一条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節　独立行政法人評価委員会

（独立行政法人評価委員会）

第十二条　独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2　評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二　その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3　前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節　設立

（設立の手続）

第十三条　各独立行政法人の設立に関する手続については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

（法人の長及び監事となるべき者）

第十四条　主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3　第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

（設立委員）

第十五条　主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

（設立の登記）

第十六条　第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条　独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十八条　各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2　各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3　各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

（役員の職務及び権限）

第十九条　法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2　個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3　前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4　監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第二十条　法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一　当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二　前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2　監事は、主務大臣が任命する。

3　第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4　法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（役員の任期）

第二十一条　役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十三条　主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2　主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であっ

て、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4　法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（代表権の制限）

第二十四条　独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

（代理人の選任）

第二十五条　法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十六条　独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章　業務運営

第一節　業務

（業務の範囲）

第二十七条　各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第二十八条　独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3　主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節　中期目標等

（中期目標）

第二十九条　主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二　業務運営の効率化に関する事項

三　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四　財務内容の改善に関する事項

五　その他業務運営に関する重要事項

3　主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条　独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四　短期借入金の限度額

五　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六　剰余金の使途

七　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3　主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5　独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第三十一条　独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条　独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2　前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3　評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4　評価委員会は、前項の規定による通知を行っ

たときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5　審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条　独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条　独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2　前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3　第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条　主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2　主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第三十六条　独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2　独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

（企業会計原則）

第三十七条　独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第三十八条　独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

3　主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条　独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（会計監査人の選任）

第四十条　会計監査人は、主務大臣が選任する。

（会計監査人の資格）

第四十一条　株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第四条（第二項第二号を除く。）の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「第二条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとする。

（会計監査人の任期）

第四十二条　会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

（会計監査人の解任）

第四十三条　主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二　会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（利益及び損失の処理）

第四十四条　独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2　独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の

認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4　主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5　第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（借入金等）

第四十五条　独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5　独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（財源措置）

第四十六条　政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第四十七条　独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第四十八条　独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2　主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（会計規程）

第四十九条　独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（主務省令への委任）

第五十条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章　人事管理

第一節　特定独立行政法人

（役員及び職員の身分）

第五十一条　特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

（役員の報酬等）

第五十二条　特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2　特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第五十三条　主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2　評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（役員の服務）

第五十四条　特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2　役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3　役員（非常勤の者を除く。次項において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4　役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人又は人事院規則で定める国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

（役員の災害補償）

第五十五条　役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

（役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外）

第五十六条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

（職員の給与）

第五十七条　特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2　特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の勤務時間等）

第五十八条　特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条　次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一　労働者災害補償保険法の規定

二　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十二条第二項及び第三項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四　一般職の職員の給与に関する法律の規定

五　国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の規定

六　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項、第八条及び第十一条の規定

七　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

2　職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第三項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し、又は勤務していた特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3　職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4　職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「同条第一号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

5　職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「同条第一号」とする。

（国会への報告等）

第六十条　特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念す

る義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2　政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第二節　特定独立行政法人

（役員の兼職禁止）

第六十一条　特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（準用）

第六十二条　第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

（職員の給与等）

第六十三条　特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2　特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章　雑則

（報告及び検査）

第六十四条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（違法行為等の是正）

第六十五条　主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2　独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

（解散）

第六十六条　独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

（財務大臣との協議）

第六十七条　主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二　第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三　第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四　第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（主務大臣等）

第六十八条　この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章　罰則

第六十九条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条　第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五　第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六　第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七　第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八　第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九　第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条　第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の施行の日から施行する。

（名称の使用制限に関する経過措置）
第二条　この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
（政令への委任）
第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

中央省庁等改革の一環として、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人の制度を設け、その運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人通則法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するためのもので、その主な内容は次のとおりである。

1　この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいい、「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいうものとすること。

2　独立行政法人は、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないものとし、その業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないものとするとともに、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならないものとすること。

3　各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）一人及び監事を置くこととするとともに、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができるものとすることとし、法人の長及び監事は、主務大臣が任命するものとすること。

4　独立行政法人の職員は、法人の長が任命するものとすること。

5　独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないものとし、当該認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならないものとすること。

6　主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならないものとし、指示を受けた独立行政法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受け、その中期計画を公表しなければならないものとすること。

7　独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとすること。

8　独立行政法人の主務省に、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置くものとし、独立行政法人は、各事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならないものとすること。

9　評価委員会は、評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会に対して、その評価の結果を通知しなければならないものとし、この場合において、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるものとするとともに、当該通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項等を公表しなければならないものとすること。

10　主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとすること。

11　独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとし、財務諸表等の作成、会計監査人の監査、利益及び損失の処理、借入金等、財源措置、財産の処分等の制限等財務及び会計に関して、所要の規定を置くこと。

12　独立行政法人の設立、人事管理、罰則等その他の所要の規定を置くこと。

13　この法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独

立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するためのもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　高鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年四月二十八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（国家公務員法の一部改正）

第一条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

十七　独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員

第百三条第二項中「国の機関」の下に「又は特定独立行政法人」を加え、「つく」を「就く」に、「ついて」を「就いて」に改め、同条第九項中「国の機関」の下に「又は特定独立行政法人」を加える。

第百八条の六第三項中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第二号」を「第二条第四号」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第二条　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「公務員」の下に「、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年

法律第　　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役員若しくは職員」を加え、同条第二項中「公務員」の下に「、特定独立行政法人の役員若しくは職員」を加える。

（政治資金規正法の一部改正）

第三条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の九第一項中「又は地方公共団体の公務員」を「若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第　　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員」に改め、同条第二項中「又は地方公共団体の公務員」を「若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人の職員」に改め、「当該公務員」の下に「又は職員」を加える。

第二十六条の四第四号中「又は地方公共団体の公務員」を「若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人の職員」に改め、「当該公務員」の下に「又は職員」を加える。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第四条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七第三項中「）の適用を受ける職員」の下に「、独立行政法人通則法（平成十一年法律第　　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第五条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「又は地方公共団体の公務員」を「若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第　　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員若しくは職員」に改め、同項ただし書中「公務員」の下に「（特定独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。）」を加え、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「公務員」の下に「又は特定独立行政法人の役員若しくは職員」を加える。

第百三十六条の二第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「公務員」の下に「又は特定独立行政法人の役員若しくは職員」を加える。

第二百二十六条中「公務員」の下に「、特定独立行政法人の役員若しくは職員」を加える。

第二百三十九条の二第一項中「公務員」の下に「、特定独立行政法人の役員又は職員」を加える。

第二百五十一条の四第一項中「地方公共団体の公務員」の下に「、特定独立行政法人の役員又は職員」を加える。

（地方税法の一部改正）

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「国」を「国、独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものに限る。以下「非課税独立行政法人」という。）」に改める。

第七十二条の四第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　非課税独立行政法人

第七十三条の三第一項、第百四十六条第一項及び第百七十九条中「国」を「国及び非課税独立行政法人」に改める。

第二百九十六条第一項第一号中「国」を「国、非課税独立行政法人」に改める。

第三百四十八条第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　市町村は、非課税独立行政法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができない。

第四百四十三条、第五百八十六条第一項及び第六百九十九条の四第一項中「国」を「国及び非課税独立行政法人」に改める。

第七百一条の三十四第一項中「国及び」の下に「非課税独立行政法人並びに」を、「公共法人」の下に「（独立行政法人であるものを除く。）」を加える。

第七百二条の二第一項及び第七百四条中「国」を「国及び非課税独立行政法人」に改める。

（行政書士法の一部改正）

第七条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「期間」の下に「及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第　　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間」を加え、「これを」を削る。

第五条第五号中「公務員」の下に「（特定独立行政法人の役員又は職員を含む。）」を加える。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第八条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「人事院が指定する国の機関（以下「実施機関」という。）」を「実施機関（人事院が指定する国の機関及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第　　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）をいう。以下同じ。）」に、「責に」を「責めに」に改める。

第四条第三項第五号中「国」を「国（職員が特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人）」に改める。

第五条第一項中「国が」を「国（職員が特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下同じ。）が」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第二十六条第二項中「旅費を」を「旅費（実施機関である特定独立行政法人が出頭を命じた場合にあつては、当該特定独立行政法人が支給する旅費）を」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第九条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国家公務員（」の下に「独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員を除く。」を加える。

第七条第四項中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第十条第四項及び第五項中「国」を「国又は特定独立行政法人」に改める。

第十二条の二第一項中「各省各庁の長（」を「各省各庁の長等（」に改め、「規定する各省各庁の長」の下に「及び特定独立行政法人の長」を加え、同条第三項、第四項、第七項及び第八項中「各省各庁の長」を「各省各庁の長等」に改める。

第十二条の三第一項中「禁錮」を「禁錮（」に、「各省各庁の長」を「各省各庁の長等」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「以下同じ。）」の下に「、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）」を加え、同項ただし書中「国」を「国、独立行政法人」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第十一条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4　国は、独立行政法人に出資した固定資産のうち、当該独立行政法人が当該年度において固定資産税を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「国は」を「国（職員が独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人）は」に改める。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第十三条　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「受ける職員」の下に「、独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員」を加える。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正）

第十四条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

法務大臣は、前条の訴訟の争点が独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第一項に規定する独立行政法人（以下「独立行政法人」という。）の事務に関するものである場合において、特に必要があると認めるときは、当該独立行政法人の意見を聴いた上、当該独立行政法人の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指示を受けるものとする。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三　独立行政法人又はその行政庁を当事者とする訴訟が提起されたときは、当該独立行政法人は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

独立行政法人が訴訟を提起しようとするとき、又は独立行政法人若しくはその行政庁が訴訟に参加しようとするときは、当該独立行政法人は、法務大臣に対し、あらかじめ、その旨を報告しなければならない。

独立行政法人又はその行政庁を当事者又は参加人とする前二項に規定する訴訟に係る当該独立行政法人の事務（前項の訴訟の提起及び参加に係る事務を含む。）については、法務大臣は、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、指示をすることができる。

法務大臣は、前項の訴訟について、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、同項の独立行政法人の長に協議して、所部の職員でその指定するもの又は訴訟代理人に選任する弁護士にその訴訟を行わせることができる。

法務大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項の独立行政法人を所管する大臣の意見を聴いた上、当該大臣の所部の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。

第七条第一項及び第四項中「地方公共団体」の下に「、独立行政法人」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第八条中「第五項」の下に「、第六条の三第四項若しくは第五項」を加え、同条ただし書中「前条第三項」を「同項」に改める。

（国有財産法の一部改正）

第十五条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「職員」の下に「（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二条第二号の職員をいう。）」を加える。

（国家公務員宿舎法の一部改正）

第十六条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「国の」を「国等の」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一　国等　国及び独立行政法人（独立行政法

人通則法（平成十一年法律第　　号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　職員　次に掲げる者をいう。

イ　常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定める者を含む。）

ロ　独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（法令の規定により休業が認められた者その他政令で定める者を含む。）

第四条第二項中「所属する職員」の下に「（当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員を含む。）」を加え、同項第一号中「以下」を削り、同項第二号中「以下第九条」を「第九条」に改め、同項第三号中「官署」の下に「（独立行政法人の事業所を含む。以下同じ。）」を、「各省各庁の長」の下に「（当該職員が独立行政法人の職員の場合には、当該独立行政法人を所管する各省各庁の長。次条において同じ。）」を加える。

第六条第二項中「各省各庁所属の職員」の下に「若しくは当該各省各庁が所管する独立行政法人の職員」を加え、「以下」を削り、同条に次の二項を加える。

3　独立行政法人を所管する各省各庁の長は、当該独立行政法人の長に対し、当該独立行政法人の職員の住宅事情に関する資料の提出を求めることができる。

4　前項の規定により資料の提出を求められた独立行政法人の長は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第八条の二第六項中「各省各庁」の下に「及び独立行政法人」を加える。

第十三条第一号中「国」を「国等」に改め、同条第二号中「国」を「国等」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第十四条中「当つて」を「当たつて」に、「国」を「国等」に、「基き」を「基づき」に改める。

第十八条の見出しを「（宿舎の明渡し等）」に改め、同条第一項第四号中「国」を「国等」に、「基き」を「基づき」に、「明渡」を「明渡し」に改め、同項第五号中「明渡」を「明渡し」に改め、同条に次の一項を加える。

5　独立行政法人の長は、当該独立行政法人の職員で宿舎の貸与を受けている者が第一項第一号から第三号までの規定に該当することとなつた場合には、直ちに当該独立行政法人を所管する各省各庁の長にその旨を報告しなければならない。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十七条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「公務の」を「国家公務員等の職務の」に改め、同条第二項中「国」を「国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第　　号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一　職員　次に掲げる者をいう。

イ　常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

ロ　特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

第三条第一項中「所属の職員」の下に「及びその所管する独立行政法人の職員」を加える。

第八条第一項中「所属の職員」の下に「及び当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員」を加える。

第十二条の見出しを「（職員及び施設の提供）」に改め、同条第一項中「各省各庁の長」の下に「又は特定独立行政法人の長」を、「使用される者」の下に「又は当該特定独立行政法人に使用される者」を加える。

第三十一条第一号中「除く。）」の下に「、独立行政法人の役職員（非常勤の者を除く。）」を加える。

第三十七条第一項中「各省各庁」の下に「又は独立行政法人」を加える。

第四十一条第二項中「公務又は」を「公務（特定独立行政法人以外の独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）又は」に改める。

第六十八条の二に次の一項を加える。

2　育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

第六十九条中「前条ただし書」を「前条第一項ただし書」に改める。

第九十九条第三項第一号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削り、同条第五項中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第三条」を「第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条」に改め、「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を、「組合員」の下に「（独立行政法人の職員である組合員を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

6　独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「国の負担金」とあるのは、

「独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7　独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「並びに国の負担金」とあるのは「、職員団体の負担金並びに独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

第百二条第一項中「又は」を「、独立行政法人又は」に改め、「同条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、同条第四項中「国」を「国、独立行政法人」に改める。

第百二十二条中「国」を「国又は独立行政法人」に改める。

第百二十四条の二第一項中「又は職員団体」を「、独立行政法人又は職員団体」に改め、「同条第五項」の下に「から第七項まで」を加える。

第百二十五条第一項中「、同条第五項中「第三条」とあるのは「第三条若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条」と」を削り、同条第二項を削る。

第百二十六条の二第四項中「第六十八条の二ただし書」を「第六十八条の二第一項ただし書」に、「同条ただし書」を「同項ただし書」に改める。

附則第十四条の三第五項中「国」を「国、独立行政法人」に改める。

附則第二十条の三第二項中「第百二十五条第一項」を「第百二十五条」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十八条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表投資者保護基金の項の次に次のように加える。

独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

（印紙税法の一部改正）

第二十条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二帝都高速度交通営団の項の次に次のように加える。

独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

（登録免許税法の一部改正）

第二十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二帝都高速度交通営団の項の次に次のように加える。

独立行政法人（その資本の金額又は出資金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

（消費税法の一部改正）

第二十二条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表投資者保護基金の項の次に次のように加える。

独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

（法人税法の一部改正）

第十九条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。

独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

（労働関係調整法の一部改正）

第二十三条　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「国営企業担当使用者委員」を「国営企業等担当使用者委員」に、「国営企業担当労働者委員」を「国営企業等担当労働者委員」に改める。

第八条の三中「作製」を「作成」に、「国営企業担当使用者委員」を「国営企業等担当使用者委員」に、「国営企業担当労働者委員」を「国営企業等担当労働者委員」に改める。

（国営企業労働関係法の一部改正）

第二十四条　国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律

第一条中「国営企業」の下に「及び特定独立行政法人」を加える。

第二条第二号中「国営企業」の下に「又は特定独立行政法人」を加え、同号を同条第四号と

し、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　特定独立行政法人　独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。

三　国営企業等　国営企業及び特定独立行政法人をいう。

第三条第一項中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同条第二項中「四人」を「六人」に改める。

第四条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　国営企業等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

第七条第一項及び第二項、第八条から第十条まで、第十二条第一項並びに第十七条中「国営企業」を「国営企業等」に改める。

第二十五条の見出しを「（国営企業等担当委員）」に改め、同条中「四人」を「六人」に、「国営企業担当公益委員」を「国営企業等担当公益委員」に、「国営企業の」を「国営企業又は特定独立行政法人の」に、「国営企業担当使用者委員」を「国営企業等担当使用者委員」に改め、「国営企業職員」の下に「又は特定独立行政法人職員」を加え、「国営企業担当労働者委員」を「国営企業等担当労働者委員」に改める。

第二十六条第一項中「国営企業」を「国営企業等」に改め、同条第二項中「国営企業担当公益委員、国営企業担当使用者委員若しくは国営企業担当労働者委員」を「国営企業等担当公益委員、国営企業等担当使用者委員若しくは国営企業等担当労働者委員」に改める。

第二十九条第一項中「国営企業」を「国営企業等」に、同条第二項中「国営企業担当公益委員」を「国営企業等担当公益委員」に、「、国営企業」を「、国営企業等」に、「国営企業担当使用者委員」を「国営企業等担当使用者委員」に、「国営企業担当労働者委員」を「国営企業等担当労働者委員」に改める。

第三十四条第二項中「国営企業担当公益委員」を「国営企業等担当公益委員」に改め、「三人」の下に「若しくは五人」を加える。

第三十五条中「委員会」を「国営企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定独立行政法人とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならず、また、政府は、特定独立行政法人が当該裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

第三十九条中「及び大蔵大臣」を「、財務大臣」に改め、「この企業に関するものに限る。）」の下に「及び特定独立行政法人を所管する大臣（当該調停又は仲裁に係る特定独立行政法人を所管する大臣に限る。）」を加える。

第四十条第三項中「国営企業」を「国営企業等」に改める。

附則第三項中「国営企業」を「国営企業等」に改める。

（労働組合法の一部改正）

第二十五条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第一項中「十三人」を「十五人」に改め、同条第二項中「四人」を「六人」に、「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第十九条の十第一項」を「以下この項及び第十九条の十第一項」に改め、「同じ。）」の下に「又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第三号及び第十九条の十第一項において同じ。）」を加え、「同法第二条第二号」を「国営企業の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第四号」に改め、「という。）」の下に「又は特定独立行政法人の同号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）」を加え、同条第五項中「六人」を「七人」に改める。

第十九条の四第二項に次の一号を加える。

三　特定独立行政法人の役員、特定独立行政法人職員又は特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

第十九条の七第四項中「五人」を「六人」に改め、同条第五項中「六人」を「七人」に、「五人」を「六人」に改める。

第十九条の十第一項中「紛争」の下に「、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争」を加える。

第十九条の十二第四項中「そのうち六人以上」を「そのうち七人以上」に改める。

第十九条の十三第一項中「国営企業職員」の下に「及び特定独立行政法人職員」を加え、同条第四項中「六人」を「七人」に改め、「「国営企業職員」の下に「及び特定独立行政法人職員」を、「（国営企業職員」の下に「又は特定独立行政法人職員」を加える。

第二十四条第二項中「国営企業職員」の下に「及び特定独立行政法人職員」を加える。

第二十五条第一項中「、国営企業職員」の下に「及び特定独立行政法人職員」を、「（国営企業職員」の下に「又は特定独立行政法人職員」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二十六条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「公務員」の下に「（独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員又は職員を含む。）」を加える。

第八条第四号中「国又は」を「国若しくは」に改め、「公務員」の下に「又は特定独立行政法人の役員若しくは職員」を加え、同条第五号中「期間」の下に「及び特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間」を加える。

別表第二第八号中「厚生省又は労働省」を「厚生労働省」に改め、「期間」の下に「及び厚生労働大臣が所管する特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間」を加える。

（児童手当法の一部改正）

第二十七条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中「定める国家公務員」の下に「（独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）」を加える。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第二十八条　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「組合職員等（」を削り、「第百二十五条第一項」を「第二条第一項第一号ロに掲げる者、同法第百二十五条」に改め、「をいう。）」を削る。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第二十九条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第九項中「前二項」を「第八項及び第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　前二項の規定は、特定独立行政法人職員について準用する。この場合において、第八項中「主務大臣等」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）の長」と、「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人の職員（常時勤務することを要しない職員を除く。以下この条において同じ。）」と、前項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人の職員」と読み替えるものとする。

第五十二条第五項中「第二項」を「第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前三項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員（常時勤務することを要しない職員を除く。第十項において「特定独立行政法人職員」という。）について準用する。この場合において、第三項中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号。以下この条において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「給特法第四条に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「主務大臣等」という。）」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前項中「主務大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の施行の日から施行する。ただし、第二十三条中労働関係調整法第八条の二第四項の改正規定（「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める部分を除く。）及び第八条の三の改正規定、第二十四条中国営企業労働関係法第三条第二項、第二十五条、第二十六条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項の改正規定、第二十五条中労働組合法第十九条の三、第十九条の七及び第十九条の十二第四項の改正規定並びに第十九条の十三第四項の改正規定（「六人」を「七人」に改める部分に限る。）並びに次条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、別に法律で定める日から施行する。

（労働組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二十四条の規定による改正後の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（以下「新国労法」という。）第三条第二項の規定の適用については、中央労働委員会の委員の数が第二十五条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第一項に規定する数に達する日（以下この条において「任命日」という。）の前日までは、新国労法第三条第二項中「六人」とあるのは、「四人」とする。

2　新国労法第二十五条の規定の適用については、任命日の前日までは、同条中「六人」とあるのは、「四人」とする。

3　中央労働委員会の委員の定数のうち第二十五条の規定による労働組合法第十九条の三第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するために新たに行われる委員の任命のために必要な行為は、第二十五条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第二項の規定の例により、前条ただし書の法律で定める日以前においても行うことができる。この場合において、労働組合法第十九条第一項に規定する使用者委員の推薦は国営企業（新国労法第二条第一号に規定する国営企業をいう。以下同じ。）又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第　号）の施行の際に同法第一条第一項に規定する個別法が成立している同法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「個別法が成立している特定独立行政法人」という。）を所管する大臣が、労働組合法第十九条第一項に規定する労働者委員の推薦は国営企業の新国労法第二条第四号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は個別法が成立している特定独立行政法人の職員となる者が結成し、若しくは加入する国家公務員法第百八条の三の規定により登録された職員団体が行うものとする。

4　労働組合法第十九条の二第三項及び第四項の規定は、中央労働委員会の公益委員の定数のうち同条第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するための公益委員の任命について準用する。

5　中央労働委員会の委員の定数のうち第二十五条の規定による労働組合法第十九条の三第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するために新たに任命された委員の任期は、同法第十九条の五第一項の規定にかかわらず、任命日から、

その任命の際現に中央労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

（社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に従前の厚生省又は労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した公務員に対する第二十六条の規定による改正後の社会保険労務士法別表第二第八号の適用については、当分の間、同号の免除資格者の欄の2中「厚生労働省」とあるのは、「厚生労働省又は従前の厚生省若しくは労働省」とする。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律等の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

一　防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の二第五項

二　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第一項

三　厚生労働省設置法（平成十一年法律第　号）第三十一条

（労働基準法の一部改正）

第六条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号中「同条第六項」の下に「及び第七項」を加える。

第百五条の三第一項中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項中「左に」を「次に」に、「基いて」を「基づいて」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第六号中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

（船員法の一部改正）

第八条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「同条第六項」の下に「及び第七項」を加える。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第九条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第六十九条の項中「前条ただし書」を「前条第一項ただし書」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第百二十五条第一項」を「第百二十五条」に改める。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正）

第十一条　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第二号」を「第二条第四号」に改める。

（社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第十二条　社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第百二十五条第一項」を「第百二十五条」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条　国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第五条中国家公務員退職手当法第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項中「国家公務員（」の下に「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに」を加える。

第九条中国家公務員宿舎法第二条の改正規定を次のように改める。

第二条第二号イ中「免除された者」の下に「、同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者で政令で定める者」を加える。

第十五条のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条第三項の改正規定中「加える」を「加え、同条第六項中「職員（」の下に「国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の」を加え、同条第十項中「職員（」の下に「国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の」を加える」に改める。

（地方公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　地方公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条第六項の改正規定中「第五十二条第六項」を「第五十二条第七項」に、「第九項」を「第十一項」に改め、同条第九項の改正規定中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第十五条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第六十八条の二ただし書」

を「第六十八条の二第一項ただし書」に改め、同条第四項中「又は職員団体」を「、独立行政法人又は職員団体」に改め、「同条第五項」の下に「から第七項まで」を加える。

理由

独立行政法人通則法の施行に伴い、国家公務員法その他の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法人通則法の施行に伴い、国家公務員法その他の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　国家公務員法について、同法に定める特別職の職に特定独立行政法人の役員を加えること等所要の改正を行うこと。

2　国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法について、独立行政法人の役員及び職員にこれらの法律の規定を適用することとし、所要の規定の整備を行うこと。

3　国営企業労働関係法について、特定独立行政法人及びその職員に同法の規定を適用することとし、法律の題名を国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律に改めるとともに、同法、労働関係調整法及び労働組合法について所要の規定の整備を行うこと。

4　所得税法、法人税法、印紙税法、登録免許税法、消費税法及び地方税法について、一定の独立行政法人を非課税法人とする等所要の改正を行うこと。

5　最高裁判所裁判官国民審査法、政治資金規正法、一般職の職員の給与に関する法律、公職選挙法、行政書士法、国家公務員災害補償法、国家公務員退職手当法、地方財政再建促進特別措置法、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律、国有財産法、国家公務員宿舎法、社会保険労務士法、児童手当法、勤労者財産形成促進法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等について、所要の規定の整備等を行うこと。

6　本法の施行期日及び本法の施行に伴う所要の経過措置等を規定すること。

二　議案の可決理由

本案は、独立行政法人通則法の施行に伴い、国家公務員法その他の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月九日

行政改革に関する特別委員長　髙鳥　修

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、国民の行政ニーズの在り方、例えば環境、福祉等への期待等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は、各省の上に立つものであり、特に内閣官房の総合調整機能は、内閣としての最高かつ最終の機能と位置付けた運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所は、内閣府のシンクタンクとして、民間シンクタンク等の機能も幅広く活用できるよう拡充・強化すること。

一　所掌事務規定は、各府省の任務を達成するため必要となる明確な範囲を定めたものであり、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　各府省の分掌官の任命は必要最小限とすること。なお、分掌官の部下となる職員は分掌官の下に固定されてはならないこと。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨とし、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状から、その体制強化を図ること。

一　行政評価の実効性を高めるため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討に着手すること。

一　国家公務員の定員削減計画の策定等により、二十五％削減の実現に万全を期すこと。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の職員については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等に応じて特定独立行政法人以外の法人とするようできる限り努力すること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進するとともに、現時点で存続している特殊法人についても、それぞれの業務内容を踏まえつつ独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等いずれかの経営形態を選択することを検討すること。

また、特殊法人の組織・業務内容等の評価及び存廃・民営化・国の機関への編入、業務の見直し等の提言を第三者機関に行わせ、政府はそれを尊重すること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等については、雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人の適用、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　六九〇円（本体六六〇円）